が爲めに壽あらんと、上國に赴き諸靈區に祈る、路にして出羽巢湯の客に遇ふ、意氣相得て故人の如し、長途興に倶に還る。而して白川關に至る、是れ即ち奥羽の岐路なり、將に相辭せんとして、離觴を稱ぐ、羽州の客曰く吾に一女あり、君の令郎と年相若し而して未だ嫁せず、少しく容色あり、望みらくは令郎に配し、以て箕帚を執らしめよと。帰部大に喜び、固く約して別る、家に帰れば太郎已に病死す、夫妻相持し哭泣悲傷、未だ巢湯に赴くに及はず、而して巢湯より女已に至る、夫妻益悲傷、女をして還て改め嫁せしめんとす。女哀恨肯んぜず、之れを強れば則ち自頸せんと欲す、之れを如何ともす可からず、女の意に任かす、女は奉養至孝居る數年、夫妻相尊て死す、女は世の無常を感じ、逝者の爲めに冥福を祈らんと尼と爲り、名を紅蓮と曰ふ、庵を結びて居る適ま觀音堂下の梅を見、夫の遺愛を憶ひ、遺恨を其樹に托し、國風を賦して曰く。「咲かじな今や主と詠む可し軒端の梅の有らん限は」是より後花を見ず、尼懐愴に堪へす、復た賦して曰く。「植置し花の主は果無きに軒端の梅は咲ずとも有れ其年花の開く故の如しと云ふ。是れ明初卞氏枯枝牡丹の事と絶た相類せり。亦た松島の一佳話なり、後に尼煎餅を製して之を鬻ぎ以て衣食に給す、此地今尚煎餅を以て名産と爲す。而して尼始めて之れを製するの故を以て、紅蓮煎餅と稱し、或はたゞ紅蓮と稱せり。而して常に之れを鬻かす秋冬より暮春に至るまで、軒端梅花の開落を以て度と爲し、以て尼の清操を追慕するなり。凡そ梅花の際遊で皈る者、相餽遺せざる者なし。或は相傳て曰く。梅樹老幹蒼蘚、要するに二三百年外の物、而して寛文中に至て枯る。今の樹は則好事者の之れを植るもの而して今を距る百六十年と云ふ。

【三交の松】 松島公園法性庵の址跡に在り。路傍に巨岩あり高さ丈余、二株の古松と一株の老櫻互に相寄り巨岩に沿ふて伸長し岸頂に至れば抱擁して、幾んど一樹の如し、嘗て老梅の一株あり互に擁して交生せしとあり、三交の名之れより生る、今は「梅は散る」の世の慣ひに殉せし乎。松と櫻のみ窓より眺め得らるゝ時の粲えさ、形容詞を借用すれば「蟠根恰から雙龍の珠を爭ふが如く、枝葉抉蹊として冲天の舞鶴に似たり。」

【羅漢樹】 里人稱して「佛の成る木」と云ふ、樹皮は扁柏の如く、葉形金松葉に酷似す、實は黄赤にして地藏尊體の如し冬季に至るも落葉せずと云ふ、蓋し支那の羅漢柏なるべし、木曾中にある「いぬきき」又「くさまき」ならん乎。

【連理の松】 浦戸村金ヶ濱駒掛公園の下鬼ヶ濱に盤根錯交、其狀蟠龍の眠むるが如き、數百年の樹齢を翠色碧海に持て

る二本の老松あり、明治四十二年寺田本縣良二千石は、愛てさの余り名付の親となりて「連理の松」と冠稱せられき。

第二項　洞窟佛

一、岩窟

こゝに岩窟佛と題せるは、俗に穴薬師と稱ふるものを云ふ。穴薬師の存置しありしは、岩切村東光寺の裏山、利府村菅谷に、七ヶ濱村湊の三ヶ所なり。郷人の傳に慈覺大師が一夜の内に三ヶ所の岩窟に佛像を刻造したるが故に、岩切にあるを「宵」の薬師と云ひ、菅谷にあるを「夜中」の薬師、湊にあるを「夜明」の薬師と云ふ。菅谷●湊の二ヶ所は洞窟に堂宇を造り鎖鑰あり開いて觀るを得ざるも、岩切の宍薬師屋宇の構へなきを以て髣見するを得たり、郷説の如く薬師の尊像なりしや審ならず。

薬師如來の尊像同一にあらざるも、薬壺の印と云ふと雖も、實は法界定印にして胎藏の大日如來と不二なるの深旨を表するが主眼にしあれば欠くべからざるの型法なり、何れにしても、薬師如來念誦儀軌●卅迦陀耶雙身毘沙門軌等の尊像型に據らざるはなし。果して穴薬師と稱する尊體に此の種成型ありしや否やは、鎖鑰を開き懇ろに拜視の後ちにあらざれば斷定しがたし、去れど古代人種の遺跡を尋ぬるには好個の侶伴なりき。大正十二年北海道奥澤小學校長五十嵐氏は岩窟に彫造せる縦二尺横一尺五寸の顔面に、又蘭島驛の隣郷畚部川の右岸鐵道切通し岩壁にフゴツペの古代文字の發見に、又奈良縣地獄谷に於ける岩窟佛は既に世に公刊せられたり。宍薬師の天然洞窟を編するに特に岩窟佛と暫定し後者の教を待つ。

二、洞窟一斑

【蝦夷穴】 鹽竈町の西北數丁を距る、泉が澤園の丘陵に十數箇の横穴あり鄕人稱して蝦夷穴と云ふ。內四個は南に面し四個は北に面して相對せり、三十年前に在りて洞內に出入しありしも、土砂の崩壞と草木の繁茂に遮斷せられ、只二個のみ出入するを得、入口狹隘にて匍匐漸くにして洞內に入を得、洞內廣濶にして四五人は優に起臥するに自由なり復た同町の北方、上野原の西谷及後吉津の前方北崖にも二三の窟窪あり。穴居時代の先住民族の佛を偲ばしむ。

【牢獄洞】 廣瀨村熊根、廣瀨川の畔にあり、方一間。或は往時囚徒の拘禁所にはあらざる乎。

聞老志六の上。牢獄洞。在熊臥村河畔。有空洞。其狀方一間。鄕俗曰牢獄。

【法身窟】 一に「無相窟」と云ふ。松島瑞巖寺門內の左にあり。縱四間二尺、横四間一尺五寸。洞窟廣濶にして、法心上人の禪堂なり、最明寺北條時賴入道洞窟に容して上人と改宗を約せり、法身窟の名是より生ず、其後七八十年を過ぎ嵯峨天龍寺夢想國師洞窟に入り、天台止觀を講ぜしより夢想窟と云ふ。窟裏に一基の碑あり、碑に弘長三年（皇紀一九二三年）十一月二十二日の刻あり、恰かも北條時賴薨去の歲月なり、蓋し瑞巖寺僧の建る所にして、時賴追修の碑なるべし。左に。

最明寺副元帥平時賴道崇居士。弘長三年癸亥十一月二十二日

【無名窟】 瑞巖寺山門內にあり。路傍の丘陵に穿ちし洞窟殆んど百を以て算ふ、古惟奇異にして形容大小一ならず、洞內の岩壁は上下四面悉く滑澤にして、天鎭鬼鑿の妙恰かも利鉋を以て削るが如し。里人稱して先住民族が太古時代の穴居の址なりと、掘鑿の樣式に徵すれば、巧佳珍異にして穴居の遺跡なりとのみ推定し難かるべし。或は云ふ天台僧徒の修法窟なりと。

第三項　國府厨印

鼻節神社の古鋼印は即ち國府厨印なり。七ヶ濱村大字花淵に鎭座せる鼻節神社の神寶なり。明治天皇第二次東北御巡幸に際し、松平宮城縣知事內命を社人樋渡佐太夫に下して寫覽に供せしことあり。考證左に。

徵考。（遠藤信道）。官印にすべて角方なり、古印を見るに摘帶は二樣あり、甲凸乙凹の如し、甲圖に似たるは其の古きことを知るべし。想ふに國守の品外の官なる主厨の用たるものと知られたり。固主厨は品外正八位相當の官にて、專諸國に在りて例貢の御贄及諸具を掌り、省掌又は廳掌などに似たる官なり。此の印を當國にて用ひしは、承和七年以前の事と知らる。然るにこの印の如何なる緣故ありて、この社に傳はりけん、知る由はあらざれども、試に言はゞ、此の里人の口傳をきくに、蓍この地に花淵菜といふもの古くより住みてありしが、天正慶長の頃其家滅びたりとて、其の城址鼻節神社の森の北に猶殘れり。然るに花淵菜はこの社を殊に崇敬ひけるより、此の社を花淵家の內神の如く思ひて、其の子孫は今に絕えず參詣することありとなす。又此の邊は皆海濱にて漁獵を業として渡世する者多く花淵濱は此の邊にての早く開けたる由なれば往昔當國の例貢の御贄は多く此の地より出でたるものと覺ゆ。されば花淵氏の先代にて當國の主厨などに任ぜられ、厨倉をこの濱邊にたて、年々御贄を奉りしも知るべからず、彼是ふかき緣故ありて、此の社に傳はりしにはあらざるかと案ぜらる。何はともあれかくまれ、斯在愛でたき古印のこの社に傳はりしは實に、古社の証にて國の寶とも云ふべきものなれば、永く傳はまほしきなり云々。この印は今より四十二三年前、御屋根替の折柴の上に結び付けありしを發見せるものにして、この他になほ二三の古印等ありしを、遂に紛失したりとは、口惜しき限りなり。

多賀城國府遺蹟。（大槻文彦）。國府厨印。多賀城址の東二里許なる花淵濱に鼻節神社あり、延喜式神名帳の宮城郡の名神大社なり此社に古く傳へし神寶ありて、見る者は明を失ふて、恐れ合ひしに前年神殿を修理せむと殿內を掃ひ淸めし時、社人樋渡佐太夫といふ者其神寶を出し見しに一つの古銅印にて、方一寸三分、印文に國府厨印とあり、圭鈕にして黑きこと鋏の如し、古色掬すべし、樋渡氏之を藏す。明治十三年鹽竈神社宮司遠藤信道考證していふ、此印は國司品外の官なる主厨の用ひたるものと知られたり固と主厨は品外正八位相當の官にて、專ら諸國にありて例貢御贄及び諸具の事を掌り、省掌又は廳掌に似たる官なり。承和七年九月二十三日太政官符に。前略右檢案內。依去弘仁十四年正月二十九日論奏。主厨二員。而今得太宰府解。僞自停主厨以來。例貢御贄。並諸具事。解煩多闕。望省主城。置主厨。云々。但官位爲正八位。とあれば、此文は太宰府のみのやうに思はるれど左にあらず、其始伊勢。安房。陸奥。九州。四國などの如き、海魚、海藻を例貢とする國々には、固と此官を置かれしを、弘仁十四年の論

奏により之を停められしも又此時太宰府に限り上請して主厨を置きたるなり。故に職員令には此官を太宰府の官員のみに載せられたるものならん。されば此より押して考ふるに、此印を當國に用ひしは、承和七年以前の事と知るべきなりといへり。然れども諸制度に就いて、太宰府陸奥出羽の邊境は此限りにあらずといふこと、往々史に見ゆれば陸奥國府にも再び主厨を置かれたらんも知る可からず。

扨今も鼻節神社の祭典には舊例として、花淵濱より魚を献ずといへば、古へ當國例貢の御贄も此濱より出てたるものと考へられ、それらの緣故にて此印當社に傳はりしものか、職名令に太宰府主厨一員正八位上。判授職田一町四段。事力四人。掌醯醢鹽苅醬鼓鮭等事。とあり。國府厨印の國の字の中を王に作れり、此字體は多賀城碑、國分寺瓦にも見え、中村景蓮(佛庵)の藏せし有國私印とある印にも國の中を王に作れり、古樣なる見るべしと、寛政中市川寛齋の考證あり(參議藤原有國は村上一條兩朝に仕へし人なり)

第四項　雜　器

【驛鈴】　鹽松勝譜に驛鈴の圖を示して「寛仁元年供于鹽廟驛鈴圖」と錄せり。寛仁元年(皇紀一六七七)後一條天皇即位の元年なり。圖に倚り案ずるに六稜驛鈴にして恰かも隱岐國造家に藏する驛鈴とその形象は一なり。去れば諸國に驛鈴を給するの數を定む、陸奥國は四口を定數とす。

日本逸史。太宰府二十口。三關及陸奥國各四口。大上國三口。中下國二口とす。

【防火鈴】　瑞巖寺に在り。瑞巖寺(當時圓福寺)第五世空巖即ち覺滿禪師は唐僧なり、嘉元元年(紀皇一九六三)示寂一山一寧その畫像に讃して「超然氣宇不群。盎然和煦如春」云々。禪師在住の日水印を結び咒して徑山寺の火災を救ふ。答禮の使僧松島に禪師を訪ひ贈るに高七八寸徑四五寸の鈴一個を以てす、後人稱して防火鈴と云ふ。參證下に。

松島蒙求。(鈴木雨香著)。覺滿傳鈴。唐僧覺滿爲圓福寺第五世。一日呼水灌庭石自朝至晝。侍者問其故。曰徑山寺有火災困救之也。後二年有徑山寺書至。副一巨鈴。曰聊以謝救火之恩。以來每歲除夜。寺僧懸之於頸。唱般若心經鳴之。巡松島區巷以禳火災。永以爲例。今尙依其舊。

松島圖誌。(櫻田氏)。法雲庵の庭上に。石二つあり、一は長五尺幅壹尺五寸、一は三角の形三尺程つゝあり。昔唐僧覺滿禪師此庵に住せしに、ある時僧徒を集め、此貳つの石へ、水を汲かけさせ給ふ事頻なりければ、何故ぞと問ひしに、唐土徑山寺に火災あり、我水の印を咒してこれを救ふなりと、猶水を灌きてやまず、晩景に至て終りぬ、其後一二年を經て、徑山寺より禪師に書簡を賜ひて其功を謝し、禮物として鈴を送らる、これを火鈴と名づけて、いま瑞岩寺にある什物なり。高さ七八寸、徑四五寸程ある鈴なり。形はつり鐘の如くにして、中に舌あり。每年正月元日曉丑の時に、塔頭の僧一人、これを頸にかけて、兩手もてふり鳴らして、松島の市中を巡行す。火災を禳ふの　法といへり。其音淸亮にして數十丁の外までも聞ゆといふ。(手に振る所は、紙にてつゝみ、水引にてむすびをく。先年あやまりて井の中におとしたるとぞ。)

【雲板】　松島瑞巖寺に在り。銘に「嘉曆丙寅秋」と鐫す。丙寅は後醍醐天皇嘉曆元年(皇紀一九八六)なり、又「明極誌」と鐫すと、明極は圓福寺(瑞巖寺前號)開山法身禪師第十世明極祖俊なり祖俊は南朝崇拜の唐僧なり。銅圓徑二尺九寸。

仙臺金石志卷之四。松島瑞巖寺雲板銘。五百五十年。嘉曆丙寅秋。圓福庫院雲板。住持明極誌。(曆號僧名は左右)

松島蒙求。明極鑄磬。明極亦唐僧。爲圓福寺第十世。曾鑄一大銅磬。縱二尺五寸橫三尺。中央有圓福庫院雲版六字。左嘉曆丙寅秋五字。右住持明極誌五字。瑞巖寺庫裏晨昏擊以報警。

【鐵燈籠】　文治三年(皇紀一八四七)藤原秀衡三男泉三郎忠衡の寄進にして今は隨身門內拜殿の傍に在り。文政年間の記に廟門の右にありと見ゆ、寛政四年七月鐵扉は盜失せり鹽亭更に摸擬して之れに更ふ。燈の形容並に奉納筆跡等左に燈圓體方基共に舊を存す兩扉は寛政中鹽亭藤塚知明の模造する所にして、蓋は後年の修補に係る。

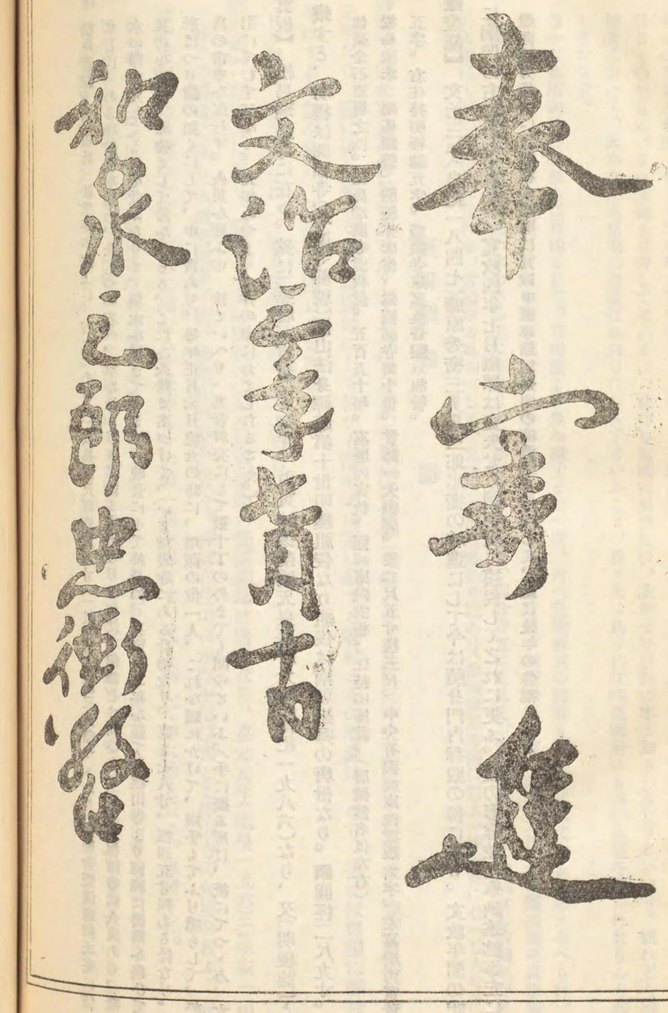
奉寄進
文治三年
和泉三郎
初衡敬白

鹽松勝譜。鐵寶燈。廟門の右にあり、石を以て礎となす趺の如し、竅ありて其蓋笠の如し、頭端より根に至る高さ九尺二寸、廻り六尺二寸五分、礎の高さ二尺八寸五分。竅扉は日月の形を穿ち、其上に奉寄進文治三年七月十日和泉三郎忠衡敬白の十九字を鐫む扉は今朽損するを恐れ、神庫中に藏む。蓋し忠衡は前奥羽兩州の太守秀衡の第三子。文治三年今文政四年を距る五百八十六年なり仙臺金石志。「晉鐘吟」(芭蕉翁)神前にふるき寶燈あり、かねの戸びらの面に、文治三年和泉三郎寄進と有、五百年來の俤の今目の前にうかびて、そゞろに珍らし。渠は勇義忠孝の士なり、佳名今に至てしたはずといふ事なし、誠に人能道を勤義を守べし、名もまた是にしたがうと言へり、日既に午に近し船をかりて松島にわたる。

詠泉忠衡寄進鐵燈。詩並歌。人口存名勇義聞。器容無足錠燈分。月明扉上下秋影。相照長懸不朽文。

劍太刀　名註不朽　燈乃　扉爾千代乃　影毛見國

文治三年和泉三郎寄進、鐵燈扉　壹枚。右扉盜人所爲にも候哉取放候えども。片扉坪かね相附居候に付、當番鈴木刑部見當申聞候間、又候被盜取候儀も難計、取仕廻御神庫に納置候段、方丈えも申達、致箱入指置候者也。

寛政四年七月十八日　當番頭鈴木豐岐守

【釜】胴直徑凡一尺、口直徑凡四寸五分、蓋直徑凡五寸、富山觀音大仰寺に在り。傳へて田村將軍自用の物なり、と。

【甕】七北田村松森區の祀堂にあり。七北田村誌に據れば一見古き素燒の甕にして、形狀深さ二尺六寸、口徑一尺六寸胴徑三尺一寸、口緣一寸なり。仙臺藩士熊谷平藏明治維新前松森に住宅を構へ、氏神として之を奉祭し、傳へて素蓋鳴尊が大蛇を退治したるときの酒瓶なりと云ふ。眞僞はもとより判定し難かるべきも、古きものたるには相違なかるべし。

【兜】七北田村上谷刈區八木澤に祠堂を建てゝ奉齋する神體は兜なり。何れの時代又誰某のものなりしは知るに由なきも、恐らくは鎌倉以前の古器なりしと推定せらる。由來此地藤原三代時代にありては「八木澤の庄」と唱へ、秀衡が名馬「太夫黑」の飼育所のありし所なり。「平家物語」に佐藤嗣信最後の事に出てたる、太夫黑といへる名馬は藤原秀衡が

九郎判官義經に餽せるものにして、此の八木澤より產出したる駿足なりしと傳ふ。さればこれ等の經緯より推察すれば名ある武士の使用せる兜にてありしならん。又此の地は文治の古戰場にして長命寺は即ち物見ヶ岡なりと村勢要覽に見ゆ。

【浦戸の古器】浦戸村寒風澤港の東南一浬の所に船入島と稱し、面積數丁歩の島嶼あり、島中に貝塚あり、貝殼及び土器等を埋沒せりと。又石濱の黒森より津森山に連亘せる傾斜面を爲せる畑地に「鹿之」と稱する附近に貝塚あり、共に有史以前の先住民族住居の遺蹟なりしと。又桂島より石濱に通ずる道路の左側に「臺」と稱する一帶の丘陵あり、往昔貴人の住家にして、瓦甃の土器、往々出土することあり。

【矢の根】鹽竈町内宮町の數丁を隔つる所に耕圃あり。臺園と稱す、耕圃の一部より矢の根を發掘することあり、秋雨後に非ざれば容易に得ること能はず。

【矢の根】七北田村山の寺附近より出土す、形狀菱形なり。蝦夷種族の使用せる武器なりしか、又矢の根石を貨幣として使用せし時代もありしといへば、それ等の時代に埋沒せしやも知るべからずと、七北田村誌は記せり。

【食器】七郷村大字荒井字藤田新田の北方三十間に水田あり、此地流域方向變換以前に在りては廣瀨川の流域地帶に屬せり、今は五六丁歩の水田となる、此地下尺余にして、石斧又は茶碗形の土器を發掘す。

第五項　多賀城址の瓦

一、起　源

瓦は梵語の「迦波羅」なり、齋宮寮の忌詞に、寺を瓦葺と稱す、蓋し塔堂伽藍に瓦を使用せるも、宮殿家屋に瓦を使用せざるは古代の式制なり、宮殿を葺に瓦を用るは後世のことなり、去れど舊名は改ることなくして今に及ぶ。その瓦の本邦に輸入せしは、用明天皇元年（皇紀一二四六）説と又崇神天皇元年（皇紀一二四八）説あれども共に百濟國の進調物なりしは一なり。

箋注。按。加波良。蓋梵語。瓦甃名迦波羅。是梵語羅名。蓋瓦之入皇國。崇神元年紀云。百濟進調。并獻舍利。僧。寺工。鑪盤博士瓦博士。畫工。蘇我馬子宿禰請百濟僧等。問受戒之法。云々。始作法興寺。是瓦爲造寺而來。當時人家屋無用之。工藝志料。用明天皇元年百濟の威德王。瓦博士麻奈父。奴陽貴。文斤貴文。昔麻帝の四人を献ず、是より後本邦に於て始めて瓦を造り、以て屋を葺く。

瓦の傳來は前説の如くなれど僅かに二年の後先あるのみなり。孝德天皇の御宇筥陶司を置き後ち又土工司をして作瓦の事を掌らしめ、且諸國に令して國分寺の塔堂伽藍を造營せしめたるに降して作瓦の製法を傳習せしめたりしは國史に記錄しありしもならしめしなるべし。

郡誌資料。多賀城瓦、城址より多く瓦を掘出す、好事のもの覗とす。牡瓦牝瓦あり表面に鑿の痕の如く、又席目の如きあり裏面は布目なり。瓦當は表裏に種々の模樣あるなり灰黒色のもの多し、然れども多くは碎けて全きものは稀なり。多賀城址より北二十丁許。利府驛より松島に至る道の中程に、燒瓦場と稱ふる地名あり此邊より古瓦片多く出づ、多賀城瓦を燒きし所なりと云傳ふ。黒川眞頼氏の工藝志料に、大化の改革に土師連の督せし土師の工人を收めて窯陶司を置きて陶土を管せしめ、土工司を置きて瓦を作らしめられし由を云へれば、瓦工は夙くよりありき。多賀城の瓦も京より瓦工を下し、傳習して製せしめしものにあらんか。後の事なれど三代實錄、清和帝貞觀十二年九月十五日甲子の條に、新羅人潤清等十人を陸奥國に配置し、潤清等才長於造瓦。預陸奥國。修理府料造瓦事。今長其道者。相從傳習。とあり。用明帝元年百濟國瓦博士を献ず、是より本邦に於て始めて瓦を造りき。瓦は寺

にのみ用ゐ始めるが如し神宮の忌詞に、寺を瓦葺と云へり。瓦の製造初め韓人の傳へたるなれば、貞觀以前にも韓人の瓦工の陸奥へ配置せられし事あらんも知るべからず。

二、窯　址

多賀城址より出土の瓦の片鱗は、考古と云はず風騒と云はず各種の智識階級方面より、愛翫し愛護し愛惜の集注點となりしは、賴山陽の「多賀城瓦研歌」等に賴りて知るを得べし。而して希に觀る多賀城瓦の作製地に就いて、利府村春日の瓦燒場を撰みて窯址とせられたり。大正十年八月四日柴田考査員は利府村春日の窯址を踏査し、後復翌十一年上田内務省屬の踏査によりて、窯址四個の内三個は「正しく奈良朝時代」と鑑せられたり、その經過と顚末は載せて宮城縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第三輯に審かなり。抄錄下に。

史蹟調査。多賀城瓦。質堅緻にして多くは漆黑を呈すれども兵燹に罹りて灰白脆弱となり、多くは碎けて、其の全きもの極めて少し。瓦には牡瓦牝瓦ありて、其の凸面には莚目・綱目等あるもの多く、凹面には布目あるを普通とす、故に布目瓦とも稱す。瓦燒場。當城を距る北方三十町、利府村春日なる松島街道傍に此の地名あり、數個の瓦窯址ありて多く布目瓦を出す、是れ當城の瓦を燒きし所なりと傳ふ。

瓦燒場の調査に關しては、踏査の際、窯址四個の内一個所は慶長年間のものなれども、他は正しく奈良朝時代のものと認められ、その瓦片も多く發見せられしが、概ね平瓦、丸瓦の葺瓦のみにて、特に模樣ある軒瓦及紋瓦は、殆ど見出し難れしと、地面の不充分なるの點より、此度の指定に洩れしらしけれども、調査の結果は多賀城築造の頃と關係ありと認められしが如し。

城址内發掘發見物。遺瓦。城址内、内城は勿論、土壘の附近及び所々に比較的多く、古瓦の破片發見せらる堅く重くして或は漆の如く表面に表はるゝもあり、然れども燒けて灰色又は赤味を帶びて變じたるあり、又一般に厚く形大なれども、薄くして形小なるもあり所謂布目瓦さて、四面には布目あるを普通とす、凸面には莚目、綱目又は鑿の痕の如きあるありて同じからず牡瓦、牝瓦と分ち、牡瓦を普通丸瓦又竿瓦といひ、牝瓦を平瓦といふ又牡瓦の一端に紋樣の附せる紋瓦、牝瓦にして軒に用ひられしか、下端の前

下兩面に模樣ある軒瓦と俗稱す。

紋瓦。は菊花に似たる蓮の花の變化せし紋を表はすを普通とし、其の中心に四又は五個の實を表し、其の花瓣は八瓣稀に十六瓣なり或は更に複雜なるあり又甚だ稀に重圈紋なるあり。

軒瓦。には蔓唐草の模樣ありて、之に複雜なると簡單なるとあり、單に前端に一線を表はすは山形の曲線を以て模樣とし、更に二線を如へたるあり、又加へざるあり、或は此の下面の模樣を省きて、單に前端に一線を表はしたるあり、方八分許にして「物」、「占」、「矢」、「田」及び「丸」等の字型を表し、之に凹字或は凸字あり。更に紋瓦の紋樣にさへ「小田」或は「相」等を記したるものあり。

多賀城國府遺蹟。（大槻博士）。多賀城瓦。城址より多く瓦を掘り出す、好事の者視となす。牡瓦牝瓦あり、表面は鑿の痕の如く、又莚の目の如きあり、灰黑色のもの多し、然れども多くは碎けて全きもの稀なり、共に城の創置の時のものと覺ゆ。城址の傍に住する菊地市之亟も牡瓦一枚異種の牡瓦一枚「一端に突出あり、表裏黑油かゝれり」共に百九十年前掘り出せるものなりと云ふ（同時に矢の根の燒塊を掘出す、百本束ねたる鏃殘れるとありて、研めは一二人にて捧げられぬ大塊なりしが、鍬にて叩きて拳大の二塊となしたりといふ）別に瓦當をも藏す、高橋氏の藏なるは三枚共に形全し、多賀城址より北二十町許利府驛より松島に至る道の中程に、瓦燒場と稱する地名あり、此邊より古瓦片多く出づ、多賀城瓦を燒きし所なりと言傳ふ。

木工寮式作瓦條に一日製造能率の一人單價を示して、板瓦と筒瓦は九十枚、但彫刻を八十三枚とし、宇瓦二十八枚、鎧瓦二十三枚の定率なり。往時を追懷するに、國分寺及び國分尼寺の造營に、惠美朝獦の城廓の修造に、將た伽藍宮殿の構置に使用せる各種各品の製瓦の需用は極めて夥多なりしが如く思はる。大正十四年七北田村浦田より仙臺市小田原に通ずる里道を開鑿せしことあり、その測量線に「城似塚」と稱する壇あり、三個の窯址あり、製造工術に二樣あり、一個の窯址は赤黃色に他の二個は悉く漆黑色を帶ぶ、漆黑色製の窯址より「廿」刻印ある破片と赤黃色製の窯址より繩紋の破片を採掘せり、又同村八乙女區の天ケ澤にも窯址あり十余年前溪澗開鑿の時に發見瓦片堆積しあり共に薦目綱目ありて厚薄一ならず、去れば燒火のため帶色の變化はあらざる如く思はる。岩切村燕澤區上ノ臺は燕澤寺の遺址あり蔓唐草模

樣の軒瓦厚さ二寸の半片を採收せり井桁紋樣のものあり灰色厚薄亦一ならず、共に七北田村八乙女高橋養治の東道により編者の踏足する所にして尙且然り或は未だ世に表はれざる窯址も或はありしなるべし。多賀城瓦の內巴瓦と唐草瓦は關野貞の講說あり載せて考古學講座第八號(巴)第五號(唐草瓦)にあり轉載する左に。

多賀城巴瓦。多賀城は學者間養老六年以前の建置說と、神龜元年の建置說があるが、余は其形式より此巴瓦を當代初期に入るゝことゝした。何れにしても初期の末か後期の初めに置くべきものである。周緣高く中房小にして中に五蓮子を容れてゐるが、四方にある蓮子が楕圓形をなしてゐるのは珍らしい八條の放射線により明確に分れたる各區內に、端圓く隆起せる蓮瓣を入れ各蓮瓣に再端圓く隆起せる小葉を作り出してゐる、瓣面小葉面共に中央に走れる縱線を有してゐる。此巴瓦は割合に大にして蓮花文の性質も亦多少雄大の風がある。

多賀城唐草瓦。京大工學部藏。第二六七圖(前記巴瓦)巴瓦と同時に作られし者にして、周緣內に珠文帶無きこと賑かな唐草文を容れて雄麗の氣象を發揮せること、其先端の下面に頤ありて其處に大膽なる篦書波文のあることが特色である。

三、文藻

多賀城瓦研歌。賴襄。

東奧昔建多賀城。城廢碑存空聞名。去京一千五百里。曾知碑本記道程。吾欲一往觀王略。未理鞋韈夢空行。田翁贈我瓦半玦。得之城址手摩刮。鑿背爲研發墨光。質如洮石聲如鐵。摩挲浪紋豁素心。恍登遺墟望靺鞨。憶昔重鎭扼西喉。臣東人臣朝獵修。當時邊籌奉廟筭。往々貂蟬出兜鍪。漢議不錄郅支頭。唐節遂委營胡酉。鬼武吞攫四十郡。此城定遭復隍秋。曾收狼邦歸袞黼。重覩鳳詔混文武。殘壘未復又沸羹。舊部入援聊破斧。河北遂歸獨眼龍。猴公草々理疆封。豈暇文藉諮故吏。空將儲胥附老農。鴉觜無日鬬蒙茸。鴛羽有時逢擊撞。謝君好古同吾病。使吾盪滌萬古胸。嗚呼溯自文政至寶字。無限變遷同此地。邊霜淬礪一片翠。製造猶見異澆李。昔曾受箭今受筆。多汝文事兼武備。作詩叙古汝應記。

自註云。洮河唐西北邊。出硯材青黑色。後三年之戰。朝議以爲私鬪。不下官府。源氏乃弁武衡家衡之首于途而歸。略似陳湯矯誅郅支。而匡衡等議不下賞。安錄山營州雜胡。以喩秀衡襲祖父六郡酋長。而爲鎭守將軍。狼邦鳳詔用源賴義表中字。而叙建武中興遣北畠氏。鎭奧事。其時詔肯言。文武古不岐。沸羹破斧。言足利犯闕奧軍入援。李克用眇一目。稱曰獨眼龍。

雜識。釋古梁。多賀城古瓦有布紋。竪密可研。然千年外物。殊不易得。得之者極爲寶惜焉。江都一友人簡而求之懇至徧求之不得。聞一士人之家藏之。

文綾珍襲。不啻銅爵瓦也。以書畫數幅換得之。以遺人之。自謂其喜可知。自後寂無報。經數月有書云。僕好遠遊。脚踉生厚皮。欲得布紋瓦片以硤之。都下近陶者絕無有布紋者。依庇得之。然每浴用磨漸就漫漶。請暇日命莊丁聚畜之付商舶見貽矣。

脚踉生厚皮。用布紋瓦片磨之。極妙。出物類相感志友人盡讀之。

多賀城古瓦硯銘。應洞巖需。金玉其相。如圭如璋。德音無瑕。何以不臧。秉心塞淵。曰求厥章。以介眉壽。萬壽無疆。

經多賀城。跡尋古瓦不得。入林間。適聞少婦唱歌。因作。武龍羽人。何邊存古瓦。千古少人知。稍似銅臺跡。歌聲春女悲。

第二章　名勝

第一節　海濱諸勝

第一項　松島

一、地勢

松島灣は東北金華山を界に、西南相馬岬に至る、所謂る仙臺灣にして、西本郡鹽竈町字稻荷山より東桃生郡宮戶村端島に至る直距三里十五町、南本郡七ヶ濱村花淵岬より北同郡松島村富山に至る直距三里三丁とす、其の方域六方里三、沿岸線約七里を下らず。宮戶島・桂島・寒風澤等の巨島、逶迤連嶧の如く、外は波浪を捍禦し、內は島嶼を抱圍し以て

一大盆景を成せり、此れを松島の大勢とす。

灣の内外無數の島嶼星列碁布し、陸上の丘陵山岳と相俟て盛裝を添ふ。諸島の成因は大陸の陷沒したる凹所に、海水の浸入したるものなりといふ。要するに松島はもと、第三紀層なる、陸前大陸に接續し居りしを太平洋の波濤之を浸蝕しその一部分を留めて、竟に現在の諸島を化成せしものなり。

御巡幸當時の日記。二十八日(編註明治九年六月)晴、午前第六時行在所(瑞巖寺)を發せられ、富山大仰寺に御登臨あり、風昨日に比すれば和妍なるを覺ふ。上親ら紫騮を御し行くこと數町にして山路に入る。路甚低多しと雖も騎を駢ぶるに堪ゆ、寺を距る一二町に及んで坂路嶮峻上乃馬を捨て徒行し玉ふ。七時二十五分着御、松島群島の勝景皆歷々として眼下に湊る。岩倉具視云ふ。「此地造化作爲の舊に非ず、蓋し震災或は海嘯により大山を分裂し、剩す所の者自ら島嶼を爲すのみ」と金井之恭云く。「山際の水田は蓋し古へ海水を浸せし所、然らば今や銀濤の島嶼を浮べ、翠松の晴波に映ずる者、誰か百歲の後變じて桑田とならざるを知らんや」と

二、名勝指定

松島に於ける山水の秀麗風光の明媚は古來天下に鳴る、その絕勝たること萬噓一聲復た異議なきものなり。之を安藝の嚴島●丹後の天橋立と併稱するも、松島は素より冠絕せり。故に云ふ。「衆美松洲に歸して、天下に山水無し」と。星列碁布の諸島は、皆石身松髮にして、澄鏡の上に涌現し、勢浮動せんと欲す、恰も仙妃の瑤璃殿上に翱翔するが如く、躚躚たる舞態、風丰の秀逸、褻近すべからざるの趣あり。之を陸地より眺するも、又之を舟中より矚するも、總て可ならざるなく、一步を進むれば一奇を增し、一擔を搖かせば一象を象じ、晴好雨奇は云ふまでもなく、雪晨月夜亦妙ならざるはなし。舟轉じ洲廻り、灣磯相代り島嶼來往するの際に在りては左右應接に遑あらず、島岩の怪態、或は處々洞門を成し、或は一列に巖棨を作り、或は倒れんとする者あり、或は起んとするものあり、或は鶴翼龜背、春蛙秋螽、或は烏帽黃冠、丹鐺素鑒。一々名狀すべからず。

於此乎、大正十二年三月七日內務省は告示第五七號を以て上記の松島灣の絕勝を愛で、史蹟名勝天然紀念物保存法第一條に依り、名勝に編入し宮城縣を管理者に指定せり、公簿に載する所を揭載する左の如し。

名勝。松島。所在地區域。宮城桃生宮城郡七ヶ濱村字御殿崎突角より、桃生郡鳴瀨川海河口右岸より、波島東端を見通すべき線と、同郡鳴瀨川海河口右岸より、桃生郡宮戶村波島(一に端島に作)の南端を見通すべき線と、宮城郡七ヶ濱村との結合線以內の瀦面並島嶼全部。

指定年月日番號。大正十二年三月七日內務省告示第五十七號。

管理方法。名勝松島保存の件(大正十二年七月二十八日內務省告示第五十七號)を以て、史蹟名勝天然記念物保存法第一條に依り指定相成候處、所有者管理者に於此乎、大正十二年三月七日內務省は告示第五七號を以て上記の松島灣の絕勝を愛で、史蹟名勝天然紀念物保存法第一條に依り、名勝に編入し宮城縣を管理者に指定せり、公簿に載する所を揭載する左の如し。

名勝。松島。所在地區域。宮城桃生宮城郡七ヶ濱村字御殿崎突角より、桃生郡鳴瀨川海河口右岸より、波島東端を見通すべき線と、同郡鳴瀨川海河口右岸より、桃生郡宮戶村波島(一に端島に作)の南端を見通すべき線と、宮城郡七ヶ濱村との結合線以內の瀦面並島嶼全部。

指定年月日番號。大正十二年三月七日內務省告示第五十七號。

管理方法。名勝松島保存の件(大正十二年七月二十八日內務省告示第五十七號)を以て、史蹟名勝天然記念物保存法第一條に依り指定相成候處、所有者管理者に於て、「」の間を保存に關し、相當御注度相成度」此段及通知候也。

管理者指定　宮城縣

三、名勝溯源

昭和二年を距る一千三十四年、寬平七年(皇紀一五五五)八月源融薨ず。融は嵯峨天皇の第十二皇子、時人河原院又は河原左大臣と稱ふ。大臣貞觀六年(皇紀一五二四)陸奥出羽兩國の按察使を兼職す、貞觀の初め近江守に任じ、五年左衞門督を經て六年中納言を拜し序いで按察使を兼職せられき、去れど多賀の國府には赴任せられざるべし。

拾芥抄百官部。源朝臣融正三位行中納言二月甲午(貞觀六年)加陸奥出羽按察使。

奥羽兩國の按察使は只だ加官のみなれば、未だ松島に足跡を印せざるなり、故に謂ふ「陸奥松島は天下第一の美景なりと聞く」云々と。大臣の嗜好は天下の山水にあり且つ其性驕奢の癖に富む。嵯峨の五臺山に於ける、大原の梵宇は大臣

池庭の跡なり、二十四ヶ國の名石今尚存せるに於ける、又源順の河原院の賦により且つ枳穀邸によりて、松島鹽竈の聲價を博するに於ける、悉く皆河原大臣の遺蹟によりて現代に傳はる。松島の美景鹽竈の製鹽は素より河原大臣源融の遙想浮慕により產みたる史實は貞觀年間にあり昭和二年を距る約ね一千六十余年の昔日なり、世は平安時代の初期に丁れり此の秋既に天下第一の美景の月桂冠は松島の掌中に歸せり。

前々太平記卷の十七。源融と松島鹽釜。寛平七年（編註一五五五年、距昭和二年一〇三四）乙卯八月二十五日壽算八十三年（大日本史七十四）にて薨ず、嵯峨帝第十二の皇子なり。忠に河原院に住たまふが「誠や陸奥松島は、天下第一の美景と聞、迚も移さば遼遠の形勢をこそと思しめし、其比陸奥の按察使の年老任はて都にあるを召寄られて事の子細を尋させ玉たりけるに、彼翁答て申やう、松島の雄嶋と申候を、彼國にては見馴し故歟、又他の景を見合せず、斯る境地は何國にも有べしと思ふ心よりさのみ賞翫仕らず、併唯此所は、古へ天仙の住し由申し、岩頭白砂を仇にも踏ず敬ひ恐るゝならひなり、實に我等の考へ見るに美景は勿論、先其風流兎角仙境と思れ、水清く味甘くして都にも勝り、草木の紅花綠葉常ならず、土人總じて長生なり。

傳て曰、昔天仙爰に天降り松を植て嶋をなす、故に松島と云ふ。靈鶴瑞龜常に遊び、芝草金竹四季に繁茂す、海淺く潮平にして風靜に波穩なれば釣を垂るに便よく鹽を燒に能調といふ。其後人民集り住靈仙留るべからずとて深山に飛行すと雖ども、今も春日暖かに百花紅白を挑む時は雲に乘じて來遊し簫鼓幽に奏調す或は秋月圓なるには風に飜て集會し、盃酒絃歌のとり〴〵に樂む氣色を正に見る者幾人と云事候はず、還る山をば俗に則仙臺と號し侍る事、此故の名にて候なり。總じて此島員多く一千もあらんと云心に千箇と云しを、今は猶祝して賀の字を用ふるなり。

籬が島と申すは、雄島の人の住家に喩へ、其後苑の心に見る松の並木の粧、偏に籬に似たる故なるべし。傳聞、西湖の十景も、驪山蜀山の風粧も是には爭勝るべきと語りたりしかば、大臣熟々此物語を聞しめし、浪花の浦は大融寺に讓りて、思召留ればその餘波にとて彼浦より潮を汲せ、都には千賀の鹽竈をぞ移されける。其造營の間は、此按察使の翁を奉行とし、廣狹の差別は有といへども模範は少しも違はざりし洛中第一の御所也しが、大臣かくれさせ玉へれば、鹽屋の煙も絕果て荒のみ增る。

籬が島。梟鳴松桂枝。狐住蘭菊花。寂莫さ見るに哀を催し、聞にも思ひやられしかば、紀貫之、此わたりを或時通るとて、暫か程昔を懷ひ徘徊過がてにして。（東本願寺の境內）

君まさで、煙絕にし、鹽竈の、浦さびしくも、見え渡る哉。

お寺まゐり。京都府葛野郡嵯峨村。五臺山清涼寺は淨土宗に屬し、俗に嵯峨の釋迦堂と言はれてゐる。此地はもと嵯峨天皇の離宮の一部であつたが、皇子源融公が山莊を營んで棲霞觀と名づけ、更に佛刹として棲霞寺と號した。樓門は南に面し、門に入ると西に多寶塔が見え、その傍には石塔三基がある。北のは嵯峨天皇、檀林皇后の兩塔、南のは河原左大臣源融の墓である。

お寺まゐり。別邸（編註東本願寺）涉成園は所謂枳穀邸で、本山の東枳穀馬場東玉水町にある。昔河原左大臣源融公別業の跡と傳へてゐる。今は加茂川から餘程離れてゐるが、其頃は加茂川畔にあつて、源融公は毎月難波の潮二十斛を汲ましめ鹽を煮て、鹽竈の勝に模して遊んだといふ風流が傳はつてゐる。寛永年間德川家光は之を宣如上人に寄附し伏見桃山城の舊構を移し、石川丈山をして林園泉石の風致を修造せしめたものである。其後安政、元治兩度に類燒したが、直ちに舊に復して昔の風趣を變へてゐない。

また京都市內の一名勝である。

四、松島公園

松島の名勝、古今敢て渝らざる前記の如し。大正四年八月本縣內務部より發刊せる、松島公園經營報告書の大要を摘錄する下記の如し。

松島公園經營。松島公園經營の事は其由來遠く、明治二十二三年の頃松島海岸に防波堤及阜頭を設け松島舘を建築する等保勝上多少の注意を拂ひ、三十五六年には松島觀瀾亭を中心とし御島・福浦島・五大堂・瑞巖寺を主體とする一區畫を公園に編入したることあるも其規模至て狹少なりき。四十一年に至り松島灣一帶國有に屬する島嶼岬崎及林野一百七十一ヶ所三百七十一町步の面積を名區に組替へ、次て之を公園に編入したるを動機とし、公園施設の急要を感じ之が調査に著手し、四十二年松島公園經營案內なるものを作製し、四十三年の通常縣會に於て決議したり、其經營は最初四十四年度より四十八年度に至る五箇年の繼續事業とし、中頃年期を一ヶ年短縮して、大正三年を以て終るものと變更し

たるも更に最初の計畫に戻り五ケ年に變更したり。公園經營費の總額は金參拾五萬圓内拾八萬圓は起債に依り、拾七萬圓は一般歳計の繰入に依るの計畫なりしも、起債に於て貳萬圓を減じて拾六萬圓とし、一般歳計の繰入に於て七萬七千餘圓を減じて、九萬貳千餘圓と爲したるを以て、實際の經費は貳拾五萬貳千八百餘圓なりとす。斯く經費九萬七千餘圓を減じたる爲め、當初の計畫にも大變動を生じ工事を中止したるものあり、完成せるは當初經營の幾部に過ぎずと云。此經營は龜井知事の在職中調査に着手し、寺田知事の第三年に豫算成立して其事業を進め、森知事を經て、俵知事の第二年に竣功したるものなり。

公園經營の大旨に云く、松島の將來は雅俗混淆の一大遊園ならざるべからず。即ち雅人を迎ふると同時に大に俗流にも適せしめ、且つ外客をも招致するの施設甚だ必要なり、此を以て風致の維持、交通の設備、娯樂機關の施設等皆專門の技術と能力とを要し、各其手腕に俟たざるべからずと、而して其本意は全く外客を招致するの一偏に在りたるもの、如し。

【紀念大會】 大正二年九月縣設ホテル建築竣工せるを一期とし、九月二十三四五の三日間紀念大會を開設し、松島公園紹介を圖りたり、此際來會の新聞東京以西は時事新報始め二十四社、外字はジヤパンタイムス外四社、東北は福島民報等十一社にして、在仙臺の新聞雜誌七社、及東京新聞社の八通信員は尊旋の勞を取れり。當日招待の賓客は凡そ八百餘名に達し、之を鹽竈より桂島の鬼ケ窟公園に案内し、晝餐後松島に迎へて宴會場に招待し且つ餘興を觀覽に供したり、餘興は全國烟花大會、岡山香川を始め一府二十一縣の來會せる人員百六十名八百餘發に上り、優勝者に授賞す此他ネブタ・大々神樂・船仕掛・船松明行列・山籌・島嶼點火・山上點火・手踊・温古展覽會又鹽竈神社・松島日吉山王社・高城紫明神社に於ては、臨時祭典を執行したり。

松島國立公園建議案。仙臺・鹽竈・松島・野蒜・石卷・金華山を包擁する國立公園設定に關する建議案

理由。松島一帶の地は、西は鹽竈七ケ濱より、東野蒜、石卷、金華山に至る間、自ら一大海灣を爲し、陸には山嶽起伏し、水には島洲碁布し、神社・佛閣・名勝・舊跡到る所に點在す。

鹽竈の鹽竈神社、松島の瑞巖寺、觀瀾亭の如きは畏くも　明治天皇の玉歩を枉げさせ賜ひし所にして、人工の美、建築の精、夙に天下に知らる。

若し夫れ松島の全景を眼下に收め、又遠く金華山及び陸羽國境の連峰を望見する富山・大塵森の壯觀に到りては、筆舌の到底之を記述し得可きに非ず。

野蒜の不老山之に接續する翠湧る松の濱風、石卷の日和山海洋中に屹立する金華山の雄大なる自然美は、自親ら之を觀ざる者の解し能はざる所なり。

而して仙臺は英傑伊達政宗百萬提封の舊城府にして、廣瀬河畔に於ける青葉の城址、經ケ峯に於ける伊達三代の廟所、縣廳内に存する舊養賢堂、その他市内散布する政岡・林子平・支倉六右衛門の墓所、榴ケ岡の枝垂れ櫻の如き名勝遺蹟數ふるに遑あらず、誠に陸上仙臺を基點として、一方七ケ濱を經て鹽竈に到り、又一方仙臺より直ちに鹽竈に到り、夫より路を海岸に取りて松島に至り、富山・野蒜・石卷を經て金華山の對岸山鳥の渡に達する自動車道を開鑿し、陸地と金華山との間には一の雅致ある釣橋を架し、又海上鹽竈よりする遊覽に便するため、金華山の一角に一小繫船場を設置せば、海陸を包擁する天下の名園は立所にしてこれを實現するを得べし、これに加ふるに仙臺の中央養賢堂の邊に一小博物館を設け、これを伊達文庫と名づけ此所に獨眼龍政宗・節婦政岡・先覺林子平支倉六右衛門大槻磐溪その他文武大家の遺物を蒐集せば、天下の人心を作興するに於て稗益する所決して尠少ならざるべし。これ等の設備經營は到底地方財力の耐ゆる所に非らず、政府は速かに計畫を定め國立公園としてこれを維持せられんことを望む。これ本案を提出する所以なり。

五、名勝保存

第四十八回帝國議會は野副重一の提出により、陸前松島の勝地をして國立公園に設定せしむるの建議は委員附託となり

り後又昭和二年三月二十四日内夕崎作三郎等は同一意味の建議は日程に上りて委員附託となる。第四十八回帝國議會の建議及び名勝保存に關する日本庭園協會の經緯下記參證の如し。

史蹟名勝天然紀念物第一集第三號。名勝松島保存に關する建議案。本會評議員林學博士本田靜六氏は、日本庭園協會を代表して、左の建議書を内務大臣宛提出せし故、本保存協會に於ても研究贊助せられたき旨申越されたり。依つて左にその全文を掲載する。謹啓陳者松島公園に於ける、電車軌道延長敷設計畫に關し本協會は別紙の如き建議書を内務大臣宛提出致し候につき、貴協會に於ても十分研究の上御贊成下され、本協會の目的貫徹に御盡力下さるやう願上げ候。先は御依頼まで斯の如に候　不一。

二月二十日　　日本庭園協會理事長　林學博士　本多靜六

史蹟名勝天然紀念物保存協會會長　若槻禮次郎殿

建議書。松島公園五大堂附近へ電車軌道延長敷設の計畫は、公園計畫の本旨に悖る處爲と考へられ候に就き、右の出願は絶對に御許可相成らざるやう願ひ度く、本協會理事會及び調査設計委員會の決議に據り建議に及び候也。

大正十五年二月十九日　　日本庭園協會代表　理事長林學博士　本多靜六

内務大臣　若槻禮次郎殿

理由。巷間傳ふる所に據れば、宮城縣松島公園内五大堂附近に電車軌道延長敷設の計畫は、同縣知事に對して松島電車經營者大崎水力電氣株式會社より出願あり。而して縣當局の意見久しく決定を見ざりしも、過般漸やく許可の方針に決して内務省當局に上申手續中なりと。然るに右延長計畫は五大堂東側廣場を兩斷して同廣場の利用上、並に外觀上甚大なる障碍を來すのみならず、松島公園の正面玄關にして且つ事實上同公園の眞中心たる五大堂西側大廣場一圓の美觀を毀ち不体裁なるは勿論、遊覽者の靜觀を妨げ不安不快の感を抱かしむるものにして、公園計畫の本旨より絶對に同意し難き所なりとす。而して同地は史蹟名勝天然紀念物保存法により名勝地に編入せられ居るが故に、この方面よりも篤と御調査の上、斯かる計畫は之を實現せしめざるやう致され度く希望に堪えず、茲に建議する次第に御座候。

第二項　鹽竈

一、地勢

西北南の三方に丘陵を負ひ、東方一帯の海面は所謂る千賀の浦の入江にして、遙かに石濱港を望み、北海道及び京濱貨物は概ね此の地を過ぎざるはなし、常に船舶輻輳、帆檣林立。南東方向の波浪最大にして波高三尺波長一丈なるが故に、灣内の航進には支障のあることなく、潮汐の滿干は時季により異なることありしも六尺内外を常とす。又灣内の設備としては特に浮標燈臺を始めとし、避難豫報信號所の設備に欠くる所なきを以て、鹽松の勝景を探るもの多くは艤裝を此の地に需む。海濱の沙汀を老松磯と稱し、その北方の靑巒を藤掛峰と名づく、又碧灣に几立せる二島、一を歐羽島と云ひ一を辨天島と云ふ吉祥天を祭る。海汀を距る十町許に笹籬島あり笹籬明神を祭れり。太古鹽土翁神民に製鹽を教へ給ひし古實は四個の神釜となりて現代に傳はる、故に「塩釜」の名稱由來も此れより起る。又平安朝時代河原左大臣源融は松島灣の美景を遙慕し、鹽竈の製鹽を摸擬して池庭を、今の京都市枳殼馬東玉水町に築いて、豪遊せしとき源順が大臣の驕奢を諷刺したるは即ち河原院の賦なり。後ちの學者河原大臣の鹽竈の亭を建つと唱ふるは、蓋し河原大臣により鹽竈を洛陽に轟傳せしめ芳躅を追遠浮慕せるが故なるべし。

鹽松勝譜。鹽浦部上。勢語に曰く。我皇國六十餘州、山水の奇絶は、以て鹽竈の地に比すべきものなし。余此地に遊んで始て其言の信なるを知れり、此地左は松島に接し、右は東宮崎ヶ崎の諸濱に隣り、而して正面は、曲江萬頃洲嶼曲灣碁布星列し、雲浪煙波其景致名狀すべからず。是故に河原左相遙想浮慕して、水石を假り以て奇勝を京洛の間に模擬し、又在五中將親く此地に遊で賞欣措かず、彩毫を揮て行色を記し、以て遠遊の思を寄す。加旃のみならず、商船常に輻輳し漁舫の集會絶へず、即ち商賈漁鹽の利を以て海陸轉輸の要に居るものなり。而して鹽竈の神祠は、前に我藩祖貞公之を修造し、後ち肯公之を宏張して、神戸巫祝の屬を補ひ、四時祭享の規を具へり。是に於てか四方禱賽の人、遠近探勝の客、踵を接して蹜へず。而して妓を置き客を待つの家、絃歌遒答日夜絶へず、此地實に山水の奇絶なるのみならず、實に豐饒繁華の一都會なり。

鹽竈浦。(或千家鹽竈と曰ひ。千家は一に千賀に作り。又血鹿に作る。或は略して鹽浦とも曰ふ。)宮城郡鹽竈村にあり。太古聖神始て鹽を煮るの地なるを以て此名あり。山脈浦を匝り、左は即ち鹽竈の廟法蓮の寺、右は即ち愛宕の宮大悲の閣にして、東面一方は江に對せり。相傳ふ此地古は國府津と稱す、蓋し多賀國府に近きを以て此稱あるなり。後又香津に作る、是れ國府と香と國音近きが故に訛りしならん。上下兩巷あり、家凡そ千家故に又千家鹽竈の名ある也。昔公鹽神の廟を增修し、尙ほ土地の繁榮ならんを欲し居民をして永く一切の租稅を免じ、且つ吉津の田租及び二百五十金を以て、每歲每戶に之を配賜し、其他惠施の令九條ありと云ふ是に於て乎、居民日に密に戶口數倍し、神祠梵刹連甍櫛比、郭旁流、所謂屋上屋を架する者にして、何ぞ宮に千家のみならんや、其巷凡十二あり、西を杉坂西巷と曰ひ、仙臺よりの入口にして鹽神の廟は其北頭にあり。中は二井釜前本巷と曰ひ、東は新岸大岸と曰ひ、南は南巷船戶と曰ひ、北は即ち新巷門前御宮と曰ふ。其他白阪新宅等の小巷あり、狹斜縱橫勝て數ふべからず、或曰鹽浦の海、上古は七曲水門と稱す、所謂七曲とは神釜祠前を以て一曲となし、女郎山下を二曲、拔蹊崎を三曲、尾嶋前を四曲、籬島を五曲、高崖、高崖考ふべきなり)を六曲、巓崎を七曲となす。且つ土人の勝を謂ふもの、七浦・八崎・八嶋と稱す、七浦とは即ち藤浦・枇杷浦・笹浦・大木戶浦・本善浦・肉凡浦・二叉浦是なり。八崎とは、即ち拔蹊崎・寺崎・小黑崎・大黑崎・尾嶋崎・枇杷崎・薦崎・女郎崎是なり。八嶋とは即ち、內裏嶋・后嶋・蛇嶋・蠟燭嶋・都嶋・見留賀小嶋・鰭嶋是なり。

二、探勝航路

鹽竈港は艤裝に便なり、鹽松の全景を歷觀せんには、舟行に由らざるべからず。本多林學博士松島公園を經營するに當り、探勝に於ける最上の航船を選定せられたり。轉載下記の如し。

第一、鹽竈より巓ヶ崎に至る、二浬〇七　第二、巓ヶ崎より桂島に至る、二浬〇九　第三、桂島より大鷹森に至る、三浬一八　第四、大鷹森より東名に至る、一浬二八　第五、東名より白濱崎に至る、二浬一九　第六、白濱崎より松島に至る、二浬一九　第七、松島より扇谷に至る、一浬〇八　第八、扇谷より埼山に至る、一浬二五　第九、埼山より鹽竈に至る、二浬一〇

上記の航路を合計すれば十六浬九三にて松島灣を一周しその勝景の概要を叙述せんか、先づ鹽竈港を出帆すれば、「右方の諸嶼崎に尾島崎・手指・葉柴埼・雁埼・蠏埼・鬼頭埼・千代ヶ崎・要害・東宮・清水濱あり。島嶼には雄天島・葉島・雀島・双子島等あり て、代ヶ崎に着す。代ヶ埼は灣の咽喉にして西方に「多門山」あり四大觀の一なり。

代ヶ崎より東に航行すれば、前瞻後顧左視右望悉く島嶼ならざるはなし、その主なるものを列擧すれば。

前島・高遠島・沖高遠島・地藏島・蛭子島・馬放島・火附島・材木島・兎島・かれ島・燒島等にして、桂島に着く。

桂島より更に東に東に航行すれば

蓬萊島・大島・犬島・屛風島・榊島・野々島列島・寒風澤諸島・漆島・朴島の各島、津島等碁布するあり、之を縫ふて「大鷹森」に達す。大鷹森は四大觀中の最たるものなり。

大鷹森より北に航行すれば

藥師廟・落月洞・垂氷・龍ヶ崎等の名勝あり、丘山列峙、岩削壁、頗る奇絕。島嶼に都島・よとり島・前島等を左右に觀て、東名に達すべし。東名は內陸にして鹽田を以て名あり(伊達彈正の管理、現代手島雄八郎曾祖父の投資)此地に丸山あり、其勝四大觀に亞ぐ。

東名より西に航行すれば

杉間灣・大東澤・小東澤・曝練洲・神丘・大塚・長山崎・呼子崎・石浦・古浦・廣浦・圓山・平屋洲・蒲地・箕浦・名古目等の諸岬あり。島嶼に前島・星島・月島・蛇石・大日島等あり、之等を右方に一顧して、白濱崎に達す。白濱崎は「富山」に至る唯一の路なれば、富山を遊覽し終りて白濱崎に着く。

白濱崎を西に航行すれば

猿林・錢神・館ヶ崎・三浦崎・巴世崎・磯崎・鹽場蛇崎・舟倉・通珂崎・箙崎等の諸崎及び內灣と笹輪島・鵜の島・鷺島・離れ九の島・蓬萊島・繪島・翁島・福浦島・引通島・經ヶ島・五大堂等の諸島嶼を回顧して、松島部落の波止場に達すべし。松島の遊終れば、

第七の航路（松島より扇谷に至る一浬〇八）に就き、暫く南行轉じて西行、更に北行すれば
竹浦・梅浦・青春磯・雁崎の諸崎汀、又屏風島・御島・双子島・雁島・布袋島・大黒島・毘沙門島・蛭子島・伊勢島・小町島・要島等の諸島嶼を眺めて「扇谷」に達す、扇谷は四大觀の一なり。
扇谷より南に航行すること少時にして、更らに西行すれば
濱田・須濱・翠杉濱・梨花隈・肉凡浦等を右方數百歩の間に見て
三輪島・繪島・甲島・鐙島・在城島・鎧島・牡丹餅島・筆捨島・笄島・鞍掛島・庵島・この島・狙島・德兵衛島・大悪島・向島・都島・釜島・幡島・蛇島等の島嶼を左顧右眄して崎山に達す。（崎山に釣遊を試み、舟を捨てゝ梅宮・上野原の勝地を經て、陸路鹽竈に達するを得べし）
崎山より西に航行し、更らに北行すれば。
大平埼・蘆陰・阿母懐等を經て、龍頭島・蠟蛉島・纏島等を右に看て、鹽釜港に復歸す。

三、築　港

【沿革】　我が東北地方啓發上港灣修築の必要なるは政府に於ても夙に之を認め、遠く明治十一年の交地を本縣野蒜に相して築港工事に着手せられたりしも、適當の錨地を得ずして遂に中止の非運に終れり、爾來時勢の進運と産業の發達とは益之が實施の急切を促して止まず茲に於て縣は明治三十一年より同三十二年に亘り古市工學博士に囑するに管内の港灣調査を以てし其結果松島野蒜本網の三港を築港候補地となし、明治三十六年一月上記築港三候補地中最も適當なるものゝ、選定を内務省に稟申したりしも確定するに至らざりしが、明治四十年六月に臻り港灣調査會官制公布せられ全國に於ける港灣調査を開始せらるゝに當り、縣は同年八月再び縣下築港地の選定を稟申したりしに明治四十三年五月同會に於て東北地方東海岸にありては鹽竈を以て最適當なる築港地と選定の旨内務省の通牒に接するや、明治四十四年臨時縣會に於て工費金參百四拾五萬圓を支出し鹽竈沖に内港を設くるの計畫を立て國庫より三分の二の補助を仰ぎ同四十四年度より五ケ年間の繼續事業として起工の件を議決し其の認可を同年六月主務大臣に稟申せり、然れども同年度に於ては政府財政上の都合に依り國庫補助を受くる能はざりしが爲め、縣は獨力經營の方針を以て計畫を變更し、同年十二月通常縣會に於て工費金百拾五萬圓を明治四十五年度より七ケ年度に支出し第一期工事として修築するの計畫となすの件を議決し其起工認可を明治四十五年五月一日主務大臣に稟申し、大正元年十一月四日之が認可を得たりしも、縣財政調節の關係上再び實施するに至らざりしは甚だ遺憾なりき。超て大正三年一月政府に於て補助の詮議あるやに聞知したるを以て同月四日更に計畫を變更し花淵沖に外港を築き鹽竈沖に内港を設くる計畫となし總工費參百四拾五萬圓の二分の一の補助を稟申したるに同年三月に於て本港修築費に對し二分の一を補助するの豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件公布せられたるを以て、次て四月臨時縣會に於て工費金參百四拾五萬圓を支出し内外兩港を同時に起工するの件を議決し、同七月二十二日該設計變更の認可を主務大臣に稟申したるも政變に次ぐに帝國議會の解散に遭遇し國庫補助及起工の件共に認可を得ること能はざりしが、大正四年二月十七日政府は該補助の責任支出を爲すべく閣議に於て決定し、而して政府財政の調節上年割額變更の議あるを以て相當計畫を定め補助竝起債申請の手續を爲すべき旨通牒に接したるを以て縣は同年三月二日參事會を招集し、急施事項として工費年度割變更の件及其變更に伴ひ工費の財源たる起債額を貳百貳拾七萬五千圓と爲すの件を議決し其認可を主務大臣に稟申したるに同三月九日設計變更認可と共に百七拾貳萬五千圓補助聽許の指令に接し起債の件亦認可せられたるを以て縣は其翌十日臨時築港課を新設し鹽竈町に築港事務所を設置し以て築港工事着手を見るに至りたるものなり。

【工事の現況】（大正五年十月三十一日現在）本工事は大正三年三月十二日より事務を開始し大正四年度の大半は實施設計確立の爲諸

種の調査及測量に費し、同年度に於ては浚渫船一艘土運船二十艘曳船一艘其他雜用船數艘の建造を了り、本工事としては少許の浚渫と埋立を了したるに過ぎざりしも種々の準備行爲を施したるも少からず、本年度に入りてより更に工事と共に各種の準備を進め今や稍工事の進捗を見るに至れり。元來本工事施行の順序は浚渫埋立防波堤を第一着手として施工の方針なるも船舶及機械類の購入竝設備等未だ完きを得ず、特に防波堤は全部捨石堤の計畫なりしも、必要材料たる大石材の産出に乏しく之を菖蒲田濱の石山より研出して使用することゝ爲したるも尙大塊を得ること能はざるを以て更に混凝土塊を使用することゝし之が運搬設備及方塊製造工場の設計を立て着々其實施の期に達せり、又本工事施行上通信の敏速を圖る爲築港事務所より石山を經由し、防波堤工場間に電話架設を計畫し既に主務省の承認を經たるを以て不日工事施行せむとす今工事着手以來の工程概要を述ぶれば左の如し。

【防波堤工事】　前記防波堤用混凝土塊製造工場は之を花淵海濱に於て設置することゝなし、去る八月より其埋立工事に着手し又石材運搬用の爲に要する韮森花淵間輕便鐵道布設工事は既に工事請負の契約を了したるに依り近く工事施行を見むとす其他方塊工場内の設備用軌條方塊操縱用起重機船及曳船等購入又は製造の契約を爲せるもの少なからず。

【浚渫工事】　は從來縣有なる七十五坪掘浚渫船一艘を以て内港と現船溜との連絡航路より着手し既に二萬八千餘坪及護岸基礎其他雜工九千餘坪の浚渫を了へ進で内港の中央を貫き内外港間の航路を急速開通せしめんとす、尙最近に於て二百坪掘浚渫船一艘を内務省大阪土木出張所より借受け鹽釜港に廻航し之に附隨する土運船三坪積八艘を建造し、既に浚渫に從事せり又曳船汽船一艘は十月末購入を了し既に使用中に屬す目下更に土運船三坪積二十艘建造工事施行中にして、十一月末七艘の納入をなすべく全部は大正六年二月中竣功の豫定なり。

【埋立】　は主に浚渫土を利用する計畫なりしも事務所機械工場等の建築敷地として豫定市街地區域内の岩盤面積約一千坪此立坪六千餘坪を切取り其前面面積三千坪は豫定の高さに埋立を了したり、其他高潮を利用して埋立地域内に浚渫土を投棄したるもの坪數二萬千餘坪に達せり潮水以上の埋立は排泥機に依らず人力に倚り陸上運搬せんとする計畫にして種々研究の結果埋立地内に數條の軌道を布設し軟泥を軌道の一端に設けたる泥揚場に陸揚げ一時乾燥せしめ土運車に積み人力にて運搬する方法を採り目下其準備中にして其一部は既に埋立工事を開始せり。

【護岸工事】　は市街地内事務所數地として埋立たる個所より着手し基礎捨石底を所定の深さに浚渫を試みたるに地盤軟泥なりしを以て橫ざり甚しく直に基礎を置くことの危險なるを以て護岸裏に碎岩を積み重ね壓力を加へ固定を待ちて後施行することゝし既に鎭定し來りたるを以て一方より捨石及杭打基礎を施し長百二十間の間全く基礎工事を了り護岸石垣の水中に屬する部分を殆んど完了せり。

第三項　鹽松の江山

一、四大觀

【四大觀の起因】　四大觀の稱號は、舟山萬年の創意により出でて世に稱揚せらるゝ（光遠太郎兵衞と稱し廣陽と號し萬年は字なり、釋南山に隨ひ有髮の士なり、安政四年歿歲六十七、鹽松勝譜二十一卷を著はす）萬年百度松鹽の間に來往し、松鹽江山の眞諦を觀破せんと欲せば、單に水平線の舟路のみに依估すべきにあらず、展望曠濶の高處より江山の全景を寸眸裏に收るを以て其の奧に達するものなりとの見地を懷き、地を四方に擇ばんとして腦漿を搾ること久しくして先きに西に扇谷、北に富山、東に大鷹森を撰み、最後に漸く南に多聞山を撰擇して素懷を遂げしは、蓋し文政三年庚辰萬年齡三十の時なりき。去れば四大觀の世に生れたるは昭和二年を距る一百八年にして、百八煩惱と貧緣を拂ふ靑龍山頭の洪鐘と夤緣あるが如し。四大觀の位置等を略叙する下記の如し。

【富山の麗觀】　所謂る「松島の景は富山に在り」とう富山は松島村字手樽にあり、松島皐頭の北二里余を隔つ。明治九年六月　明治大帝駿足に御して登山せられ給ひしとき、妙勝觀の一室を玉座に充てし芳蹤地なり。庭前數畝之を限るに倭細竹を植え尖頭を芟りて之を平かにして垣と爲し、番木の妨ぐるものなし。松鹽の一大盆景眼前展開、寸眸裏に島點、嶼綴、洲渚參差、白帆碧艇歷々指呼するを得べし、眞に風光の明媚は全く「麗觀」の稱に負かず。萬年四大觀を撰定するに當り、特に「富山路」の一科を設うく載錄左に。

鹽松勝譜。富山路。富山の勝は、坂上田村麿將軍の後ち、千有餘年人得て之を稱するなし。而して其顯るゝ今已に二百年古籍に於て載する所なし、朝紳の詠言片語・隻章絕て之れに及ぶ無し、何ぞ其の寥々たるや。其の僻遠を以てすと雖ども、亦數ありて顯晦する乎。抑山靈之れを秘して人適々之れを顯す乎。先哲皆曰く。松島に稔顯して富山に昧きは、譬へば猶ほ瑤池に觴して王母に賓せざるなり。或曰く。松島の勝は全く富山に在るなりと信なる哉言や。夫富山に登り以て鹽松に俯臨すれば、則ち環海一矚逃形なく、瞭乎として盆池の階前に在るが如くなり、環海の外即ち大洋の限る所、南は則ち相馬の諸崎、東は則ち金華の諸山嵯峨筆架の如し、所謂尺吳寸楚も啻ならざるなり、矚眺の間覺えず兩腋習々驟に輕擧せんと欲す。因りて謂へらく、仙人雲霄に在りて蓬瀛を下し視る、此の如きに過きざるなりと。人或は恨む其の顯るゝの晩きを、而して其奇を騷人・墨客の文に炫かすなきを胡ぞ是れ其れ恤へん、天下の文無きや久し、夫れ弘仁・天曆の盛化の若き未だ遐荒に覃はず、延久已降朝綱紐を解き、文事日に廢す、保元に一攘し、承久に再替し、元弘建武の後ちに棼爛す、是れに於てや世纔に禪徒・緇流の文を傳ふ有りと雖ども、而して猶之れ無きが如きなり、況んや吾が奥、古昔毛人の據る所となる、悍獷漸く染み其俗甚だ亂る、故に其後の牧守皆韜鈐を任と爲す、武鷲を以て世に稱せらるゝ者其人に乏しからず。而して文雅に於て絕えて聞ゆる靡し、假令富山其間に顯はるゝも、何の詩賦歌詠以て其美を稱揚するに足る者有らん耶、豈翹た之れを稱揚し之れを汚辱する無きのみならん、鹽浦松島古人の賦詠、其の傳誦するもの世數人ならず、人數首ならざれば、富山の湮晦も亦た宜べならず乎。元和以來海宇昇洽奎璧發彩文運大に開け、其鴻業を潤色し、皇猷を藻黼するが如き、姑く此に論せず、乃ち文士騷人業を講學の暇に隷ひ思を山水に閼せ幽を探り奇を釣り、彩毫を揮ひ藻思を抽き、是に於てや涓滄培塿と雖ども、猶ほ其名を馳す、況んや富山にして遊揚せざる可けん乎、人其美を顯さざるを得ず、鑱其秘を洩さゞるを得ず、豈時を以てするに非れば顯はるゝを得ん乎、且つ世の遊ぶ者以爲らく、松島以往唯富山あるの耳、殊に知らず其間の一境一區往くとして奇ならざる無く、一磯一灣觀るとして妙ならざる無きを、たゞ是れ水に由る者江心を過ぎ、陸に由る者便道を經故に其勝を窮むる能はざるなり。若其の勝を竭さんと欲せば、則宜く海涯に沿ひて行くべきなり。然れども海涯元と道路の由るべきなし、釣途樵徑或は數步にして岐れ、或は數々轉じて而して窮し、往々揚泣阮哭を免れず、宜く土人を以て導と爲し、以て其勝を窮むべきなり。

南山禪師曰。起筆奇拔其說亦前人所未及也。觴賓皆列子之言。又曰。勝之汚於文。古今之一嘅也。萬年爲發其寃快哉。涓滄細流也。又曰。條理井々文不蠶曜溫籍而實錄。有稗於探討。蓋距富山闢焉未有斯文也。南山讀畢題。

【大鷹森の壯觀】 大鷹森は松島灣の東方、桃生郡宮戸村里濱最高の山なり。南岸より岩角を踏み、迂途曲折登ること十五六丁にして山上に達す、一樹の眼界を遮るなく四望豁然たり。波濤に似たる連山を隔てゝ直下に無邊の太平洋を俯瞰し、南北麥和田の山を越して潜ヶ浦を眺め、轉じて東名の鹽田望める四顧の勝景恰も幟畫の如し、四大觀中第一の評あり、附近諸勝に富む、主なるもの左記の如し。

鹽井・厨塲・瑠璃峯・落月洞・垂氷・龍ヶ崎・瀨戸濱・鰐ヶ淵・午首・文蛤濱・刈藻崎・波靜浦・稻ヶ崎・月掛巖・觀音峯・火焔岸・筆樹嶠・崑崙崎・避兩洞・双松嶠・疊石・鮫ヶ浦・護善浦・箭筈崎。

鹽松勝譜。大高峯。峯は瑠璃峯の南に在り。一に雄鷹と爲す、或は大鷹と曰ふ又略して高峯と曰ふ。名跡志及び聞老志共に酡霞峯に作る、言ふ、春來絳霞峯頭を帶び、春色に醉ふに似たり、故に之を稱すと。或は傳ふ、古僧燕覺彌陀・藥師・觀音の三佛像を製し之を三峯に安す、即ち此の峯は彌陀像を置くの處と、因て呼べ阿彌陀峯と曰ふ。後略して阿陀之峯と曰ひ、又陀之峯と曰ふ。而して大高・雄鷹・及大鷹國音訓近し、故に此の數訛を致せるなり、余此地を詳にせず、則ち瑠璃の峯は南に在り、觀音の峯は東に在り而して此の峯傑然中に在り、則ち說或は然らん。峯は鹽松環海四山の一にして、四山中最も遙かに峯岾を絕す、故に四望敞然西南環海。水天混漾。島嶼洲渚斷續起伏。霞錦爛灼萬寶照灼雜厠して、掌上に在るが如く、遠くしては羽の諸喬嶽より以て相馬岩城諸嶄山、東北石港金華諸山以南、滄溟萬里に至り、眼界中一青葱の相遮る者無し、其近くして目下に在るは、里・月・大・室の四濱なり。寒澤・鳳・桂諸島に至て丘壑錯列林巒碁峙、田畝連接原濕縱橫、雞犬桑麻屋廬人物、皆指して數ふべし。而して一步を勞せずして、盡く廻顧の中に在り、眞に天然の畫圖なり。故に其勝に題して大高大觀と曰ふ。

登大高峯。　釋古築

海東劉覽碧松洲。天地奧區勝概秋。自似置身忉利上。俯臨粟散百千州。

【扇谷の幽觀】 扇谷(別本谿)松島村大字松島に在り、松島より約一里にして達す。舟を海汀に繫いで上陸すれば、路傍に「龜石」あり、中腹の平地に「茶筅の木」あり、其の形茶筅に類するが故に名づく、「和合石」などあり、山上に一亭あり登れば更に一平地を得、新築の小堂に達摩の石像を安置す、東京淺草海禪寺に存する所の、雲慶の作を模したりし

と云ふ。側に寧一山の筆せし古碑を置く、文字漫漶讀むべからず、此碑南天棒來りて道路改修の土工を督せしときの出土なり、少しく東に面して下れば平地に出づ、老松兩樹の下に「伊達綱村卿茶亭之跡」と榜書す。前山と相對して深谷を爲す、俯瞰すれば綠草之を埋め、一條の細徑蛇走するを見る。前山灌莽の間に白百合の大花輪點在するあり、亭緣に憩ひて東南を展望すれば、多門山を中央に桂島を俯瞰し、遠くは沖二子島より近くは在城島を望むを得べし。因に記す。扇谷を芳山と云ひしことなり、櫻岡を主として、其山上に櫻樹あり、この地松島の南に當る、之れを南都に比して芳山と名づけたりと、仙臺叢書別集に見ゆ。

鹽松勝譜。扇谿。大澤と稱す、或は鷗沙灣と爲す。南山禪師の所謂峽勢近く迫り、天形遠く開くもの、島嶼點綴宛然扇面畫を摺るが如し、是扇谷と名くる所以なり。其勝を目して、扇溪の幽觀と曰ふ。此鹽松環海中、四山の一にして松島の南を距る七里餘其勝松島に亞ぐ、陸路舟行共に宜し、陸路は嶮なり、舟行の便なるに如かず、半嶺に寺あり、海無量寺と曰ふ。後ちは磴道數十級、頂上西北を蔽ひ、東南を開き峽勢左右に分れ海波を其間に見る。頂上に小堂あり、舊と豐聰王の像を置き、之れを太子堂と稱す、和田某の建つる所なり。延寶七年、鵬雲京師にあり、偶々男山の麓に遊び、豐聰王の製する所の達摩の像に謁す、因て佛工をし之を摸造せしめ、歸て此堂に置き、扁して熊耳峯と曰ふ。土人今達摩堂と稱す。或は其像を以て、豐王の手製と謂ふ者謬れり。

【多門山の美觀】 本郡七ケ濱村字代ケ崎に在り。鹽竈灣口海上三浬にして海濱の停船塲に達す、夫れより縈回して山上に新道を辿り行くこと約五町山上に毘沙門天の堂宇あり、依りて毘沙門崎とも云ふ。堂の側に八大龍神の碑並に鐘堂あり。山中に松林あり森林美を飾る、松間より群島を眺望するは四大觀中此山に限れり、北方斷崖數十個直ちに松島灣に俯す、東方に華表あり石階長く其の下に連なる、立つて遠望すれば金華の多峰は髣髴として指呼するを得、又脚下に千鳥岩あり、風濤の激發雙龍の珠玉を爭ふ如し、華表の南に高地あり「ドンコ森」といふ、海難掖濟會の見張所を置く。

鹽松勝譜。多門山。或毘沙門崎。嶼ケ崎と稱す。蓋し此中に在るなり。山巓に多門天堂あり側に愛宕社あり、其南數歩山神祠あり山上の眺む所、東南の美極まる。蓋し鹽浦松島の地、曲岸回渚連抱四合、隱然として一大環の如し、而して丘陵培塿必ずしも論ぜざるなり。而して峯巒の勝一矚万頃と稱するもの亦た何ぞ限らん、中に就き其最も顯る者、西に扇谿、北に富山、東に大高峯有り而して闕る所の者は獨南耳。謂ゆる地維缺る者、安ぞ鰲足之を塞ぐを得んや。余之を慨する久し、庚辰の春偶ま此山に登る、一矚即ち知る、當さに一方を表して彼の三方と奇を爭に足るなり。噫世特り賢人を知らざるなり、山水の顯晦亦た時ある哉。此山余を得て始て見はる、時なる乎。但恐る未だ知らず山靈の怒て秘を洩すを、然れども余は鹽松の勝に於ける、女媧氏と爲るなり。

二、浦戸

【柏木島】 野々島民家の南石濱に對する所欝蒼たる一島あり、柏木島といふ。奇松全島を蔽ひ宛然盆石の如し、島中數個の洞窟あり、昔時內海長者此の地に造船所を設けし頃船大工鍛冶等の諸工に使用せしめんため掘鑿せる洞藏なりと云ふ。洞中家屋の如きあり倉庫の如きあり、又數個の掘井ありて其の構造何れも整然たり、其の附近に蓬萊島、張掛島等の小島あり頂巓は悉く松にして奇景賞すべし。

【日和山】 寒風澤島の南端に聳ゆる高丘にして、宮戸島の大高森と相對し其の北方の直下は御城米御藏跡なり、岬角をなせる所に數十間の洞門あり、港地より三倉濱(盲濱)に通ずる隧道なり、民家の盡くるところの南方九折の坂路を登れば、即ち平坦なる山頂にして老松數十株其の周邊を繞る、西北は松島浦の絕勝を望み、南方遠く鵜尾岬の翠黛を涯り、東南は太平洋の煙波渺茫として疆なく、盛夏三伏の候この山に登れば、淸風面を拂ひ爽快極りなし。幕政時代船舶輻輳の頃航海着毎にこの山に登り天候を觀測せりといふ。日和山の東南石濱崎と相對する所に御臺塲といふ所あり戊辰の役仙臺藩の俄かに築造したる砲臺にして、西南に面し斷崖絕壁の上に、自然の岩を掘鑿して、壘壁を築き巨砲三門を据えたる所なり、維新後大砲を撤し今は殘壘の跡を止むるのみ、屛風島は寒風澤の東南端鹿の濱の左翼にあり

ひ高低參差、さながら雪に包まれたるは、瑤闕玉樓とも見ゆるばかり、あまりの面白さにしばしは、我を忘れ天空澤瀾の程、斯身すでに羽化せしを疑ふ程なりしが、波の音のいともきびしく響きしに驚かされて、やがて現にかへりつゝ、こゝ岬上雪ことに深くしてまた、全く鞋痕を印せざりければ今朝この眺せしもの我のみと覺えなほしばし去りがてにてありき。

【永野史蹟調査員】 通稱御殿崎、又松ヶ浦と云ふ。七ヶ濱村松ヶ濱字濱屋敷五十二、三番。現時縣公園地五十二番、(一反一畝十四歩)及官有地五十三番(荒崎神社境内三畝十歩)現狀及位置方向を詳述すれば、濱屋敷の民有山林より南方海面に突出したる岩質の小丘にして、南北約四十餘間東西約十間。大小の松樹枝を交へ概ね平坦なり。南端に祠あり荒崎神社是れなり、眼下の奇岩を鴻ヶ崎と云ひ、西方に突出したるを鳶ヶ崎といひ、其の西北を洞坂と云ふ。東南は海天杳渺として一點の眼を遮るもなく、西南の一帶は沙汀青松數里に亘り、亘理郡荒濱に通ず。勝景の絶佳なること見る人をして憶憬去り難らしむ。

往昔觀望臺即ち望樓臺の設けあり。又藤花の名は世に聞えたりき。藩祖此の地に殿舍を築く即ち御殿の稱爰に基づく藩祖遺愛の松は蜒蜿十餘間に亘り、屢ば歷世藩公の足跡を印せられし勝地にして、爾かも孝子權右衛門鰐を殺して父仁兵衛の讐を復したる遺跡の地なり、徵證の二三を掲げ併せて引書を載錄する左に。

新續古今集。心ある蜑士や植えけむ春ごとにふち咲きかゝる松ヶ浦しま　後嵯峨院　御製

後撰集。音にきく松ヶ浦しま今日ぞ見るげにこゝろある蜑士は住みけり　素性法師

續後撰集。ふりもる雪かへす汐風にあらはれわたる松ヶ浦島　藤原信俊

白盡松灣十里沙。滿天霏雪舞婆。溯風忽掃洋心去。鳥鳥分明辨翠蝶。　大槻磐溪

名跡志。松浦島。去千賀地十餘里。在青松濱。佳境絶景不減松島。往古島上有紫藤。而得佳名。今更無知之者。此濱居民多。以魚鰕爲業。以笭箵爲役。濱南斷岸千尺。長灣數仞。白浪濯石磯。碧波染沙汀。山頭有觀江臺。登此見。北隅南方。西關東溟。盡入于吟眸。其地。七疑峯和泉岳仙臺城大白山盤仞山篠谷關山不忘大華。名取亘理伊具宇太相馬諸山等也。水濱以東。阻沙場遶漁家。巉

屏風を立て廻したる如く、縞標樣の岩石數十間繞りて一方を開き、恰も屏風の如きを以てこの名あり、全村の沿岸太洋に面したる所に前濱・鹿の濱・韮濱・柳濱等ありて天然の風景に富み海底遠淺にして海水浴場に適せり。

【千代ヶ崎】 一名胎内潜と稱す。大木戸浦東端にあり。崎の西壁上に洞窟あり、恰も居室の如く中に數十人を座せしむべし、楹椽窓牖巖を穿ちて造る。中に隧道を穿ちて諸方に通ず、胎内潜とは之をいふ。古老傳へて曰く、何時の頃にやありけん、不覇を謀りし者ありてこゝにかくる、後發覺して誅せられたりと。

三、七ヶ濱

【鴻ヶ崎】 御殿崎なり、又松ヶ浦島・松ヶ浦の稱あり、東方の海中に斗出せる巉崕なり、崕上の老松千古の樂を奏つれば、崕下の白浪は銀珠を鳴らして相應ふ。遠近の眺望亦美にして頗る幽邃閑雅。貞山公假館を結びし所にして傍らに「手掛の松」あり。文學博士久保天隨の紀行文に

紀行文。あくる朝まだ臥戸を出でざるに、障子の玻璃を隔てゝ青海原の波間より登る朝日の珊瑚色なせるを見る、昨日とは打つて變りし景色又一しほなり。支度とゝのへ磯傳ひたどり行くに、雪は朝の程まで降り續きしと覺しく、銀屑地に積むこと五寸あまり、常は藻鹽草ひき散らしたる沙汀も、今日はさながら玉を敷きたるが如く、景色えも言はれず、行いて御殿崎に上れば、更に一段の佳矚を恣にするを得たりき。

こゝは鹽竈以南の濱どもの中殊に勝れし所にして、三町ばかり海中に程よく突き出でたる巖山の姿世の常ならず、御殿崎の名は昔太守が游覽の地に定められしが故に起りけるとぞ。岬端に立ちて眺めやれば、脚下の水際にさし出でたる大巖に、一株の虬松似つかはしく生ひ、南は空もひとつに波路の末は烟るが如く、やゝ東へ向ひて金華山寶珠の形したるが霞のひまより見えぬ、西には近く兜島といふがあり、屹然として屏風をたてたるが如く中ほどあたりに洞穴あり、之を透して遙に望めば、蒲生の松原立木黒う三里の長きに及び、その先なる荒磯は遠く相馬の岬まで續けり、來りし方の陸路、磯つづきの濱邊に打ち寄するは、白布を曳きしが如く匂ふ日影、海の面にさしうつりて、黄金白かね浮べし樣なるが、烟れる松の葉越に見ゆるも眩ゆく、松濱の漁家山に倚り海に沿

相峙長松相連。岩下有一島。上戴蒼鬣。是所謂松浦島也。東北有小島號鹿鷄。分前後而爲兩島。其西曰舞蹈。其東曰英雄島。在其北海中者曰石巖明神。鹽釜末社也。青松濱西曰菖蒲田。南西曰水門濱。有善遊堂。市川遶其南汀。傍有巨岩。曰之臥石。其南岩崖相連其岩下有空洞。通行漁舟。鄕人曰之通航穴。

【眺望ヶ崎】 菖蒲田濱東海岸に突出せる所なり。金華山は眉の如く左に秀て相馬岬は帶の如く右に聯り、滄浪万里渺茫として限なく、海岸一帶の白砂と翠松相映じて興味津々、眞に眺望ヶ崎の名に背かぬ絶景。藩主重村(徹山公)此濱に遊ぶ、絶景を愛て崎名を冠せり。附近に「茅島」と稱する島嶼あり、周圍十六間辨財天女を祠る故に辨天島の號あり。往時一株の松樹と茅の繁れるあり、今は五六の松樹と茅よく生ず。里民に醜婦あり素より一丁字を知るにあられず。孤獨の寂しさ、情歌を述べて悶死すと、不立文字に情趣は別傳なるもの歟、哀趣味ふべし。

沖の茅島、一本松よ。たれも枝折る人がない。

【放馬島】 名跡志。千尺之丹崖相峙。數間之翠洞豁然。奇絶可驚。靈機可恐相傳。太古以神明所駕之良驥而放于此地。故曰之放馬島鹽松勝譜。放馬島。三小島を距る東三里餘、嶼崎前六十餘步に在り。一名神馬島、或は青海島と稱す、又青崖に作る、鹽浦島嶼中最大なる者なり。東西二里許南北百餘步、上に田圃數十頃有り、嶼崎濱民菜蔬を此に給す。傳に曰く、太古經津主、武甕槌、岐神の三神。天孫の命を奉じて東征し、陸奥國に至る。蝦夷來り降り率き從はざる莫し、乃馬を此島上に放ち、天下服せざる者なきを示す。島因て名と爲す。或曰く。鹽神駕する所の龍馬を放ちたりと。島幽邃淵寂なり。昔僧雲居瑞巖に在るや。時々此に遊び修觀の處と爲す。或曰菖浮島と稱す、古人國風に賦する所是れ也と。然れども浮島は別に鹽浦の西南に有り。其地歷證有り、此島に非るや明なり、異說の來る未だ詳にせざる所也。

【君ヶ岡】 吉田濱にあり。高さ二十四丈登臨にとむこと村内第一の地なり、即ち東に向ひて立てば渺茫たる太平洋上、千里透徹たる海のオゾンを吸ふべく、脚下に斷巖絶壁の館ヶ崎のほとり自然のなせる棧橋にて、僅かに便りすべき權現島のあたり稠密なる花淵濱の漁家、或は瓢形の外人村・松のみどりの中に赤き教會の影、さては瀟洒たる洋館を

望み、飛沫白雪をもむ長須賀の長汀つゞき、優さしくも韮ヶ森より走り出でたる大東館の岬、これまさに一幅の畫に對するが如く玲瓏たる馬子の唄も起らん、遙か蒲生の松原三里、白地に綠の縞をなして、璃瑠の鏡の緣を劃し、雲烟遠く相馬の岬影淡く、左は近く松灣の全景、桂島、石濱の島々をはじめ綠冠鮮やかな、八百八島の島影千姿萬態、恰かも蒼局に對するが如く、島より水へ水より島へ片々たる眞帆片帆の／＼として急ぐさま手にとるが如く、桃生、牡鹿の半島突忽たる金華山めがけて、一走りせる景實に又得べくして求めがたき眺めなり。

顧れば黑川加美の連山幾重峰、春雪なほ蠻頂を包むの頃、立ちて日沒の景に向ふ時は金銀七色の彩雲、白雪に相映ずる樣實に莊嚴の極みといふべく、心なき蜑士もしばしば此の神秘なる自然の美にうたれ、夕の家路を忘る程なり、殊に連雁斜にとび、千草にやどる百蟲の聲に包まれつゝ月下のこの景に對しては恰も華胥の樂園に徨ふかの心地せられ造化の神も爲めに降られ岡上の老松に起る不斷の松籟と松灣の潮聲相和せる自然の樂に誘はれては蟐蛾の姫も爲めに月の宮居をはなれて舞ひ遊ぶかと疑はる、まさに本村の風景を賞せんとする者は、先づ此の地に杖を曳かざる可らず岡麓に雉聲ひゞくとも晴雨を憂ふる勿れ、是れ禁獵の場所なればあり、來れ美にして鮮やかなる麗にして濃かなる、然かも風致豐富廣大にして倦かざる此の地の景に接せざるものはまた以て言ふに足らざるなり。

往昔此處に一の古刹あり鷄足と號す、丘上老松二株あり、鷄足とは松樹の鷄足に似たるより名附けしものか、今の金剛寺則ちこれなり、君ヶ岡の名稱につきて古來口傳あり、人皇第八十八代の帝　後嵯峨天皇往昔この地に御幸遊ばされかたじけなくも駕を枉げさせ給ひ親しく此の景を稱せさせ給ひしより從來の吉備ヶ岡を君ヶ岡と改められたりとか、こは彼の松ヶ浦島の御製より推して、あながち無稽の傳といふ可からず。

明治三十三年　今上陛下　皇后陛下刪立せさせ給へる當時村民こゝに會して祝意を表し奉りかねて當區の孝子鈴木武

平治の知事旌表披露式をあげたりき、時にこの目出度き日を記念せんとて、當區の篤志家小野某櫻を植え、左の一句を盃にそめて衆に配ちたりといふ。御慶事の記念櫻や、君ヶ岡。

四、七　浦

【梅浦】　笘屋汀の西に在り、昔旭日島上梅樹數百株あり、之を梅浦と稱す。後悉く枯る、鵬雲勝の徴なきを惜み別に此所に植て之れを梅浦と稱す毎春初めて花を放けば、香霧霏々十餘里に瀰漫す、遠く之を望めば、皓白殘雪の枝頭にあるが如し、亦松島の一奇觀なり。

梅海早春八景之一。梅浦一枝春。早機深雪津。傍磯疎影瘦。含暖暗香新。月照羅浮夢。花餘隴驛眞。江橋多落盡。漁笛若騷人。一華庵。梅浦に在り庵は舊と扇谿にあり。雲臥と名づく、僧雲居の建る所なり、後ち名を慈光院と改む、古僧會通なる者、之に居す、會通姓は田中、曾て義山公に事へ罪あり、遁れて僧と爲る、後ち義山公の薨ずるを聞き、自裁して死す、昔山公其死を憐み、鵬雲をして庵を此に徙さしむ、其新版を置き名を一華と更む。

【竹浦】　梅浦の西南に在り。或は幽篁浦と曰ふ。其他幽邃實に此君根を托すべき地なり。

竹浦夜雨八景の一。一夜千竿雨。砂汀蕭颯寒。漁燈霑短焰。酌笛促凄酸。松咽湘琴怨。蘭鳴楚佩難。曉光烟竹浦。餘滴灑琅玕。遊竹浦。經盡翠嵐裡。秋風竹浦清。江波微雨歇。山樹晩蟬鳴。寺與塵寰隔。人尋幽處行。壯遊知幾日。眞得薜蘿情。

【瀟浦】　瑞巖寺門内の左右地是れなり、松島天台記に無相窟を藷湘巖窟と爲すもの是なり、別に生薑浦、又松加浦と爲す皆國音の訛松島七浦の一也。

【瓊浦】　天麟院背にあり、亦た七浦の一なり。古大胡桃樹あり、數十圍因て名づく。往昔蜂谷若狹なる者此に居る、鎌倉北條氏の命ずる所、圓福寺警衛の士儀成の子若くは孫なり。

【喜多浦　附禪餘房跡】　一に片浦に作る、七浦の一、灣を回り天童庵後、橈手巷背より愛宕山に至る、上下岡の諸區皆俯臨す、此邊の勝地なり。雲居、松島諸灣口小にして杜き易き處、潮水を絶ち蓮を種んと欲して果さず、鵬雲繼席に至り、土人請て水田と爲す。此浦及梅浦等其租凡七十餘石と云ふ、土人大に利とす。田を稱し蓮池と云ふ、或云、其勝景を損するを惜む。

【霞浦】　雄島の南にあり、或は栖霞潭と曰ふ。

五、八　崎

【通舸崎　附御舟藏】　寶珠崎の東北にあり。一に津崎に作る。或は巣崎と云ひ、巣は又須に作る。崎上に藩公の御舟を藏す。里人之れを御舟藏と稱す。

【洲崎前】　洲崎巷の後を云ふ、八崎の一なり。崎下の比樓矚望甚だ佳なり、故に游客爭て此に投宿す。崎勢北走百餘歩瑞巖・陽德兩寺前に亘り、左は萬松・傳曲・得住等の諸院を俯し、右は橈手巷に臨む、土老曰く、崎上を阿彌陀山と名づく、舊と阿彌陀堂あり、久廢す。今石像あり、長五尺許り、其製精妙、近世凡工の能く及ぶ所に非ず。古松四株あり。呼て勅使松と曰ふ、相傳ふ、僧見佛御島に在るや、鳥羽帝の勅使大藏卿康光、松樹千本を賜ひて之れを栽ゆ、其樹今猶存する者此四株のみ。余を以て之れを見れば、其說非なり、御島の賴賢の碑銘に曰く。見佛御島に在り、鳥羽院本尊器物を賜ふて以て之れを旌異す、島本千松島と名づく、見佛御賜の故を以て今名に易ふと云ふ。之れに由れば則賜ふ所は松樹に非ず、假令之れを賜ふて栽ふる所とするときは、則御島にして此地に非ず、然り而して其樹は則賞す可き者なり。西隅に就て一株一根あり、兩幹髯甲夭矯蚊龍の如く、蚌枝四出槎枒蟠屈龍蛇の拏曲を攫するが如し。松島中古松の賞すべきもの多し、而して此松を以て第一と爲す。松南數歩にして碑あり、高サ五尺餘横三尺許、弘安六年建る所、土人相傳て、旭日の墓碑と爲す、旭日何人なるを詳にせず。他日の考を俟つ。（鹽松勝譜）

【龍首崎】 逓轉崎の東北にあり。崎形龍首に似たるを以て之れを名づく、或は蛇崎に作る、崎上に松島明神の廟趾あり廟は今高城驛の西に移し、土人其趾廟に就き、祠を建て祀して梨木明神と稱す。(崎の北は即ち高城川にして、松島の地此を以て北界となす。(同上)

【蛇崎】 一に龍首崎と爲す。巖狀龍首に似たり、高城川を隔て東は磯崎鹽場、北は高城驛、舊松嶋明神の祠あり、鹽廟枝祠の一、高驛西に移ず、其跡に小祠を建て梨木明神と稱す、初め潘士山岡志摩の采地、巷あり蛇崎と名く、山岡氏高木驛に移り路傍に今趾あり。(同上)

【龍崎】 崎岩海に臨み舊と龍首の如し、故に名と爲す。一に龍鼻崎と名づく。今は崩壞名のみ存す、松島人或は呼て蛇崎と爲すは誤れり。(同上)

【天神坊崎 附江月濱】 妙音天女祠北に在り。古庵あり、台徒居る後廢る、土人略曰、圓福三十二世海翁、其坊址に就き庵を立て江月と名く、貞公瑞巖を營むの日、門側に移し十三枝の一と爲す、崎上址を觀月濱と名く。巡覽記に曰く、觀月濱は福浦東邊にある是れなり、北は五大堂と相對し、島常に舟を置かず、毒龍庵僧此岸に事あらんとする後舟を常置せり。

【觀月崎】 古は之れを龜首崎と曰ふ。蓋し松島の地之れを龜形に比し、雄島五大堂を以て、左右の手と爲し、而して此磯は首に當る、故に名づく、或は松島を以て蓬瀛と爲せば、則ち龜背にあるが如く然り、則ち右の命名旨ある哉、或は曰く、觀月と名づく者は、之れを望むに前後磯は、月の出の光を受くる最も先なり、故に名づく。磯上の觀亦松島の首なり、故に貞山公渚宮を其上に構ふ。(同上)

六、八　島

【福浦島】 五大堂の東南にあり。東邊は則ち茂林、西北は則ち修竹千個、密翠圍繞其竹光滑らかにして、器具に作り其用最も廣く、最も花器に適し、水久ふして壞れず又涸れず、花色亦鮮明開く速かにして謝する遲し、多く器に就て實を結ぶ、又一種あり堅實中心なし、歷年蛀せず、土人用ひて刀眼に釘し、土人多く茶筅を製し、且つ其の枝を以て箸を作る、共に此地の名產と爲すなり。(毒龍庵)福浦島にあり。寛永中僧南叟なる者之れを建て、洞水に請ふて開祖と爲す、庵中に智證大師製する所の不動の像を置く、是れ古天台徒の崇奉する所なり、又古笈を藏す、笈高サ三尺横一尺八寸、四面佛像及び雲紋を彫し、中に一架あり。架上に妙音天女及び十六童子の像を安ず、像各三寸許製造巧妙なり相傳ふ、像及笈は、共に僧辨慶の奉ずる所なり、文治中、源義經兄右將と隙あり、間關都を出づ、其臣辨慶等拾三人、假裝して道士と爲り、北陸を經て來て秀衡に依る、是れ其時負ふ所なりと云ふ。庵の後に熊野神祠の蹟あり、隆然壇をなすもの三、昔法身の圓福寺を開くや、天台の徒逃れて此に在り、深く平時賴を恨み、此神に請ふて以て咒詛す、故に土人之れを調伏壇と云ふ。庵前に一石あり、彫して坐禪石と曰ふ、曾て洞水此島の幽邃を愛し、常に來て此石上に趺坐す、故に名づく。

【雙子島】 雄島の前にあり。兩島相並び、其形寶石の如し、北を玉島と曰ふ、南を尼島と曰ふ或曰く、尼は又摩尼珠の畧なりと。

【屏風島】 雄島の北竹浦の前に在り。島の四邊は峭壁翠松偃蹇上より垂る、宛然一畵屏風なり。

【德浦島】 福浦島の東にあり、舊名は戶倉一に解縫と曰ふ、後ち今の名に更む、以て福浦に對すと云ふ。

【經島】 福浦島の南にあり。島上に塚あり、經塚と名づく、昔天台の徒追はるの日、慈覺以後傳ふる所の笠典を以て、悉く火して此に瘞む、故に之れを名づく。或謂ふ、見佛誦する所の法華經を、瘞むる者と爲すは謬れり、島上に五重浮屠あり、享保中僧天嶺之れを建つ。

【旭日島 妙音天女祠跡】 燒島東に接近し、舊名燒島、天女祠は、寛文中、鵬雲之を建つ、是より先、洞水相の繪島に游

八八八

び、所感あり詩を賦す、曰く、飄然江島神蹟。岩下感天女隆臨。顯德掌中視崑玉。現慈膝上奏胡琴。若非正眼辨玄色。爭得患聾聞妙音。希有渺茫蒼海月出波心。分落波心因て其像を圖し歸り、此に鵬雲をして祀らしむ、祠成るの日、偶々朝曦中天女の相を現す、故に旭日島と稱す、又笹町重之天女像を祠中に奉ず、松島記曰。貞享丙寅六鵬雲再營。寶永己丑、夢庵重修。後天嶺福浦に移す。福浦舊梅樹數百あり、一に梅浦と稱す、乃靈岩の撰ぶ所八景の一、後ち梅悉く枯る、鵬雲天女を祠するの日其廢を惜み別に梅樹を笘屋汀西に栽え之れに名く。

【翁島】旭日島の北にあり。相傳ふ。古松島山王廟の祭、會ま神樂を奏す、而して舞人各假面を着く、祭終て其假面を櫃にし、諸を村長の家に藏し以て係と爲すなり、一夜櫃中聲あり、群兒の相ひ撲つが如く然り、起て之れを視れば則ち物の出るあり、光は月の如く飛て此島上に落つ、就て之れを察すれば則ち一翁面なり、時人以て奇異と爲し、其假面を以て山王廟中に藏む、因て此島を名づけて翁と曰ふ、面は今藏して瑞巖寺庫中に在り。

七、勝景雜觀

【籬島】鹽浦の津頭を去ること二里餘、一に間籬島に作る、又笆籬に作る、或曲木に作る、島上竹樹蓊鬱たり、神祠あり籬島明神と曰ふ、廟鹽枝祠の一と稱す。或は傳ふ、神舊曲木明神と稱す、太古鹽神天降の時、民人穴居して野處す、乃ち分て此神に命じ始て宮室を作らしむ、而して上棟下宇巧に曲木を用ふ、是の故に其功績を稱して神號と爲す、此に因て又取て名と爲せり。曲木國音訓籬と同じ、故に古人國風皆籬と爲し以て賦詠せり、因て遂に島神號に易え亦島名に更む。此島鹽浦の勝に於て最奇觀と爲すこと、猶ほ御島の松島に在るが如し、故に古來に薦紳詠言するもの亦最多しとす。島の四邊に貝あり、梅花と名く、皎潔たること落梅花の如し、餘嘗て四五月の際に當り、初て此島に遊びし時、視て以て眞の花と爲す、而して島上を探りたるに一株も無し、再波際に下り其貝たるを察す。後源俊頼籬島梅花貝の國風を讀み、始めて數百歲の上、已に之を賞せしを知れり、若し夫れ探勝の客拾掇し去り、諸れを案上に散置し、或諸れを庭際に撒點して以て四時の花に充つるも亦奇玩と稱すべし。島又竹箭を出す、其質堅厚にして蠹せず、禁有り探ることを許さず。

仙臺金石志。獅子崎之碑（宮城郡鹽竈島）。日東名區。千斯萬斯。奥海松島。孰爭雄雌。爰舟游。艮有獅崎。艮山面海。景勝最琦。左望富山。惠日晴曦。右仰鹽竈慶雲蕃滋。島嶼點波。如局布棊。松杉吟風。如竹和絲。無視匪畫。无聽非詩。應接不暇。耳目歡怡。藝之巖島。形稜可思。丹之橋立。退舍可咨。徠有神僊。護有靈祇。滄桑之變。誰可能爲。人口是記。更我勒碑。傳之千載。示之八維。

文化歲次庚午夏六月　　正三位刑部卿藤原貞直銘並篆

獅子崎之碑。眞樂翁愛其景勝。而所建也。翁因尾州僧篤宗。致圖與由以求其友　正三位刑部卿。闌溪藤公銘且篆焉。誠記其碑陰曰。獅子崎在鹽竈東北數里。凡海中島嶼極夥。又極奇。而翁之所愛。特在是崎者。豈非以搜覽要地哉。但詳其地勢。後負高岡前峙巨浸。如狻猊奔騰蹴波絕澗。氣象甚雄。右盼鹽竈左顧松島。則其島嶼州渚。爭爲詭狀者。殆不可數。或遠或近。若浮若沈。星列棋布。波濤洶湧。雲煙縹渺之間。外之連山高原。林麓之崖層。見錯出廻巧呈秀。以効諸崎之下。乃至神祠之宏麗。佛寺之莊嚴。亭榭之結構。未始不助造化奇極觀望之致也。夫松島鹽竈。號爲天下之絕勝。而斯崎者。又悉聚其瑰偉秀絕之觀焉。宜乎翁之甚愛。而遂有斯擧也。蓋宮城勝名。著自上世。古今風騷之士。吟詠讚賞。幾無遺美。即其詞藻亦籍之。以顯於世矣。至如立石刻頌者。槩乎未有聞也。且東奥之碑莫典雅於多賀城。莫奇怪燕澤。莫鉅麗於雄島。其它鐫題又足可觀。然其於景勝之概。皆置而平後立祠於此土。以遺善政之德化。其後作像。令以何故小像藏置其胸腹。蓋所以恐士俗之觸黷也。本有銅鐘。元祿中寺主宥清者。勸發鈴木重成。及同氏太郎兵衛者。所令鑄也。星霜時移鑿匝破裂。晨報無昏。越文化辛未春。有村翁壽孝者。來謂余曰。吾儕住大士林麓累世。儂今保齡八十八。更無現報希願。欲爲將來勸擧有緣。興鳴鐘之廢酬薩埵之恩。余是其言授以化疏翁欣然忘勞。以募四方。不日而貲聚焉。造新鐘一口。因請余銘。廼勒銘曰。

大士三昧。普說圓通。矯鐘功德。妙用惟同。悲願應信。伏覺開夢。犍椎震響、滄鑁摧鋒。村民捨貲。鳧氏鍊鋼。聲新增益。福至無窮。籬島碑。竹掩南位。山樓禽翎。蒼生眼合。寔頂中零。片肉供劵。三人席並。□□□酒。出自金令。

寬政戊午季春　　藤塚知明之贊

【舘崎】磯崎殿崎より海涯に沿ひて、東北三四里崎あり、是を舘崎と曰ふ。其長灣西に入る里餘、手樽浦と爲す、灣東

崎に對し長松羅列する者錢神と爲す、猿林と爲す。而して崎前の島嶼無數、西南に連り松島に及ぶ、其間舟船出沒し魚鳥浮沈す、松島以東海涯の勝西偶なし。

【手樽浦】舘崎西灣の奥隅、漁農數家灣に面して居る、村名も手樽と稱して大なり。松島より舟にて富山に遊ぶには多く此の浦に泊し、又箕浦に宿泊す。東北は富山に至り、西南は高城・石城石磯に界す。浦前灣大にして口小、其内洲崎錯列して名狀すべからず、而して浦上より之れを觀るに、其奇を覺えず。浦東の阪路上俯して灣上を望めば、一矚遺すなし。余此阪を經る毎に、未だ曾て賞觀時を移さんはあらざるなり。而して阪本と名なし、余之れを名くる所以を思ひて未だ得ず、嘗て同志と三四人と之れを過ぐ、各々草を籍きて坐す、余摺扇を取りて矚する所を指揮し、盛んに其奇を稱す。同志曰く、子摺扇を持し灣面を指す、其狀宛然玉撥を執りて四絃を拂ふが如し、請ふ此阪を目けて琵琶と曰はんと、餘曰く善し、即ち之れを土人に告げて之れを知らしむ、而後阪の名稱定まる。（鹽松勝譜）

【錢神】手樽浦漁家の東數里に在り。民屋兩三戸。諸條幽僻にして田に耕し海に釣り、宅に桑し山に樵す。諸物具足し他に求むるを待たず、而して錢神何の尊む所にして稱と爲すや、憶ふに古へ魯褒の倫、世を此に避くるか、土人或は錢龍と稱す、神龍國音近し故に訛る。或人曰く。方俗蛇を以て貨神と爲す、夢みる者必ず貨財を得、此の地近く蛇道に對す。因りて錢神の名あるか。（同）

【猿林】錢神の東地海に入るもの里餘、是を猿林と曰ふ。松樹雜列松島前海の島嶼上よりして、遠く之れを望むも亦奇觀なり。林前崎あり蛇が島崎と曰ふ、因りて名を得たり。崎は則ち手樽浦前灣口の東岸、舘崎と相對する者、崎東小灣隅の小林猿林と相接する者、小猿林と曰ふ。林の盡くる所崎あり、白濱崎と曰ふ。腹に洞あり數十人を容る可し、洞前大白小白の二洲あり。崎東小灣を隔て相對する者を、名古目の浦と爲す、其灣奥を胡桃澤と爲す。（同）

【名古目浦】猿林の東に小灣を隔つ、而して地愈々海に入る、其地盡る處是を名古目の浦と曰ふ。漁農十五六戸、左右に崎あり、右を小舘、崎左を天王崎と曰ふ。右崎に堂あり、中に羽州三山の祠あり、浦民香を三山に進むる者、先づ堂中に在り、齋戒して後に行く。左崎に牛頭天王廟あり、崎東は則ち月星の二島あり。（同）

【箕浦附早川】名古目天王崎の北灣形箕の如し。故に名を取る。土人或は三の浦と作す、天王崎陰より、灣涯に緣りて西に行く里餘、農屋あり堤を新田と曰ふ、蓋し潟鹵を以て水田と爲し、新に農戸を置く、故に新田と稱す。又西行數百歩早川と曰ふ、又た長堤を作り灣奥を田と爲す、凡そ松島より舟して富山に至る、一に手だる浦に着き一泊す此浦陸よりすれば則ち手だる浦より直ちに此浦に至る、其間僅に里餘、浦の西北細徑を取り行くこと三里許り、始て富山西南麓に達す。（參照第十篇）

八、八　景

鹽竈八景（千賀漁夫）

鹽竈暮烟。黃昏千賀浦。鹽竈篠岡烟。柳塢涵風翠。花崖攤露鮮。曳漁分斷雨。和霧望行船。嘗預融公賞、景光遷洛川。

籬島斷雨　籬島陰雲暖。凄然斷雨寒。沙鷗飛夢濕。洲鷺潤翎乾。潮邊松巖落。波浸蘆岸寬。釣翁始脫笠。仰霽坐磯端。

社頭賞春　山社十分春。參差花柳新。綠堆粧燕界。紅闇飾鶯隣。過露芳姿淨。迎風囀恨頻。一枝强不折。即可奠明神。

法蓮臨潮　銀山洲接霄。鯤威洲荻振。雷怒岸松搖。空逞雄豪望。依稀眼界遙。飛樓聲碧寥。萬里眺春潮。玉穴渦生水。

江鄉春雪　二月雪江濱。整斜冷艷新。寒廬瓊葉亂。斷荻玉花旬。草禁烟汀碧。梅妒野水香。驛樓吟斷處、漁笛過雲津。

前津泊舟　秋夕又春晨。征船泊此津。楫歌分士俗。鄉酒忘悲辛。雨卜筵膠月。風疇江社神。雁雲露路遠。嚮望五湖人。

松浦秋月　淒涼松浦秋。明月滿三洲。鶴水歸仙夢。猿雲斂容愁。寒光千里海。爽氣五更舟。枕簟逢中睡。遐思赤壁遊。

壺碑懷古　將軍藤惠美。疇昔示崽民宇。暗添新墨。行鑽苦積塵。賴朝驅雅古。宗久遠遊親。緬想天平歲。讀碑墮淚頻。

古八景。瑞巖寺第七世靈巖師（宏巖慧和尚鎌倉圓福寺に轉任）後二條天皇乾元年間（皇紀一九六二）松島八景を選らむ昭和二年を距る六百二十七年の昔なり。左の如し。

梅浦春景　鹽竈暮煙　霞浦歸雁　市肆漁家（一に江縣殘花）　雄島晩眺（一に夕照）　瑞岩曉鐘（一に山寺晩鐘）　松島秋月　竹浦夜雨

新八景。政宗五世の孫仙臺藩主伊達吉村（獅山公）奥州八景を選む、後人之を新八景と云ふ、蓋し靈岩師松島八景を選みしより後ち、四百三十餘年の後なるが故にかく稱せしならん。左に。

鹽浦歸帆　雄島旅雁　觀月崎月　瑞寺晩鐘　籬島夕照　浮島翠松　海濱漁火　富山暮雪

第二節　浴場

第一項　海水浴場

一、菖蒲田海水浴場

明治二十九年海水浴場として世に知られたりしは、東北地方に於ける海水浴場の濫觴なるべし。鹽竈驛を東南に距る一里十八丁、道路平坦にして交通の機關に缺くなし。浴場の所在地を長須賀と云ふ。

長須賀は、眺望崎に續く灣曲の沙汀なり。白沙の清淨なるは恰も銀砂を敷けるが如く、長く渚を廻る老松の翠色と相映じ、その景色の美はしさたとふるに物なし。この地は全く太洋に面せるを以て、常に波濤の餘勢を受け、海波靜かならずと雖も、潮勢度に適し、少しも危險の事なし。入浴中は特に監視船を浮べ、救助船を放ちて万一に備ふ。

浴場の設備としては、脫衣場・休憩場・喫茶場等を設け滯在せんには、貸屋あり、旅館あり、日用品、菜葉販賣店あり。日歸りの客には鹽竈との間に人車及車馬ありて便を圖れり。かくの如く設備せるを以て、來つて遊園を遲け、鬱懷を散ぜんとする都人士は年々增加しつゝあり。

二、代ヶ崎海水浴場

代ヶ崎海水浴場は、松島四大觀の一なる多門山の麓、西の濱瀨崎一帶の砂原に在り、明治四十年宮城縣教育會主催の水泳講習會をこの地に開きしより、漸次浴客を增したりしが、浦戸桂島の名世に知らるゝに及び俄然衰運に傾きたるが如し、旭旅館を始め素人下宿屋ありて浴客の便を圖る、夏時汽船の往來繁く鹽竈との交通自在なれば浴客の便頗るよし。こゝは高等學校・各中學校等の短艇競爭會の好場所としし夙に名を知られたり。伊澤・菊地・工藤氏等の別莊あり。

西の濱は三十年程前まで親船の碇泊したる所にして、當時は戶數も多く、代ヶ崎とは西を指していひしものかりしが度々の大浪に襲はれ、今の谷地・清水等に移轉したるなり。當時の屋敷址は今日波浪瀠々たる所即之なりとは桑田變じて滄海となるてふ、古句も思ひ合さる。

三、桂島海水浴場

浦戸村桂島民家の南を、須賀松官林と稱する地あり、官林一帶の沙濱を前濱と云ふ。由來桂島は風景に富めり、殊に白砂翠松遠淺波靜かに海水浴場に適せり。寺田本縣知事松島公園を經營するに方り、波止場を改築して船舶の出入を便にし、明治四十五年海水浴場の工成り竣工の式を行ひ、諸般の設備全く成る。盛夏の候にありては、浴客遊覽者の出入頻繁を極め年歲發展の計數を示せり。

四、高山海水浴場

七ヶ濱花淵高山にあり。西洋人此處に別莊を設けて避暑地となす、近年殊に著はれ山上に三十餘戶の洋館散點す、今後益々增加すべく、今尚工事中のもの二三あり此の地は、明治四十一年一月三十日米國人元東北學院長、デービーシュ

ネーダー博士外二名に九百九十九ケ年間貸與したるものにして、一町九反三畝七歩あり、此處に來るは多くは英米人にして皆本邦在留人にて仙臺・東京・岡山・名古屋・盛岡・福島等に在住する人なり、信州輕井澤より、引き移るもの年々增加すれば數年の後にて輕井澤の洋人全部此の地に移轉すべしと云ふ。避暑の期間は七月下旬より九月上旬にいたり、八月最も盛んなり、遊技塲、教會等の設備あり又當區日曜學校を設けて避暑中傳道に從ひ地方を教化しつゝあり。

第三節　山嶽諸勝

第一項　瀑布

一、廣瀨村

【鳳鳴瀧】　廣瀨村作並、榛目木にあり、廣瀨川の源泉の一なり。其の高サ七丈潤サ三丈。深林密樹の谿間より流れて、怪岩亂石の上に落ち、激奔珠を飜し、白雲常に淵底より起る。頂に不動尊の小祠を奉祀す。此の山中大小の飛瀑所々に散布し、總稱して之を鳳鳴の四十八瀑布と云ふ。傳云ふ、太古仙人の來り筆を奏して遊ぶと、後人依て鳳鳴瀧と稱すと云ふ。

觀蹟聞老志。鳳鳴瀑布。在作並村。山中處々大小凡四十有八條。共界破吉山巽落丹崖。不知雲濕月幾春秋也。相傳往古有羽客。來遊吹笙而臨于此。後人呼曰鳳鳴瀑布。

封內風土記。榛目木瀑布。高七丈潤五間。源出自本邑及名取郡新川村。而仙臺川。（廣瀨川）之源也。

陸奥風土記。鳳鳴瀑布。宮城郡作並村にあり、山中凡四十八條あり、高七丈廣五間。相傳ふ、昔仙人笙を吹て瀧に臨む、後人呼て鳳鳴瀑布と云ふ。又榛目木瀑布共書り。

【縱瀧】　廣瀨村熊根に在り、高さ十丈潤一丈。

二、大澤村

【四ッ瀧】　大澤村大倉の西方、廣瀨川の上流大倉川の中程にあり。定義如來を距る約二里餘、後白髭山の南麓高倉山の谿間にありて、上下四段の斷崖に懸るを以て四ッ瀧の名あり、各段の高サ丈餘總して十餘丈。此の瀧の全景を眺望するを得ず、たゞ大倉川左岸の崖上より陰影を見、その轟音を聞くを得るのみ、瀧上に四ッ瀧鑛山あり、明治二十年の頃鐵鑛石を發見し、地方の人々多少の資本を投じ共同事業を經營し、主として定義より玆の地に達する道路を開通し行通の便を圖り一時採掘せしも、豫期に副ふこと能はず遂に採掘の事業は中止せられたるも、道路の便宜により瀧を縱覽するも、亦縣の境界なる御所山登山の賽者に至便を與ふ。往年より四ッ瀧の稱ありしや否。

封內風土記。大倉邑。瀧一。在大倉川上。屈曲三級之瀧也。

宮城郡地誌。四ッ瀧。高十丈幅四間二尺。廣瀨川の源流にして村（大倉）の西方舟形山より出て、村の西方戸立にあり。

【白瀧】　亦大澤村にあり。定義温泉に至る、屋敷平に於て左に分岐せられたるを登り、槻木を過ぎ十里の平野に達す此の平野は所謂る後白髭山の南半斜面と、高倉山系の間にあり、四ッ瀧に至るの道なり、平野の中央に至り白髭山裾野の角平より之を眺めば、恰も白布を懸けたるもの、如く、眞に白瀧の名に背かず、角平の谿流集りて崖上の一大穴より、水を涌出せるが如く、又十里平より之を望めば、恰も白布を懸けたるが如し、高サ六丈餘。

【湯川瀧】　亦大澤村にあり。廣瀨川の支流、湯川の中程後白髭山及び坊主ケ岳の澗水集り瀧となる、高サ五丈餘、定義温泉より之を望を得。

【夜盜澤瀧】　高棚新道の中程にあり、高サ五丈餘。

宮城地誌。横川瀧。高五丈七尺幅三間。白髭山より出て村（大倉）の北方環掛谷に落つ、下流廣瀬川に入る。

三、根白石村

【鳳鳴瀧】根白石村朴澤區小屋原の奥一里の所に在り、高三丈餘廣一間。昔天人笙を吹奏じて此瀧に遊ぶ、仍て鳳鳴瀧と云ふ、里人雌瀧（鳴瀧の謂歟）と云ひ、其より下る約二丁に高一丈五尺廣二尺の瀧あり、雄瀧と云ふ。封内風土記。朴澤邑。瀑布凡二。雄瀑布高二丈五尺濶二間許。雌瀑布高一丈五尺濶三間許。宮城郡地誌。男瀧。高二丈五尺幅二間。本村七北田川の源流にして、村の西北方樋口澤に在り。女瀧。高三丈幅二間。即ち男瀧の下流にして、村の北方樋口澤に在り。

第二項　鑛泉

一、概説

本郡の西部に位せる陸羽山脈の分水嶺は、概ね第三紀古成層の火山系に屬し、支脈は漸次に東に面して各所に鑛泉の涌出を見る、憶ふに温泉の起源は遼きは神代以前にあるが如し。伊豆風土記に「温泉ヲ稽フルニ、玄古天孫未ダ降ラザルヤ、大巳貴尊ト少彦名命ト、我秋津洲ニ民ノ夭折ヲ憫ミ、始メテ藥湯泉ノ術ヲ製ス」と、即ち温泉神社又は湯前神社と崇め、大巳貴命と少彦名命の二柱を祭れるものが故なるべし。

【鑛泉の分類】鑛泉の主成分を大別すれば、六種若くは九種に過ぎざるべし。現時稱する所の種類名稱區々に別る列擧すれば。

イ。單純泉。食鹽泉。苦鹽芒硝泉。硫黄泉。炭酸泉。鐵泉の六種。

ロ。鐵泉。硫黄泉。炭酸泉。鹽類泉。沃土蒲魯謨泉。格魯兒利質亞泉の六種。

ハ。亞兒加里泉。苦味泉。食鹽泉。土類泉。單純泉。硫黄泉の六種。

ニ。單純泉。炭酸泉。亞兒加里泉。苦鹽泉。食鹽泉。海水。鐵泉。硫黄泉。土類泉の九種。

要するに各國鑛泉の性狀と、各識者の所見とに從ひ、頗る差異あり一定の規なしと雖ども、衞生局試驗所及び舊司藥場の試驗したる成績によれば、全國の鑛泉を左の五種に分類す。

甲。單純泉。（又温和泉）多少高温を有する尋常の水にして、僅微の鹽類を溶解するもの。例ば千分中〇。五分以下鹽類を含む

乙。酸性泉。（又酸性硫泉）多量の遊離硫酸・塩酸・亞硫酸・綠礬・硼酸等を含み、特異の酸性を含む。

丙。炭酸泉。（又鋼鐵泉）多量の炭酸を含み、之を振盪すれば甚しく氣球を生ずるもの、又之を熱煎すれば、多量に不溶解の抱水酸化鐵を得べき、含鐵炭酸泉（又鋼鐵泉）

丁。鹽類泉。多量の鹽類、例へば食鹽・硫酸那篤個母（芒硝）硫酸麻個涅斐母（湯利鹽）を含む。

戊。硫黄泉。多量の鹽類泉なり、然れども定量及び定性分析の表示に微し得ざれば、主上記の分類中、本郡各所に涌出する泉質、多くは鹽類泉なり、然れども定量及び定性分析の表示に微し得ざれば、主治効能等は省略して、提供の資料に基づき項を逐ひ叙述する下記の如し。

二、作並温泉

古湯●新湯の二湯あり、「古湯」は廣瀬川の沿岸湯澤より湧出し、源泉は瀧湯●鷹湯●目湯●新湯●河原湯の五口にして、泉質は塩類泉なり。其性無色透明にして中性の反應を呈し無味無臭なり。主治効能を擧ぐれば疝氣●湯、火傷●金創●打撲●疥癬●婦人諸病●癤●腹痛●脚氣●慢瘢質斯等とす。傳へ云ふ。元正天皇養老五年（距昭和二一二〇七年）僧行基奥州に錫を巡らし、温泉の沸出を見て土人に湯浴の法を敎るに始むと、又云ふ。文治五年（距昭和二年七三三九年）

源頼朝東征して軍旅を此地に駐むるや、適ま矢疵を負ひたる鷹飛來りて泉源に浴し、少くして飛揚するを一見し、怪しみ自ら一浴を試むるに、連日の疲勞頓に消え深く其の効驗を感賞せられたりと。降て寛政八年（距昭和二年一三二年）泉主若松喜惣治開湯の許可を得しより、草榛を啓らき道路を修め、七折の石磴九十七級を築き、家屋浴槽を修營することゝ八ヶ年にして効功を告げたるは現在の位置なり。「新湯」は古湯の西北二丁餘長原に在り。東西二ヶ所より湧出し、泉質古湯に同じく、泉性質透明にして中正の反應を呈し味鹹淡なり、主治効能を擧ぐれば腦膸・溜飲・勞疝・疝氣・脚氣・子宮病・金創・癤・蛇毒等なり。創始は安政元年（距昭和二年七四年）羽州村山郡猪澤の生れ秀治は、石垣彦左衞門・奥山伊三郎を勸誘して三人協同して客室浴槽を新營し、作並神湯と稱し、第一泉を鶴湯第二泉を岩龜湯と名づく。明治九年五月小池・森谷の二氏に讓與したりき。

宮城郡地誌。作並湯。泉質金摩氣を以て混成す金瘡・仙氣・癤・打身の痕に宜し浴場九ヶ所、逆旅二戸。

宮城縣々治一班。（作並温泉）宮城縣廣瀬村にあり、鷹ノ湯・新湯の二泉あり共に鹽類泉。温度五十七度。仙臺市より七里餘車馬通ず。

宮城縣統計書。（鷹ノ湯）宮城縣並村、温度作五一、泉質、少量ヨロールカリーム・食鹽・硫酸曹達・硫酸加里・硫酸石灰・硫化水素。主治。金創・火傷・湯傷・打撲・流注・疥癬・子宮諸痼。

（新湯）同郡同村。温度五六。泉質同上。主治。打撲・金創・疝氣・癤・火傷・疥癬。

宮城縣鑛泉志（本縣警察部衛生課發行）作並温泉（所在　宮城郡廣瀬村作並）

【由來】發見の年月は詳かならざれども、文治五年（今より七百三十七年）頼朝東征の時、一日矢傷を負ひたる鷹、此の湯に浴して其傷をはぐくめるを見、自ら一浴したるに身神非常に爽快を覺えたれば、他の士卒にも浴せしめたりと。其の後、今の泉主岩松よふ氏の祖先若松信壽、始めて此の地に移住したるが、其れより十一世の孫に至り開湯し、寛政八年（今より百三十年前）漸く浴槽宿舍を竣工するに至れり。

亦新湯の發見は、安政元年九月（今より七十三年前）最上の佳泉なる者、諸國漫遊の途次之れを發見したりと云ふ。新湯には鶴の湯、龜の湯の二ヶ所あり。後ち、明治九年五月故ありて小池傳藏・森谷銀治郎の二氏に讓與し、二氏其の業を嗣ぎて以て今日に至れり。

【位置】作並温泉は、宮城郡廣瀬村字作並湯元に在り、廣瀬川の沿岸の谿谷より湧出す。新湯、古湯の二廓に分る。古湯には鷹の湯・瀧の湯・河原の湯等の名稱あり。仙臺より西に距ること七里半、仙臺より山形に通ずる道路に添ひ、山形縣に近し。

【交通】自動車の便あり、なほ仙山鐵道目下工事中なれば、全通の曉には非常なる便にして、日歸りにて往返自在となるも近き將來にあり。又山形方面よりするものは、國境關山隧道を踰えざるべからず、温泉より同隧道までは約三里又秋保温泉へ山道四里、定義温泉へ五里半間道三里半あり。

近郊鎌倉山は、源頼朝東征の時、陣地を張りたる跡なりと云ふ。温泉を距る約一里半、廣瀬村柊目木に鳳鳴の瀑あり、高さ七尺廣さ三寸あり、俗に不動の大瀧と云ふ。

【旅舘】旅舘には古湯に若松よふ、新湯には小池傳藏・森谷儀平の二旅舘あり、旅籠、自炊の二樓あり。

一、鷹の湯。本水は無色透明無味無臭にして、反應弱アルカリ性を呈す。

泉質。食鹽泉。温度。五十七度。固形分總量　〇、九九七。比重　一、〇〇〇四一。

本鑛水は一キログラム中に含有する各成分及分量左の如し。

カチオン。	カリウムイオン	〇、〇〇二六〇	フエロイオン　〇、〇〇〇一六
	ナトリウムイオン	〇、二二二五六	マグネシウムイオン　痕跡
アニオン。	カルチウムイオン	〇、一六〇二二	
	クロールイオン	〇、〇六九五四	燐酸イオン　痕跡。
	硫酸イオン	〇、三九一〇四	珪酸（メタ）　〇、五二一〇

鹽類表。本鑛水は其の集成一キログラム中、左の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカルシウム　〇、二七〇七二

硫酸亞酸化鐵　〇、〇〇〇四一

硫酸カルシウム　〇、八九八　珪酸（メタ）　〇、〇五二一〇

醫治効用。

（浴用）慢性胃腸病・疝氣・慢性氣管支炎・慢性骨膜病・脚氣・僂麻質斯・子宮諸病・貧血・腺病・寒冒に罹り易き體質・皮膚病

脫疽・湯火傷・打撲創傷。

（內用）水を以て鹽食鹽泉の濃度に稀釋したるものは、鹽食鹽泉の効用も同じく左の如し。

慢性消化器病（弛緩症・食物停滯・弛緩性便秘）・慢性喉頭及び氣管支加答兒・新陳代謝病及び全身病（癆症・脂肝病・痛風・貧血・腺病）

（慾忘）興奮性神經病・胃腸過多症・消化器・痙攣症・腎臟炎。

二、瀧の湯。本水は無色澄明無臭無味にして反應アルカリ性を呈す。

泉質。石膏性苦味泉。比重　一、〇〇〇三九。　溫度　六十六度　固形物總量　一、二五。

イオン表。本鑛水一キログラム中に含有する各成分及び分量左の如し。

カチオン。	カリウムイオン	〇、〇一七二	ナトリウムイオン	〇、一二八二	
	カルチウムイオン	〇、二一〇五	フエロイオン	痕	
アニオン。	クロールイオン	〇、二五八五	珪酸（メタ）	〇、〇五六一	跡
	硫酸イオン	〇、四八五三			

醫藥表。本鑛水は、其の集成一キログラム中左の成分を含有する溶液に概略相等す。

クロールナトリウム	〇、〇三三五二		フロールカルシウム	〇、〇二七九〇	
クロールカルチウム	〇、〇二一七一〇		珪酸（メタ）	〇、〇五六一〇	
硫酸カルシウム	〇、〇四一五六〇				

醫治効用。

（浴用）慢性胃腸病・疝氣・慢性氣管支炎・慢性骨膜病・脚氣・僂麻質斯・婦人生殖器諸病・貧血・腺病・寒冒に罹り易き體質・皮膚病・脫疽・湯火傷・打撲。

宮城都作並邑溫泉地坪之評。我　清瑟之西北。背嶺而山也。連峯之圍繞々有邑。謂作並去都遠。爰有溫泉沸湯。差若湯也云。嘗

訊其由。我朝當元正帝之時。養老辛酉歲。釋行基遊國也。相距錄于輿陌此幽境。嵯々山溪相鏡。遞視此溫泉沸湧。以爲人々須

菩湯矣。爾以來歲久之間。將軍源賴朝公于東征之時。至上州草津之溫泉。今士俗稱謂御坐湯乃是也。推嶺以東。富貴而

公復歸州自那須縣圖原邑。拾並路乃探作並之勝。千時感魚來驚嶺巖嚴嶺之間。公卒爾往見。則有溫泉涌出。一鷺乃降之。浴于泉中嶺

（內用）脂肝病・常習便祕（消化器弛緩症）・（浴用）慢性僂麻質斯・神經痲痺・官能性神經病患・皮膚病（疹に乾性濕疹症）。

三、新湯（月の湯）。本水は、無色澄明無臭無味にして、反應弱アルカリ性を呈す。

泉質。羽倉鹽泉。溫度　五十六度。比重　一、〇〇〇三七。　固形物總量　〇、九九三。

本鑛水一キログラム中に含有する各成分及び分量左の如し。

カチオン。	カリウムイオン	〇、〇〇二六〇	カルチウムイオン	〇、一四〇一一	
	ナトリウムイオン	〇、二九五六八	フロイオン	痕	跡
	マグネシウムイオン	痕			
アニオン。	クロールイオン	〇、〇八八〇六	珪酸（メタ）	〇、〇〇三八一〇	
	硫酸イオン	〇、三七三八七			

醫藥表。本鑛水は、其の集成一キログラム中、左の成分を含有する溶液に概略相等す。

クロールナトリウム	〇、一四五二		クロールカルチウム	〇、〇八七二	
硫酸ナトリウム	〇、五五二八		珪酸（メタ）	〇、〇三八一	

醫治効用

（浴用）慢性胃腸病・疝氣・慢性氣管支炎・嘔性胃腸病・脚氣・僂麻質斯・婦人生殖器諸病・貧血・腺病・寒冒に罹り易き體質・皮膚病・脫疽・湯火傷・打撲。

也。卒讀飛於空去。忽有人携弓箭來云。放一矢射其翼。欲獲之。公乃告其浴泉去之狀。於是乎公勃然意。豈圖雖飛鳥之微物。識當浴于斯其愈。想寄驗之湯也。公亦浴泉中。喩無忘行路之難。歸鎌倉之鄕。而撫作垂之勝。以造假山云。公感格之餘。蓋取此溫泉之風景也。以故今稱此山曰鎌倉山云。輙邦內風土記所載也。嶷々幽山莫人跡。可以問終始爲有也。蓋有岩松對馬尉藤原信壽者。卜居于玆尙乃其苗。世名藤原壽盛諱秀藏。其男名壽隆喜總治者。知歎如此名湯可以助人。實寬政丙辰歲。達大邦之公聽。請辟其土地。乃聽其言命之。喜總治努力截石洞山。千辛萬苦夜以繼日。幽間辟遠之境。辟以爲一邑。其家故無儋石之儲。請人續用而爲其功可謂勤今也疾苦者至于斯也。數十百人。殆無虛日。而面愈蒼痾肉金骨。介者能起。痛者能復。勿藥致喜者弗遑枚舉。喜總治伶謨余曲告其狀。余爲之謂曰。雖有名湯可愈。莫其人乃止。嗚天之興土功也。固無間然。是爲仁之術。乃以爲不朽途命于石。

時文政三庚辰歲夏吉岡從前信壽十世壽盛之義男岩松十二世名藤原壽長諱善藏修造也。　仙臺家士大塚賴恒謹撰

三、定義溫泉

大澤村の西北部後白髭山の麓、廣瀨川の支流湯川の沿岸に在り。定義如來の淨地を西に距る約二十四丁湯川の西岸岩石の間隙より湧出す。方九尺の浴槽を設置し、更に餘泉を床下に導き瀑湯を構ふ、其泉清澄透明なる事稀に觀る所なり泉定性分析に示す所によれば格魯兒那篤個母少量、格魯兒加個母少量、硫酸亞酸化鐵中量、硫酸曹達少量にして、主治効能を擧ぐれば、上衝・頭痛・慢性子宮病・小兒瘦削・梅毒・雁瘡・慢性眼病・神經病・心臟胃腸病等なりとす。惟ふに精神療養地として主なるものは、新鮮なる空氣と四面の風光に接觸するが故なるべし。溫泉所在地の背景に數へ得べき事項の一、三を擧ぐれば、深山の溪川に跨りて、東岸奇崕を鑿りて旅舍軒を併べ、座して三層の湯川瀧を縱覽し、鬱蒼たる古代林相を以て隱顯する奇岩を突流する湯川の淙々たる水聲を耳にして人俗を遷くるの仙境に起臥するも亦主因の一なるべし。開湯は傳て慶長以前なりと雖も記錄に徵すべきものなし、寬政年間黑川郡今村（吉岡町）早坂新四郎開鑿に從事せしも半途にして止む。文政年間羽州東根村の農夫某眼疾に苦しみ醫療既に盡きて、同國八聖山に祈誓を籠む、一夜神託あり曰く汝の病たゞ宜しく奧州白髭山の御澤の定義溫泉に沐浴すべしと、奇異の想を爲し來りて浴する三週間にして眼疾頓に癒たり、「如來夢想の溫泉」の稱號此時に始まる。後ち本村の結城勝藏而當り其效驗あるを目擊し開湯せんとするも果さず、又關新右衛門・庄子平吉相繼で起工せんとせしも復又果さずして止む。嘉永二年（距昭和二年七九年）大倉村肝入結城平治右衛門組拔石垣伊勢之助協同して衆人に援助を仰ぎ、岩石を摧掘して通路を開鑿し、客室浴槽を構へて宿泊人を招ぐに至り、終に現時の狀態を出現するに至れり。

宮城縣々治一班。定義溫泉。宮城郡大澤村にあり。泉質鹽類泉、溫度三十九度。仙臺市より八里餘。

宮城縣統計書。定義湯。泉質少量・コロールカリーム・硫酸曹達・硫化水素。主治。婦人諸病・逆上・金創・腫瘍・梅毒・皮膚諸病

宮城縣鑛泉誌。定義溫泉（所在　宮城郡大澤村大倉）

【由來】發見の月年は詳ならず、其の發見は蓋し慶長元和以前なるべしと云ふ。後ち文政年間、出羽國村山郡東根村桶屋某の娘眼病を患ひ、此の溫泉に浴すること三週間にして全治したるを聞き、此の地の結城勝藏なる者開湯を圖りしが、亦成らずして止みたり。次で天保十四年五月、仙臺の人庄司平吉、村の住人關新右衛門及び石垣加茂之助合同して再興に從事せしが、二人は半途にして手を引き、石垣一人苦心の後、終に嘉永二年三月開湯の效を奏す。今の泉主石垣長左衛門は其の息なり。古來精神病者に特效ありと云ふ。

近郊に材木巖、定義如來あり、定義如來は此の湯より約三十丁にして一寺あり。作並溫泉に本道五里半間道三里道あり。

【位置】定義溫泉は宮城郡大澤村大倉に在り。古は大倉溫泉とも云へり。仙臺より西方約七里の山間にあり。

交通は、途中迄は、自動車の便あるも、それより先きは徒歩にて至るべし、亦人力車駄馬の便あり。

【旅館】旅館は石垣長左衛門一軒あり、旅宿は、旅籠・自炊の二樣あり。

定義溫泉。本水は無色透明にして、味は淡鹹にして且つ澁味を帶ぶ反應中性を呈す。

泉質。鹽類泉。　比重　一、〇〇二一。溫度　三十九度。固形總量　〇、五三四〇。

クロールカリウム　少量　　硫酸ナトリウム　少量
クロールナトリウム　少量　　珪酸（メタ）　〇、〇八六二
硫酸亞酸化鐵　多量

醫治效用。

上衝・頭痛・慢性子宮病・小兒瘰癧・梅毒・雁瘡・慢性眼疾。

四、澤乙鑛泉

利府村菅谷加茂川の上流に鑛泉あり、鄕人之を入菅谷の湯又は菅谷の湯と云ふ。人皇五十代桓武天皇延曆二十年、東夷亂を起す、坂上田村麿を征夷大將軍として節力を授けて之を討しむ。田村麿赤面黃鬚眼蒼準の如し、勇力人に絕ち將帥の量目有り、其威風に驚怖して夷酋大墓公、母禮等五百餘人を率ゐて降る。田村麿凱歌を奏して將に京師に還らんとす。偶々黑川郡七ツ森に狩し、數多の鳥獸を獲ひ、歸途に際し誤つて石に躓き右足傷む出血甚し、臣霞野忠太盛春遙か澤邊に水烟濛々たるを認む、泉水なり以て洗ふ不思議なるかや、忽ち傷み覺えず。痛痍士卒をして之れに入浴せしむ悉く癒したり。樵夫等之を聞きて、竹の柱に苫の屋根を葺き、浴槽を崖下に形造れり。正德年間に至り、萬五郎の祖父附近の山林を伐り拓き、陋屋を建設して浴室より廊下に依り、相往來なさしむる等浴客の便を計り、安政の頃藩より金山奉行佐伯某を出張なさしめて泉質を檢せしめ、其の泉質恰も作並温泉と異ならざるとの評あり、其の名四方に響き四季客の絕へることなし、其後經營者屢ば變りて、伊藤勘太郎・間宮文之進・荒川榮三郎・佐藤長吉・古山運之丞相襲ぎ、當主菊地利兵衞は縣の規定に基き、浴室其他を改造して、浴客の便を計れり。切傷・神經痛・リウマチス・火傷・腳氣等最も效あり。客室は加茂川を挾み、奇岩怪石澗溪奔馳して水清く、地閑にして避暑に適するを以て夏季浴客殊に多し。

宮城縣鑛泉誌。澤乙鑛泉（所在　宮城郡利府村菅谷明神園澤乙）

【由來】澤乙鑛泉は明治初年より黑湯し、火傷及び皮膚病に特效ありと稱し入浴するもの四季多く、近年に至りて浴槽客室等を改築し、面目を一新せり。

【交通】東北本線利府驛より約三十丁、黑川郡に通ずる縣道に沿ふて進めば暫時にして達すべし。人力車の便あり。

【旅館】旅館は泉主菊地利兵衞一軒にして、旅籠及び自炊の二樓にして、萬事不自由を感ずることなし。

澤乙の湯。本鑛水は、無色透明にして異臭なく、稍收斂性の味を有し、弱アルカリ性を呈す。

泉質。アルカリ泉。固形分總量　〇、二〇八〇。比重　一、〇〇九一〇。

イオン表。本鑛水一キログラム中に含有する各成分及び分量次の如し。

カチオン。		カルチウムイオン	〇、〇九八
ナトリウムイオン	〇、〇二二〇	フエロイオン	痕　跡
カリウムイオン	痕　跡	ヒドロ炭酸イオン	〇、〇〇三七
アニオン。		珪酸（メタ）	〇、一〇一三
クロールイオン	〇、〇三五五		
硫酸イオン	〇、〇〇三三		
ヒドロ燐酸イオン	〇、〇二〇四		

鹽類表。本鑛水は、其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールナトリウム	〇、〇五六〇	燐酸カルシウム	〇、〇二六九
硫酸カルシウム	〇、〇〇四七	珪酸（メタ）	〇、一〇三一

醫治效用

（內用）腸胃諸病・肝臟疾患・慢性咽喉及氣管支加答兒・膀胱加答兒・輕度の血管硬化症・糖尿症・脂肝病・痛風・貧血

（浴用）慢性僂麻質斯●各種神經痛●慢性婦人生殖器病●皮膚病

第三項　鑛泉一斑

【藤澤の湯】　根白石村福岡區藤澤にあり。鹹きこと海水の如し。往昔鹽を製したる遺跡なりしと。

【大森の湯】　上記藤澤の湯より西南に當り、約十丁餘の山中より滾々として湧出す、鹹味を帶ぶ。

【荒卷の湯】　七北田村荒卷區内に在り。冷泉にして僂麻質斯●脚氣等の諸病に特效あり。仙臺市を北に距る十餘丁、車馬の便あり、浴客常に多かりき。

【湯の原】　松島村葉山にあり。傳說に、往昔溫泉たりしに、今の瑞巖寺は天台宗を改め禪宗となりしより、冷泉に變りたりと、味ふべき比喩の傳說乎。又云ふ百餘年前、瑞巖寺の住僧疥癬に惱む、夢中葉山權現の宣託により、此水を汲み湯浴せしに病速かに治せりと、爾來遠近の人々來浴するもの多し、鹽類泉なり。

鹽松勝譜。湯原溫泉。葉山西北間に溫泉あり、其源後山より出づ。平時賴台徒を驅るの後、變じて淸水と成る。近歲瑞巖僧疥癬を病み百方治せず、偶々靈夢に感じ、此泉に浴し忽ち愈ゆ、遠近傳て奇とす。泉水其味澁酸なり。寬政中、瑞巖主叔堂浴して奇効あり。官に告げ浴室を搆ひ、且法華石一部を嶺上に湊め。碑を建て以て藥王及大師の冥福を祈る。又。湯の原。瑞巖寺西北山後にあり。泉あり淸潔底を見る、相傳ふ。往昔は溫泉なりと。而して平の時賴台徒を驅るの後ち變じて水となるとぞ、今や浴盤熟を用ゐて之れを浴す、能く諸病を治す、最も疥癬を患ふるもの、之れに浴すれば輒ち癒ゆ。但し人力を煩はすを以ての故に浴客少し、惜むべし。

【長根澤鑛泉】　松島村手樽區長根澤園に一の鑛泉あり、明治初年砂金忠兵衛の發見せしものにて、今は櫻井元治の所有に屬し、櫻井きみに於てこれが營業をなし居れり。其主治の大要を記せば瘡毒●黴毒●打撲●金創●僂麻質斯●子宮病●疼●痛氣等に最も效ありといふ。

【鐵冷泉】　鹽竈町の南字釜田に在り。淡黃色を呈し無臭收斂性の酸味を有し、酸性反應を呈す。明治二十二年四月鈴木忠助●村主百吉の發見にして、現時は百吉の所有なりしと。泉質●游離炭酸少量●硫酸鐵多量●硫酸礬土多量●石灰少量●苦土●燐酸●コメール●那篤僧母●珪酸（寢跡）●カリエーム僅微。主治效能●便秘●留飮●慢性下痢●胸壓●打撲●僂麻質私●腺病●子宮病●赤白帶下●月經不順●梅毒●胎毒●橫痃の治癒期●疥癬●下血●貧血●皮膚病●金創癒合●月經不順●眼病。

【七ツ石冷泉】　廣瀨村上愛子字遠野原、廣瀨川の沿岸より涌出す。泉質鐵氣を含み、其味甘澁、其色不透明。胃病●脚氣●痲痛●腫物等の諸病に效あり。浴室一棟を新築し、浴客常に絕えず。同所は「七ツ石」の名所として古來より世に聞ゆ。

【道珍坊鑛泉】　利府より黑川郡に通ずる坂路を道珍坊と云ふ。其の東麓に鑛泉あり、之れを道珍坊の湯と稱す、常に浴客絕えず。天明の昔丸山關の弟子、朝霧某は相撲道の意地より同僚を傷め、師匠に要らぬ苦勞かけるより、寧ろ出家となりて佛道に歸依し心易く世を送るの覺悟を定め、行脚して奧州に入り、長旅路のため身は綿の如く疲れ、足は痛みて歩行自由ならず、坂傍に憩へり、偶々溪澤の涌水に足を浸し忽ち癒ゆ、御山守なる藤吉の世話を受け、庵を結び居ること數年、粗製なる浴室を設け、近在の人を招ぎて入浴せしめ、神經痛性の病者直ちに平癒せり。僧死せり、坂上に葬り後ち藤吉施主となり、供養相撲を興行せり、今になほ山林相撲取場と稱す。其浴場は文政の頃まで繁榮せしも、時代の變遷により一時廢し、明治初年に至り藤吉の子孫新吉再興し、浴客四方より集まる。火傷●リウマチス●脚氣●神經痛等に最も效顯あり。大正十一年當主櫻井金三郎浴室其他の改造をなして客の至便を主とせり。

【新湯】利府村役場を去る約二十町、黒川街道の路傍澤乙に在り。明治二十年頃に發見し、大友權吉の經營なり。貧血病及び衰弱其他之れに類する諸病に効顯ありき。

第四項　名所古跡の概觀

【宮城野】榴ケ岡公園（東公園）の東方に、東西五百八十間、南北七百四間總面積十五万九千九百四十坪の廣原一區を稱して宮城野と云ふ。第二師團の練兵場にして四時の演習地に充つ。往時の宮城野と稱する地帶は、宮城・柄屋の二鄉に渉れり、西北は物見ケ岡、鞭楯の丘部より東南は海濱を限り茫漠たる平野にして、東鏡に云ふ國分原なり。

封内風土記。南ノ目邑。宮城野。或本荒鄉・萩花、金鐘蟲名産也。

名跡志。木下林北廣野。天下古今所稱者是也。平原渺々。草野羊々。原上錦萩。古今其佳名。女郎花。我裳香。萩。藤袴。刈萱。桔梗。及無名野草。無數秋花以百數焉。又雲雀、叢鶉殊多。或巢或育。東則海水悠々。有千家顯竈。松浦島。末松山。浮島。壺碑。興井等之名區。而襟帶于其中。南則有茂山。千貫松。笠島。武隈等之舊蹤。而繞回于其際。西則寺院精舍森々鬱々。其本末則不忘山東奥嶽。白石大嶽羅列嵷立。北則七疑峯巒。多賀古城。利府邑落。盡入吟睥。此地乃古稱國分莊。東史所謂。國分原是也。國分寺號亦皆所以出于此莊號也。鄉人曰之生巢原。本荒鄉以宗久紀行考之。則蓋尼寺以北其地也、或以仙臺府下本荒町爲本荒鄉者非也。

宮城野の疆域風色は、老志によりて至れり盡せり。但だ國分寺號の起因の末句は老志の曲解なるべし。奈良朝時代に莊園の制度未だ行はれざりし時なればなり。古今の沿革を知るに足るべきものあり、即ち永野翁の手記之れなり。左に聞老志。宮城野。南目村有廣野。謂之宮城野。而天下古今所稱者是也。自木下薮林。以北至原市驛。自山榴岡上。以東至興館村。平原渺々。草野羊々。原上錦萩。古今專其名。女郎花。我裳香。萩葉。藤袴。刈萱。桔梗及無名野草。無數秋花。以百數焉。又雲雀叢鶉殊多。或巢或育。太守之於羽獵也。欲獲之多焉。故平日禁雉兎翦薙者。而不得妄往矣。鄉人呼曰活巢原。東則海水悠々。有千家顯竈松浦島末松山浮島壺碑興井等之名區。而襟帶于其中。南則有茂山千貫松笠島武隈等之舊蹤。而繞回于其際。西則寺院森々。其本末則不忘山東奥嶽白石大嶽。羅列嵷立。北則七疑峯巒。多賀古城。利府村落。盡入吟睥。東史所謂國分原是也。此地古稱國分莊也。且夫國分寺號。亦皆所以出于此莊内也。

史讀調査。（永野委員）宮城野。原町南目字南、北宮城野。郷躍ケ岡の東、木下の北にあり。往古は國分原とも稱し、茫漠たる大原野なり、東は末の松山（多賀城村八幡）の邊まで續きたるが如し。

涙に映る色にや秋のこえぬらん宮城が原の末の松山

伊達政宗公仙臺に覇府を開くや、現在の八幡祠（延暦年間坂上田村麿勸請と云ふ）の西數十歩を區域とし、東は七郷堀を境界とし、南北約五百間東西約四百間なりしが、維新の當時明治二年八幡祠境内（五反六畝十歩）を存し、其の他は地其元村民と藩士とに分典し開拓して畑となし、現今操練場の東方一部は即ち是れなり。而して其の周圍は畑者くは民家にして舊時の名産たりし、萩花・鈴蟲今は全く屬絶し存在するもなし。

殘月臺本荒萩卷之一、名所之部宮城野。宮城野國分木下（薬師堂を言ふ）の北、榴ケ岡東に廣き野あり、松迫りを遠く生ひ立ち、是を宮城野の原と言ふ。今に此野に白筋に紫筋有て吉田咲分草萩有此野を言ふ也。一年切に萠出咲なり。昔は宮城の萩にて弓をうち皮はのどうを拵る。名物と古說に見得たり。去れば常に山萩の大成物に聞ゆる也。往古爲仲卿陸奥の任果てゝ、京に登りけるさき長持十二からに、宮城野の五色の萩を植て持せりけるを、京中の貴賤男女に至るまで、見物せんとて一條大路に群集し、車多く立たりとぞ。

古歌に。

さま〴〵に心そとまる宮城野の花のいろ〳〵むしの聲〳〵

秋萩の下葉の露にいろつきてうつらなくなり宮城野の原

宮城の萩に惡鬼心とむるといふは、昔此野は廣大にして人家なき故、盜人此野に住居すると言ふ也。安達ケ原黑塚などに鬼住むと言ふ者は、鬼にはあらず夜盜の住むを言ひ言ふ。昔野に穴をほりて塚を築き、口を開き其内に隱れ住みしといふ也。上古は西は廣瀨川切、北は高松、西小田原より押廻車地藏通、同心町、櫓丁北一番丁南裏南は長町水米ケ袋、廣瀨川押廻、東は海邊まで皆宮城のゝ原也。萩の名所にて鹿栖むともよめり。今は野守は木の下北東の在家に有り、國君の仰をうけて萩の時は野守小屋を懸けて守る也。萩の花盛の節は誠に錦を敷たるが如し、綱村公萩一ケ所に在て、もしや絕えなん事もやといひ給ひて、北山輪王寺の北、小谷菅の西中山古海道の東の山々に、嶺五つほどの地え此萩を植させ給へしや、萩の實を冬取り、春彼岸にうね作りして實をまき、土少しふりて置候へば、悉く萠出て翌年より花咲くとなり。

宮城野の野守の菴にうち衣萩の花すら露や置らん

秋は猶しげりて野守る。家共さながら萩原の中に在て古歌の心さしも有らんと覺ゆ。然共野廣大なるに依て、花盛になれば野中に假庵を作りて守りしと也。今は野もせまくなり皆田畑と成り、又は御城下町、今になりてわづか宮城野の古跡計殘りしなり。

秋の七草。萩● 女郎花● 撫子● 薄● 蘭● 槿● 葛の花。

宮城野の名產たりし鈴蟲は、藩公より 禁廷並に幕府に獻ずるを恒例とせられたり、又筆司をして萩の筆管を作らしめ、之を諸公卿に贈りたりと言ふ。

春花の季、又は錦萩の候、藩公は屢に劍●槍術の野仕合を看覽し、以て武術を奬勵せらる、又鶉狩等を催し、娛樂遊覽に供せられたり。

宮城野の勝景を詠ずる古歌最も多く、順德院御製を首とし一百餘首。

古來宮城野に野守を置き監視する所なりしが、慶安四年(距昭和二年二七七年)藩公より國分生葉ヶ原にて、三十間四方屋敷野守勘四郎に下與せられ、除き屋敷として特に課役を免じ、連綿繼續し維新に及び、明治二年之を廢止するに至る。

宮城野は木下國分寺と共に、將來之を維持せんとするにあり、依て現在八幡祠境內東●南の一部と、操練場の一部を劃し、此れに萩●薄● 刈萱● 女郎花其の他雜と宮城野に叢生しある、植物を蒐集移植して之を保存し、名勝の面影を留めんとするに在り。明治三十三年八月有志者相謀り、宮城野復古會を設立せんと圖りたり。

【本荒の郷】 其地分明ならずと云へども、今宗久紀行に寄るに、尼寺の畔より北宮城野の原にそゝげる所を此郷とす。

宗久は覩應(距昭和二年五七九年)年中の人にて、文化迄既四百五十年に至る。

元政隱逸傳に云。宗久者平吉氏。筑紫人也。性好和歌。吟風弄月。途歷世爲僧。乃辭九州萬里雲。遊六十餘州。足迹殆遍。嘗寓止大江山之下。覩應中又出丹陽。行至東奥松島。自記所遊歷。爲一卷。藤公良基讀之。嘆奬之餘。爲之跋尾。所詠和歌。見于新拾遺而下三代撰集。

されば古しとも證據とするにたれり。彼紀行の文勢疑ふべからず。又さとは本あらにして、野は宮城のなり。代々の詠歌に、宮城野のもとあら、とよみ來るは宮城野の萩にかゝる詞の緣なればなり。

【玉田横野】 東照宮社前より原町の市街に達する平野の雅號なり。古は南關驛岡に連り、野馬を放牧せしによりて其の名世に高し、野中に、「駒留の松」と稱する地名あり、又岡頭處々に「馬醉木(あせび)」の叢生しありき、此の樹自然に失せ果て盡きて、今は檜ヶ岡梅林旅亭の東南隅の庭內に二三株存せるのみ、又東照宮東北の山間に湖水あり、雅名の所謂る玉田湖なり、下流を稱して玉田川と云ふ。その以東の山下は即ち横野なり。駒迎節會の歌に。

取りつなげ玉田横野の放れ駒 榴岡にあぜみ花咲く　源俊頼

玉田横野。附玉田湖。案內里より西東照神廟前に至りて南原ノ町驛に及ぶ、古玉田横野の地なり、今小田原村と爲す。舊小俵に作る。東南は躑躅岡に連る、取り繋け玉田横野々放れ駒なる詠、而して岡頭に馬醉木あり。故に古國風起る所以なり。觀迹聞老志に曰く。東照神廟東北山間に湖あり、玉田湖と稱す。此より以東の山下を横野と稱す。封內名跡志に曰く。玉田横野は小田原村に在り。萬壽寺より以東之れを横野と謂ふ。而して玉田今其地を缺く、萬壽甲に幽泉あり、稱して玉田清水と曰ふ、即ち今塔頭三萬院是れなり。其下流小田原清水と合す、土俗之れを玉田川と云ふ。

桃花流水玉田川。艸色晴分衡野烟。遊騎簇來探勝客。臨風詠返逸駒篇　志士轍

【露無しの里】 玉田横野の畔りに蜂屋長者が住んでゐた、長者の家に美しい小間使の小娘が居た、小娘が每晚長者の邸を抜け出して朝早く歸るやうになつた。この噂さが高じて主人の耳にも入り酷どく叱られた。娘心にこれを氣に病んで長者の邸を脫け出し、小田原福澤明神の邊りを彷徨して、梅田川の岸に生えたる叢の中に一夜の宿を求めた。風も吹き雨の降るをもいとはねど今宵ばかりは露無しの里と詠じた。その以來、福澤の邊りに夜露が下りないと言ひ傳へられてゐる一本の杉の根元に寢た小娘野宿の所を、臥寢の地と呼ぶ、小娘も行衞不明となりて終る所を知るものなかりしと。

【清水沼】 原町市街の裏手にあり。傳說に、天正年間伊達政宗岩切城を攻むるに方り、軍容を此沼の涯りに整ふ、軍裝

水に映じて勇壯水面に顯る。その水清冽なりしにより清水沼と命名せりと。

【物見が岡】　小田原區の西方、今の東照宮神域一帶の地なり、文治の役源頼朝奥羽を夷らげ歸軍の途軍旅を此の地に憩はしむ、その眺望の絶雅を賞て「物見が岡」と命名せりと。

【末の松山】　多賀城村大字八幡字沖ノ井二十三番宮有地八十九坪、臨濟宗末松山寶國寺の後丘にあり。北方に廣く南西に狹く、三角形狀を爲せり。往昔青松數十株と稱したるも、今は二株の大松あるのみ(大サ二人半抱)西は里道を界に北東南は墓地なり、丘の東北に梵鐘あり形中なり傍に一株の松樹あり。元寶國寺の鐘なりしに、音響低きを以て數年前八幡神社の鐘と交換せりと傳ふ。鐘は延享二年齋藤喜平治の奉納なり。此地今は廢れて塵芥を捨つる輩ありしと。古來陸奥國に行路するもの、此地に杖を曳かざるはなかりき。

封内風土記。末松山。在寶國寺中。有名木松大小九株。名跡志。親迭聞老志共曰。八幡邑中有寺。曰末松山寶國寺。寺後有高岡。岡上有青松數十株。是往昔舊地。去海濱十余里。遠望入波瀾。其江濱乃筮神。花潮。大六天。杳島諸山。菖蒲田等。悉來于目前。古人所謂。遠波江上之佳境。得名于茲者。堪壯觀矣。能因法師歌枕。有本中末三松之說。或曰。以岩切爲本松。以八幡爲末松。未詳中松之地。風土記曰。末松山在八幡之南。其山三峯。而嶺上三松秀出。自島之地市川之道見之。則嶺上之三峽。白波浩々。以爲奇觀島之地不可曉。今據三松秀之說。則本。中。末の名非別處。乃就此地。而當分三株之名。府土萬葉。能因歌には、本の松山、中の松山、末の松山と三所に書きたり。西行法師も、本中末と書きたり。本の松山は岩切の分所にて、中の松山は多賀城なり。

うら近く降りくるゆきは白波の末の松山こすかとそみる

契りなき形見に袖をしぼりつゝするの松山波こさじとは

人丸

松島大觀。末の松山。沖の井。末の松山は多賀城壚の南。寶國寺後の高丘をいふ。往時滿山松樹なりしが、後世存するものは五株に過ぎず、奥儀抄の歌に。

君をおきてあだし心を我もたば末の松山浪やこえなん

とあるもの此地なりといへり、蓋し此地海邊を距る遠し、而して山後より之を望めば、波濤將さに松檜を踰んとするが如し、故に國風に波踰るの誓ありと。

沖の井は松山の南數十步の處に在り、沖或は興、或は趙に作る、小池中に石あり沖の石と稱す。

【野田の玉川】　鹽竈町を南に距る五丁許の所にある小渠にして、西北一帶涓流逶迤、橋傍に老松五六株あり、往時の潮汐進退し賞月に宜しく、浮光金を瀲はし清影玉を沈め、歌人の艷稱追懷せしむ。一基の碑あり、表面に能因法師、碑陰に芭蕉翁の句を鐫す。

　夕されば鹽風吹して陸奥の野田の玉川千鳥鳴くなり　能因

　玉川や田うた流るゝ五月雨　芭蕉

封内名蹟志卷第七。宮城郡野田玉川。往昔在河流。潮汐亦來往。加之石瀨之處。浮光躍金。深潭之地清影沈璧。皆爲月得嘉名。而今爲廢地。唯遺野田之溝渠耳。或曰。南部九戸郡。亦有同名者。

鹽松勝譜。野田玉川。塔原の東南、鹽竈留谷兩村の界に在り。是を玉川と爲す、(源は母子澤より出でゝ南流し、八幡川に合す、古老相傳ふ、古市川冠川の二水合して玉川と爲る、今の水源は則ち其小流のみ、水常に涔り、雨に遇へば則ち涓流有るのみ)小圯を架く、圯の南側に老松五六株あり、其下に碑あり。僧能因の國風を錄る。今古人賦する所の國風を以て之れを考ふれば。即ち古昔海潮進退し、其水甚だ亘也。而して陵谷變移し今小渠涓流、僅に其處を識るのみ。又古國風野田と玉川とを分詠し、或水變を賦し。(國風入江と作す。)或池塘を賦し、又獨渠を賦する者有り。蓋し亦た此の左右の地を賦するならん。余嘗て古老の說を聞く曰く。古昔市川●冠川の二水合流して、水門濱に至り、(古の多賀の水門已に見ゆ。)を海に入る、是を玉川となす。今の玉川は即ち古國風に詠する所の、野田の入江にして、則古の玉川灣奥なり。偶王屋文集を閲するに、藩の先儒富田充實字伯耳王屋は其號なり。)中に玉河碑文あり。而して此地に其碑なし。想ふに文成りて而して其事果さゞる乎、今擧て茲に錄す。

　玉河碑文　　富田　充

歐陽子雜除州西溯詩曰。除之城西無溯。獨城北有溯。亦水淺而無貢舟之力也。何江潮之至哉。余嘗謂天地之運河限。物換星移陵谷

易地焉。知除淵之非唐之時是。而宋之時非也。何啻詩人之務佳句哉。久之遊玉河於是乎徵余言焉。玉河我奥之名勝。世誰不知焉。

考諸國風之什則古時云々。

巨水云。海風送潮滂湃而來。水禽千群。蜚鳴徘徊。湯々乎。大也哉。而今小洿池耳。天地之運爲爾。嗟乎世之探勝者何限以其洿地故不覺爲古之名勝可爲長大息矣。法蓮萬春學涉內外文思蔚然娥々法門君子也。嘗慨名區勝境多變遷。其名失之者於玉河爲最甚。爲密邇法蓮故也。乃猛意任其事慫慂隣黨建立表之。使世之探勝者睨乃識焉。且後世如有歐陽子乃以答其難也。遂屬余爲銘。銘曰。

誰謂河廣。哀此如帶。目睹雖違。口碑毋害。詢事青雲。刻辭白石。智哉不朽。春公勸役。

春宵玉水步月　釋虎班

磐玉何人嘗此投。通川幾歲見方流。花邊艷々沾波湧。柳外亭々明月浮。迷霧幽禽啼曲渚。乘風騷客嘯芳洲。今宵勝賞誰論價。一刻千金興轉優。

【御殿山】鹽竈町江尻の阪道を登りて南に至れば頂上空濶呼で陣旅山又垣山と云ふ、田村將軍多賀城を鎭せしとき東國の兵を徵し旅を整へて觀し處なりと、地勢隆起眺望四達し全灣の海山一目の下に在り、藩時園を構へ藩公遊憩の處となす。今は廢れて隴畝となり唯御殿山の名のみ存す、近年其東端を開拓して小學校舍を建つ。

【香津千軒】の遺趾は鹽竈町の南出口にあり、多賀國府を市川村に置かれし頃此地繁榮して人家千軒あり府を巖截城に移するに及び此の千軒も從て移されたるものならんと云ふ、本國府津と書せしを後世書換へたるものなりと、今は畑又は宅地となり、香津園の名存するのみ千家の浦の名は是より起りしならむ乎。

【母子澤】母子石は湯坪赤阪の西南にあり、八九尺大ノ石上に大小二つの足跡あり、土人之を母子石と名づく傳へ曰ふ安倍宗任擒につき多賀城にあり、妻兒追踪是に至りて素跣出血足跡石に痕す後世之を哀み石浮圖を建て其血痕を鐫む今は浮圖破壞して獨此石を存す。

【牛石明神由來】現在鹽竈本町御竈社東三軒目菓子商の裏に小祠と小池が殘つてゐる。昔から世に聞えた明神とて詣づ

る人も少くない。文化再刻版奥州名所圖繪にも、牛石明神のことが記されてあるし、古い木版刷の緣起にも殘されてある。その木版刷には。

「奥州一宮鹽竈守農作無事、老少健固、此外有古記新圖、牛神明神、往昔鹽竈の神、食鹽を始めて製し給ひ人民に施し給ふ時、つかはしめ給ふ牛、今に化して石と成り御釜神社の近所は一商家の庭なる小池の中にあり、常に水たゝへてわづかに背のみ見ゆ。毎年七月六日其水をさらふ事あり、この日世人全衆の奇絕なるを見るのみ。仍つて他より至れる遊豪のために是を圖して世に布事したるなり」別行に「天保元年再刻、鹽竈町、文化十年再刻改」と記され、文字の下に化石せる大黑牛を現してある。

牛石は現在でも小祠の畔なる小池の水底に隱れてゐるから、水を透して見なければその家を見ることが出來ない。毎年七月六日には今日でも界隈の人々が水を浚ふて、其象を一年一度だけ見ることになつてゐる。口碑として傳へられるところを聞くに斯樣である。

現在の鹽竈町の一帶は、其は太古漁村であつたが、それでも千戸ばかりの民家があつて却々賑はつた村であつた。それで千家の浦と呼ばれて居るのを、後世千賀の浦と改められたものだと口碑に傳へてゐる。神代の昔、健甕槌神と經津主神が、葦原中國を平定せらるゝに方り、鹽土老翁神が二柱の神を御案內申し上げて遠く此地方に御出でになり、綏撫治平の功を首尾能く畢へられたが、鹽土老翁神は此地に留まつて、民家に鹽を製する方法をお授けになつた。その時鹽土老翁神に召し使はれて、波打際から數十丁のところを潮水の運搬に働いたのが一頭の大黑牛であつた。民衆は神の御敎授によつて始めて鹽を製する技を覺え、至大の恩惠に感激して鹽竈神と齋ひ奉たが、潮水運搬に働いた黑牛が精根盡きたものか、それとも我任務終れりと考へたものか、製鹽竈を据えた跡に潮水が湛へて、宛然池の如くなつた水中に身を潜め隱して了つた。後の世に至り、その小池の中に石に化して象を現し、潮水運搬の時使つた手綱が藤蔓に化して、化石の牛の鼻孔から生え茂つて來た。その藤樹も明治以前まで同所の池畔にその根幹を留めてゐたと古

老は傳へてゐるが今日では影も形もなくなつてゐる。斯した由緒ある神石を民家の裏庭に放置するは勿體ないとて、掘り起して別な場所に遷祀しようとした人もあつたさうだが、神の咎めを被つたとかで中止されたとの話しもある。

【鄕六御殿址】 廣瀨村鄕六にあり、御殿は三層樓なり、三階八疊、二階十六疊、階下は三十二疊なり。一、御藏あり長二十間、横五間なり。一、御留守宅あり、馬場あり。梅は大小多く中に「八房の梅」とて、實が三つづゝなりたるもあり。一、御殿地は鄕六にて拂下げ、十七人にて分け、一人一段歩以上に當たれり。一、田一段歩あり、田植の節は、鄕六百姓出て田植を御覽に入れたり。一、御門は南方にあり、總面積は二町歩もあり、只今あるものは井一ケなり。北は廣瀨川、三方に御堀あり。（今村泰輔談）

節翁古談。或時節翁申上候には、青山樣鄕六御下屋敷御取立被成候儀は、只山川靜なる景を御ろうずる斗の事では御ざりませぬ、之と綱木大梅寺は雲居和尙開基禪宗に候へば、學問僧も入込米穀運送にも常々有之、且鄕六取立させた場所は、仙臺川外に廻り、御裏林より直に御城へ山傳へ、往來も餘所より氣も不附、最上街道は愛子口にて、鄕六の方は不得見、仍て何その時人數かくし置くにも、餘所より氣もつかぬ故御城の放れ曲輪、楠が觀心寺山中に人數をかくしかくれ遊びに、赤坂金剛山に加勢したに習ひ被成て、かくし曲輪とも可申候。然れども御屋敷斗が圖にては人々氣が付候故御家作も少し被成、御額などにも「智者愛水仁者好山」の心にて御殿、或は鄕六の御殿御額一親樓とか由候、大梅寺に仍る梅を御植被成るも、梅は軍卒の渴の助け旁つつまる所は、かくし郭の御事と見へ候、御若き頃より其志有之と見得、御入國のはじめ大梅寺へ御出被鄕六邊御覽道すがら賞むしたる岩を御ちうして。

これやこのいはとなりて苔のむす誰か世にいひしさゞれ石かも。

と歌を御よみ被成候。此大梅寺より御設なさつたは、禪家は諸國の智識學問僧も往來し敵國の事も聞拔又は變の時便者候りも出家は辨用且人數を隱し置にも米味噌進送に人は氣を付不申候所、御城のつなき曲輪御自由故今親に寺のかくれあそびにならひ被成た事と池井小才治なども申候。其外寒山堀切或は私に被仰付燕澤善應寺、萬壽山等植立御取立二人甚愚昧の有無に御座候と申上候事。

忠山樣古談被爲聞候、已後御鄕六御屋敷御家作等も御修覆度に被爲入候、已後御城中樹木茂り風入強、暑中は御難儀被遊候間、御下屋敷御設被成度趣御奉行中へも被仰出御奉行中も鄕六は山陰遠望不被爲在候間、御城下にて御取立被遊可然にあれこれ御吟味の上、只今の小泉屋敷御取立被遊候つまる所は古御城の出曲輪御再興と相見へ申候。右御屋敷御取立、出入司小島典膳御郡奉行橋本七郎右衛門、御納屋取締にて拙者（當場杢）右御用係り相勤罷在候事

【作並の浮島】 は海拔一千尺の高所にある、作並温泉元湯の向ひなる檜倉山の東麓の面積四町五反歩の大沼と稱する噴火孔の跡なり。沼中島あり、浮搖するが故に浮島と云ふ。縱百間横五十間なり、明治三十九年頃までは風のまに〳〵沼上を彼方此方漂動せしに此島現在は沼の北岸に固着し動搖せざりき。又島の所々に八ケ所の穴あり、村人はこの穴によりて釣魚するに好個の場所なりと云ふ。

【七石】 廣瀨村上愛子廣瀨川激流奔騰の中に兀立せる怪岩奇石あり。其數七つ、而して一々其の名あり。口碑に云ふ往時、青山公（綱村）當所へ川狩の際、其の形狀の奇拔なるを賞せられ、左の如く命名し、且一首の歌を詠ぜられしと。

相逢石● 松茸石● 鞍掛石● 臥牛石● 起駒石● 角鵰石● 疊石。

相逢乃、松茸石に鞍掛けて、臥牛、起駒、みゝすくも、疊石こそやどるうれしさ。

【愛子小鶴ケ池】 宮城郡廣瀨村愛子の名について、哀れな物語りが傳へられてゐる。名取郡西多賀村に近いところに豪農があつて。澤山の小作人手間取りの内に、若い美しい女がゐた、一人の可愛い小鶴といふ女の子を殘してその女の亭主は病死した。赤貧洗ふが如き家に、子供と二人限り殘された女は、毎日〳〵子供を負ふて大百姓の家に赴き、野良仕事に精を出して細い煙を立てゝゐた。大百姓は至つて無慈悲な强慾漢であつた。女が子供を背負ふて仕事するのを見て。

餓鬼などを脊負つて働かれちや、高い賃銀は拂はれない、と毎日のやうに女に文句をいふのであつた。そしてそれを口實にして二人分も三人分も働せてゐた。女は遂にその勞苦に堪へられなくなり、世の無情をはかなんで死を決したが子の愛にひかされて果さず、去ればとて無情な地主の仕作をやめればその日の糊口にも困るので、泣く〳〵小供小鶴を一人家に殘して稼ぎに出かけてゐた。或る日地主のために夜更けまで働かせられ、疲れ切つて家に歸つて見るとあはれにも小鶴は餓鬼の爲に絶息してゐた、女は身も世もなく嘆き悲しみ遂に村の小池に投身してこの世を去つた。そのことがあつてから、毎夜小池の水底から微な聲て、小鶴や〳〵、と愁しく呼ぶ聲が聞こゆるやうになつた。村人は小鶴親子の死に同情の涙をそゝぎ、その池を誰いふとなく小鶴ヶ池と呼ぶようになつた。仙岳院の住職が、そのことを傳へ聞き、懇々池の畔に行つて懇に回向してくれた。それから呼び聲はやんだといふ。現今は池は埋れて了たが愛子の名のみが殘つてゐる。

【天皇塚】 大澤村字大倉定義如來堂背後の一小丘を天皇塚と云ふ。傳へて平貞能卿嘗て安德天皇の御遺品を埋藏し天皇の靈を祭りし所なりと。

【大臣墳】 定義如來堂裡小丘に連理の欅の大木あり。（俗に綠木と云ふ）里俗傳へ云ふ、平貞能東奥に遁れんとするや、其祖先の墳墓源氏の爲めに蹂躙せられんことを患ひ、重盛の墓を發き其白骨を收め携ひ來り、此の淨土に葬むりしなりと、その周圍に杉檜の巨木數木あり、從臣の墓標なりと。

【星數本】 定義如來堂を距る西數丁にあり。後ろに山を負ひ右方より前面に亘りて川を帶び、周圍數拾丁平垣なる原野なり。平貞能茲に居城を築かんと欲して地盤を平ケ郎地に爲さんとせしも未だ事の成就ならざるに、雄圖破れて割腹せしと。

【青下】 貞能卿從臣を將ゐて東奥に遁れ跡を深山幽澗の地に潛み居を卜して住み給はんとして、十二月二十九日青松の下に露營せり、一枚の紙を松枝に結び年を越せり今に至るもその後裔子孫松枝に一枚の紙を結び越年するを例とす。

【念佛壇と行壇】 念佛壇は鷹野原園にあり、本郷六左衛門盛重を葬むりし壇にして、行壇はその死後其冥福を祀りし所なりと。

【天狗橋】 大澤村切拂惡土園にあり、大倉川の斷崖に架せる危橋なり。崖腹巉絶削るが如く、綠樹蒼苔其罅隙に生じ、而して橋下千仞の潭底、奔流岩石と相搏ちて奮怒衝突し、珠玉迸り雪花飛ぶ、故に之れを渡る者心怪目眩して久しく止ること能はず。往時此橋一夜に現出して作りし者ありと、鄉人之れを異とし天狗の爲す所とし、因て此の名を附せりと云ふ。今は名のみ殘れり。そは大倉と下倉間大倉川に架橋したるものなり、同村部落の交通上頗る必要なるものにして近世に至り改修を加へ、溪谷に僅少なる木橋を架して人馬の往來に便にせり明治三十四年大倉の人民共同一致して現今の完全なるものを更に架橋し金壹千圓を要せりと、古の天狗橋の眞影は湮滅せり。

【矢籠】 同村大倉の畑地より鏃形の石時々出土することあり。矢の根の化石なり、故に小字矢込屋敷の稱あり。是石器時代長者の住居せし趾なるべしと云ひ傳ふ。

【白木】 大倉の極北泉嶽の東北麓にあり、源平の頃平族茲に居を占め、白木の弓柄を作り、遙に市に販賣して露命を繼ぎし所なりと。

【切拂】 大倉創業の際此地より始め大小樹木を伐拂つて村の形勢を定めし所なりと云ふ。其頃巨蛇の棲むあり、之れを屠り、七車を以てせしと云ふ、今に其蛇を棄てし處を蛇塚と名づく。

【大豆澤】 筑後守貞能卿都を出てこゝの地に至りし時、馬の飼料に與へし大豆化して石となる、今世に川筋より大豆石

出來し故に大豆澤と稱す。

【古瀧】 其兩岸穿り大石其中間に介在せるを以て瀧をなし、其瀧壺淵をなし水深くして一つの大鰻棲む。往々通行する者に害を加へんとす。偶藩祖公當大倉川に川漁の擧ありしとき、其說を聞召され公岸上に大火を焚き、石數百個を焚き以て其淵に投じ水を沸騰せしめ以て其鰻を退治せしと云ふ。其後自然に瀧の形を失したるを以て、古瀧と稱す。

【根白石】 根白石村根白石の由來。源賴朝文治五年東征の途、黑川郡宮床村七ツ森に卷狩す。一頭の白鹿奔り出づるを追うて、宮城郡萱野平（昔時本村一帶の地名）に至る。和田義盛川邊に至りて之を射る。白鹿動かず、畠山重忠亦之を射る中ると雖も動かず、衆皆怪み不思議なりとし近付きて之を見れば、白鹿にあらずして一の根の白き大石なりけれども、埋沒して見えず。

【滿與寺の七不思議】 根白石區中にあり、古事の傳唱左の如し。

一、白狐出る事。寺內に一大事變あるとき、善惡に拘らず出づ。二、眞虫出る事。右同斷、寒中霜雪と雖も出づ。三、無緣塔出る事。住職死亡の前兆として、池より出づ。四、水氷る時湧き候事。必要のときは少し掘りても出づ。五、穴を掘りても不用の水出でざる事。寺內一面水境なり。六、寺內にて墓鳴かざる事。御開山座禪の妨として加持したる由。七、軒滴音せざる事。善惡共寺內に一大變事ある時。

【地紙山】 同村實澤區細野の後丘にあり、源右府東征の時休憩せし所なりと云ふ。地形は地紙の如く、中央に境あり、丘上に金華山神社を祭る。

【無拭串】 無串。文治五年源右府に上りし駿馬大夫黑と云ふ馬を育てたる地なり。其砌り該馬の體を拭いし紙串を捨てたる場所なり、里人訛りて拭串を無串と稱せりとぞ。

【去田】 文治五年源右府東征の際、在陣せし處より立去りたる場所なりしと、里人去りたるを、訛りて「去田」今の名になりたるものなりと云ふ。

【立田】 文治五年源右府東征の際休憩所の地にして、やがて其處を立ち去りたりしを、里人立ち去りたるを訛りて「立田」の今の地名に稱されたるなりと云ふ。

【番堂山】 同村西八乙女館趾の西四五丁の所に、藤原秀衡非常を合圖するために、此山上に鐘堂を設けたるの地なるを以て、番堂山と稱せり。今尙其跡あり、里人赤石をたて小祠を存せりと云ふ。

【花輪】 根白石區の西方にあり。地形蓮華の形ちに似たるを以て此の名あり。平家の殘黨早坂民部此地に居られしが、源氏の家臣八木彈正のために追はれ大倉に退居せしと云ふ。一名花輪棚と稱す。內神に八幡神社あり八木彈正の奉祠せし處なりと。

【萬人淵】 實澤區川西柏の東方二町餘の處にあり、山邑城主須藤刑部定信、天正十四年七月結城七郎氏朝のために山邑城を攻め落され、妻子一族郎等百餘人、城後より逃げ出で、此淵に投じて死せしと云ふ。川中常に水泡絕えず。里人之處を佛川と稱す。

【段の原】 足利義量室町將軍時代、白石參河守虐政を行ひ人民の苦しむところとなる修驗者に觀修なるものあり、此處に壇を築きて參河守を咒詛せし處なり、參河守遂に臣家のために弑に遇ふ。

【山邑城趾】 城の趾跡は實澤にあり二說あり一は源賴朝の臣山內須藤刑部少輔藤原定安、初めて城を築き拾數世を經て須藤刑部定信に至り、足利一族結城七郎氏朝の爲めに滅され、今の福岡川崎の小坂に至りて自盡す、今は其の坂を須藤坂と云ふ又一說に吉野朝より陸奧地方鎭守の爲め從はれし、山邑王戰破れて此の城に立籠りしを足利の爲めに陷落

され、山邑王は城中に自害し給ひしと。（參照第四篇第四章第二節）

【山上清水】 氣品ある一人の行脚僧が、宮城郷荒巻村の郷六の百姓家を訪ふて一杯の水を乞ふた。家には一人の老婆がゐた、旅僧の需めに老婆は

「この里は見らるゝ通りの山里にて井水がありませぬ、東の方五六丁隔てた所から、この婆が一日を凌ぐだけの水を漸く汲んで參るので御座りますれば、御僧には甚だお氣毒なれど差上げやうもなし、豪う困難な申し條なれど、他所へ參られて乞はれませい」

と一杯の水を斷られた旅僧は、夏の日の渇をいやすことが出來かつた、旅僧は再び老婆に乞ふた。

「愚僧は咽喉が渇いて最早一歩も進むことが出來ませぬ、理由を聞けば無理もないが、救ひのために半椀の水なりと布施したまはらぬか」

と云ふを老婆は聞き了りて、暫時考へてゐたが

「佛のための布施とあらば、この婆にとつては大事の〳〵の水なれど、一椀献じませう」

旅僧は嬉しげにそれを飲み干し終つて讃經し、老婆に向つて、この邊湧き水なく、百姓難氣の樣子、老婆が御佛に仕へ奉つる心根の正しきに賞て、愚僧がその難儀を救つて進ぜやうとて、携へてゐる錫杖を大地につき立て、咒文を唱ふればつき立つたる錫杖の所から、清冽玉の如き清水が滾々と湧き出た。旅僧こそ高徳堅固の弘法大師空海上人であつた。今も弘法大師を祀つた祠がある。地名を山上清水と呼んでゐる。

【左文字の名號碑】 七郷村六丁目に左文字名稱を刻する碑あり。傳へて弘法大師の筆なりと、又六丁目の地名もこの碑に記因すと、郷人稱して六字の銘碑と云ふ。

【名馬塚】 荒井濱田屋敷の北田中にあり。もと老杉七八株ありて其下小祠ありしも今は其址を存するのみ。相傳ふ昔某氏の名馬を葬りし所なりと。

【法領塚】 同村南小泉に在り。昔國分寺類燒のとき其灰を埋めたる所なりと。今尚法領（了歟）權現といふ。塚上櫻樹あり今は伊達家の邸内に入れり。

【遠見塚】 同村南小泉の東方田園にあり。昔貞山公古城の地を經始せる時、遠眼鏡を以て四方を眺望せし所なりと。今は畠となれり。昔藤原秀衡此上に鐘を置き、緩急の際打て以て急を報ぜし所なりともいふ。今尚塚の形をなし四方を望む。

【弘法水】 同村六丁目西の田間に在り。昔僧空海此地に來りし時、杖を以て孔を穿ちしに忽ち水の湧出せし所なりと。其水質清冽今尚飲料に適せり。

【馬之允原】 同村伊在の西北舊道のほとりに芝生の地あり之を馬之允原と云ふ。昔（歲月不詳）馬之允なる者あり嘗て劍道の爭より同藩士某を殺し本村六丁目に落ち來りて諮曲の師匠をなす、某の二子父の仇を尋ぬること數年、流離艱苦諸國巡歷の餘、心當りの者本村に在りと聞き相携へて其實を訪ひしに外出すとのことなりしを以て歸路に待ちしに諮音朗々馬上ゆたかに諮ひ來れるに逢ひ喜び勇み、是れ天の助なりと名乘りて打て出で遂に父の仇を報ぜりと馬之允原の名これより出づといふ。

【荒井】 古への宮城野の原は、荒井の海濱まで廣き總稱ならん、今は海汀を深沼と呼び、荒井を距る半里、湊明神あり、此邊を汎稱して前濱と稱ふ。按。荒井は新居の義なるべし、即新に開きたる村里の謂ひなり。留守文書正安二年（皇紀一九六〇）のものに荒居北方といふは、今の田子● 小鶴の邊を指す。されば今の荒井は、荒居南方と呼ばれしならん、正安二年文書左に。

荒居堺者。限小鵜河之流。於沼村北同在家者。讓渡畢。但、村岡五郎新田二丁者。就于南内畢。

餘目氏記錄。荒井七郷は、さい所の三河守にて、さいしよの先祖より國分への恩なり。國分藥師堂、萱供養の時、棟書に「たつな

さいしよの三河守」と、候を見て國分も申爭ふ處、無其沙汰候
又「最所とは八幡の放生會へ留守代官に被越、最初に魚見候程に如此名を申候」と。あれど是は附會の語のみ。稅所と
て國府の屬吏給人の號に出づ。

【竹水門】 七夕濱村湊區なり。昭和二年を距る一千八百二十年の上代に在りては、「竹水門」（たかのみなと）なり。紀の所謂る。景行天皇四十年十月日本武尊、橫に玉浦を渡りて、竹の水門に屯して拒がんとする條これなり。

西山脈より涌出する澗水は冠川・市川・玉川となりて、東南に奔流して、辨天島を突きて東海に注ぎたるべし。現在の辨天沼及び細沼は河海兩水集注の遺跡にして往時の河口たりしを物語るが如く惟はる。殊に細砂の堆積して一邱を形成せるも亦河口たりしも亦考證の一なるべし、去れど貞山堀の開鑿に伴ひ、流域方向は轉變したりしも、東奥拓植の第一步たりし、竹水門の址跡は鄕土の口碑と傳說に據りて湮滅せざるべし。

口碑。古く當區を水門と稱せしとか、そは舊冠川・市川・玉川合してこゝに至り海に入りしなり。國初水利を起して之を西南數里に移し、蒲生濱に注がしめたり。水門の樋こゝに出でしといふ。藥師堂前の沼は昔時海に接せし河口にして、藏して沼となりしものなりとあり。この事諸書に亦見ゆ。

【浮穴の貝】 文化四年頃御殿崎の漁夫沖釣せるに、四尺程の大龜海上に浮び上りければ、酒を振舞ひて放ちやりたり。其の翌年の夏再び其の龜に出合ひしかば、前の如く又酒を飯ましめて放ちやりたり。又其の翌年に至り、此度は背上に貝の如きものを乘せて磯近くに浮び出でたり。よく見れば左手は何者かに食はれけん怪俄し居り、漁夫は不憫に思ひ舟に乘せて沖合に放ち來れり。然るに其夕刻前の磯邊に來りて死せり。依りて背の貝を取り見れば浮穴の貝といふ、珍寶なり。察するに恩に報ゆる爲め危險を冒し貝を得んとて澗近く來りし時、大魚に食はれたるものならん、言語通

ぜざるより死を以て恩に報ずる忠は人にも勝りしものと、御殿崎に接近せる養松院內に埋め龜靈神社と奉祈し今尙其の貝當區某之を藏せり。

【權現島】 花淵濱の權現島は東西三間南北十五間周圍三十間余、海岸より東方一丁四十間の處にあり。この間大小の石列で自然の橋を架くこの幅實に三間余干潮の際は自由に往復するを得べし。これを遠くより望めば恰も低き石垣の如し聞くこは百數十年前この島に渡るに便すると共に潮流を避りて以て舟の出入に便せるなりと。これ等の石皆海草を宿せるを以て潮汐一度引き去れば、忽ちにして螯の家より數多の婦女子籠かき出でゝ、低き石垣の上に更に人垣を造るは、確かに一奇觀として賞するに足る。殊に冬季幾多の篝火を點じて天をこがさんばかりなる火光の中に右往左往する若き女の寒にふるふ歌を聞く時は得も言はれぬ感に打たるる。十數年前まで島上に權現を祀りしが、頻年の大波は漸次島を削り木を發き、遂に何時しか權現をも奪ひ去りたり。然るに昨年八月二十七日の海濤は、更に僅かに殘れる杜松の老木をも揉き去り、今は飾を刎がれし骸骨の如く全くの岩石となりたり。島體更に三片に裂かれ、各頂上突りて尺寸の平地もなし。

【花淵紀伊の蛇裔】 花淵濱南地盡くる所石壁海に沈む、是を花淵岬となす、上に古城跡あり、土人相傳ふ、戰國の時留守の家臣花淵紀伊なるもの居る。由て花淵城と稱す、或る人傳ふる、意ろ之を憐み即ち家臣因幡なるものをして之に藥せしむ。後數日一女子有り庭上にありて曰く、疇昔の日、君の大惠を被り、而して之に酬ゐんと欲して物なし、乃ち光絹一匹及昆布苗數莖を出して以て之れを贈り、忽焉として見へず、而して光絹は之を用ゐば盡きじ、昆布苗は則ち之を前海に植ゆ、數年の後繁延して吉田嶼ヶ崎（代ヶ崎）諸濱に及ぶ、其の肥大なるもの廣さ二三尺長さ數丈味尤も美なり。四方之を珍とす。後花淵氏の亡ぶや、海潮暴湧風雨震雷

乃ち昆布成飛び散り絶して遺種なし。光絹も亦所在を失すといふ。今に漁家猶ほ昆布を取りし竿を藏するものあり。竿の長さ二丈ばかり、樫木を用ひて之を製し、竿の本末丁字形をなす以て昆布を採取するの便にすといふ。今菖蒲田濱の北に諏訪神社あり、花淵氏彼の大蛇を祀る所となす。且つ家に蛇を避くるの法を傳ふ。

東遊奇談、奥州水澤驛は仙臺を距る東北二百二十里(六町を一里とせしもの)亦一都會なり、都下に花淵善兵衛なるものあり、其の家避蛇神符を出す、之を佩ぶれば即ち蛇蝎恐れて敢て近つかず。余且つて此の驛に遊ぶ。數日偶々一壯夫あり、蝮蛇の爲めに咬まれ總身腫れて苦痛に堪えず、花淵氏神符を與へ即時にして癒ゆ、又一女子あり蛇除日より入り與し來りて救を乞ふ、其門に入れば蛇即ち出でゝ走る、効驗神の如し奇異といふべし。

鶴石龜石』共に東宮濱、龜石は佐藤兵藏宅、鶴石は内海庄八宅にあり。年々增大すと。往古は其の高さ人の身長程なりし由なるも、今は龜石は形圓くして地上に顯出すること八尺三寸餘、其大さ四間四方程あり、鶴石はやゝ小なり。

【紫石】東宮明神の裏にあり形圓くして高さ七尺餘此の石も亦增大すと言傳ふ。昔、何處のものなりしや船に乘り來り此の紫石を一二人にて船に積み去らんとす、然るに船止りて進まず。是此の石の精か、又は明神の神力の然らしむる所となし、即ち戻りて陸に捨てゝ歸る、今其石十人の力を以てするも船などに積むこと至難なるべし。

【男石女石】男石横縦各五尺女石横縦各六尺風土記書上に男石は畑中にあり、其間程相距たり居候處、雌雄石に而、往古は其性靈互に行通へ候由申傳候現に子持石と稱し、十三塚の東にして當區三島善太郎氏の畑中にあり。

【あやめが浦】口碑。あやめが浦。菖蒲田の古名なりといふ。かゝる雅名は永久に傳へたきものなり、里民丹野某の宅地に菖蒲の一叢ありきといふ。今は亡し、菖蒲田といへる地名は之より出でしならん。

【東街道】多賀城村市川に多賀城を築かれし神龜元年、即ち昭和二年を距る一千二百五年前に在りては、現時の美田良

圃と稱せらるゝ一帶の耕土も卑濕の谷地にして、貝僅かに今の丘陵地帶に住宅を設け田圃を開きたるに過ぎざる有樣なりき、されば道路も成る可く山地に添ふて造られたるが如し、仙臺より當地に來往するものは、生出原(宮城原)の南を通りて高砂を過ぎ、木村の八幡に至り、更に山手につきて東田中・高崎・浮島を貫き鹽竈の母子澤附近にて多賀城の東門より鹽竈に至る街道に落合ひたるが如し。是を東街道と稱へたる由。路傍(今の浮島區鹽竈線の北側)に割石の梅と云ふがめり、昔は石の割目より梅の木生え居れる由傳ふ、此の石の一面に源八幡太郎義家の乘馬の足跡ありと、蓋し前九年の役の頃來られしといふなる可し。又近傍留谷區に阿倍の待橋といふがあり、今より六七十年の昔迄は所々に深田「フケタ」と云ふがありて、濘かること甚しく、古の俤を偲ばしめたりきと云ふ。多賀鎭所の築城以前に在りては、或は海水深く浸入したる入江なるべしとの連想を惹起せしむるに最と易かりき。

【多賀城の要害】多賀城は東向にして、東南と東とには僅か半里余にして、渺漫たる太平洋を受け、北は險阻なる絶壁にして利府方面を限り、南と西とは方五里余の平原、ことに城の近傍は谷地にして、舟する能はず徒渉する能はず只東の一方に道を開き、高地なれば展望涯なく、攻むるに難く守るに易き、眞に屈竟の要害なりしなり。

【多賀城の燒失】安倍賴時の亂に朝廷源賴義を鎭守府將軍に任じ之を討伐せしめしが、當時當地は戰場となりて、此城も兵燹に罹りしものなりと傳ふ。一說には古昔空城となりしかば、之の禍を蒙れて燒き拂たひるものならんと。なほ一說には源賴朝の鎌倉に覇府を開き、六十六國の總追捕使となるや、四方悉く之に服し、當地亦一人の之に反するものなし、從て當城の必要を感せざるにより朽壞に任せる中偶々火を失して燒けたるなりと。

【安倍の待橋】留ケ谷に在るさゝやかなる土橋なり、昔安部貞任の渡りしことありと云ふ。以後新に掛け替へたるとき

も、安倍氏の渡りし馬の足趾の所を踏めば、直に踏み拔けたる由云ひ傳ふ。一說に「面和久橋」は之れなりと。西行法師の歌に。　ふまはうき紅葉のにしき散りしきて人も通はぬおもわくの橋

【三石】市川區に伏せ石●立て石●流れ石と云ふが在り。立て石とは多賀城の碑を云ふ。伏せ石は同區舊道の路傍に在り若し此碑石を立つることあれば忽ち惡疫流行して里人を惱ますこと甚し、故に常に伏せ置くことゝなり、誰云ふとなく伏せ石と稱するに至れり、尙元の所に現存せり。碑面の上部に梵字あり下に弘安十年八月八日と記し傍に合力三十余人合力、勸進西阿彌陀佛と刻す。流石は五萬崎の角、名古曾川と砂押川と落合ふ邊りの河の中に在りたり傳ふれども今やなし。

【村落の繁昌と大家族制度】本村に南宮高橋等の部落を見るに至りしは、鎌倉時代頃よりなるべし、比較的住所に適する丘陵部今の市川すら多賀城壞滅後に人家を設けたるが如し、そは人家の廓内に在るを以て推測したるなり。其の當時は市川に僅に六軒の戸數を有するのみなりき、されど當時は所謂る大家族制度にして、一家八十人位の人口を有しるものさへありしと傳ふ。

【方八丁】田村將軍蝦夷征討として此の地に至るや、東街道より進みて八幡の南に達す。當時今の平野の部落はく悉く卑濕の谷地にして陣を布くの地なし。すなはち八幡の東南部を下し陣を布く、其の勢八丁に滿つ、故に此所を今に至る迄八丁と云ふ。

【冠川】昔の冠川は今の如く蒲生濱に注ぎたるに非ずして、新田より東に高橋を流れ八幡の南に出て港濱に注ぎたりしを伊達政宗公新に今の川を築きて、其の位置を變更したるものなりと。今も八幡附近に、昔の川の跡を認め得べく橋元等と稱するところもあり、又港濱の元川口なりしと云ふ所は、現時も水を湛ふ。辨天沼●細沼之れなり。

【比丘尼坂】市川の西三里余、坂あり、是れを比丘尼坂と爲す。土萬葉曰。比丘尼坂燕澤村に在り、相傳ふ、昔一尼あり、精勤苦修里人を敎導し、且咒祝を善し、人の疾病を治す。慶長元年死す。五輪塔を其上坂に建つ、因て名を取る、塔今破碎す。又曰前說非なり。是道士の墓なり、道士尼に先する數十年、此に居る、里民之れを尊信し、死して此に葬むる。今の老松は則其墓木なり、或曰く前說ことごとく非なり、其老松は道士家庭前の樹なり、坊の墓は別に阪西茂林中にあり、因て記す。伊達鑑に曰く。貞公曾て郊東に獵し、偶ま道士般若坊なる者を見、其家の庭松樹を愛し玉ふ。道士則ち國風一首を松枝に繫て、之れを献す、曰く。「庭の松御用とあれば奉る君も千代まで。我も千代まで」。公之れに酬ひ玉ひて曰く。「心經の摩訶の下なる般若坊一切公役無役なるべし」且口糧若干を賜ふと云ふ。其松翠羽内城庭前に在りと云ふ。坂上の居民十餘家釀醴を能くするを以て名あり。又跳菟子を出す。（鹽松勝譜）

【比丘尼坂の甘酒】仙臺の城下を出て、原の町を過ぎれば案内に差蒐り、此所に名代の「湯豆腐屋」がある。今市には名物の「おこし」駄菓子があつた、燕澤に入ると坂がある、此所を今でも比丘尼坂と呼んでゐるが、此の坂のほとりに一軒の名物の甘酒屋があつた、鹽竈街道の三名物と世に聞えたものである。比丘尼坂の甘酒について、甘い〳〵傳說がある天慶の亂、平將門が猿島御殿を皇居に擬へ、自ら平親王將門と稱し天下を掌握しようとしたが、忠臣の矢先に殞れ、その一門一族は大逆の餘類として九族を刑せられた、娘お芝居◔瀧夜叉姫となつて暴れ廻つてゐる。それとは打つて變はつて、將門の妹は天性の美人で、心も非常に優しい、猿島御殿を密かに遁れて世を忍ぶ落人となり、あたら綠の黑髮を剃り落して、圓頂黑衣の比丘尼となり、陸奥の燕澤の坂の邊りに、一軒の茅屋を構へて、剃れぬ手に甘酒を作りて往來の人々に一椀の甘酒を賣けて糊口の資とはなせり。圓頂黑衣の尼法師とは云へ、平親王の妹

姫として朝な夕なに磨き揚けたる麗質は失せもせず「召しませ名物甘酒」と優しき声に酌んでさし出す一椀の甘酒は人にどんなにか旅人等の疲れた體の胸深く甘い〳〵汁を流し込んだかわからない。美しい比丘尼のゐる坂はかくて比丘尼坂と呼ばれ、その甘酒は名物の一に數へられてゐる。今も立派に比丘尼の碑が建つてゐる。（傳記）

【小鶴ヶ池】 比丘坂の南、小鶴にあり。往年大湖あり。相傳ふ、多賀城下に富家あり極めて貪婪なり。一妾婦あり小鶴子と云ふ、容色美なりと雖も主家之を待するに極めて刻迫なり、更に慈愛の意なし、一日小鶴をして千束の苗を植む限るに一人の仕事を以てす、小鶴兒を負ひ鉦意揮秋して乳を飲ましむるに遑あらず遂に背後に幼兒をして飢死せしむ、爾後其の呵責に堪えず、母亦身を湖水に投じて死す鄉人之を小鶴湖と云ふ。近年水涸れて田野となる寔に惜むべきかな、惟名を邑落に遺すのみ。

【假寢坂と鏡ヶ池】 封内名所志に、岩切邑の坂下に小池あり、相傳ふ、前の所謂小鶴子將に身を湖水に投ぜんとす、散を此の坂上に觀る、貌を此水面に寫して其容色を整ふるの所なり。鄉俗之を化粧坂、鏡ヶ池といふ。

【冠川】 相傳ふ。鹽神東伐の時、此川上に降る、故に神降川と稱す。後ち同訓を以て冠川と更む。或は傳ふ。鹽神此水を涉る會々駕する所の馬石に蹶いて冠を墮す、故に冠川と名く。神馬蹶くを惡み石を上流に押留せしむ、其祠水上五六里に在り、留石明神と號す。今に至るも祠下一星石なし亦奇なり。冠川石橋の下より東南八幡村を經て市川と合流し、水門濱に至りて海に入る。寛永年間川村孫兵工水を開き移して今の流となし灌漑に便す。

【奥の細道】 鹽松勝譜に曰く南宮巷の西三里許を巖蔵村と爲す、巖蔵一に巖切に作る、又巖斷に作る。巷あり閘口街と名く、半に岐あり東北に向ふ、是を松島道と爲す。仙臺府城より塩浦を經て直に松島に至るときは、則此岐により、古此際道路あり奥の細道と云ふ。（鹽松勝譜）

宗久紀行曰く、行て多賀國府に至り、奥の細道より南行して、末の松山を踰るとは是なり。觀跡聞老志曰く、古來封内東の奥道と稱するもの或は口碑に存し、或は載籍に見え、名取に於て則笠島に在り、宮城に於ては則ち木の下の西にあり、其道路今の會道とするものあり、異なるものあり、此地亦分明ならず。或は曰く岩切橋の北東光寺の前路是なり。朱桃金花山祝行。曰く七北田驛の半に細徑あり、南に向て岩切村に至る此古所謂奥の細道なり、續後撰集大納言志良の歌。跡絶奴誰仁問波摩志陸奥乃思非信夫乃奥乃細道。則ち其稱此に起りしか。

【葉山神と卜筮】 鹽松勝譜。今市巷西道路坂の南四十丁、葉山權現の祠あり、祠前に女人禁制の札を立て社地に女子入ることを禁す、威靈の神なりと此祠松島にもあり小鶴巷より今市に至る道路にて古樹森々として今市巷西道上よりも近く見ゆるなり此の祠の別當は修驗某なり（名追考を俟つ）其先筮をよくし今市巷に出て筮卜を業とす、通行の者を占ふて世々業とし居たるか會々貞公放鷹に出て給ひ某を見て曰く、我今日の獲物如何程かと問ひしに某即ち筮して今日の獲物六十三ならんと云ふ、貞公笑て去る後獲物を算するに果して然り奇なりと思ひ歸りて見給ふに見へすと之を左右に聞きて葉山の別當なることを知り、公其奇を喜び某を召して其故を尋ね給ふに彼の答へには君其節紫竹の杖をつかせられし故に紫竹は其聲七九と同じければ九々を以て考へ七九六十三の御獲物なりと申し上げたるなりと云ふ、貞公大に感じ采地若干を賜へりと云ふ。

【十府の地附十府浦十府里】 塩松勝譜。東光寺の北二里餘に在り。地は十府又都府浦に作る。國府に近きを以て故に此名あり。府又符に作る。皆邦俗訓を假りて以て之を稱するなり。此地古薦を産す。國風所謂七符に寢ね我三符に寢す符是なり。今農家の背の小池に菅草ありて發生す、土人これを十符の池と稱す。八雲御抄曰く。十府菅薦に兩說あり、一は其十緶を經て以てなり、一は其名の故を以て名く。

観跡聞老志曰く。今の觀迹聞老志曰く。十府の池國府館の南、農家の後に小池あり、池中に垂柳あり、柳下に菅草頗る多し。又曰く。今の利府驛は則ち古の十府の地、利は鋭利の利、國訓十と通す、後人誤り讀て以て便利の利となす。且利府驛の畔に菅谷

村あり、一に菅生村といふ、則ち古昔好き菅を生じたり、土人採て以て薦席を製す、以て證となすべきなり。或は云ふ今利府と稱するもの、乃ち古の十府の地なり、利と十と訓相通ず、上州利根川を以て之を登禰川と訓するもの其證なり。菅草は草を染め紋を織り甚美好なるを以て、搢紳貴族珍重して綺座臥具となせり。

古歌に　みちのくのとふの菅こも七符には君をねさせて三符に我れん
鎌倉右大將の歌に　あやむしろをになるまでにこわびぬしたくしぬらし十符の菅こも　鎌倉右大將

封内名跡志曰く、岩切の農家高森館の下に小池あり、池中に垂柳あり、柳下に菅草頗る多し、鄕人之を十府の菅といふ、府土萬葉舊說に云ふ、鄕老曰く十府の地、巖截舘址の下に非ず、今利府驛なりと。利十邦訓の誤なり。和漢三才圖繪曰く、十將里、古此處より菅薦を機り出し、十府菅薦と名く。或曰く其編作十數あり故に十賦と稱すと。

第五項　宮城八景

宮城八景。高玄岱(字子新號天漪)

宮城秋月。　渺然無際野秋。天上桂枝月下萩。千萬錦叢綉不盡。蟲聲和露一綢繆。
木下晚鐘。　萬木遮天大作群。相樛密蓋幾重雲。釀成玉露繁於雨。撞鐘出聲帶夕曛。
本荒夜雨。　一抹本荒冷濕烟。萩花可惜自相憐。任他處籍夜來雨。斷送凄涼沒有邊。
榴岡夕照。　城東十里有高岡。躑躅當年映赤裳。人去物亡空寂々。菅公廟古照斜陽。
玉田落雁。　九疑拔得七疑峯。移置吾東欲擬封。下有玉田橫野濶。呼群落雁侶相從。
青葉晴嵐。　東皇早占葉青々。嵐氣分暗翠靄停。城謂仙臺亘萬古。遙知上象應奎星。
松浦歸帆。　征帆片々莫知涯。出沒波濤望眼賒。還去還來松浦外。由他風信各歸家。
多賀暮雪。　古城廢壘十符池。多賀森邊暮雪奇。聞說源君犒民處。至今遺惠遠相思。

宮城八景

宮城秋月。　暮烟收盡月明天。露重胡枝花轉鮮。茫渺宮原更閑殺。候蟲唧々草間傳。
木下晚鐘。　森下柳密淡烟封。萬葉露珠濕翠濃。路入林間人跡絕。惟聞木下報昏鐘。
本荒夜雨。　秋宵漠々黑雲通。十里本荒雨冥濛。三兩人家燈耿々。風刀剪新故技叢。
榴岡夕照。　紅櫻千樹錦相圍。菅廟亭々映夕暉。日暮榴岡求句客。花間催醉乞詩歸。
玉田落雁。　郊原十里草蒼々。目送西山返照黃。閑步尋來人少處。相呼落雁下蒲塘。
青葉晴嵐。　風輕日暖陽和節。青葉山峯露翠新。兩翳吹收晴好。烟嵐一刷繞城圍。
松浦歸帆。　漁家三兩鎖柴扉。蘆荻翠松挹藹霏。浦々布帆任風信。夕陽各自伴鷗歸。
多賀暮雪。　黃雲漠々暗斜橋。多賀荒城雪亂飄。早已人行皆絕後。壺碑空在更蕭條。

第七篇　教　育

第一章　維新前

第一節　藩　制

第一項　四民教育

一、學　事

維新前仙臺藩にありては養賢堂と稱する規模宏大なる藩學ありて、專ら經學を講ぜしめ、傍ら習字・算術・禮法及槍劍・射御の指南に及びたれば、當時文武の教育機關としては東奥復た之に優るものあらざりしと雖ども、是れ專ら藩士の子弟を養成するに止りて、農工商の子弟には及ばざりき。故に一般は私人の家塾、又は手習道場に就き學問するを常とせり。當時學問と云ふも讀書・習字位のものにして、商人は特に十呂盤を修めたり。而して此家塾道場は、都市は勿論寒村僻邑に至る迄概ね行はれたるが、偶々鄉先生の優良ありて、多少經學を布衍し道德を維持せるに由り、按外非違の徒に多きを觀ざるのみならず、文筆を心得たるもの少からずとす。然れども當時の教育は主に習字を學ばしめ、讀書・算術の如きは暫く其次位に修めしむるを普通とせり、今其習字教授及家塾の狀況一斑を左に記せん。

二、手習道場

多少道德の素養ありて書を能くするものは、私に道場を開て習字の師範を家業とするものあり、又は書を能くせず單

に讀書を教授するものとあり、就中十呂盤・禮法の如きは特殊の學科に屬して、之を教授するの先生其人に乏きは、之を學ぶもの亦乏きによるなり。手習は普通何人も日常の書翰、取引の帳合等總ての必要より自然手習道場は一般に盛況を極めたりしなり。

三、入門と學期

子女七八歳の年齡を期し、父兄は相當の師匠を選定して、其道場に至り子女を携て束修の禮を執るものとす。爾后師匠は門人として手本を與へて專心に習はしむ。習字時間は朝飯後五ツ時（午前九時）より八ツ時（午后三時）迄にして今の五時間なり、其間師匠は手本の讀方、又は行狀の訓戒を與ふ、又毎週清書を檢し之に朱筆を加へ、文字の良否運筆の巧拙を評し褒貶したり、而して其成績著きものは手本の文字を增益して、四折を六折に進め、六折を八折に進むる等の奬勵法ありて、子弟相互の競爭勉强は自ら行はれたるもの、如し。

四、教科書と教授學齡

初學の手本には「いろは歌」數字より始め、次第に「消息往來」「庭訓往來」「用文章」の類に至る、尤も商家の子弟には「商賣往來」を農人の子弟には「百姓往來」「農家手習帖」を、特に女兒には「女大學」「今川往來」等を授けたり。而して此等の習字往來本は、獨り習字手本に用たるのみならず、之を能く素讀せしめ、又其意義をも示して讀書修身の用に供したりも、固より今日の如く制規の年限あるにあらず、其以上五六修業年限は大概三四年にして、年齡十三四歳を常とすれども年に至り退學するも隨意なり、要するに家業の繁簡、貧富の程度等家庭の境遇に從ひ父兄の任意にあり。

五、特殊の施設

手習の外、更に師に就き毎朝、大學・論語等の經書を素讀するものあり之を朝稽古と稱す。又禮法を修むるものは概ね午後にして、日中習字時間を避けたるもの、如し。顧ふに此等は特殊學課に屬して、之を修學するもの亦特志の輩に屬すればなり。又十呂盤は實際日常の必用より、一種の補習法行はれて、盆正月の如き一般農桑の休暇を利用して、教師を聘し二三週間の短期講習を開くもの亦往々少からず。右は仙臺の藩政以來三百年の民間教育法の概略なり。此手習教育は維新の改革にも猶依然として行はれつゝ、明治五年に及べり。

第二項　町村

【原町】維新前の教育は、修學に志あるもの、藩士・神職・僧侶・醫師等に就き、讀書・習字・算術を學ぶに過ぎざりき。今その師匠として子弟を教養するもの、先きには田村蘭亭巢居あり、原町觀音堂別當清光院の住僧にして、詩歌俳偕に長じ藻才の譽れ高かりき。苦竹に藩士慶之丞降房あり永野榮助・大內源太右衞門の門人あり、仮塚內藏吉後ち名を例儀に改む、その夫人三輪子學殖あり。槍術家に富岡甚太夫あり。南目區に醫士今野讓安あり。新屋敷に櫻田櫻丸あり、新田に醫師及川玄徐、國分寺住僧清水耕田、又小田原には天遊舘留守役春日直右衞門及び肝入木皿牛松等ありて子弟を教育せられたりしと。

【鹽竈町】維新前に於ける當地の教育施設として觀るべき事例を列擧すれば、抑當地は東陸方面の鎭護と仰ぐ鹽竈神社を奉祀し、濟世安民の聖蹤たりしが故に教育も亦此の間に淵源し漸次發展し來れる跡あり。又文明萌芽の中心地たり文化の開發に努めたい。知直身祠職にあり、尾州の祠官吉見左京尹を其家に招き、奉饌歲餘同僚をして贄を執らしめ、弟子學業成るもの多し。又知明は盆々文學の隆興を圖り、名山藏文庫を創設し、數萬卷の圖書を集めて世人の閱覽に供したりき。是れ固より社會教育の一にして其効果の尠からざりしを知るべし。其他民間一般の教育法としては彼の寺子屋なる手習道場は町內數箇所に散在し、若干の兒童を教養したり。教科目は讀書・習字・算術の數科に過ぎず、其程度の如き、士分の子弟は四書・五經等の素讀を專らにし、町人百姓の子弟は農業往來・近道・子供早學問實語教・童子教・庭訓往來等の諸書を讀ましめ、以て實際的智識の養成に努めたり。されど是れ等教育を受くる者は町民子弟の一部分にして、廣く全般に渉りたるにはあらず、以て當時の教育の如何に狹隘にして、且つ淺薄なりしかを想察し得べし。但し維新前の教育は、知識的方面の程度甚だ淺薄なるも、道德的方面に於ける、實踐躬行に至りては遙に今日を凌駕しありしが如し。

【大澤村】維新前の教育は、寺院の僧侶又は在住の藩士に就き、讀書・習字・珠算等の學科を習得す。中に就て芋澤には菊地清一先生、大倉には關庸孝先生あり、數代繼續して鄉黨の子女を教養して、維新の曉に及ぼせり。

【根白石村】寺小屋教育にして、僧侶武士等自宅に於て教授せり。教科は讀書・珠算・習字の三科目にして、教科書には庭訓往來・家道訓・百人壹首・實語教・四書等・珠算は加減乘除より材割位のもの、習字は教師の手書にして、進んでは手紙の文などを習はしむ。

【七北田村】萬延より慶應に亘る約十ケ年に於ける、寺小屋教育、師匠の任に當りしは、東方に矢野某・田代某あり、西方に荒井某あり、又古內・上谷刈方面に菅塲定仲ありてよく兒童を訓育せられたり。

地方の士族等にて、文字あるものに就き九才頃より十三才頃迄通學するを例とす。其所を寺小屋、教員を師匠、兒童を筆子と云ふ。多きは四五十人、少きは十四五人に過ぎず。教科は讀み書きにして、書き方を主とし、傍ら作法の簡易なるものを教ふ、故に教育を受くるを手習をすると云ひたり。讀書は朝書の二回にして、（個別教授なれば一人分は

實に少時間なり）他は悉く書方のみなり、書方は五日に一回の清書あり。教科書の主なるものを擧ぐれば、近道子寶・實語教・庭訓往來、進みては稀に四書五經等の素讀をなすものなり。習字は、いろは歌、假名手本（單語單句）諸往來類農家手習帖、手紙の案文等にて皆師匠自身に書きて與へたるものなり。土用稽古、寒稽古と云ふことありて、酷暑烈寒の候鍛練をなしたり。青年に至れば、農閑の節（冬季ことに正月）夜間十呂盤、諺曲等を稽古せり。女子の教育を受くるもの殆となかりき

【利府村】藩に於て奬勵したる、程朱の學を奉じ、藩士以上は養賢堂に於て經書を學びたれども、農工商は村夫子に就きて、百姓往來・童子教、實語教、庭訓往來・道中案内・消息往來等の素讀講義を學びて平民的道德を養ひ、兼て日常必須の文字を學ぶ、算術は珠算によりて八算見一相場割等を習ふに止り。一般は富豪の子弟若くは特殊のものにあらざれば高尚の學術を修めざれば偶々四書五經唐宋八家文文選古文眞寶の講讀等をなすものは、博識者として一村の尊敬を受けたり。而して謠曲禮法等の初歩は、農家の子弟一般に修めたるもの、如く、老人間には民文學とも云ふべき俳諧往々行はれしと、又加瀬野中には鹽竈神社の社家多く、此等の人々の中には、和歌に巧みなるもの少なからず近代に於て鎌田内膳などその名高く、春日の市川定是、利府の自稱院、町加瀬の本覺院等は久しく其地の子弟を教育して村民風教の維持に努めたり。

第二章 維新後

第一節 小學制度

第一項 學制

一、頒布

明治五年八月二日太政官第二一四號學制を頒布し、且つ地方長官をして普及せしめたり。憶ふに文部卿大木喬任、全國を劃一にし而かも强制的制度を案じ、江藤新平之れに參與し、學制を頒布したるは、國家教育の端なり。太政官は學制頒布の旨趣を闡明ならしむがため「學制頒布に付被　仰出書」と題する諭告を發表せられたり。蓋し範を佛國に摸りたるの跡ありしも、維新後に於ける教育に關する諸令の權輿と謂ふを得べし。學制頒布に付被　仰出書の全文左に。

人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんのものは、他なし身を修め智を開き才藝を長ずるによるなり。而て其身を修め智を開き才藝を長ずるは、學にあらざれば能はず、是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技藝及び、法律政治天文醫療等に至る迄、凡人の營むところの事學あらざるはなし。人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に從事し、しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べし。されば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ飢餓に陷り家を破り身を喪ふ徒の如きは、畢竟不學よりしてかかる過ちを生ずるなり。從來學校の設ありて年を歷ること久しといへども、或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至つては之を度外におき學問の何物たるを辨ぜず、又士人以上の稚に學ぶものも動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立つるの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虚談の塗に陷り、其論高尚に似たりといへども、之を身に行ひ事を施すこと能はざるもの少なからず。是すなはち沿襲の習弊にして文明普れからず、才藝の長ずずして貧乏破産喪家の徒多きが故なり。是故に人たるものは學ばずんばあるべからず、之を學ぶには宜しく其旨を誤るべからず、之に依て今般文部省に於て、學制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後一般人民（華士族卒農工商及婦女子）必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめざるべからざるものなり。（高上の學に至ては其人の材能に任かすといへども、幼童の子弟は男女別なく、小學に從事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事）

但從來沿襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲にすと唱ふるを以て學費及其衣食の用に至る迄、多く官に依頼し、之を給するに非れば學ばざる事と思ひ一生を自棄するもの少らず、是皆惡へるの甚しきものなり。自今此等の弊を改め、一般の人民他事を

抛ち自ら奮て必ず學に從事せしむべき樣心得べき事。
右之通被　仰出候條、地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩樣、便宜解釋を加へ精細申諭、文部省規則に隨ひ學問普及致候樣方法を設可施行事。
明治五年壬申七月

太政官

二、學區編制

明治六年二月大學中學小學の編制を布ぐ、全を通じて第八大學區、一百五十六中學區五萬三千七百六十小學區と爲す四月第八大區を改めて七大學區と爲し、宮城縣は第七大區に編入す。

此の歳二月七日鹽谷良翰宮城縣（仙臺刈田伊具亘理柴田名取宮城黑川志田）令に任ず聽中學務課を置き第七大學區の本部を廳中に併置して、縣内三中學、二百三十一小學を統轄す。本郡は黑川加美二郡を合せ、三郡を以て、第一中學區を組織し、學區取締規則を定め、學務の縣屬齋藤永賴第一中學區の主任たり。更に第八小學區に屬し、三十四小學區を編制し、鈴木金與●劒持伴秀の二名を撰みて學區取締に任ず。

教育五十年史。全國を八大區、二百五十六中學區、五萬三千七百六十小學區に分ち、一小學區は人口約六百を目標とし、一中區は人口約十三萬を標準として、地方當局者をして之を區分せしめ、學區取締を置き、區内の人民六才以上の男女は總て小學校に入るべき者とし、學に就かざる者は其の理由を學區取締に申出づる事。小學校は之を分ちて尋常小學校●女兒小學校●村落小學校●貧民小學校●小學私塾●幼稚小學校等とし、尋常小學校は上下の二等に別ち、何れも修業年限四ヶ年、即ち合せて八ヶ年とす。又。最初は全國を八大學區に分けたが、六年四月に之を七大學區に改めた。即ち全國七つの大學區に、各一大學區を設置して之を本部とし、更に其の各大學區を三十二中學區に分け、更に各中學區を二百十小學校に分け、其中、小學區に一校づゝ中●小學を置くといふので、之れが出來上ると全國に七個の大學、二百五十六の中學校と、五萬三千七百六十の小學校が出來るといふ頗る大規模の者であつて、是れだけの學校は是非造られねばならぬといふのであるから、當時にあつては實に驚くべき大英斷と言はねばならぬ。

三、小學校創立

本郡第八小學區三十四の小學校は、明治六年六月二十四日荒井小學校を始めとし、八月十七日小田原小學校を終りとす。其間日數五十餘の短期に郡内三十四の小學校は悉く創立開校せられたり。開校當時に於ける教員七十四人にして生徒三千三百九十人を計上せり。詳記下の如し。

小學校	創立月日	教員數	生徒數	小學校	創立月日	教員數	生徒數
荒濱	七、一〇	二	七七	六丁目	六、二五	二	九七
七北田	七、八	三	九七	根白石	七、一	二	七五
作並	六、二五	一	五一	小鶴	七、一	一	九五
小泉	七、一	二	一四四	小田原	八、一七	二	九二
福岡	七、二五	二	六六	大倉	七、一	二	一三〇
岩切	七、二六	三	二八	加瀨	七、二五	一	一〇五
鹽竈	七、七	一	一六九	田子	七、二五	三	三八
笠神	七、二五	三	九七	寒風澤	七、二五	二	一二三
留谷	七、二五	三	九三	利府	七、一	三	一三〇
岡田	七、二五	三	六五	福室	七、一二	三	一三三
松ヶ濱	七、二五	一	一三	松島	七、二五	三	六九
西成田	七、三	二	八七	手樽	七、二五	三	六九

四、學區更正

明治九年四月登米栗原本吉桃生牡鹿の五郡は宮城縣の所轄に編入す。學制發布當時の管内三中學區二百三十一小學區

を增加して、四中學區五百二小學區とし、一小學區に一小學校を建設す。十三年本縣學事條例を布くに方り、本郡三十四校を改めて、四十小學校と爲す、後ち十九年小學校令の發布に變更して後ち町村制實施の曉に及ぶ。其の位置及び通學區域を擧示する左の如し。

位置	區域	位置	區域
原ノ町	南ノ目、苦竹	南小泉	荒濱
岡田	岡田	中野	代ヶ崎
笠神	高崎、下馬、八幡、大代、笠神、東田中、留ヶ谷	野々島	寒風澤
岩切	岩切	小田原	荒井、六丁目、霞ノ目
田子	田子、福室	蒲生	蒲ノ町、長喜城、伊在
山王	南宮、市川、山王、高橋、新田、浮島	鹽竈	松ヶ濱、七ヶ濱
桂島	桂島	小鶴	小鶴、燕澤、鶴ヶ谷
松島	松島	櫻渡戸	櫻渡戸、初原
赤沼	赤沼	上刈谷	古內、野、上刈谷
作並	作並、熊ヶ根	大倉	大倉
鄕六	鄕六	高城	磯崎、高城、根廻
幡谷	幡谷	七北田	七北田、市名坂、松森、荒巻、北根
實澤	實澤、小角	上愛子	上愛子、下愛子
利府	利府	石濱	石濱
手樽	手樽	福岡	福岡、朴澤
芋澤	芋澤	北小泉	北小泉、竹谷
根白石	根白石、西田中	南大倉	大倉

第二項　教育令

一、綱領

明治十二年九月二十九日太政官第四〇號を廢布し、學制を廢して教育令を布く。學制は秩序整然劃一を旨とし、過度の干渉と、保護を厭はず、教育令は地方の現況に順應して實地の運用を主とする、所謂る自由教育なり、蓋し學制は、專ら佛國の教育に摸擬し、教育令は米國の教育に模倣したること、恰かも上古時代に韓土の文物廢れて、唐土の文化は翕然として勃興せるに等しかるが如し。

自由放任を主とする教育令の發布により、小學校の設置區域等の如きは、只その大綱を示して施設經營皐げて町村に委譲し、學區の取締を廢し不急の規定を排除し、爲めに校舍の設備、學校の教課管理等を始めとし、教員の任用優遇の方法、俄然解頽して地方の學事は頓に退歩の色を呈せり。

教育令の發布に伴ひ、本縣亦學事規則を定め、八月小學校則を更正し、九月小學校教員を解職して委囑結約の認可を受けしむる等幾多の變遷を來し、町村は爲めに管理經營の困難を現出するに至れり。

二、改正教育令

明治十三卒十二月二十八日太政官第五九號を以て教育令の改正を布かる。蓋し前年發布の教育令の敗績に考へ、務めて學制の覆轍に鑑み、取捨折衷概ね時宜に順應せる規程なるを以て、該令の存續六ヶ年間に及ぶ。その改正の要旨は、小學校の設置區域及び教則にありては、地方長官をして之を定めしめ、學務委員の選任を愼重にし、其の他の重要事項に就きては、府縣に在りては文部卿の認可を要し、町村に在りては府縣知事の認可を受けしむるに在り。又一面には文部省は改正に伴ふ、諸般の條規を一府縣に令し、府縣又銳意之を施行して全國の學事を振興せしむ。要するに新令

の自由放任の制度は改正令によりて強制的就學制度となる。此に於て本縣同年二月學務委員選擧規則、教員演習會規則等を制定せられたり。

明治十八年八月十二日太政官第二三號を發布し、第三次の改正教育令を施行す。當時の經濟狀態を案ずるに比年物價は低落し、金融は閉塞して民力漸衰して維持の困難を呈せり。仍りて教育の施設を簡易にして其費用を節約するに在りと雖も、地方費の全額漸次に增加せるを以て、小學校の經費は主として授業料に資りて、之れが存續を圖るに在りと雖も、甚年ならずして教育令は廢止せられたり。

第三項　小學校令

一、要　綱

明治十九年四月九日勅令一四號小學校令を發布す。憶ふに積年の實驗に鑑み、又學政の原則に照らし、殊に復た市町村制定の旨趣に伴ひ得べき適切の法案にして、小學校の編制を始とし、小學校の經濟及び教員の制度管理監督等に至る體綱を示せり。

同二十三年更らに之を改正して以て、國民性即ち大和民族特有の精華を涵養する源泉を建立するの域に達したるは蓋し斯の歳に在り。案ずるに明治五年學制を發布し國家教育の端を啓きたりしも、型を佛式に倣し、又同十三年教育令を發し、國家教育の礎を築きたりしも、範を米式に則りたるが如き嫌あるを免がれざるもの、如く惟はる。今二十三年の改正小學令の要旨を鈔錄すれば、大率左記の數項なりとす。

一、小學校令第一章、教育の目的に就て。（道德教育・國民教育・生活上必須なる普通の智識技能）

二、小學校令第二章、教科目及び其他に就て。（別に農商工科等の專修科、高等小學校の修業年限）

三、小學校令第四章、學校の設立維持に就て。（各國の方法・本邦學區劃法の沿革・教育委託法の說明）

四、小學校令第五章、授業料及び其他に就て。（授業料・基本財産・內外論者の意見）

五、小學校令第六章、教員の資格、任用待遇等に就て。（隱退料・扶助料・土地の使用並物品換給法）

六、小學校令第七章、學務委員及び郡監學等に就て。（學校の代表者・監視督勵）

二、設置區域の變更

明治十九年小學校令の發布により、本郡を三學區三十四校とす。同年九月三日本郡長竹尾高克より、後任郡長十文字信介に事務の引繼を了せり。

引繼書。公立小學校は郡內三學區、則原町利府七北田にして高中　合せて三十四ヶ所有之。教員の配置等略整頓の場合に候得共過般小學校令の發布あり、亦今般縣令第九號を以小學校生徒授業料額、及第十號を以小學校設置區域及位置を定められたるを以、學事に關する一切の義は此際適當の改革を行ふべき期に達し居候條、夫々御調査の上可然御措置相成度候。

三、本縣發表の教育概要

宮城縣第一回年報載錄ある左に。

宮城縣第一回年報。教育の概要。明治五年學制頒布せられしより、翌年二月に至り、全管を三中學區二百三十小學區とし、一小學區に一の小學校を置く、當時教員其人に乏しく纔に普通學の端緒を開きしのみ。而して仙臺は第七大學區の本部なるを以て、同年八月官立師範學校を設け、專ら小學教育を陶冶するの途に從事せり。爾來普通學の方針稍進み教員其數を增すを以て、九年四月全管を四中學區五百二小學區とし一小學區に一小學校を置き、山間僻落治からしめんとし、已に三百五十三校を開設するに至れり。同年大學區廢せらるゝに迫ひ、官立師範學校は縣廳之を受繼ぎ、傳習所を併せて仙臺師範學校と改稱し、曩に設置されし官立英語學校も亦此際縣立と爲る、其影響民心に關するもの少なからず、爲めに學步蹐

の景況あるを見る。十一年仙臺師範學校を宮城師範學校、仙臺英語學校を宮城中學校と改稱し、管內小學をも併せて學規教則等、其適否の如何を視察し、之れが更正釐革を加へ、將に大に擴張するあらんとす。幾ばくもなくして、教育會の發布あり、學步復躊躇の態を現はせしが、十二年教育令改正あり、隨て本縣更に學事條例を編制し、十三年十二月二日二百九十五小學區、四百三十校とし、管內學事の針路始て定る。爾來逐年就學多く隨て學資增額以て今日の景況を致せり。是れ管下教育事項の概略とす。

第二節　制令一斑

第一項　教員

一、配置

學制發布の當時、宮城縣令鹽谷良翰命を各區在任の區長に傳へて、教員志望者より履歷書を進達せしめ、學區取締之を詮衡して後ち「假教師」の辭令を交付す。當時多くは手習道場又は寺小屋の私塾を開き兒童を教養する、所謂る師匠より撰任したるがために、開校當時の就學生徒の多寡に按分して配置しがたきが如し。例へば加瀨校の生徒二百八十二名なりしも一名教師又岡田校の生徒六十五名なりしに、三名教師を配置せるは、憶ふに開校所在地若くは近傍に適任者あらざるが故なり。

二、教員名稱の變遷

明治六年官立師範學校は開設しありしも、卒業期に達せず、仍りて同八年三月本縣は特に「小學師範傳習所」を開設し修業期間を定めて一百日と爲し、其の間專ら教授法を講習せしめて小學教員を養成して漸次各校に任用したり。傳習所の卒業者に、訓蒙・權訓蒙又は訓導・權訓導等の差等を定む。後ち教育令發布の翌十四年七月小學校職員名稱並准官等を定め、訓導の等級を七等に分ち准官等を十一等より十七等に分てしことありしも、小學校令の發布以來現時の如く、正教員に本科專科の別あり准教員及び代用教員の稱名を冠するに至れり。爰に學制發布以來教育令實施の初期に於ける、教育の概要を轉載し、併せて明治六年創立開校當時の小學校級數及教員數を掲げて、明治六年創立開校當時に對する古今を知るの資とせん乎。

三、古今の計數

明治十一年學制施行の晩期より、同十三年教育令發布の初期に際し、本郡各小學校及び教員と生徒、又生徒の出席に關する記錄は載せて、明治十五年宮城縣統計書に據り本郡內の校數及び教員・生徒並に百人率出席を掲げ、併せ最近の統計を擧示する左に。

公立小學の教員及生徒

	校數	教員	生徒	百人中出席
十一年	三二	一四一	三、三六八	六九、五
十二年	三四	一五九	三、二七三	六六、三
十三年	三五	一七五	三、三七三	八〇、九
十四年	三五	一九六	三、八六九	七四、一
十五年	三五	二〇一	三、九〇一	七七、一

小學校學級數及教員數　大正十一年四月現在

町村名	小學校名	學級數 尋常	學級數 高等	學級數 計	教員數 正教員 本科	教員數 正教員 專科	教員數 准教員	教員數 代用教員	教員數 計
原町	原町	一九	三	二二	一九	一	—	四	二四
鹽竈町	鹽竈	三一	四	三五	二八	三	—	五	三六

町村名	小學校名	學級數 尋常	學級數 高等	學級數 計	教員數 正教員 本科	教員數 正教員 專科	教員數 准教員	教員數 代用教員	教員數 計
七郷村	七郷	一〇	二	一二	八	二	一	四	一四
	南小泉	五	一	五	四	一	一	二	六
	荒濱	六	一	六	四	一	一	三	七
高砂村	高砂	七	三	一〇	七	一	一	三	一一
	中野	九	一	九	六	一	二	二	一〇
	岡田	六	一	六	四	一	一	三	七
多賀城村	山王	七	一	七	六	二	一	一	八
	笠神	一〇	二	一二	一〇	一	一	三	一三
七ヶ濱村	松ヶ濱	九	一	九	六	一	一	四	一〇
	亦樂	一四	三	一七	九	一	一	七	一六
浦戸付	浦戸	三	一	三	一	一	一	三	四
	石濱	二	一	二	二	一	一	一	三
松島村	松島	一一	四	一五	一	一	一	四	一六
	本松島	三	一	三	一	一	一	二	三
	手樽	二	一	二	一	一	一	二	三
	北小泉	二	一	二	一	一	一	二	三
	幡谷	三	一	三	一	一	一	二	四
利府村	利府	一四	三	一七	一三	一	二	四	一八
岩切村	岩切	一三	二	一四	一四	一	一	一	一五
七北田村	七北田	一四	三	一七	一四	一	二	二	一八
根白石村	實澤	四	一	四	二	一	一	二	五
	根白石	六	二	八	七	一	一	二	九
	福岡	五	一	五	三	一	一	二	六
大澤村	大澤	七	一	七	三	一	一	七	一一
	大倉	六	一	六	五	一	一	五	一〇
廣瀬村	廣瀬	一一	一	一一	九	二	一	五	一六
郡計	……	二三八	三一	二六九	一九八	一〇	一三	八六	三〇六

備考　大澤、大倉、廣瀬の三校は學級數に比し教員數の多數なるは同三校共分教場多く各分校共裁縫專科教員を要する事情による

第二項　兒童

一、學制

明治六年六月本郡内三十四校を創立し、男女總計三千三百九十人を就學せしむ、男女の性別及び學齡の總員を見るべき資料なしと雖も、明治九年二月就學不就學調査法設定以前なるを以て、推定するに蓋し男女を合せ學齡の半數に達せざるべし。

明治十三年教育令施行時代、同十五年の統計に徴すれば學齡百に對する就學の男は六十九人三五にして、女は僅に十五人の比例を示せり。十五年宮城縣統計書を轉記する左に。

	就學 男	就學 女	就學 計	不就學 男	不就學 女	不就學 計	計 男	計 女	計 計	學齡百對就學 男	學齡百對就學 女	學齡百對就學 計
明治一五	三、二四二	六五九	三、九〇一	一、四三三	三、七三三	五、一六六	四、六七五	四、三九三	九、〇六七	六九・三五	一五・〇〇	四三・〇二

二、小學校令

明治十九年小學校令實施の初期に至り、學齡百對男子の就學四十六人五一にして、女子の就學は男子百對二十三人弱を計上せり。宮城縣統計書により編次する左の如し。

	學齢人の總數	就學	不就學	學齢百人對就學	就學學齢人員 總數	男	女	就學々齢の男百人對の女	就學非學齢人 總數	男	女	就學非就學齢男百人對女
十九年	九、三九七	四、三七〇	五、〇二七	四六・五一	四、三七〇	三、五五三	八一七	二二・九九	一六八	一四七	二一	一四・二九
二十年	一〇、〇八一	五、五三九	四、五四二	五四・九四	五、九三九	三、九六六	一、五七三	三九・六六	八六九	五七二	二九七	五一・九二
廿一年	一〇、三四四	六、二九七	四、〇四七	六〇・八八	六、二九七	四、五五五	一、七四二	三八・二四				
廿二年	一〇、四九三	六、五九八	三、八九五	六二・八八	六、五九八	四、八三八	一、七六〇	三六・八八				
廿三年	一一、三三二	六、九二六	四、四〇六	六一・一二	六、九二六	五、〇五三	一、八七三	三七・〇七				
廿四年	一二、六〇七	六、六八四	五、九二三	三五・〇二	六、六八四	四、八二二	一、八六二	三八・六一				
廿五年	一三、〇二二	八、四〇〇	四、六二二	六四・五〇	八、四〇〇	五、七〇七	二、六九三	四七・一八				

明治三十一年就學奬勵規定を發布して、學齢兒童の就學を督勵す。學務委員・區長及代理者並に學事擔任の町村吏員の恪勤事に當りて激勵するの効果に依ると雖も、一面より觀察すれば、往時の學齢兒童は現代の父兄たり。大正十年郡統計及び同十一年各町村學校を詳別する左の如し。

學齢兒童　大正十一年四月十五日現在

町村名、	小學校名	學齢兒童 男	女	計	就學兒童 男	女	計	不就學兒童 男	女	計
原町	原町	八七五	七六四	一、六三九	八七五	七六三	一、六三八	一	一	一
鹽竈町	鹽竈	一、二一〇	一、一九四	二、四〇四	一、二〇四	一、一八三	二、三八七	三	四	七
七郷村	七郷	四〇六	三七七	七八三	四〇六	三七七	七八三	一	一	一
	南泉	二〇四	二〇九	四一三	二〇四	二〇九	四一三	一	一	一
	荒小濱	二二七	一九六	四二三	二二五	一九六	四二一	二	一	二
高砂村	高砂	二七八	二五七	五三五	二七八	二五六	五三四	一	一	一
	中野	三〇二	三〇六	六〇八	三〇二	三〇三	六〇五	一	三	三
	岡田	一四二	一八七	三二九	一四二	一八七	三二九	一	一	一
多賀城村	山王	二三七	二二〇	四五七	二三七	二一七	四五四	一	三	三
	笠神	三〇六	三一七	六二三	三〇五	三一七	六二二	一	一	一
七ヶ濱村	松ヶ濱	三五四	二九四	六四八	三五三	二九三	六四六	一	一	二
	亦樂	四〇〇	三六八	七六七	三九七	三六五	七六二	三	二	五
浦戸村	浦戸	一〇一	一〇一	二〇二	一〇一	一〇一	二〇二	一	一	一
	石濱	六八	五七	一二五	六八	五七	一二五	一	一	一
松島村	松島	四一六	四四七	八六三	四一六	四四七	八六三	一	一	一
	本松島	一一〇	一二一	二三一	一一〇	一二一	二三一	一	一	一
	手樽	七二	五八	一三〇	七二	五八	一三〇	一	一	一
	北小泉	一〇三	八一	一八四	一〇三	八一	一八四	一	一	一
	幡谷	九八	一一一	二〇九	九八	一一一	二〇九	一	一	一
利府村	利府	五四〇	四五五	九九五	五三八	四五四	九九二	二	一	三
岩切村	岩切	四三二	三七一	八〇三	四三二	三七一	八〇三	一	一	一
七北田村	七北田	五三〇	五三三	一、〇六三	五二六	五三一	一、〇五七	四	二	六
根白石村	實澤	一四四	一二八	二七二	一四三	一二七	二七〇	一	一	二
	根白石	二〇一	一七四	三七五	一九九	一七二	三七一	二	二	四
	福岡	一六八	一六五	三三三	一六八	一六三	三三一	一	二	二
大澤村	大澤	二三二	二〇八	四四〇	二三〇	二〇八	四三八	二	一	二
	大倉	一五四	一六九	三二三	一五四	一六八	三二二	一	一	一
廣瀬村	廣瀬	三六五	三八五	七五〇	三六五	三八五	七五〇	一	一	一
郡計	……	八、六七五	八、二五二	一六、九二七	八、六五一	八、二二一	一六、八七二	二四	三一	五五
大正十年	……	八、四〇三	八、〇五五	一六、四五八	八、三八七	八、〇三一	一六、四一八	一六	二四	四〇

第三項教育費

一、學制施行時代

明治五年學制を頒布し、國庫より小學區の就學兒童一人に對し金九厘、即一萬人對九十圓の金額補助を交付して、小學區の維持費に充用す。然るに規定の事項大率ね創始に屬し、細大の事項を一括して劃一に歸せしむるが故に、各地各樣の民情民力に適應せざるも亦甚だ少なからず、頗る世議を惹き起し遂に一大改正の已むべからざるに至れり。

同十二年教育會を發布し、教規及び費用の施設に專ら町村に一任し、學制當局者はたゝ其の大綱を示すに過ぎざりしが故に學事頓に廢退を呈せり。仍りて翌十三年教育を改正して土地に賦課する區町村費の制限を定めたり。學制及び教育令施行當時に於ける、本郡全校の教育費を掲ぐる下記の如し。

公立小學費の出入

	入金	出金	一校の平金 入金	一校の平金 出金
十一年	八、一〇〇	七、八八六	二五三	二四六
十三年	一一、八五一	一〇、五九七	三三九	三〇三
十五年	一五、七七五	一三、六六五	四五一	三九〇

	入金	出金	一校の平均 入金	一校の平均 出金
十二年	八、〇三九	七、一〇八	二三六	二〇九
十四年	一四、三二一	一二、八七八	四〇九	三六八

二、校令施行時代

明治十九年小學校令を制定し、主ら區町村費の減少を旨とし、勉めて小學校の保續維持を圖るの急に出て、授業料に資らしむ。本縣學事當局は授業料徴收の件を公布す。左に。

甲第二號　明治十九年一月十八日

自今町村小學校に於て、生徒一名に付一ヶ月金三錢以上拾五錢以下の授業料徴收す。

右布達候事。

町村制實施以前本郡に於ける、教育費目の收入支出の額左の如し。

公立小學校費の收入

越高	協議集金	寄附	授業料	地方税	積立利子	雜收入	計
一、五四四	一三、九二六	一〇四	一四七五	一五二一		二〇四	一五、七七五

公立小學校費の支出

教員給料	學務委員	其他	借地借家	書籍器具	薪炭油	營繕	雜費	計
九、一五七	四七四	二八一	一〇五	九八七	五〇〇	六三八	六五二	一三、七九四

明治二十二年地方事務報告。教育。本年間教育の事務は、百事前年の緒を繼ぎ務めて干渉の弊を避け、時に或は監督奬勵を加へて以て之れが普及發達を促がしたり。就中區町村立小學校の如きは、本年四月市町村制實施と共に市町村自治の精神に基き、以て將來施治の方針を定め大に之れが更革を行ひたり。抑も本縣に於ては、從來一區郡を三學區乃至四五學區に分劃し、一擧區内に少くも一の高等小學校を設置し、郡區長をして之を管理せしめたりと雖も、市町村制實施の際、從來の町村を分合して其區域名稱を定めたるがため、小學區域も亦隨て變更を要するもの尠からざるのみならず、本制實施の上は、市町村立小學校は自ら其市町村の營造物に屬するの感なきにあらず、故に此際苟も小學校令に牴觸せざる限りは、可成的市町村の自治に任じ、市町村教育の振否は市町村自ら其責に任ずるの慣行を養成せしめんと欲し、本年一月以來專ら之れが計畫に着手し、同三月縣令第十四號第十五號を以て市町村立小學校設置變更廢止規則、同小學校資産管理規則を更定し、尋て同四月縣令第十六號を以て、小學校經費收支規則を制定し、小學校設置區域は總て市町村の區域に依らしめ、其管理は市町村長をして之れに任ぜしめ、其經費は授業料を以て之れに充つるの外は、總て一市町村の負擔する所となしたり。且學校等科の如きは各市町村の資力を計りて、更に適當の等科に改めたるものも亦少なからざりき。如此市町村學事上に向て非常の更革を行ひたるに依り或は一時教育上の退歩を見るの虞なきにあらざりしも施行の結果は幸に豫想の外に出で、啻に從前に異ならざる狀況を呈出したるのみならず、各市町村互に競爭して完全なる學校を設置せんと欲し、生徒の員數如何に關せず、巨額の市町村費を支出して、尋常小學を更め高等小學校となさんとするものあるに至れり

義務教育費交付金、義務教育費國庫負擔法第三條による、大正十五年度交付金、町村別交付額大正十五年正月二十五日決定、五・八・十一月明年二月に分けて交付

（單位錢）

原町	五、八三七・九二	七郷村	六、一六三・五七	高砂村	六、〇七四・九一
七夕濱村	五、六四八・三一	浦戸村	一、四三一・七七	松島村	六、七九六・〇〇
利府村	三、九〇六・七七	鹽竈町	九、九六六・九三	多賀城村	四、〇九一・六〇
岩切村	三、一四八・二四	七北田村	四、一八五・四九	大澤村	三、四〇三・〇六
根白石村	四、一八五・四九	廣瀨村	二、九〇九・九三	合計	六八、一三〇・八七

第三節 小學校

第一項 尋常高等小學校

【原町尋常高等小學校】 位置、原町苦竹、地質、砂利交粘土。地形、略梯形。構造、和洋平屋及二階建、水質、車井戸良。校地面積約二四八九坪。校舍面積六四六坪。通學區域、南目●苦竹●小田原。基本財産、有價證券四〇〇圓、田五丁三反六畝五歩、畑二反三畝二十七歩、其他八反三畝四歩。植樹八〇〇本。積立金一〇、六五六、六八六圓。

【御眞影及詔勅】 明治二十三年六月二十三日明治天皇。昭憲皇太后御影。同二十三年十一月九日敎育勅語。同四十一年十月三十一日戊申詔書を拜戴し、舊校舍階上に奉安室を新置す。

【歷任校長】 伊藤寛平（明治六、四、一。小野清敬（同八、一一）。男澤抱一（同九、三）。眞山元（同一一、一〇）。眞山孫三郎（同一二、二）。黑須八十治（同一五、四代理）。木村久馬（同一六、一）。戸板一郎（同一七、五）。櫻井光華（同一八、一〇）。氏家興右衛門（同一九、一一）。成田丹宮（同二、九、三）。富田珍平（同三三、七）。赤井久彌（同四二、一〇）。當場柔壽郎（大正四、四）。佐藤浩（同五、一）。富岡喜代治（同九、七）。現

【歷任學務委員】 富岡甚太夫●岩井庄吉●庄司惣松●庄司惣七●木村匡輔●鈴木利助●田村榮●庄司學藏●木皿松右衛門●菊地幸三郎●庄司直助●渡邊榮助●山形富之助●佐々木德之助●柴田勇助●武田眞太郎●渡邊榮助（重）●庄司直助（重）●七浦理兵衛●吉田二郎●武田銳丸●庄司直助（重）●鳥山文善●吉田二郎（重）。學校醫 七浦理兵衛。

【沿革】 明治六年四月創立、原町南目舊奉行所を假敎室に充て、南目小學校と稱す。同拾二年南目村今の役場の地に移轉、酒造庫を改築して校舍となし原町小學校と改稱す。同拾五年七月原町高等尋常小學校と改む。初等中等高等の三科を置く。同拾九年十月原町尋常小學校と改め、更に二十年四月原町高等尋常小學校と改む。二十一年一月現今の地に改築移轉し、二十四年小田原分敎場を廢止す。同三十四年新校舍を增築し、四十三年十月新校舍の東に接續の畠地を購入して校地とす、同四十四年二月二敎室を增築し大正三年五月十五日運動場中央の宿直室及湯欲場を現在の場所に移轉、同四年十二月二十八日東部地前庭地均を了し、同六年九月舊校舍の後地に、新校舍六敎室を增築す。

【鹽竈尋常高等小學校】 位置、字町。地質、表土粘土。地形、矩形。校地面積、四九二四●九坪。校舍面積、一〇六四五坪。構造、木造平屋（六棟）二階建（二棟）。水質、水道良。通學區、鹽竈町。基本財產。土地三町七反七畝七歩●植樹五八六〇〇本、現金四〇三〇圓、有價證券二三五圓、積立金四二圓。

【奉安所及詔勅】 數地內特設。明治四十年十一月三十一日戊申詔書、大正四年十月二十七日御眞影拜戴。

【歷任校長】 藤塚知定（明治六、六）。橋本清賢（同八、七）。小々高弘（同一七、一〇）。鈴木慶吉（同一二、一〇）。田邊希臣（同一〇、三）。鈴木慶吉（同一二、一〇）。小々高弘（同一七、一〇）。鈴木敬太郎（同二六、二）。富塚雄治（大正七、七）。石川一壽（同一五、六現）

【學務委員】 丹野六右衛門（明三二、一〇、二八）。海老藤藏（同三四、三、一三）。荻原平三郎（同上）。菊地瀧太郎（同上）。淺野八三郎（同三五、三、二一）。菊地平吉（同三六、四、一）。鈴木忠助（同三九、四、一）。佐々木敬太郎（同上）。大竹國司（同三九、四、一）。今野思七（同上）。齋藤彌一（同四二、四、一〇）。阿部源吉（同三七、四、一）。富塚雄治（大正七、八、一三）。添田武（同八、一二六）。遊佐壽助（同一〇、四、二九）。丹野良知（同上）。鈴木庄治郎（同上）。佐藤玉吉（同上）。石川一壽（同一四、六、二四）。學校醫 氏家時介●齋藤彌市●山本文次郎。

【沿革】 明治六年六月創立、藩制時代、代官所の建物を校舍と爲し稱して鹽竈小學と曰ふ。同十七年九月學事條例の更正により、高等小學校に指定せられ、翌十八年三月更に中等小學校に指定せらる。同二十年一月高等尋常簡易並置の小學校に指定せらる。同二十一年一月高等●中等簡易併置し、二十一年三月官に乞ひ之を止め高等尋常二科並置なる此月寒風澤●石濱●野々島●桂島等の學校は渾て本校の分敎場に屬せるを以て、同

り。二十一年六月本町字吉井にも分教場の設置ありしが、時勢の推移と共に一は廃止に帰せり。爾来本町の教育事業は世の進運と共に着々と進歩し来り、就学児童の数大に増加し、従来の校舎は漸く狭隘を告ぐるに至り、同二十七年校舎一棟を増築し更らに一校地を選ぶ独立の部落小学校を設立するの計画なしとなした其筋に出願し許可を得たり、然るに翌三十四年二月二十六日二棟の校舎屋根瓦の調に漏り烏有に帰せり。去れば局面一転前きに計画せし尋常校舎を拡張建築するの議を立てゝ許可を受け、同三十五、六の二年間に校舎三棟を新築せり。此歳四月幼年児童就学の便を図り本町吉井区に臨濫小学校に隷属せる出張所を設け、尋常二学年以下の児童を収容したり、又家事の事情の為成規の時間に通学し能はざる生長児童、凡そ二十名を一組となし放課後に於て特別教授をも行へり。本施設は多少の効果なきにあらざるも、缺席者多く且一般の状勢上該教授の如き特設し置くの必要なきを認め開設三ヶ年の後之を廃せり。然るに三十七年は干吉未曾有の大時局に際し経済節減の為、二部教授を設くるに至る、因て尋常二年各二学級に教員一人づゝを配置し、之を甲乙二部さし午前午後に分ちて教授をなし、其成績頗て不可なからざりしも、地方民の切なる希望により同年十一月度に之を廃し、通常の如く一部教授に復せり。此歳四月十日校内に商業科を設け、高等三、四年男児童の必修科さして教授す之を同校に於ける実業的教育施設の濫觴とす。同四十二年二月更に増築し又四十三年二階造りの講堂・事務室・教員住宅を郷六分教場に建つ、同七年一学級を本校に、同八年上愛手に又九年郷六の二分教場に増設す。同十二年四月一日高等科を併置し、廣瀬尋常高等小学校と称す。

【大澤尋常小學校】位置、大澤村芽澤字長坂一八、地質、粘土。地形不正四角形。校地面積、三一七坪。校舎建坪二七八・五。構造、平屋造。水質、車井戸適。通學區、芽澤・大倉。基本財産、現金四八五五圓、有價證券二九五圓、土地三二五坪。（外省略）

【奏安所】事務室。御眞影、明治二十七年三月九日及び大正六年十月十五日。教育勅語。明治二十三年十一月十九日、戊申詔書、明治四十二年十月三十一日拝戴。

【歴任校長】濱谷伊太郎（明治三九、六、二〇。太田德治郎、大正一、一、二〇。藤原良吉（大正一四、三、七現）

【學務委員】佐藤半吉（明治二八、五、一〇。奥山盛之助（大正九、二、二五。早坂幸太郎（同上）。佐藤巽吉（同上）。佐藤甚左エ門（同一三、二、一八。大竹長作（同年同月二五。庄子治四郎（同年同月二八）

校醫。

【奏安所】校内。御眞影大正六年十月十五日、教育勅語同二十三年十一月九日、戊申詔書同四十年十月十三日。

【歴任校長】草刈庫八（明治八。）志賀時郷（明治一七。）成田幕治（同一八、八。）三浦武知（同二〇。相澤德左エ門（同二〇。田邊善臣（同二二、七。）成田幕治（同二三、九。）不破壕左エ門（同二五。）緒野二郎（同三三、一二。）櫻井長次（同三四、八。）佐藤廣志・藤原良吉・高橋富藏・佐藤貞治（現）

【學務委員】加藤忠三郎・槻田清三郎・片桐久太郎・石垣彦四郎・菅井雀斎・庄子久右エ門・庄子伴名藏・佐藤朝治・菅原新三郎・日野傳之助。　校醫

【沿革】明治六年八月創設民屋を校舎とし第七大區第二中學區十番愛手小學校と称し、上愛手に置き上等下等の小學科とし、上愛手・下愛手兩村の兒童を就學せしめ、小野儀次郎教師なり。同十五年校則の改正より初等中等科を置く、同十八年八月校舎一棟を増築す、同十九年校則を改正し同二十一年一月尋常科を置き、三月郷六・上愛手。作並の三簡易小學を廃して本校の分教場に改む、同二十五年四月尋常科を置き八月唱歌・圖畫・裁縫科を加設す。同三十三年四月分教場を熊ヶ根に設置し、本校及び郷六・上愛手作並の各校舎を改築し、同四十一年四月六學年延長のため一學級を編制し十一月手工科を加設し二教室を増築し、同四十三年九月教員住宅を郷六分教場に設置す。大正元年一教室を上愛手分教場に増築し、同二年熊ヶ根校舎を改築し、同四年教員住宅を熊ヶ根分教場に建つ、同七年一學級を本校に、同八年上愛手に又九年郷六の二分教場に増設す。同十二年四月一日高等科を併置し、廣瀬尋常高等小學校と称す。

【大澤尋常小學校】位置、大澤村芽澤字長坂一八、地質、粘土。地形不正四角形。校地面積、三一七坪。校舎建坪二七八・五。構造、平屋造。水質、車井戸適。通學區、芽澤・大倉。基本財産、現金四八五五圓、有價證券二九五圓、土地三二五坪。（外省略）

【奏安所】事務室。御眞影、明治二十七年三月九日及び大正六年十月十五日。教育勅語。明治二十三年十一月十九日、戊申詔書、明治四十二年十月三十一日拝戴。

【歴任校長】濱谷伊太郎（明治三九、六、二〇。太田德治郎、大正一、一、二〇。藤原良吉（大正一四、三、七現）

【學務委員】佐藤半吉（明治二八、五、一〇。奥山盛之助（大正九、二、二五。早坂幸太郎（同上）。佐藤巽吉（同上）。佐藤甚左エ門（同一三、二、一八。大竹長作（同年同月二五。庄子治四郎（同年同月二八）

校醫。

【奏安所】校内。御眞影大正六年十月十五日、教育勅語同二十三年十一月九日、戊申詔書同四十年十月十三日。

【廣瀬尋常高等小學校】位置、廣瀬村上愛子、地質、輕鬆土。地形、長方形。校地面積、三五一七・七九。校舎建坪四三九・〇〇〇。構造、平屋造。水質、井戸適。通學區域、郷六・上愛子・下愛子・熊ヶ根。作並。基本財産、積立金四三七〇一〇圓。

【沿革】明治六年四月高梨縣典事西川誰某村に來り、小學校設立の事を以てす。是に於て戸長佐藤吉之助・大縄安藏・佐藏貞吉等卒先村民と謀り、下區長泉寺を以て校舍に充て、第七大學區第二中學區十九番學澤小學校と稱し、同年六月三十日開校、石井田覺藥・佐藤貞吉・宮崎秀康・石井田三九郎・奥山多藏・菅原俊秀・東海林利藏・早坂幸太郎・奥山仲兵衛等卒先村民一同と協議し、永村菊地源一教師となり、手澤村全部の生徒を教育す。是れ芳澤小學校なり。七年十一月川前學赤坂に分校を設け、十四年六月社寺上區下區の中間、今の中區なる字長坂園に校地を移し、宇朔神園に校地を移し、本村上區（今の中區字朔神園の舊道場を以て學校に充つる事を得ず。ふ縣令あるに際し、芳澤小學校と改正せられ、十八年五月より前分校初等小學校となる、十九年三月ざるなす。十七年八月學區編成、七北田學區芳澤中等小學校と改正せられ、十八年五月より前分校初等小學校となる、十九年三月

【學務委員】鈴木治・菅澤貞次郎（同上）・庄司勝右エ門（同上）・早坂今朝之丞（同上）・小松米藏（同一五、二〇、二八）

【學區取締】佐藤成榮（同二〇、二月）・遠藤多利之丞（同二、九）・橋本三郎（同二二、二三、二四）・關原五郎（同二四、四）・田中鐐吉（大正四、三）・藏原良造（同一二、四）・熊谷甲午郎（同一四、三月現）

【學區取締】鈴木治・菅澤貞次郎（同上）・庄司勝右エ門（同上）・早坂今朝之丞（同一、一〇）・小松米藏（同一五、二〇、二八）

【學務委員】鈴木治・菅澤貞次郎（明治六、七）・庄司勝右エ門（同一三、一五、二〇）・早坂源左エ門（同一三、一五、二〇）・小松米藏（同一五、二〇、二八）

【沿革】明治六年七月一日創立。大倉日向助彌關庫孝の發起にて、大倉三十余名なりき。九年三月下大倉に分校を設け、十七年大倉中等學校となり、二十年四月大倉尋常小學校と稱し、更に切拂に四百七十七坪の敷地を定め、總七間半總二間の二教室を建て大倉分教場に充て、三十一年四月大倉尋常小學校となり、三十二年四月二日高等科を併置し、同十四年九月學區内の有志者一教室を增築せり。

【根白石尋常高等小學校】位置、根白石村根白石堂の澤一乃至十番。地質、砂土。地形、方形。校地面積、一二二四坪校舍建坪、三〇三坪。構造、平屋。水質、適。通學區域、根白石・西田中。基本財産、現金七二圓、田畑七三三歩其他一三二〇一歩、立樹四五〇〇本、積立金一五〇圓。

【泰安堂】職員筆生面部。御眞影明治二十七年三月二十八日、敎育勅語同二十三年十一月九日、戊申詔書同四十一年十月三十一日、

【歷任校長】大田豐吉（明治一七、一〇）・宮崎泰藏（同一三、一四、六）・千葉正次郎（同三七、四四）・馬場直正（同三八、九、二三）・安藤祐（大正一一、一二、二〇）・佐藤庶忠（同一五、三、三現）

【歷任學務委員】鷲尾孫右エ門（明治九）・太田乘敬（同一二、一〇）・菅野直道（同一三）・伊藤謙藏（同一四、六）・熊谷七四郎（同一五、三）・鷲尾貞藏（同三〇、四、一二）・庄司泰七（同三三、四、一二）・鎗田傳吉（同四四）・鷲尾貞藏（同四四）・伊東清兵衛（同四四）・倉片岱治（大正四、四）・大岡成房（同上）・赤間幸治（同上）・倉片岱治（同八、四、一八）・大岡成房（同上）・赤間幸治（同上）・早坂今朝治（同二二、四、一八）・大岡成房（同上）・赤間幸治（同上）・鎗田治七（同上現任）・學校醫・高橋金次郎。

【沿革】明治五年七月募七大區第二中學區根白石十七番小學校を稱し、宏壯院を校舍とす。同十二年同寺廢せられたるを以て本吟地に幾棟校舍を新築す。同二十四年洪興寺境内に地を相し校舍を新築、同三十四年四月秋蝕なるを以て現時の場所即ち堂の澤園に校舍を移し、同時に高等科併置認可竪年開校す。同三十六年十二月總二十四間續五間の校舍を新築す。

【七北田尋常高等小學校】 位置、七北田村七北田字東裏。地質、粘土。地形、長方形。校地面積、三二六一坪。校舍建坪、一五二坪二。構造、木羽葺木造平家。水質、吸上ポンプ適。通學區域、七北田・上谷刈・市名坂・松森・八乙女・野村・大澤・荒巻。基本財産、現金一二一、〇二〇圓、有價證券七〇圓、田畑二一八二六歩、山林一七一三〇一歩、植樹一九六四〇〇本、積立金一一二七圓。

奉安所。大正九年十一月建築。工費一千四百六十圓。御眞影大正四年十月廿七日、教育勅語明治廿三年十一月九日、戊申詔書同四十一年十一月九日拜戴。

【歷任校長】 栗野三內・戸板俊廣、二人同資格同俸給。(明治六、八假教師)梅森確乎。(同七、一二等權訓導)戸板俊縮。(同一一、一二、三等訓導)三浦武知。(同一二、七)佐々木敬太郎。(同一七、一〇)成田文太夫。(同一九、一二)安久津成清。(同二〇、四)藤田彬郎。(同二一、三)宮崎榮藏。(同二四、七)岡牟之亟。(同三三、二)守屋達成。(同三四、六)佐藤浩。(同三八、三)松浦榮三郎。(同四一、一一)

佐藤兵藏。(大正一二、三)山崎忠右工門。(同一三、一二)

【歷任學務委員】 錦戸景訓(明治二五、六)。松田官藏(同)。遠藤永次郎(同)。山田清十郎(同)。宮崎榮藏(同)。須田元九郎(同二八、五)。守屋成憲(同二八、七)。岡實一郎(同二九、一一)。岡牟之亟(同三三、四)。庄司德右工門(同三三、六)。守屋達成(同三四、七)。萱場稻藏(同三四、七)。佐藤浩(同三八、三)。若生直治(同三八、一〇現任)。小野清之亟(同一一、六現任)。松浦榮三郎(同四一、一一)。山田清治(大正三、三)。岡勇次郎(同六、七)。上山貞亮(同一一、六現任)。佐藤兵藏(同一二、三)。山崎忠右工門(同一三、一二現任)

【沿革】 明治六年八月二十七日市名坂善正寺に小學校を創設して第七大區第一中學區第十四番第十五番合併小學區にして、善正寺を假校舍とし、市名坂小學校と稱せり。明治七年十月七北田町六十六番地一反六畝十九歩を數地に充て校舍二棟を新築し、七北田小學校と稱を改む。その數地を擴張すること二回、校舍を增築すること四回なり。初め學級を編成するに足る兒童を有せず。同七年八月下等小學科數組。同十年六月略科に改む。同十二年二月初等科中學科の二科に改む。同十七年八月高等科を加ふ。同十九年二月尋常科に改む。同二十年四月高等科を加ふ。同二十二年七月再び尋常科に改む。同二十五年七月修業年限三ヶ年の高等科を加ふ。同二十九年九月高等四年を加ふ。同四十一年四月現今の制度に改む。四十二年九月一日新築校舍成るを以て移轉せり。上谷刈小學校ありしが同三十一年四月又同二十九年六月野村分教場となす。大正二年三月三十一日荒巻分教場を新設せるを以て四月八日に閉校せり。大正十三年度工費金二萬一千四百圓を以て二階建、六教室を增築橫五間縱十七間。

【七郷尋常高等小學校】 位置、七郷村荒井堀添七六、地質、砂粘土。地形、方形。校地面積一八六九・二五。校舍建坪三一六、二五。構造、平屋四字形。水質、堀拔井普通。通學區域、蒲町・伊在・六丁目・荒井・霞目・長喜城・基本財產、現金七一二〇圓余、田畑二三二二五歩。

【奉安所】 建設。御眞影天皇陛下大正四年十月二十七日、皇后陛下同五年十月二十七日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十一月九日拜戴。

【歷任校長】 萱場利兵衛(明治九、一二)。萱場利兵衛(同一一、一二)。遠藤文內(不詳)。米谷豐吉(同二四、一二)。阿部長三郎(同二七、四)。守屋達成(同二八、一二)。草刈友四郎(不詳)。杉沼榮治郎(大正一一、四現)。

【學務委員】 庄子信治・堀江萬四郎。

【學校醫】 山田貞齋。

【沿革】 明治六年七月創立第七大區第一中學區小九區荒井小學校と稱し、荒井村不動尊境內法性寺に置く。同十三年一月公立荒井小學校と稱す。同十四年八月校舍新築の落成式を行ふ。同十七年八月に至り中等科を設け翌年十二月校舍を新築せり今の舊校舍是なり十九年十二月に至り高等科を併置し廿二年六月南小泉荒濱二分校を置かる。二十五年九月に至り此兩校は獨立して本校は七郷尋常高等小學校と改稱せらる。三十七年七月高等科に農業を四十一年三月尋常科に手工科を加設せらる。四十四年一月より七郷農業補習學校開設せられ小學校卒業者の補習機關となれり。農閑約三ヶ月間季節教育を行ふ。

【高砂尋常高等小學校】 位置、高砂村田子長澤五二。地質、砂質粘土。地形、長方形。校地面積八一八坪、校舍建坪、二三一、五坪。構造、木造平屋。水質、井戸適。通學區域、尋常科田子高等科全村。基本財產、現金二二一六二圓餘、有價證券五〇圓、田畑八一三歩、其他十八町五反六畝二十四歩。及六畝二十四歩。

【奉安所】奉安室。御眞影、明治天皇明治二十七年三月九日、大正天皇大正四年十月二十七日、敎育勅語明治二十三年十一月九日、戊申詔書同四十一年十月三十一日。

【歷任校長】阿部厚吉(明治一六、三)。小野金藏(同一八、七)。阿部源之助(大正三、四、一)。氏家丑次郎(同七、七、一二)。渡邊喜惣治(同一〇、二、二八)。牛澤今朝治(同一一、六、二五)。小畑龜吉(同一四、三、七)。高橋富藏(同一五、四、二一現)

【學務委員】佐藤松三郎・淺野多利藏・菅野太左工門・遠藤秀吉・高橋清左工門・鈴木長三郎・高橋富藏・生駒直・武澤喬。

【學校醫】小原保平。

【沿革】明治六年七月の創始にして、田子村雲洞院の建造物を假用して敎室に充つ、爾後幾多の變遷を經て、同十九年十一月田子尋常小學校と稱し、同三十四年八月二十日修業年限二ヶ年の高等科を併置し、田子尋常小學校と稱し、同四十二年四月十三日高砂尋常高等小學校と改稱す。大正三年四月一日高砂村立中野・岡田の尋常小學校を併合して分敎場となし、一村一校の制を布きしも、同六年四月一日以後二ヶの分敎場を復活して一村三校に改む。同九年四月高等科に一學級を增設し、學級數尋常科に六、高等科三學級式は高一、二女に一あるのみ。(大正九年五月一日一覽表)

【亦樂尋常高等小學校】位置、七ヶ濱村代ヶ崎細田五四。地質、粘土。地形、正方形。校地面積一九一八坪。校舍建坪、二六三坪。構造、瓦葺平屋。水質、車井軟水。通學區域、東宮・代ヶ崎・吉田・花淵・菖蒲田・松ヶ濱・湊。基本財產、現金二四三九八圓、有價證券二〇〇圓、田畑二町四反、其他一四二町五一一五步。

【奉安所】校長室の上部。御眞影大正五年十月二十七日、敎育勅語明治二十三年十一月九日、戊申詔書同四十一年十月三十一日拜戴

【歷任校長】小野清敬(明治一八、二五再)。館脇豐(同二三、七)。柴原豐吉(同三三)。渡邊善十郎(同四五。阿部陽之助(大正二、九、一一)。眞籠良三郎(同一一、一一、二〇。菅原新太郎(同一四、三、三一現)

【學務委員】佐藤長右衛門・鈴木清次郎。

【學校醫】坂定義。

【沿革】當校は明治十八年の創立にして同二十三年七月七ヶ濱尋常小學校と稱す、同二十五年七月代ヶ崎尋常小學校と指定せらる。同三十三年東宮・花淵に出張所を設置し同四十二年八學級に編制す、當時村長伊丹榮三郎高等科加設の必要を認め滿場一致の議決により大正三年四月一學級の高等科を併置し亦樂尋常小學校に改稱し、同四年二學級に編制し、同六年四月尋常科を十學級とし、同八年十一學級と爲す。

本校舍は背後に松林を負ひ前面君ヶ岡を見越して澎湃を望み、北俯瞰して松洲の景を味ふべし。仰いで彩雲を眺め、四時朝夕時々刻々移り行く天然の美は求めずして奢美の念を與ふ。

【笠神尋常高等小學校】位置、多賀城村笠神字山崎。地質、粘土。地形、方形。校地面積、三一九七坪。校舍建坪、三〇四、七五。構造、平屋。水質良。通學區域、笠神・大代・八幡・留谷・東田中・高崎・下馬。基本財產、現金六四二九圓、土地其他一五〇〇圓、植樹四五〇本。

【奉安所】校內奉安室南校舍中央。御眞影、大正四年十月二十七日、敎育勅語、明治二十三年十一月二十日、戊申詔書、同四十一年十月三十日。

【歷任校長】大宮恕(明治六)。鳴原善行(同九)。三浦武知(同一一)。小野金藏(同一六)。今野信哉(同一八)。遠藤喜代治(同二〇)。佐野義德(同二一)。高橋由藏(同二二)。郡山勇治(同二六)。木村定之助(同三〇)。曾我宰治(同三一)。佐藤久治郎(同三三)。中川鐵三郎(同三五)。山內養三郎(同三六)。丹野良知(同四一)。白石慶治(大正四)。小山元之進(同九)。山本敏郎(同一四現)

【歷任學務委員】庄子深藏(不詳)。天童賴永(明治三三、一二、一二)。宮澤鄕治(同四〇、九、一一)。小野善右衛門(同四一、八、三〇)。志賀庸治(同四四、一〇、一一)。本鄕宗藏(大正四、一〇、九)。菊池市之進(明治四〇、一〇、一〇再)。菅野左市(大正八、一〇、二九。伊藤清左衛門(同一二、一一、二三)。小野清吉(同上)。

【學校醫】坂定義。

【沿革】明治六年七月創立笠神村西圓寺の一部を校舍に充つ、一學區三十五番笠神天眞小學校と稱す。十二年五月一日民舍を購入して之に移る。同十八年九月學區の變更に依り八幡小學校を合併して笠神中等小學校と改稱し、同十九年九月尋常科の制に改む。此の時校舍新築の議あり、位置の撰定より爭議起りて當局者腐心すること前後五ヶ年に亘る、同二十三年高橋由藏(鐵牛)來任折衝事に當りて議漸く決せり、現在の敷地是なり、二十四年十一月一日現校舍新築工事竣りて之に移り三十四年九月十三日修業年限四年の

に農業を加設す。同四十一年四月改正小學校令に據り現今の制となせり。

【岩切尋常高等小學校】　位置、岩切岩切字今市。地質、砂質砂土。地形、長方形。校地面積、四六四七坪。校舍建坪六七一坪、構造。瓦葺平屋造。水質、濾過稍適。通學區域、全村。基本財産、現金二二二六四圓餘、有價證券、一六六二〇圓、積立金一二二六圓。

【奉安所】　奉安庫、昭和二年四月鐵筋コンクリート造新設。御眞影、大正四年十月二十七日、敎育勅語、明治三十二年十二月十九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日。

【歷任校長】　那波廣之(明治六、七)。中村陽平(同八、四)。中村祥三(同六)。高木遵(同一一)。佐藤成崇(同九、八)。加川省吾(同一〇、一)。舟橋一郎(同七)。成田常治(同一一、六)。安久津成清(同一六、一)。野村德(同一七、三)。阿部厚治(同一八、四)。高野彪(同二〇、一)。佐藤文之進(同同四)。遠藤喜代治(同同八)。富谷直吉(同二一、七、一五)。伊藤信治(同二五、五、六)。伊藤喜作(同二八、七、一五)。小幡治郎左衛門(同三七、四、二九)。渡邊藤治郎(同四〇、九、一七)。阿部小十郎(大正二、一二、一八)。石川一壽(同五、三、二四)。櫻井藏治(同八、五、四)。堀野信(同一〇、四、八)。宮原種造(同四、三、三一現)

【學務委員】　安久津成清(明治二五、六、一六)。中村祥三(同二五、九、二七)。永野勇吉(同二九、四、一八)。佐藤文之進(同二六、六、二四)佐藤信治(同同七、六)。須田亥之助(同三〇、六、二九)。伊藤貴策(同同六、五)。吉田清藏(同三九、七、七)。佐藤胖廣(同同同)。日野長之亟(大正四、一一、四)。三浦丑太郎(同七、三、一)。湯村貞壽。

【學校醫】　木村吉之助。

【沿革】　明治六年七月十日創立、東光寺を以て假校舍とし、第二中學第二十四小學區岩切小學校と稱せり。同七年二月、民家を買收して校舍を新築す、十三年校舍を增築し、同十七年三月又校舍を增築す、同十九年岩切尋常小學校と稱し、翌年岩切高等尋常小學校に改む、二十二年七月高等科及び小鵜尋常小學校を廢して小鵜分教場を置く。同四十一年四月狹隘を告げしを以て本村役場を假校舍に充てたりしも、猶校の位置大橋區八坂神社の西隣に在り、地は本岩切村の北部に偏在せるも、又木造草葺平家にして、校地校舍共に殆んど桎梏と狹隘とを告げ、兒童を三分し一は本校、二は假校舍、三は小鵜分教場に收容したるを以て、新築の已むな

高等科を併置し同四十一年四月一日小學校令改正令に依り、修業年限二ヶ年の高等科を併置す時恰も校舍狹隘なるを以て增築期間笠神區に分教室を假設し同四十四年八月增築校舍の竣工をまぐ、翌九月假分教室を閉鎖して兒童を本校に移す。

【山王尋常高等小學校】　位置、多賀城村南宮字町二八。地質、壤土。地形、長方形。校地面積、一〇八七坪。校舍建坪二二五坪五。構造平屋造一棟、二階造一棟。水質不良。通學區域、南宮・山王・新田・高橋・市川・浮島。基本財産現金二五〇六圓、土地其他一八〇〇圓、積立金三六三。

【奉安所】　校內中央部平屋造。御眞影、大正四年十月二十七日、敎育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十一日。

【歷任校長】　賀川省語(明治六、七、一三)。男澤抱一(同一四、五)。木村久馬(同一四)。矢野時友、同一六、二〇。成田丹宮、同一七、六〇。遠藤多利之亟(同二二、三)。小畑龜吉(大正一二、三、三一〇)。賀川滿壽郎(同二九、四)。佐藤浩(同三二、四)。杉沼榮治郎(同四四、三、九)。梶原弘(同一四、三、七現)

【學務委員】　阿部兵四郎・後藤銀右衛門・志賀庸治・千葉三四郎・菊池市之進・伊藤清左衛門。

【學校醫】　木村吉之助。

【沿革】　明治六年七月十三日。南宮・山王・新田・高橋の四ヶ村聯合して敷地を山王村にトし、小學校を創設し第一中學區第二十七小學區山王小學校と稱し、假に南宮村慈雲寺に間校し、十二月新校舍落成したるを以て之に移轉し、初め學級を編制するに足るべき兒童數を有せざりしが同八年九月下等小學科數組に分つ、同十二年三月第一中學區第二十八小學區より市川村を分割して本學區に入る、同十三年一月第一中學區第二十七小學區の十二字を削り單に山王小學校とし六月前期後期制に改め、同十五年四月初等中等の二科制となす、同十七年三月八幡學區より浮島村を分割して本學區に編入す。同二十年三月前十九年の改正令に基き尋常小學校に指定せられしを以て、爾後山王尋常小學校と稱す。同年十二月新築の校舍落成せしを以て之に移轉せり。是より先き兒童日々增加し從來の校舍狹隘なるを以て、十九年六月新に地を南宮の東端にトし新築す、現今の平屋是なり。二十一年五月尋常科に更に濕習科を併置し、同二十五年七月之を補習科と改稱し尋常科に圖畫・唱歌・裁縫を加設す。三十四年九月校地面積二百坪を增加して二階造りの校舍を增築し諸般の設備を全く整ふに至りて補習科を廢し修業年限四ヶ年の高等小學科を併置し、四月三十日高等科

きに至り。大正十二年四月起工同十四年六月竣工せり、依りて小鵜分教場と假校舎の兒童を合併して新校舎に移轉す。

【利府尋常高等小學校】位置、利府村利府字城内。地質、粘土。地形、短形。校地面積、三一九七坪。校舎建坪、四四三坪一。構造、木羽葺平屋造。水質、井水良。通學區域、利府・春日・森郷・神谷澤・菅谷・澤乙、赤沼・加瀬。●基本財産、現金一五八五四圓、土地六四五二圓。

【奉安所】奉安室。御眞影、大正四年十月二十七日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十一日拜戴

【歴任校長】高城遵(明治八)。●小々高強(同一〇)。志賀好富(同一二)。杉目謙三郎(同一六)。鈴木慶吉(同一七、九)。安久津成清(同八、六)。鹿股秀治(同一九、六)。添川銳之助(同二〇、四)。鈴木慶吉(同二一、一〇四)。結城基男(同二七、六)。櫻井藏治(同三〇、一一現)

【學務委員】赤間音五郎●鎌田拾五郎●渡邊運藏●鈴木重直●鎌田泰治。　學校醫。坂定義。

【沿革】明治五年七月十五日創立利府本郷圓城寺を校舎とし、第一中學區第二十六小學區利府小學校と稱す。同六年六月本郷十五番地地所及び民屋を買收し校舎となし、教室を四區に區分して生徒百八名を收容す。同七年教則改正小學科を上下二等に分ち、小別して各一級より八級に至る十六級とす。同十二年八月教則一變正略の二科となる當校は正科に依る、同十六年九月加瀬小學校を本校に併合す。同十七年高等小學校の鹽竈學區に置く、當校は鹽竈學區内利府中學小學校と稱し、本校高等科生は悉く鹽竈校に轉籍す同十八年三月菅谷小學校を併合し、九月校舎を新築高等利府小學校と稱し、九月落成式を行ふ、松平知事臨場す、於茲鹽竈小學校より高等科生を轉籍復歸す。同十九年校名を利府高等尋常小學校に改む。同二十二年七月赤沼分教場を開設す、四月高等科に、農業實習並英語を課す。同廿三年六月二十六日、天皇皇后兩陛下の御尊影を拜戴す。十二月菅谷分教場を開設す。同三十六年五月三十一日類燒の災に罹り校舎の全部烏有に歸し、即日二寺院四民屋一學堂を假教室に充て授業を開始し經費一萬金を以て校地を現場の地に卜し校舎を新築し、同三十七年九月新築校舎に移轉す。同四十四年九月十七日尋常科に手工科を加設し、十月農業補習學校通年部を附設す。

【松島尋常高等小學校】位置、松島村高城三居澤。地質、礫混の粘土。地形、不正長方形。校地面積、三〇七二坪二五校舎建坪、四八二坪二五、構造、木造平屋木羽葺。通學區域、高城・磯崎・根廻・初原・櫻渡戸。(尋常科)基本財産

現金一〇二三八圓。

【奉安所】奉安庫。(運動場の南に、明治四十四年十一月三日中村喜平太建設)。御眞影、大正四年十月二十七日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歴任校長】增田有常●猪狩一郎●野村德●佐藤好讓●杉目謙三郎●錦織玄三郎●平渡源右衛門(明治一九、二、二五)。佐々木敬太郎(同二一、一、二五)。野村豐松(同二六、二、二六)。鈴木慶吉(同二八、一〇、二九)。部山勇治(同三〇、四、一)。中川鐵三郎(同三四、五、二五)。澁谷定貞(同三五、一一、七)。萱場柔壽郎(同四〇、二、一)。眞籠良三郎(同大正四、四、三〇)鈴木小右衛門(同一一、一、二一〇)。眞籠良三郎(同一四、三、三一再任現)。

【學務委員】中村喜平太●阿部廣太●中村綱吉●大山幸治郎●菊地留之助●鈴木駒之助●千葉清右衛門。(校長略)

學校醫。相澤末吉。

【沿革】學制頒布の翌年明治六年七月の創立にして、高城小學校と稱し、松島村・磯崎村・高城本郷・根廻村・幡谷村を以て通學區域とし高城字町圖の民屋に假校舎を置き、新町に校舎を撰定す。同九年三月末通學便宜のため枝校を松島村・幡谷村に置く。同十三年學則改正に際し五十四坪の校舎を新築し、中初等小學校と稱し、同時に松島村、幡谷村の枝校を分離す。同十九年小學校令頒布の際は高城尋常小學校と稱し、同二十三年小學校令改正に際し七十四坪の校舎を増築し、松島尋常小學校と稱し、本松島・磯崎・高成・手樽・北小泉・竹谷・幡谷・根廻・初原・櫻渡戸に分教場を置く、同二十五年四月本松島・手樽・北小泉・幡谷の四分教場を分離して各尋常小學校を設置す。明治二十六年四月四十餘坪の校舎を增設し、修業年限三學年迄の高等小學校を併置し、松島尋常高等小學校と稱し、同二十八年四月より四學年迄の高等小學校に改む。同廿二年二月二日回祿の災あり、縱六間三尺横三間建の校舎一棟を存して他悉く烏有に歸す、乃ち陽德・圓通・天隣の三寺院を高等科、又尋常三、四學年高城本町滝井の抱師に、尋常一、二學年殘餘の校舎に收容して授業に欠缺なからしむ。同三十四年高城本郷字三居山圖(現位置)に千二百八十八坪の校地を選定し、一棟は四間半に二十九間半、一棟三間に九間半の平屋三棟を新築し、此の經費約八千圓。同三十九年六月裁縫室狹隘を告げ、三間に一間半の押入付のものを增築し、此の經費七十二圓五拾錢。同四十二年四月には教室更に狹隘なるより南端昇降口に修繕を加へて教室に假用し、尚ほ狹きを以て翌年四月本

廃滅。高橋。

校舎　木造瓦葺二階建、一棟、建坪一、二二坪、外ニ渡廊下一、二坪。

【稲岡尋常小学校】　位置、根白石村稲岡上塚添一二。

校舎建坪、二二二坪七五。構造、平屋造茅葺。

【栄安教員】　教員数一人。

【豊任校長】　高橋佐次郎。

【栄安所】　稲岡上塚添一二。

【豊任校長】　高橋佐次郎

【沿革】明治六年七月十五日を以て創立し、寶藏寺を以て校舍に充て、更に一棟を新築し、第七區第十八番小學校と稱す。同十二年一月福岡小學校と改稱、同十七年資格を初等科に指定せられしも同年懇請して中等科となる。同十八年九月現在の地に移轉新築し同十九年四月福岡尋常小學校に改む、同四十一年四月義務教育延長の結果、第六學年まで收容する事となれり。大正元年九月校地を擴張して校舍一棟を造築。

【南小泉尋常小學校】位置、七郷村南小泉。地質、砂混黑土。地形、方形。校地面積、八八四坪。校舍建坪、一一三坪構造、平屋造瓦葺。水質、清澄車仕掛。通學區域、南小泉。基本財産、現金二〇五三圓、其他四四五圓、田畑九段二十七歩。

【奉安所】奉安庫、御眞影、大正五年十月十五日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十一日拜戴

【歷任校長】遠藤文內(明治一六、四)。佐藤成崇(不詳)。遠藤文內(不詳)。山內啓二(不詳)。荒井東吾(同二六、九、五)。松尾權吉(同一五、四、二一)。

【學務委員】吉田榮五郎・早坂吉治・松本豐治。

【學校醫】山田信利・青田眞齋。

【沿革】明治六年七月一日創設、同年八月校舍一棟新築、同十八年四月中初等科小學校に指定、同十九年十二月更に尋常小學校に改む、同二十二年校舍新築、同年六月七郷小學校分教場となる。同二十五年七月分離し、南小泉尋常小學校となる。同四十二年校舍一棟增築五學級編制となる。同四十三年校舍一棟を增築し、一學級を增設す。

【荒濱尋常小學校】位置、七郷村荒濱區の西端。地質、砂土。地形、方形。校地面積、一五三九坪九六。校舍建坪、一九四坪三〇。構造、木造平屋。水質、適。通學區域、荒濱。基本財産、三九四圓餘。山林六六四、一四歩。

【奉安所】職員室正面。御眞影、大正四年一月二十六日、教育勅語、明治二十三年十一月三日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歷任校長】進藤元也・石澤成裕・二階堂安正・遠藤廣吉・佐々金平・眞山孫一郎・宮本良吉・中村基・齋藤鶴治・二階堂千代志濱谷伊太郎・千葉正三。

【學務委員】二瓶東七。

【學校醫】山田利信・青田眞齋。

【沿革】學制の頒布により明治六年八月創立淨土寺の本堂を充用し、八番小學校と稱せり。同十七年六月荒濱初等小學校となり。同十八年中等小學校に改められ、同十九年一月校舍新築、同十二月荒濱尋常小學校と改稱し、同二十年六月七郷尋常小學校の分教場となりしが、同二十五年七月に至り更に荒濱尋常小學校に指定せられたり、明治四十一年四月義務教育延長の結果收容兒童增加し、再淨土寺を假用せしも同四十二年七月に至り教員住宅の建設成り舊住宅を修理して教室に充てしが大正元年九月校地を現在の地にトし校舍を改築して之に移れり、當校に農水補習學校附設せらる。同校明治四十三年二月なり。

【中野尋常小學校】位置、高砂村中野谷地中五、地質、砂質壤土。地形、方形。校地面積、一一二〇坪。校舍建坪、三五〇坪。構造、木造二階及平屋。通學區域、中野・蒲生・岡田・福室・田子。基本財産、現金二二一六圓餘、有價證券五〇圓、田畑八一三歩、其他一八町五六二三歩。

【奉安所】階上一室。御眞影・大正七年十月二十八日、教育勅語、明治二十三年十一月二日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歷任校長】阿部清柔(明治一五、七)。家喜與三郎(同一七、一二)。野村德(同一八、四)。津田文彌(同二〇、四)。小幡次郎右衞門(同二四、六)。木村定之助(同三一、六)。久永猪之助(同三二、五。千葉喜一郎(同三二、九)。郡山勇治(同三四、四)。阿部源之助(大正三、四)。安藤恂(同六、四)。安藤恂(同六、四)。阿部暘之助(同一一、一二)。杉沼榮治郎(同一四、四)。生駒直(同一五、五現)

【學校醫】小原保平。

【沿革】明治六年四月創立、本支兩校を二ヶ所に設置し、第七大區第一中學區卅三番小學校と稱す。翌七年柄越に移し同十二年十二月校舍を新築す。同十七年蒲生小學校を合して分教場となし、同二十年四月中野尋常小學校と稱す。同三十年學區の中央に校舍を新造して移轉せるは現在の本校是なり。同三十四年八月高等科を併置し、尋常高等小學校と稱す。同四十二年四月十三日六學年尋常小學校に改む。大正三年四月一日高砂尋常高等小學校に併合し、中野分教場となる、同六年四月一日獨立して中野尋常小學校と稱す、翌七年擴張して、教室及び兒童控所の增築に着手し、八年十月十五日竣工を告ぐ。

【岡田尋常小學校】位置、高砂村岡田北在家八二。地質、砂質壤土。地形、不正長方形。校地面積、七九四坪。校舍建坪、一九四坪。構造、木造平屋。水質、井水良。通學區域、岡田・蒲生・福宝（一部）。基本財産、現金一七九六圓、有價證券五〇圓、積立金三五八六圓。土地二町四畝四歩。

【泰安所】職員室階上。御眞影、大正七年十月二十八日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歷任校長】渡邊喜惣治（大正六、四、一〇。安部熊治（同一〇、二、一四、三、三一現）梶原弘（同一〇、七、二二。鎌田丁亮（同一二、三、三一。武澤喬

【學務委員】遠藤秀吾・菅野太左衛門・武澤喬・佐藤松三郎・淺野多利藏・高橋富藏・鈴木長三郎・高橋清左衛門・生駒直。

【學校醫】色川賢藏。

【沿革】明治六年七月創立開校し、第七大學區第三中學區三十番小學校と稱し、上岡田福壽院を校舍に充てたり。同十三年三月下岡田字念佛田圖に校舍を新築す。同十八年五月南蒲生小學校と合併し、現在の地所、即北在家圖に兩校舍を移轉改築。同二十九年十二月工事を起し三十年五月現校舍を建築せり。創立明治六年より十二年七月迄、下等小學科編制修業の年限四ヶ年。同十二年八月より十五年七月迄小學略科編制修業年限四ヶ年。同十五年八月より十九年九月に至る小學初中等科編制各等科修業年限各三ヶ年同十九年十月より小學尋常科編制修業年限四ヶ年。同二十五年九月より補習科二ヶ年を加設す。同三十四年八月に至り補習科を廢し高等二ヶ年を設く。同四十一年四月より尋常科六學年に編制す。大正三年四月十五日村内各校の分合行はる。高砂小學校岡田分教場に決定せり。同六年四月分教場を廢止し、獨立して岡田尋常小學校を建置し、十一月校舍を增築す。

【松ケ濱尋常小學校】位置、七ケ濱村松ケ濱神明前二〇〇。地質、磐土。地形、二段分列長方形。校地面積、五五一坪校舍建坪、一五二坪九五。水質、筧水良。通學區域、湊・松ケ濱・菖蒲田。基本財産、現金五六〇八圓。

【泰安所】職員室上部、御眞影、大正六年十月十五日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歷任校長】大條次郎（明治七、三。福田白之助（同八。秋山泰寛（同一二、五。橋本清賢（同一三、六。鈴木光俊（同一四、八。平渡源左衛門（同一七、一〇。根來良吉（同一八、九。小野清敬（同一八、一二。大内德俊（同一九、一一。笛脇豐（同二三、三。遠藤文內（同二五、八。荒川吉五郎（同三九、一、一一。高橋虎太（大正一〇、四、四現）

【學務委員】三浦德次郎・和泉吉治。

【學校醫】坂定義。

【沿革】明治七年三月創立、松ケ濱養松院の堂宇を假校舍とし、花淵・吉田・代ケ崎・東宮四濱を區域とし代ケ崎に中等小學校、又湊・松ケ濱・菖蒲田の三濱を區域とし松ケ濱中等小學校を開始し、同年四月五日校舍を新築す。同二十三年五月七ケ濱小學校の分教場となる。同二十五年分教場を廢止して、松濱尋常小學校を設置し、十二月二十五日裁縫科、同四十年九月手工科を加設し、同四十二年十月、二階造校舍を增築す。

【本松島尋常小學校】位置、松島村松島五十一番地。地質、砂土。地形、長方形。校地面積、七四八坪八。校舍建坪、六五坪。構造、平屋造木羽葺。水質、井水一良一不良。通學區域、松島。基本財産、現金二五〇七二圓八八。

【泰安所】泰安庫。（大正十五年大宮司雅之輔建設）御眞影、大正六年十月十五日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日、拜戴。

【歷任校長】生江元範・幡龜之進（明治一三。嶺岸東五（同二一、一〇、二九。中川幸治（大正五、三、三一現）

【學校醫】相澤末吉。

【沿革】明治六年七月の創立、當時陽德院を以て假校舍に充てしが、同十四年民家を購ひ之に移轉し、同十七年高城小學校に合併し分校となる。同二十五年同校より分離し本松島尋常小學校と稱し、同二十八年今の校舍を瑞巖寺境内に新築、同三十八年更に現今の地所に引移し、同四十一年教員住宅を新築し、二部教授の單級學校なり。校長立花泰隣は明治二十九年十月、本校に就職以來鋭意教育に盡瘁し、其効績著しきを以て同三十九年十一月三日文部省より選奬せられ、金百五十圓を附與せらる、同四十一年亦校風善良訓練敎授優良なるを以て本縣知事より金五十圓、又同四十二年敎授訓育の方法宜しきにより、文部大臣より選賞せられ金百圓を授與せられたる優良校長なり。大正七年四月後三學級に編制し、且校舍を改築す。

【手樽尋常小學校】 位置、松島村手樽。地質、膚土。地形、三角形。校地面積、一四七坪。校舍建坪、四一坪。構造、平屋造木羽葺。水質、不良。通學區域、手樽。基本財産、二一三一三圓。

【奉安所】 職員室。教育勅語、大正六年十月十五日、教育勅語、明治二十七年十一月二十一日、戊申詔書、同四十一年十月三十日拜戴。

【歴任校長】 西方時之(明治六、一一)。山岡長成(同九、四)。山岡長雄(同一九、八、一八)。小泉長穗(同三五、一二、一一)。武市通孝(同三九、九、三〇現)。

【學務委員】 片平成勝、明治一八、五、二校務係)。二宮以次(同三四)。中村喜平太(同三六、五)。櫻井四郎右衛門(大正元、八)。丹野兵藏(同一三、三現)

【學校醫】 谷津秀治(明治三九)。相澤末吉(同四一、六)。山口贊(大正一〇、五現)

【沿革】 明治六年十一月の創立、手樽・北小泉・竹谷の三ヶ村を學區とし、手樽小學校と稱す。同十七年八月驫鳶小學校に屬せしも、同十九年復歸して手樽尋常小學校と稱す。同二十一年松島尋常小學校の分教場となる。同二十五年七月復び手樽尋常小學校と稱し、同三十年四月四學年一學級、同三十七年四學年一學級同四十一年四月より五學年一學級、同四十三年四月より六學年一學級に編制し、同四十四年四月二學級に改む。

【北小泉尋常小學校】 位置、松島村北小泉字芋澤。地質、砂地、地形、方形。校地面積、二五五坪、校舍建坪五七坪五構造、木造平屋木羽葺。水質、井水良。通學區域、北小泉・竹谷。基本財産・一〇二三八。

【奉安所】 職員室上座。御眞影、大正六年十月十五日、教育勅語、明治三十二年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日。拜戴。

【歴任校長】 山岡長雄(明治二四、二)。安久津太四郎(同二五、三)。星弁治(三六、三)。安土操(大正二、三、三一)。松尾權吉(同一二、一二、二〇)。一丸松太郎(大正一四、一二、一八現)

【學務委員】 雫石敬壽(大正一〇、六、一九)。【學校醫】 山口贊。

【沿革】 明治六年六月の創立にして手樽小學校に屬す。同十五年三月初等校とし、十九年簡易科となり、十二月北小泉尋常小學校と稱す。始め後小泉に校舍を置く、通學不便なるにより同二十四年三月現在の場所に移轉す。同四十一年四月四學年單級なるを六學年複式に改め、翌四十二年四月二學級に編制す。

【幡谷尋常小學校】 位置、松島村幡谷三二。地質、粘土。地形、長方形。校地面積、三四〇坪。校舍建坪、五六坪。構造、平屋造。通學區域、幡谷、八瀬沼(竹谷の一部)。基本財産、一〇二三八圓。

【奉安所】 裁縫室。御眞影、大正十五年一月二十六日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月二十一日拜戴。

【歴任校長】 矢野時友(明治一七、一〇、二四)。菊地彰(同四三、八、三一)。石川松三郎(同二三、三、三一)。二階堂千代志(同一二、七、三一)。大友傳九郎(明治三七)。大友吉右衛門(同四一、五、四)。赤間彌兵衛(大正五、七、三一)。櫻井寅治(同一〇、一一、二〇)

【學務委員】 山口贊。

【學校醫】 山岸英吾(大正六、二、二一)。阿部熊治(同九、五、六)。菅原善一郎(同一〇、三、三一)。

【沿革】 始め高城小學校に通學し、明治九年三月高城小學校幡谷枝校と稱す。十四年四月分離して本校舍を建設し、二十年四月には櫻渡戸。赤沼の兩校をも分教場となすに至り、同二十二年四月櫻渡戸分教場と共に高城小學校の分校となり、赤沼校は利府村に編入せり。同二十三年四月獨立して幡谷尋常小學校と稱す。

【浦戸尋常小學校】 位置、浦戸村寒風澤五十六番地。地質、砂土。地形、長方形。校地面積、三九三坪。校舍建坪、六四坪。構造、平屋造瓦葺。水質、井水良。通學區域、寒風澤・野々島・朴島。基本財産、現金八四三、三九九。田畑一三二六歩其他三二〇三歩。

【奉安所】 職員室上部。御眞影、大正六年十月十五日、教育勅語、明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日、拜戴。

【歷任校長】 本間賢瀾（明治六、七）。舘内左四郎（同一七、九）。西川常三郎（同二二、七）。横岸東吾（同二四、七）。三浦武知（同二五、八）。石毋田琢磨（同二六、九）。遠藤廣吉（同二七、九）。西川常三郎。（同三七、五現）

【歷任學務委員】 白石松造（明治二五、六、一〇）。鈴木漣治（同上）。高橋伊之助（同二六、一二、一）。太田茂八郎（同三〇、一一、一五）。内海榮之助（同三四、八、三一）。内海勇吉（同三六、一二、二〇）。高橋安吉（大正元、六、一〇）。尾形清吉（同上）。鈴木喜兵衛（同上）。島津庄作（同六、一二、二八）。鈴木專助（同上）。内海勇吉（同上）。鈴木喜兵衛（同一〇、一〇、二九）。島津庄作（同一一、二、一）。鈴木專助（同上）。鈴木末吉（同一五、三、四現）。鈴木菊治（昭和二年現）。

【學校醫】 添田武

【沿革】 明治六年十月創立、本村寒風澤寺内に設置し、第三十七番小學校と稱し、野々島・朴島・石濱・桂島に各支校を置く。同十一年四月仙臺藩の米蔵敷地を購入して本校を新築す。同十七年九月中初等小學校に指定せらる。翌十八年四月石濱・桂島の二枝校は分れて石濱初等小學校となり、桂島を支校とす。同十九年十二月本校及分校共に簡易小學校となる。同二十年三月鹽竈尋常小學校分教場となりしが、同二十二年自治制の實施と共に鹽竈より離れて浦戸尋常小學校となり、寒風澤・野々島・朴島は通學區域内に屬し、石濱・桂島を合せてその中央に校舍を建立し、浦戸小學校の分教場とす、同二十八年五月浦戸小學校火災に罹り校舍全部烏有に歸せしを以て寺院を假りに校舍となし、同三十二年五月現在の地に建築せり。同四十二年十二月石濱分教場は獨立の尋常小學校に指定せられたり。

【石濱尋常小學校】 位置、浦戸村石濱。地質、土半岩。地形、長方形、校地面積、二五五〇。校舍建坪、三六坪。構造、木造平屋。水質、良。通學區域、石濱・桂島。基本財産、有價證券、八四三、三九九。

【奉安所】 職員室上壇。奉安室大正四年十一月竣工御眞影、大正六年十月十五日、戊申詔書、明治四十一年十月三十日、拜戴。

【歷任校長】 生江源範（明治一八、四）。佐藤民助（同四一、一現）

【學校醫】 添田武。

【沿革】 明治六年七月學制施行に當り、寒風澤小學校の枝校となる。同十八年四月本校より分離獨立して石濱小學校と稱し校舍を新築して、分教場を桂島に設置す。翌十九年十二月簡易小學校となり。同二十二年町村制の實施に際し、浦戸小學校の分校に配置す。同二十九年石濱・桂島合して石濱分校と稱し、校舍を中央に移轉し、四十年十二月浦戸小學校より分離して石濱尋常小學校を建置す。大正七年四月二學級を編制し、石濱實業補習學校を加設す。

第三項分教場

【作並分教場】 位置、廣瀬村作並。地質、輕鬆土。地形、長方形。校地面積、五七五坪。校舍建坪、七八坪。構造、平屋造。水質、井水適。通學區域、作並。

【沿革】 明治六年八月川崎に創立作並小學校と稱し、作並・熊ヶ根の兒童を收容し、同十五年初等科を置き、同二十年作並分教場と稱す。同三十三年四月校舍の位置を相澤に變更し、校舍及教員住宅新築の工を起し、同三十四年四月元湯に假出張授業を開始し同三十五年八月校舍二棟を建つ、訓導今村泰輔なり。現に廣瀬尋常高等小學校の分教場なりき。

【熊ヶ根分教場】 位置、廣瀬村熊ヶ根、地質、輕鬆土。地形、長方形。校地面積、八二六坪一五。校舍建坪、六六坪五構造、平屋造。水質、井水適。通學區域、熊ヶ根。

【沿革】 廣瀬尋常高等小學校熊ヶ根分教場は、明治三十三年四月設立、熊ヶ根及び名取郡秋保村白澤依托兒童を收容し、作並分教場の舊校舍を移して校舍とす。大正二年七月十五日位置を變更して校舍を新築し、翌四年教員住宅を新築す。

【上愛子分教場】 位置、廣瀬村愛子一本松。地質、輕鬆土、地形、長方形。校地面積、五三二坪二五。校舍建坪、七〇坪四〇。構造、平屋造、通學區域、上愛子。

【沿革】 廣瀬尋常高等小學校上愛子分教場は、明治十二年五月板葺に建置し上愛子小學校と云ふ、同十九年一本松に校舍を新築し同二十年三月上愛子分教場と稱す。同三十三年四月校舍を改築し、大正二年教室を增築し、同八年四月二學級に編制せり。

【鄉六分教場】 位置、廣瀬村鄉六。地質、輕鬆土。地形、長方形。校地面積、二九八坪八五。校舍建坪、六九坪八。五

構造、平屋造。水質、井水適。通學區域、鄉六●栗生●下愛子。

【沿革】廣瀨尋常高等小學校鄉六分教場は。明治十二年三月創立の鄉六小學校にして、同十四年校舍を新築し、同二十年三月鄉六分教場と稱す。同三十三年四月位置を鄉六岩下に變更し、且つ校舍を增築し、同四十三年九月教員住宅を新造し、大正九年一學級を增設す。

【笠松分教場】位置、大澤村大倉の南部。地質、砂土。地形、長方形。校地面積。一九七坪九九。校舍建坪、一二九坪構造、平屋木造。水質、井水普通。通學區域、下倉區の一部青下●大手門●笠上。

戊申詔書拜戴。明治四十二年十月三十日

【沿革】明治三十三年五月創立下倉區の一部青下大手門笠上等の兒童を收容教育することゝなりぬ、橫五間縱五間教員住宅及物置等ありて代用教員一名兒童數四十名位ありき四十一年小學校令改正に依り尋常五學年まで置く他は大倉へ通學。

【瀧上分教場】位置、大澤村大倉瀧上。地質、砂土。地形、長方形。校地面積、一六二坪。校舍建坪、三二坪。構造、平屋木造。水質、水槽良。通學區域、大倉。

戊申詔書拜戴。明治四十二年十月三十日。

【沿革】明治三十二年創立、同年より開校雇教員一名兒童三十名計りありき、教室は高燥の地にして通風採光等誠に宜し橫五間縱七間教員住宅物置便所等完備せり、現今准訓導一名裁縫教員一名俸職し居れり。同四十二年四月一日に至りて更に第五學年を加ふ

【白木分教場】位置、大澤村大倉白木。地質、粘土。地形、長方形。校地面積、一六五坪六三。校舍建坪、一八坪二五構造、平屋木造。水質、井水普通。通學區域、大倉。

戊申詔書拜戴。明治四十一年十月三十日。

【沿革】大倉尋高等小學校白木分教場は、明治三十二年七月創設、教員住宅縱橫各五間。初め一學年乃至第四學年を以て一學級を編制せしも、後ち同四十一年四月更に五、六學年を增加して一學級と爲せり。私有地原野一反二畝歩を借入杉三百五十本を栽植せり

【上川前分教場】位置、大澤村芋澤小字苦地下三七。地質、壤土。地形、稍長方形。校地面積、三〇〇坪。校舍建坪、四六坪五。構造、平屋造。水質、善良。通學區域、苦地柿崎區。

戊申詔書拜戴。明治四十二年四月二十六日。

【沿革】明治三十二年九月新築する所にして縱五間半橫二間半あり內三坪の處を教員控所に充てたり、同十月より開校せしが雇教員一名生徒は尋常一年より補習一二年まで四十名內外あり、同三十三年橫三間縱四間の教員室兼裁縫室を增築し前記の控所を生徒控所に變更せり、同三十四年四月一日苦地分教場と云ひしを上川前分教場と改名す。四十一年小學校令改正により尋常五學年迄置き六學年以上は大倉小學校に通學せしめ居れり。

【川前分教場】位置、大澤村芋澤赤坂一六ノ六。地質、埴土。地形。方形。校地面積、四〇八坪。校舍建坪、五二坪。構造、平屋木造。通學區域、芋澤。

勅語詔書拜戴、教育勅語、明治四十四年四月六日、戊申詔書、同四十二年四月二十七日。

【沿革】明治六年四月創立、六月川前分校となる、七年十一月三日芋澤小學校川前分教場を赤坂に置き、小平直吉の居宅を校舍に充つ、同十三年三月今野權右衛門の居宅を買收して校地と爲す。同二十四年六月舊校地を賣却して前記の位置に校舍を新築す。同三十一年九月十九日教員住宅及び裁縫室を建立し、大正五年十二月教室を增築す。

【大竹分教場】位置、大澤村芋澤大竹的場一。地質、礫土。地形、方形。校地面積、三四六坪。校舍建坪、四二坪、構造平屋木造。水質、稍不良。通學區域、大竹●吉成。

戊申詔書拜戴。明治四十二年四月二十六日。

【沿革】明治三十二年七月新築する所にして橫二間半縱六間あり內五坪の處を教員控處に充て他は教室に充てたり。井戸便所等も同時に掘鑿せり、同九月大澤尋常小學校の分教場となり開校す、准訓導菊地莊輔一名生徒は尋一より同四まで四十二名補習生は本校に通學せしむることゝせり。

【野村分教場】位置、北七田村野村。地質、粘土。地形、長方形。校地面積、五三〇坪。校舍建坪、百一八坪。構造、平屋造茅葺。通學區域、野村・上谷刈・古内・七北田。

【沿革】明治三十一年四月七北田尋常高等小學校野村分教場を設置す。先是。明治六年五月上谷刈・古内・野村・實澤・小角を區域とし、第一中學區第十六小學區上谷刈小學校を新設し、上谷刈字入山田柳澤寺の堂宇を校舍とす。同九年校舍を上谷川字舞臺六十二番に新築せしに、同十一年九月上谷刈・古内・野村を一學區と改め、校舍を上谷刈熊野に移轉し上谷刈尋常小學校と稱し、同二十八年現在の位置に移轉す。大正十一年八月工費一萬一千七百圓を以て校舍を改築し校地を擴張し、教員住宅移轉修理し、同十四年十月特別大演習を記念として井水の構造を改善す工費約五百圓。

【荒巻分教場】位置、七北田村荒巻字長者。地質、粘土。地形、矩形。校地面積、八〇五。校舍建坪、六三坪七五、構造、平屋木造。通學區域、荒巻區。

【沿革】七北田尋常高等小學校荒巻分教場は、大正二年四月八日の開校なり。明治六年學區編制の當時、今の仙臺市木町通小學校の學區に在り、同十七年行政區劃の更正に因り、七北田小學校區域に編入せらる、爾來荒巻區内の兒童は、仙臺市八幡町・上杉山通通町の三小學校に通學せしめたりしに、大正元年度に至りて本分教場を新設せられたり。同十二年三百圓の工費を要して鑿井水に改增して飲料水に欠乏なからしむ。

【赤沼分教場】位置、利府村赤沼字中島二十番地廿一番地。地質、赤色粘砂土。地形、矩形。校地面積、七八坪。校舍建坪三三坪。構造、平屋造萱葺。通學區域、赤沼區春日區一部。

【沿革】明治二十三年十一月九日、戊申詔書、同四十一年十月三十日。拜戴、教育勅語、明治二十三年二月九日開設。本校利府尋常高等小學校。

【菅谷分教場】位置、利府村菅谷產野原六七番。地質、白色粘土。地形、矩形。校地面積、一二八坪五。校舍建坪、四二坪五。構造、平屋造瓦葺、水質、井水良。通學區域、菅谷、神谷澤。

戊申詔書、明治四十一年十月三十日。

【沿革】利府尋常高等小學校の分教場なり。是より先き明治八年菅谷村二番地民屋を假校舍とし、菅谷小學と稱す。同十三年菅谷村字澤に校舍を改築して移る、同二十三年利府小學校に併合し、同二十七年六月更に菅谷區字產野原に校舍を新築して開校せるは現在の分教場是れなり。

【櫻渡戸分教場】位置、松島村櫻渡戸麥田圖十六番地。地質、粘土。地形、長方形。校地面積、一二四坪五。校舍建坪三九坪五。構造、平屋。水質、不良。通學區域、櫻渡戸區一圓。

【沿革】明治七年十月一月創立にして、松島小學校櫻渡戸枝校と稱す。後ち櫻渡戸簡易科學校に改む、同二十年四月五日幡谷尋常小學校の分教場となる。

第四節　實業補習學校

第一項　設立概要

明治三十五年一月文部省令實業補習學校規程を發布す。同四十一年本縣訓令一二號公私立實業補習學校教員採用解職並其制限に關する規程を布き、後ち大正六年十月本縣訓令二二號實業補習學校設置標準を定め、義務教育を修了し高等小學校に入學し能はざりし生徒をして實業補習學校に就學せしむるの方針を定む、後ち適順の改廢ありと雖も補習學校開始の起因概ね前記の如し、以下當該學校に關し列記する下の如し。

一、農業補習學校

【原町農業補習學校】修業年限。前期二ケ年、後期三ケ年、研究科三ケ年。學級數前期一學級、後期二學級、研究科一學級。教授季節、通年自四月、至十月晝間四時間、自十一月、至三月、夜間二時間。

【沿革】 明治三十六年三月十五日開校、實業補習學校と稱す、大正十五年六月三十日組織を變更して、校名を前記に改む。

【廣瀨村農業補習學校】 修業年限、五ヶ年、前期二年、後期二年、本校一學級分校四學級。

【沿革】 大正七年四月一日開校、同十五年三月三十一日更正。
明治四十四年三月三十一日從來大澤尋常小學校内の補習科を廢止し、同年四月一日創立せり、前きの補習科兒童全部を收容して一學級を組織す、通年にして午後より二時間宛教育するの制なりしが同四十五年四月學則を變更して正教科時間内に教授する完全なる通年農業補習學校となる。

【設備】 明治四十四年四月一日創立の際大澤尋常小學校内に附設したることゝて同年中は尋常六學年兒童と組合せ今の西北端の新築校舍の内を借り受け四十五年四月更に東南端の一教室を充てて一學級を編制して獨立せしむ。

【編制】 明治四十年三月文部省告示實業學校制により補習學校を第一學年第二學年の二學年に分ち生徒數少なきを以て組合せて第一學級を編制す、每年四月一日に始まり翌年三月三十一日終るものとす。

【大澤農業補習學校】 修業年限、二ヶ年、通年一學級、沿革左に。
明治四十四年三月大澤小學校内の補習科を廢止し、同四月創立前の補習科兒童全部を收容して一學級を組織す、通年にして午後二時間宛教育するの制なりしが、四十五年四月學則を變更して、正教科時間内に教授する通年農業補習學校なりき。

【根白石農業補習學校】 修業年限、男二ヶ年、女三ヶ年、男季節女通年男二學級女一學級。沿革左に。
明治四十二年六月十五日、根白石尋常高等小學に附設認可、同年十一月十六日開校同四十三年五月女子部廢設認可、同月廢校。

【根白石村立福岡農業補習學校】 修業年限 年、男子部前期二ヶ年、後期三ヶ年、研究科三ヶ年、女子部前期後期各二ヶ年、研究科三ヶ年、通年教授、男女學級各一學級。

【沿革】 明治四十四年十二月十三日開校、大正十二年四月二日組織を變更す。

【實澤農業補習學校】 修業年限、男子部前期二ヶ年、後期三ヶ年、研究科三ヶ年。女子部前期一ヶ年、後期三ヶ年、研究科三ヶ年、通年教授二學級。教科目、男子部、修身公民・國語・算術・理科・農業。女子部、修身・國語・算術・家事・裁縫・農業。

【沿革】 明治四十二年六月十五日開校、大正七年四月二十五日及び同十二年四月二日組織を變更して現在に至る。

【七北田村農業補習學校】 修業年限二ヶ年、男子、女子兩部前期、後期、研究科に分ち、男七、女二、通年 學級、沿革左に。
青年の補習教育には、確固たる施設なかりしが、明治三十年頃より、同窓會の一事業となし、冬季夜間小學校教員を講師とし、修身・國語・算術等の教授を開始し、その成績亦顯著なり。又從來の慣習女子の教育は閑却せられ高等科に入るもの始んど稀なり。依りて當校の附設として裁縫補習學校を設置せしに、明治四十三年七北田女子裁縫實業補習學校と稱し通年教授を開始せり。大正十二年十一月十五日組織を變更し、七北田補習學校と改稱し、省令の定むる所に從ふ。

【高砂村農業補習學校】 修業年限、前期二ヶ年、後期三ヶ年、(但女子部二ヶ年)、研究科三ヶ年、三學級、第一期自四月至十月、第二期自十一月至三月。

【沿革】 大正六年四月一日、中野小學校獨立開校と同時に中野農業補習學校の設立認可を得て專任訓導の任命あり、等しく新に附設せり。
實習地田四畝歩餘を畑地に改造して田畑の農業補習實習地を得たり、生徒一學級編制とせり。
大正七年四月一日縣令を以て義務同樣補習學校教育を實施することゝなりたるを以て、農業補習學校學則を改變して甲科、乙科とせり。甲科は從來の通り實質なれども、乙科は尋常小學校卒業者にて、高等小學校若くは右甲科に入學せざるものを收容することとし、農閑の季節により教授時間の伸縮を行ひ、專ら實業的實用的智識技能を授くることゝせり。
大正十年六月二日、從來の中野農業補習學校を法令の改正により之を廢し、新令に依り高砂村農業補習學校と改め、村内農業補習學校を統一し中野小學校を本校に充て高砂小學校内及岡田小學校内に分教場を置き、重に女兒を收容して教育をなせり。

【山王農業補習學校】　修業年限、甲科三年、乙科二年、通年教授各一學級。又修業年六ヶ月季節教授五學級の同校あり其の一沿革左に。

明治三十五年十月の創立にして多賀城村立なり、當時は季節農業補習學校にして冬期農閑の候約三ヶ月間夜間二時間づゝ、修身・國語・算術・農業の諸農科を授け來りしが、明治四十四年三月學則を變更して通年農業補習學校となし更に季節部を附設せり。

【笠神農業補習學校】　修業年限六ヶ年、季節教授、七學級、沿革左に。

本校は季節教授をなすものにして、季間時數教科目等山王に同じ。從來本校は笠神小學校々舍に附設しありしが、地勢上通學の不便なるに依り生徒の缺席多く、從つて學力の不成績なるに鑑み、明治四十二年高崎・留ヶ谷・八幡・沖・笠神・大代の六區に分教室を設け、青年團役員等と協力し、團員滿二十歳以下のものをして悉く分教室に收容し、教授をなし以て今日に至れり。

【岩切村農業補習學校】　修業年限二ヶ年、女晝間自四月至五月毎五時間男夜間自十二月至一月毎二時間。男四學級女二學級。

【沿革】　明治四十二年八月二十六日創設、大正十三年七月二十四日組織を變更す。

【利府村農業補習學校】　修業年限、男前期二年、後期三年、研究科三年、女前期二年、後期二年、研究科三年、教授別晝間教授、夜間教授、通信教授、學級數、男八學級、女一學級。

【沿革】　農業補習學校は、實業補習學校規程に準據し、明治四十四年四月一日の開校、義務教育修了後の子弟に專ら農業上必須なる智識技能を授け同時に普通教育の補習をなし、女兒の爲には更に家事裁縫を授く。教授の季節に依り本校を通年季節の二部に分つ、通年部は一學年を通じ晝間四十二週の教授とし、季節部は學年の初を十一月十五日學年の終りを翌年一月十五日とし、一學年中夜間約八十夜の教授をなす。當校開設の動機たる、村内青年の學力補習風俗改善の目的を以て、小學校は青年會を善導して明治三十四年村内各部落に冬期夜學を開設したり、四十二年利府尋常高等小學校に季節教授の農業補習學校を附設し、村内八部落の夜學を統一し、校長は青年會と協力し教員を各部に派して專ら青年の風俗改善學力補習に務めたり。近時中等教育を受くる農家の子弟は往々父祖の家業を厭ひ、父兄をして悔恨せしむるものあり故に當村の如き農村に於ては一般子女をして、中學校高等女學校に入らしむるよりは寧ろ村内に直接農業上の智識を授くるの機關を設け、父祖傳來の家業を繼承し、本村の農業を改良するは時宜に適すべき計劃なるを思ひ、四十四年三月從前の學則に變更を加へ、通則變更の認可に接し現時に及べり。

【松島村農業補習學校】　修業年限二ヶ年、通年教授三學級、沿革左に。

松島村農業補習學校大正七年四月二十五日、村立松島農業補習學校と稱し、松島小學校に附設し、義務同樣の訓令の下に尋常小學校を卒業したるのみにて、高等科又は通年實業補習學校に入學せざる生徒を收容し、二ヶ年の課程を修業せしめたり。然るに此學則の不備なるにより、大正十一年八月十一日組織を變更し、松島村農業補習學校と改稱し、修業年限等も左の如く變更せり。

男子部、前期二ヶ年、後期三ヶ年、研究科三ヶ年。女子部、前期二ヶ年、後期二ヶ年、研究科三ヶ年。前期は尋常科卒業者にして後期は高等科卒業又は前期修了者を收容する規定なり。學期は四月一日より十月三十一日までを一學期とし、十一月一日より翌年三月三十一日に至るを二學期とせり。教授時數は男子は一年を通じ二百四十二時間、女子は四〇五時間なり。女子は年中晝間教授なれども、男子は十一月より夜間教授をなすものとす。

學科は男子修身・國語・算術・理科・農業とし、女子は修身・國語・算術・家事・裁縫・農業とせり。修業は前期を組へたるものを前期修了とし、後期を了はるに至り卒業者とせり。研究科生は學校が只指導の任に當るものにして、其の期間修業せるものを修了者とす。

【町立鹽釜女子實業補習學校】　修業年限三ヶ年、通年一學級。沿革左に。

町立鹽釜女子實業補習學校は明治四十五年四月十五日鹽竈小學校内に創立す。生徒三十名を一、二學年に編成し、一學級とせり。專務教員一人雜務教員二人適宜の學科を擔任しつゝありしが、大正三年四月より雜務教員を廢し、裁縫專務教員に於て國語・家事等の普通學科をも擔當教授するに至り、着々設立の目的に進みつゝあり。

【七郷村實業補習學校】　修業年限、前期二年、後期三年、研究科一年、通年教授、男三、女一計四。

【沿革】　明治四十三年二月一日開校、當時青年夜學會生徒七十六名、毎年十一月より翌年二月まで季節教授なりしが、大正七年六

月一日及び同十五年六月三十日兩度の改則により上記を制となる。

【宮城郡亦樂實業補習學校】 修業年限。男子部前期二ヶ年、後期三ヶ年、女子部前期二ヶ年、後期二ヶ年、通年教授、三學級。

【沿革】 大正七年七月一日設立認可、同十一年三月二十三日組織を變更し、同十五年七月十五日學則を變更す。

【松ヶ濱實業補習學校】 修業年限、男五ヶ年、前期二ヶ年、後期三ヶ年、研究科三ヶ年。女四ヶ年、前期二ヶ年、後期二ヶ年、研究科一ヶ年。教授別、通年(男夜間、女晝間)學級數三。

【沿革】 (開校の年月日及更正等)。開校 大正七年四月一日、組織變更 大正十一年一月二十三日認可、大正十五年七月十五日學則變更認可。

【浦戸實業補習學校】 修業年限、前期二年、後期三年、研究科一年(昭和二年七月前期生徒のみ)。通年教授一學級、

【沿革】 大正七年七月一日の創設にして尋常科卒業者收容して水產農業の二ヶ年修業の補習學校なりしが、大正十五年六月三十日現在の制度に改めたり。

【石濱實業補習學校】 修業年限、前期二年、後期三年、通年教授一學級。

【沿革】 大正七年四月一日開校、本校外部の設備漸く完成を告ぐ、校長藤塚知定以下六名を經て佐々木現校長に至る。(明治六年六月藤塚知定)(同八年七月橋本清賢)(同十年三月田邊希臣)(同十二年十月鈴木慶吉)(同十七年十月小々高強)(同十八年五月鈴木慶吉)(同二十二年一月成田丹宮)(同二十六年二月佐々木敬太郎)

校地四八七〇坪四、建坪七八八坪、屋外運動場三、六六五坪四、學校園一〇〇坪、學級數二二、職員二三人、兒童數一、四三八人、經費七、四二四圓なり(大正四、五、一現)

【鹽竈商業補習學校】 四十四年四月一日、鹽竈小學校内に創立す。生徒約五十名學歷のに如何より、一、二兩學年に編成し之を一學級となせり。專務教員一人兼務教員二人ありて適宜の學科を擔任す。四十五年生徒の增加に伴ひ、更に二學級に編成し專務教員一人を增聘したり。創立以來卒業生を出す事四回多くは商業に從事し間々銀行會社に雇用せらるゝ者ありて、大正元年より本校に對し宮城縣より教員俸給の中、專務教員俸給の三分の一を下附せらるゝことゝなれり。

【荒濱農水補習學校】 荒濱青年會學藝部にして、明治四十年十二月の創設にかゝり冬季農隙の季節に於て、夜間普通教育の補習を兼ね實業に關する知識を教授したりしを、同四十三年二月實業學校令により、其筋の認可を得荒濱農水補習學校と改稱し今日に至れり。修業年限、四ヶ月、二ヶ月、季節教授一學級二學級とす。

第五節 家

第一項 裁

縫

塾

【私立松洲女塾】 位置、松島村高城百七十三番地。開設明治四十一年九月一日。學則修業年限左の如し。普通科一年、實科專修普通科二年、實科專修高等科一年、實科專修、實科理論、規則裁縫。

【沿革】 大正九年一月十五日島田勇八氏斯道實科の補充を計るべく、裁縫の祕事と眞理を匿し裁縫の敎授書を發行し世に稗益する所ありたり、敎育したる生徒約二百四十五名、卒業者約七十名、現在生徒六十名。

【青木裁縫女塾】 松島村北小泉芋澤五十一番地の二青木盛雄の祖母青木きみ、三十年前同裁縫女塾を開き、地方の女子を敎養し來れり、同人父竹松母きつちと明治四十四年六月結婚後母きつち祖母きみと共に同塾の繁榮を計り、兩人共々女子の敎養に從事せり、今日迄敎養せる女子約三百人現在の塾生二十名あり。

【私立鹽竈幼稚園】　鹽竈町柴原益次の經營に係り鹽竈町字門前五番地にあり、大正二年五月五日保姆三名にて幼兒五十名を收容して保育を開始し、同年七月二十一日縣より設立の認可を受く、同三年鹽竈町より金壹百圓、同四年度よりは八拾圓を補助せらる卒業幼兒を出すこと三回九十五名なり。

第六節　社會教育

第一項　青年團

一、起因

本郡には從來各町村若くは其部落に青年の團體ありて、冬期農閑を利用し、教師を聘して讀書十呂盤を學び、或は謠曲・柔道を修むるの習慣ありしが、明治の文明に浴し益々その必要を感ずると同時に、之が改良と其設立とを企てたり尤創立の古き大代青年契約會を始め、明治十一年には利府村に於て春日青年會を、松島村にては松島青年會及富山青年會を設け、十四年に之を設立したり。其後年々逐次增殖行はれ、四十二年に至りては青年會青年團と稱するもの五十六團に及び、會員五千二百十五名に達せり。而して此等青年團體の事業は、重に學術の補習體育の奬勵にして、又風紀の改善農事の改良、共同貯蓄・林業及藁細工等を兼たり。大正二年普通教育奬勵會規程に仍り、縣の選賞に預り金拾五圓を下附せられたるもの、野村及加瀨の兩青年會にして、成績優良の榮を得たるは大代・石濱・柱島・南小泉の四青年會なりと。又郡は固より未だ之を以て滿足せず、猶は機に臨み之が改善を示導しつゝあるに、恰も四年九月青年團に關して、內務文部兩大臣の訓令に接し、又縣の通牒に係る青年團改善の旨趣に從ひ、爰に從來の團體を一變して、郡青年團町村青年團・青年分團と爲し、系統的の組織に改めたり。故に從來獨立の青年團體は多くは分團となりて、各町村の青年團の下に屬し、各町村青年團は郡の青年團に屬して、全郡青年の大團體となれり。初め郡は大正五年二月を期し、改めて各町村青年團に發團式を擧行せしめ、其內容の稍緒に就くを俟ち、同年十月郡の青年團發團式を大に宮城野原練兵場に擧げたり。當日本團發團の實況を略すれば、十月一日午前九時早川郡青年團長以下役員、及來賓武藤二高校長、池田理事官、宮下縣視學、仙臺及鹽竈警察署長、郡農會長錦戶景訓、縣會副議長高橋熊太郎、元宮城郡長高岡松郎、各町村長等一百餘人列席の上、菅原副團長は全郡三千の青年團員を引率整列せしめたる所に、早川團長勅語奉讀し終りて、菅原副團長は本團組織の經過を報告し、尋て本團長は團員總代をして本團の綱領七條を宣誓せしめ、又之を實行せんが爲めに指導者の覺悟及施設事業等を配布し、終りて來賓武藤二高校長、及池田理事官清野宮城郡長、並高岡松郎氏家時介氏の祝辭等ありたり。

二、宮城郡青年團綱領

一、忠君愛國の至誠を効す。一、敬神崇祖の念を厚ふす。一、分を盡す。一、體軀を鍛鍊ひ勇氣を養ふ。一、勤儉を主とし質素を旨とす。一、青年の意氣は國家の興亡に關するを自覺す。

三、覺悟

本綱領の趣旨を體し團員をして左の諸項の實行を期す。一、國體を明にし報効献身の美德を涵養せしむべし。一、敬神崇祖の念を厚からしむべし。一、敬老尙善の良風を馴致せしむべし。一、不健全なる思想に感染せしめず且社會の誘

惑に達からしむべし。一、體力を充實せしめ行動を勇敢敏捷ならしめ以て剛毅忍耐の徳を養はしむべし。一、實踐的智識を得せしめ且利用厚生に關する興味を喚起せしむべし。一、協同一致自立自營の美風を涵養せしむべし。一、時間を重んじ約束を守るの習慣を造らしむべし。一、適當なる機會を與へ團員をして道徳の實踐を期せしむべし。

四、施設事項

一、補習教育。二、各種見學及實行。三、參拜及展墓。四、社寺境内並墓所の掃除。五、探險及踏査。六、體育的諸事項。七、講話會及談話會。八、適當なる誤樂的事項。九、公共事業の援助。十、適當なる自營的事業。

五、町村概況

【廣瀨村青年會】鄉六青年會●栗生青年會●町青年會●上愛子青年會●熊根青年會●作並青年會の六團體を設立し、何も教育に關する勅語の御趣旨を奉體して、智徳を修養し、身體を鍛錬し、協同自治勤勉力行を旨とし、進んで住村の隆盛を圖るを以て目的とせり。大正二年各區の青年會を統一せんがため、六團體の聯合會を開催して、會長●副會長幹事●評議員を置く、村長森田多藏を會長に推す。

（鄉六青年會）鄉六にあり、明治二十七年四月設立、會員四十人、共同貯金を行ふ、基本財産百五十圓（大正四年調以下同之）

（町青年會）町區にあり、明治三十九年八月設立、會員六十八人、共同桑畑を耕作す、基本財産五十圓。

（栗原青年會）栗生區にあり、明治四十年八月設立、會員三十八人、共同貯金及び桑園を耕造す、基本財産八十五圓。

（上愛子青年會）上愛子區にあり、明治四十年八月設立、會員四十八人、共同桑園を經營す。基本財産百圓。

（熊根青年會）熊根區にあり、明治四十年八月設立、會員四十五人、基本財産三十五圓。

（作並青年會）作並區にあり、明治三十八年八月設立、會員三十九人、基本財産六十圓。

【隆竈町青年會】本町には旭青年團●南町青年團●舟戸青年會●吉津青年會等あり、相當の會員を有し、或は夜學に或は講演に或は貯金に或は共同農作に種々の修養種々の事業を企畫實行しつゝあり、着々其効果を收め前途頗る有望なるが如し。

【松島町青年團】大正五年二月十四日の發團にして愛宕分團外全村を七分團に分ち、各分團長を擧げて學術●體育●社會奉仕●實業等の諸般に亘り修業せしむ。又中央部には本團を置き、全村各分團を統一し其の團長は代々の村長を推戴すること、せり、團員は尋常小學校又は高等科を卒業せるものにして十二才以上二十五才迄とす。大正十五年四月の調査に於ては團員數二百九十八名あり、經費は大抵村費の補助にして尚不足額は團員各自の支辨とせり。發團以來青年の氣風頓に革まり、諸般の點に於て著しく向上せるは村の將來上大に慶賀すべきことなり

名稱　高城青年會。所在地　高城愛宕一番地。創立月日　明治四十四年一月一日。組織　高城區在住は十五歳以上三十五歳以下の男子。會長　一名　役員の名稱　副會長一名、監査役二名、會計二名、部長五、集金係七、顧問二。會員數　六十名。事業一、要目　1、地方風俗の改善。2、公共的事業。3、夜學會。二、既往、現在。1、高城川堤に三極及櫻を移植したり、（三極は會の基本財産、櫻は當地の風景の助たらしめんことを期す）2、毎年春秋二回大會を開き相互知識の交換風俗の改善に資するところあり。三、將來の計劃　基本金の增殖を待つて、會堂を建て夜學會或は會員の集會に利用せんとす。會費及出所　一ケ月五錢宛、會員の出金。資産　1、資金七十圓。2、基本財産（三極一萬本）。3、維持方法　資金は郵便貯金とし三極は高城堤防に栽培し居れり。夜學會　未だ實行せざれども會堂の設立と共に實行せんとす。

名稱　根廻報德團。所在地　根廻觀音堂。創立月日　明治四十一年十二月二十三日。組織　根廻居住の十五歳乃至三十歳の男（三十歳以上のものは賛助團員とす）。會長一名。役員名稱　幹事二名、會計二名、總理一名、會員數二十五名。事業　1、學術の講演。2、勤儉貯蓄。3、農事改良共同試作。4、夜學會。二、既往　現在學術の講演としては冬季農閑の季を利用して知名の人を依頼し年々開催し來れり。2、農事改良としては田地の開墾を行ひ現に田一段三畝歩、畑七畝歩を得たり。三、將來の

計劃　勤儉貯蓄によりて報德主義の完美を期するにあり。會員及出所資産　一ヶ月三錢五厘、會員の出金。1、資金三十五圓。2、基本財産　田地二段歩。3、維持方法　資金は郵便貯金とす。夜學會　冬季農閑の期を利用して夜學會を開き報德、戊申詔書自治體等其他精神上の講話をなす、講師には松島小學校職員其他知名の士を聘せり。

名稱　初原青年團。所在地　初原。創立年月日　明治三十六年一月十五日。組織　初原區の住民にして十五歳以上の男子。會長一名。役員名稱　幹事三名、世話役二名、會員數三十三名。

事業　一、要目　1、田地の開墾。2、道路の修繕。3、夜番巡回、消防。4、夜學會。二、既往現在　1、年々共同試作、田地の開墾等を行ひ來れり。2、秋冬の候會員交互にて夜番の巡回をなし公共精神の涵養に資する所あり。會費及出所　資産　1、資産四十二圓。2、田地六段歩。3、維持方法　資金は世話役にて保管せり。

六、彰表及概般

褒狀

宮城郡青年團

右者本團運動會徒歩教練に於て頭書の成績を得たるは平素團體訓練を忽にせざるの致す所にして寔に時宜に適するものとす因て之を褒彰す

大正九年十月廿八日

宮城縣青年團

賞狀

宮城郡

本縣下青年團劍道大會に於て成績第一位を占む仍て賞狀を附與し以て其名譽を永久に傳ふ

大正十年四月十七日

宮城縣知事正四位勳三等　森　正隆

宮城郡青年團　（大正十一年度）

團名	發團年月日	主なる事業	經費	役員	團員
宮城郡青年團	大正五年十月一日	一、明治神宮參拜（四月） 二、擊劍指導者講習（五月） 三、中堅青年養成講習會及登山會、活動寫眞講演會（八月、九月） 四、本團總會並に運動大會教育點呼（九月） 五、青年補習教育及各團並に優良青年旌表（自十一月至翌年二月） 六、雜誌宮城青年發行（毎月） 七、團長會議（四月、九月、二月）	二、九七八、〇〇〇円	團長 一 副團長 一 指導員 一 書記 一 評議員 一四 顧問 四五 雜誌編纂員 六 幹事 五 計 七四	三、六三八

團名	發團年月日	主ナル事業	經費	團員
原町青年團	大正五年一月廿五日	一、補習教育　二、運動會　三、總會　四、武術會　五、登山會	二三二、〇〇〇	二五三
盧竈町青年團	大正五年二月廿五日	一、講演會　二、夜學會　三、登山會　四、擊劍講習會　五、運動會 六、中堅青年養成會	五〇〇、〇〇〇	二九一
廣瀨村青年團	大正五年二月十九日	一、夜學者　二、運動會　三、殖林及山林刈拂	一三〇、〇〇〇	一六六
大澤村青年團	大正五年二月廿三日	一、補習教育　二、劍道講習會　三、運動會　四、水泳相撲練習會	二七〇、〇〇〇	二三五
根白石村青年團	大正五年二月廿三日	一、總會　二、擊劍角力競技會　三、擊劍講習會　四、運動會　五、兎狩 六、風紀矯正　七、共同試作　八、共同貯金　九、共同作業	一四三、〇〇〇	二一五
七北田村青年團	大正五年三月十一日	一、夜學　二、運動會　三、修養會　四、見學旅行	一八〇、〇〇〇	一九二
七郷村青年團	大正五年二月廿五日	一、劍道及相撲會　二、講演會　三、談話會　四、講習會品評會　五、夜學 六、夜警番　七、道路修理　八、就學の督勵	一七五、〇〇〇	二七五
高砂村青年團	大正五年二月十一日	一、夜學會及運動會　二、學術競技會　三、文武藝會　四、品評會 五、講演會　六、明治神宮代參報告會	二三〇、〇〇〇	三八五
七ヶ濱村青年團	大正五年二月十日	一、講演會　二、運動會　四、夜學	二八一、〇〇〇	二一二

多賀城村青年團	大正五年二月六日	一、補習教育運動會　二、講演會談話會　三、學術競技會	二九〇、〇〇〇	五一六	
岩切村青年團	大正五年二月十一日	一、補習教育、講演會　二、耐寒行軍　三、農事研究	一五一、〇〇〇	一九五	
利府村青年團	大正五年二月十一日	一、補習教育の必修　二、奉仕作業　三、時間の勵行　四、運動會　五、耐熱行軍　六、中堅青年養成講習　七、雜誌發行　八、旗表及競技大會	三〇〇、〇〇〇	二九五	
松島村青年團	大正五年二月十四日	一、夜學會講演會　二、擊劍、射的、遠足、相撲、水泳運動會　三、書冊回覽巡廻文庫	一〇〇、〇〇〇	三一九	
浦戸村青年團	大正五年二月十九日	一、講演會、夜學會　二、運動會	三〇、〇〇〇	八〇	
合計（一四）			二、九〇二、〇〇〇	三、六三八	

七、訓　令

大正四年九月十五日青年團體に對し、國民思想の健全をして益々助長せしむるがため内務・文部の兩大臣は訓令を發し、即日兩省次官之れを地方長官に傳ふ、後ち地方長官は郡市町村に訓令せり。全文下記の如し。

青年團體の設立は、今や漸く全國に洽く其の振否は國運の伸暢、地方の開發に影響する所殊に大なるものあり、此際一層青年團體の指導に努め、以て完全なる發達を遂げしむるは、内外現時の情勢に照し最も喫緊の一要務たるべきを信す。

抑々青年團體は青年修養の機關たり、其の本旨とする所は青年をして健全なる國民、善良なる公民たるの素養を得しむるに在りを隨て團體員として忠孝の本義を體し品性の向上を圖り體力を增進し、實際生活に適切なる智能を研き、剛健勤勉克く國家の進運を扶持するの精神と素質を養成せしむるは刻下最も緊切の事に屬す。其の之をして事業に當り實務に從ひ、以て練習を積ましむるのもの亦固より修養に資せしむる所以に外ならず、若し夫れ團體にして其の嚮ふ所を誤り、施設其の宜しきを得ざることあらむか當に所期の成績を擧げ得ざるのみならず、其の弊の及ぶ所測り知るべからざるものあらむ、故に地方當局者は須く此に留意し、地方實際の情況に應じ最も適當なる指導を與へ、以て團體をして健固なる發達を遂げしめむことを期すべし。

大正四年九月十五日　　内務大臣　一木喜德郎　　文部大臣　法學博士　高田早苗

發普四六四號　内務文部兩次官通牒

青年團體に關し、今般内務文部兩大臣より訓令の次第も有之候處、右團體の組織設置區域其他に關しては、大體左記標準に依り指導相成候樣致度、尤も此の際强て該標準に據らしめむとする儀には無之候に付、其の邊に就ては充分御留意の上深く地方實際の情況に鑒み、其の宜しきを制せしむる樣御指導相成度此段及通牒候也。（標準、誓文略）

大正四年九月十五日　　内務次官　久保田政周　　文部次官　福原鎗二郎

大正四年九月青年團に關する内務文部兩大臣の訓令以來、縣下青年團は競うて改善を圖り、實績亦日に大に擧るを見るは寔に欣幸に堪へざる所なり。然れども其の組織の他治的にして依る所あらんよりは、寧ろ其自治的にして依る所なきの大に力あるに如かざるなり、是れ昨年一月内務文部大臣の親しく訓示する所にして、本官の贊同已まざる所なり。但だ當時輒ち發せず持重以て今日に至る所のものは、縣下の情勢未だ可ならざるものあればなり。今や順慮すべき狀勢は既に往けり、復た何をか躊躇せん是れ爰に青年團組織要項と同指導方針とを發布し以て循由する所を知らしむる所以なり。宜しく地方の實情に鑑み參酌宜しきを制し、且つ適時實施して萬遺憾なきを期すべし。若し夫れ自治を見て自己萬能と爲し、以て上司の監督を蔑ろにする如き有らん乎、是れ實に曲解の太甚しきものにして、其の弊や滔々乎として將に底止する所を知らざらんとす。而かも是れ自制心に乏しき青年の陷り易き弊害なるを奈何れ、庶幾くは理之を誨へ情之を掖け、能く迷を啓き謬を矯め、大に青年修養の實を擧げ、以て健全なる國民、善良なる公民たるの基を樹てんことを

大正十年六月十六日　　宮城縣知事　力石雄一郎

第二項　處女團

一、起　因

明治三十九年多賀城村に於て、山王處女會を組織して補習教育運動會及び娯樂會共同公益事業を企劃したるは、本郡に於ける處女團組織の濫觴なりとす。惟ふに女子教育の補習機關を設備して、入りては良妻賢母の泉源を涵養し、出ては

ゝは社會奉仕の素質を培養し、以て健全なる國民性の特有を助長せんとせり。大正四年九月内務文部兩大臣は青年團體に教書を下せり此の時に方り男生組織の修養機關と共に駢馳せんことを欲するもの各町村に擡頭せり。大正十年本縣内務部は各郡市長をして處女團の組織を勸奬せしむ。公文下記の如し。

教第五〇一七號　大正十年七月七日　　内務部長

青年團と處女會は之をして並進せしむるの要あるは勿論の儀に有之候得共、縣下處女會の現狀は形實共に乍遺憾青年團の進歩に比肩すべきも無之是れ畢竟縣下の情勢上先づ力を青年團の經營に傾注し、而して手の未だ處女會に及ばざるの致す所にして誠に已むを得ざる儀と被存候。然れども時勢は最早現在の儘にて經過するを許さざる狀態に有之、即ち別紙處女會の組織並に指導に關する要項を制定せらるゝに至りたる所以に候間、爾今之に準據して處女會の施設經營に從事し、以て之をして青年團と並進して後れしめざる樣御盡力相成度此段命に由り申進候也。

追て來る八月中に組織を完了し、同時に會則を添へ御報告相成樣致度申添候。

宮城縣處女會組織及指導要項

一、處女會の目的は處女をして國家的觀念の下に家庭を治め、子女を教育し又社會的に活動する女子の使命を現實すべき修養を爲さしむるに在り。二、處女會は、市町村を範圍として組織し、而して部落又は通學區毎に分會を置くを得。郡及縣には聯合處女會を置き、郡又は縣下處女會を統監す。三、處女會員の資格は、義務教育終了後結婚迄のもの、乃ち十二才乃至二十才の者たるべし但し特別會員として二十五才迄の者を加へ、之をして會の援助補導に任せしむるを得。四、處女會の機關を定むる事左の如し。

1、會長及副會長各一。2、分會長(分會の設置したる場合)。理事其他必要の役員若干。3、評議員若干。五、處女會の經費は會員の勤勞、或は有志の寄附に因りて得たるものを以て支辨するを例とす。六、第一項の目的を達する爲め、處女會の行ふべき事業左の如し。

1、補習教育、年間を通じ的て組織的系統的に教授するを例とし、而して其科目は修身・國語・習字・珠算・手藝・裁縫・作法・家事實業等各地方に順應する教材を選び、以て學用的智織技能を授くると同時に女子の人格的教養に資すること。2、訓練、規約又は實行要目を制定して實踐躬行を圖り、又は共同事業を起し其他公益事業風化事業等に盡瘁し、以て社會奉仕の精神を發揮せしむること。3、體育、一方に於て運動會競技會遠足等を擧行し、他方に於て生理・衛生思想の發達普及を圖るの施設を爲すこと。4、娯樂事業。娯樂は會員の趣味を向上し、相互の交際を醇化し、又地方の生活を美化するを目的とし、適應の施設を爲すこと。七、處女會指導者。處女會は處女の教育機關にして、又其修養機關たるべく、即ち學校教育の延長と見做すを得、是の故に之が指導の中心人物は能く當該地方の實情に通じ、處女の個性に就て相當の了解あり、又同情心に富める所の小學校長及女教員ならざるべからず、而して是等指導者の取るべき方針は、一に前第六項の事業を發達進歩せしむるに在るを要す。

二、發團式

上記通牒の旨趣を體し、本田郡長は之れが組織を各小學校に指示し、各校長は町村當局と協商し、組織の改造に又は新に組織し、郡内十九ケの處女團成るに及び、之れを基礎とし大正十一年一月二十五日宮城郡處女團は成立して即日發團の式を擧行す。事業の概要及び會費の金額等左記の如し。

宮城郡處女團

團名	發團年月日	主ナル事業	經費	役員	團員
宮城郡處女團	大正十一年一月廿五日	一、總會(四月) 二、優良家庭見學(九月、二月) 三、教育講演會(八月、一月) 四、會長及評議員會議(九月) 五、体育奬勵會(九月) 六、補習教育及講演(十一月ヨリ二月ノ間) 七、會議及幹事會議(三月)	三四二、〇〇〇円	團長 一 副團長 一 指導員 一 書記 一 幹事 五 評議員 一九 顧問 二八 (計 五六)	三、四五一

三、概要

郡内二町十二ケ村に亘り、十九の處女會は明治三十九年九月多賀城村山王を始とし、大正十年十月根白石村處女會を

終りとす。爰に松島處女會の概要及び郡内設置の會名並に事業の綱領及び會費の金額團員の數等左の如し。

處女會。本會は大正十年九月一日の創設にして本村在住の處女をして國家的觀念の下に家庭を治め、子女を教育し又社會的に活動する女子の使命を現實すべき修養をなさしむ本部を松島尋常高等小學校内に置き分會を松島區外五ヶ所に置く、會員は十二才以上二十才前後のものにして結婚期迄の者を入會せしむ會長は代々の村長を推選し、小學校の女教員は大抵役員にして夫々指導の任に當り學術、訓練、体育、娯樂機關等の各般に亘りて修養をなさしむ。大正十五年四月に於ては會員數百五十有余名あり、經費は大抵村費の補助を仰ぎ女子は善來の因襲的習慣上男子の如く自由の修養も出來難く從つて企圖する如く急に良結果は表れざれども、逐年進歩の形跡を見るは喜ぶべき現象と云ふべし。

四、事業要綱

團名	創立年月日	事業ノ重ナルモノ	經費	團員
大澤村芋澤處女會	大正七年八月十五日	一、總會裁縫講習會、割烹講習會 二、蔬菜品評會 三、運動會、作法講習會	五七、三五〇	一四九
大澤村大倉處女會	大正十年八月十八日	一、講習會 二、總會	七、五〇〇	五二
根白石村處女會	大正十年十月三十日	一、總會役員會 二、作法練習會	二、四〇〇	二七
七北田村處女會	大正十年八月三十日	一、講話會、總會	一〇、〇〇〇	一五〇
七郷村處女會	大正十年九月廿三日	一、學術講話會 二、運動會	七五、〇〇〇	一四七
高砂村高砂處女會	大正十年八月廿三日	一、講話會、運動會 二、娯樂會 三、敬老會 貧困者慰問	八七、四二〇	九七
高砂村岡田處女會	大正十年九月二日	一、講習會、講話會 二、運動會 三、雜誌發行 四、慶弔互助事業 五、泰仕作業	一五〇、〇〇〇	一五〇
高砂村中野處女會	大正十年二月廿三日	一、敬老會 二、染色講習會 三、講話會 四、農事講話	二〇〇、〇〇〇	一五〇
七ヶ濱村前澤處女會	大正九年三月六日	一、講習會 二、農作物及手藝品ノ品評會、展覽會 二、共同作業	七、〇〇〇	七〇
七ヶ濱村亦樂處女會	大正七年三月二日	一、講演會料理講習會 二、運動會	二五、三三〇	九三
多賀城村笠神處女會	大正十年三月一日	一、講習會 二、見學 三、敬老會、運動會	四〇、〇〇〇	二六
多賀城村山王處女會	明治卅九年九月四日	一、補習教育運動會 二、娯樂會共同公益事業	五九、三五〇	二五八
岩切村處女會	大正十年九月二日	一、總會、講話會	一五、〇〇〇	一三一
利府村處女會	大正十年五月三日	一、補習教育の必修、講習會 二、講演會	二〇、〇〇〇	二一一
松島村處女會	大正十年九月一日	一、補習教育、娯樂會 二、裁縫手藝品展覽會	五〇、〇〇〇	一〇八
浦戸村處女會	大正十年九月三日	一、講演會、總會	一〇、〇〇〇	四五
合計（二九）			一、一〇三、七五〇	三、四五一

第三項　圖書館

智能を啓發し敎化を布演するの効果は殆んと學校に亞く、學者著述家敎育家に在りては、所見を弘むる爲め博引旁證の參閲に資し、又青年生徒は修學に關する圖書の參觀に要する購買費の浪費を省くの益あり、一般庶子女に在りては、業務の餘閑に購書の資力を要せずして讀書修學に、疲勞の精神を慰せしむる等の効果は、發して讀者の德性を涵養し、善良の智能を啓發し、社交の寬和敦厚以て愛國心の誘起する最も著大なりと謂ふを得べし。本郡内圖書館又は文庫を設

立する町村等下表の如し。

町村名	名稱	創立年月	圖書冊數 和漢書	圖書冊數 洋書	閲覽日數	閲覽人員	本年度經費
鹽竈町	鹽竈町立圖書館	大正六・五	五六三	一	八六	九八一	一二五 円
七北田村	七北田村立通俗圖書館	同 四・一	一、五一三	一	三〇〇	一五、二八〇	三〇
同	私立七北田村野村青年會文庫	明治三六・三	三一六	一	一二五	六、九八一	二五
根白石村	私立福岡通俗圖書館	大正六・一	七一六	一	三六五	一、三五八	五〇
多賀城村	私立笠神通俗圖書館	同 六・六	四〇七	一	二〇五	一、一三五	八〇
松島	松島村私立松島文庫	同 三・二	五五一	一	三〇	二五〇	九〇
原	町原町立通俗圖書館	同 二・四	一一〇	一	一	一〇〇	

【松島文庫】大正元年菊地寅治氏の經營にして縣公園地内愛宕山中腹に百六十坪の土地を選び二千四百余圓を投じて設置せるもの にして、地方人士に圖書閲覽の便を與るに止らず、四方遊覽者をして松島名勝古蹟を探訪するの便を得せしむ、藏書等も亦相應殊に閲覽室よりは松島全景を鳥瞰し得べく其風光頗る美觀なり。

第七節　教育會

第一項　財團法人宮城郡教育會

一、開閉

明治十八年十月本會を創立し、郡内教育の普及並に上進を圖るの目的を以て、本會員を通常・特別・名譽の三種に分類し會費を醵集して事業の經費に充用し、事務所を宮城郡役所内に設置し、會長・副會長・幹事・理事の役員を置き議員の定員を三十名とす。大正十五年六月末日宮城郡役所を廢止す、爾來本會の維持經營上支障を來せり、仍りて昭和二年四月總會の決議により本會を解散し殘務の整理期間を同三年三月末日とす。

二、歷任役員

會長、竹尾高巳・十文字信介・大立目謙吾・大童信太夫・林信・辰野宗次・八乙女盛次・早川智寛・清野喜左衛門・本田龍助・戸田元太郎・森田專七郎・粕谷哲郎・大宮司雅之輔。

副會長。櫻井光華・中山眞琴・嶺岸大力・久保田爲一郎・日根富三郎・高橋龍司・西大條規・菅原新兵衛・木名瀨德力・萱場柔壽郎・山本金次郎・松浦一男・木村元・高橋與一・石川一壽。

幹事。氏家與右衛門・成田丹宮・佐々木敬太郎・富田珍平・豊島欣之丞・赤井久彌・八島甲一・加藤玉吉・錦戸景訓・今村知成・戸金瀧治・萱場柔壽郎・佐藤浩・富岡喜代治。

三、成績一班

本會創立以來事業の成績を叙述するは敢て難きにあらざるも、明治四十四年より大正四年に至る五ケ年は特に看るべきものあり。又同五年四月現在名譽會員三十三名、特別會員三十名、通常會員町村有志者四百五十名、教員在職者二百六十六名總計七百七十九名なりき。五ケ年間事業の成績を列記する左に。

【明治四十四年度事業】學事視察員を二方面に分ち、一は郡視學一名小學校長一名を十月二日より十日間東京府・千葉・神奈川・福島の三縣に派遣し、一は小學校長一名、訓導一名を十月一日　七日間山形縣へ派遣し其の學事の狀況を視察せしめ、本郡の教育に利すること亦少なからず。此費額金八拾圓。（講習會）宮城縣師範學校附屬小學校訓導玉澤正吉を講師とし國語教授法、同本田甚平を講師として地理・歷史、教授法講習會を各十五日間づゝ開設し、郡内各小學校教員一般に講習せしめたるに其の結果良

好なり。此の費額金百貳拾貳圓拾六錢五厘。（通俗教育）本會に通俗教育調査を設け、其の一方法として幻燈映畫を利用して十一月十九日より十二月二日まで十四日間、郡内各町村に通俗講話會を開催せしが聽衆多きは六百名少くも二百名を下らず、一般の人智を啓發せしこと蓋尠少ならざるべし。此の費額金八拾貳圓四拾錢。

【明治四拾五年度事業】（講習會）宮城縣師範學校教諭高橋五郎を体操科の講師とし、東二番丁高等小學校訓導大槻貞一を唱歌科の講師とし、八月十五日より同一十五日まで十一日間鹽竈尋常高等小學校に於て兩科の講習會を開催す。講習員男女教員八拾五名にして其成績良好なり、此の費額金百五拾七圓六拾九錢五厘。又仙臺市教育會主催教育學講習會へ郡内小學校訓導三十名に聽講料金拾五圓を補助して出講せしめ、又宮城縣教育會開催唱歌講習會へ訓導七名に講習料金九圓六拾錢を補助して出講せしめたり。（學事視察）大正元年九月廿七日より十日間東京市及石川縣へ郡視學一名、小學校一名、同月三十日より七日間秋田縣へ小學校長二名を派遣し、其の教育狀況を視察せしむ、此の費額金百拾五圓貳拾錢。通俗教育の一方法として、十一月二十日より各校順次に幻燈會を開催し、明治天皇の御聖德御大喪儀の狀況、乃木將軍の映畫を主とし、之に家庭教育に關する物をも加へ映寫を興ふ、開會度數三十二回參觀者合計一萬八百人の多きに及べり。十二月二十五日より六日間開設の東京高等師範學校内、初等教育研究主催冬季講習會へ小學校長三名派遣したり、爾來五名づゝ年々繼續派遣しつゝあり。

【大正二年度事業】通俗講演會中央報德會幹事井口丑二を聘し十一月十二日より同月二十六日まで郡内各町村に於て、郡合十二回通俗講演會を開催せり。（教育幻燈會）大正二年十一月二十七日より十二月二十四日までの間に於て、郡内各町村に教育幻燈會を開會すること二十九回、主として貴顯御肖像、伊勢神宮、濟祖公及學校と家庭との連絡此會教育等に關する映畫を映寫して說明を興へたり。（學事視察）大正二年十月八日より同月十七日まで十日間、郡視學一名校長一名訓導一名を大阪府及兵庫縣へ十二月一日より同月七日まで縣内各郡へ校長及訓導八名を派遣して其教育狀況を視察せしめたり。（兒童善行賞表）大正三年三月郡内各尋常小學校及高等小學校卒業兒童中品行善良にして、學業優秀なるもの各校一名に對し硯箱一個及賞狀を授與したり、爾後年々繼續施行の筈なり。

【大正三年度事業】（講習會）八月一日より同月五日まで原町尋常高等小學校内に於て、東京高等師範學校訓導安東壽郎を聘し理科講習會を開會せり、講習員郡内一四六、他郡市六五計二一一、講習事項は主として簡易理科機械製作實驗、理科教授法等にして科外として、算術教授法に關する講演ありき。（通俗講演會）七月十三日會計檢査院長子爵田尻稻次郎を聘し、原町尋常高等小學

校内に於て臨時講演會を開催、國家經濟上に關する事項に付約三時間に渉る講演ありたり。十一月十三日東京中央通俗講演會幹事天野雉彦を聘し、原町尋常高等小學校内に於て臨時講演會を開催、歐洲戰亂の原因より結果に推論し、將來國民の覺悟に言及ぜられたり。大正三年十一月二十五日より大正四年二月二十五日に亘り天野雉彦を聘し、郡内各町村に都合十回の通俗講演會を開催せしが中途同氏嚴父の喪に依り講演を中止するの已むなきに至れり。（教育幻燈會）大正三年十一月二日より十二月十八日に至る間に於て郡内各小學校に幻燈會を開催すること二十八回主として歐洲戰亂の原因戰況青島攻圍戰の狀況等に付映寫し說明を興へ、時局に處する國民の心得に付力說したり。（學事視察）學事視察として大正三年六月四日より十日間、郡視學及校長一名を東京市靜岡兵庫縣へ同年十一月二日より七日間縣内各郡へ校長及訓導八名を派遣したり。（教員奬勵）大正二年に於て懸賞したる鄉土誌を審査決定して、大正三年七月十三日臨時講演會の際發表し、二等賞四名三等賞四名等外賞三校に賞與したり。

【大正四年度事業】八月十三日より四日間宮城縣師範學校教諭瀧正善を講師として体操科講習をなしたり、又同月十七日より六日間仙臺第一中學校教諭大泉重藏を講師として理科講習をなしたり。（通俗講演會）大正五年二月六日より四日間東京帝國大學講師文學士常盤大定を招聘し、本郡高砂利府七北田亦樂の四小學校に於て通俗講演を開催したり、同二月十日及十四日の兩日第二高等學校長武藤虎太を聘し、岩切・鹽竈の兩校に同校教頭杉谷泰山を聘し七鄉・多賀城に於て通俗講演を開催したり。（教育幻燈會）大正四年十二月六日より五年一月十四日までの間に於て、本郡各小學校に於て教育幻燈會を開催すること二十六回主として御即位に關する映畫を謹寫したり。（學事視察）大正四年十一月二十日より十二月四日まで十日間、京都府及奈良縣へ郡視學一名校長二名、同十二月六日より七日間縣内各郡へ校長及訓導八名を學事視察として派遣せり。同年十月十七日御大典記念として宮城野原に於て本郡青年聯合運動大會を擧行したり、來會せし團員無慮五千觀覽者約二萬非常の盛況を呈したり。（教員奬勵）大正三年に於て懸賞したる農村に適切なる教育法を審査決定して、大正四年五月十六日總會に於て發表し、二等賞二名、三等賞六名等外賞一名に賞與したり。

四、財　産

大正五年三月卅一日現在の基本財産及び同十二年一月卅一日讓與の郡有財産金七千六百五拾壹圓七拾壹錢計金九千五

百四拾壹圓四拾四錢七厘なり。

基本財産額　金千八百八拾九圓七拾參錢七厘。

內譯。一金千四圓百宮城縣農工銀行定期預金（一金三百圓七十七銀行定期預金　一金百七拾參圓四拾貳錢宮城貯蓄銀行當預入

一金拾六圓參拾壹錢振替貯金　一金七厘現金保管

五、財産處分

昭和二年四月廿四日臨時總會を開き、宮城郡教育會の解散を議決し、清算事務並に財産處分案を議了す、精算委員の氏名並に郡有財産讓渡金返戻配當左に。

精算委員。渡邊榮助・富岡喜代治・加藤武之助・渡邊喜惣治・遠藤音右衛門・後藤大輔・赤間寅吉・櫻井四郎右衛門・眞籠良三郎・西川常三郎・丹野市右衛門・今村喜平治・嶺岸新七・由崎忠右衛門・馬場直正・藤原良吉・佐藤貞治。

郡有財産讓渡金返戻配當表

町村名	大正十一年度 郡費負擔額	同上負擔配當率ニ依ル返還金
原町	三、〇一二、七五〇	六四三、八八〇
鹽竈町	九五二、〇八〇	二〇三、四五〇
廣瀨村	一、八九九、〇五〇	四〇三、一七〇
大澤村	四、二四三、六五〇	九〇六、九五〇
根白石村	四、二四三、六五〇	九〇六、九五〇
七北田村	一、一二一、七二〇	二五八、九五〇
七郷村	四、二四三、六五〇	九〇六、九五〇
高砂村	三、九九七、七八〇	八五四、三九〇
七ヶ濱村	一、一二一、七二〇	二五八、九五〇
多賀城村	二、九七一、九八〇	六三五、二六〇
岩切村	二、二五八、三五〇	四八一、二七〇
利府村	二、九五六、二七〇	六三六、〇五〇
松島村	二、九五六、二七〇	六三六、〇五〇
浦戸村	三、二五九、八三〇	六七一、四〇〇
合計	三五、八〇三、九九〇	七、六五一、七一〇

但し右は各町村教育會基金として積立つるものとす。（備考）負擔金貳圓ニ付金貳拾壹圓參拾七錢壹厘七毛當

第八篇　社寺宗教

第一章　神社

第一節　概說

第一項　起因

神社は神の御靈を奉り齋く處なり、此の制神代に始る、即ち大國主神自己の奇魂を大和の東山（三輪山なり）に祀り爲めに神社を起つて「美毛呂」と云ふ、又天孫瓊々杵尊大國主神を祀らんが爲めに出雲の多藝志の小濱に神社を建築す「杵築大社」にして今の出雲大社（出雲國簸川郡杵築町）是れなり。

神武天皇四年（皇紀四）四月大和の鳥見山に神籬を建て皇祖天神を祭り天種子命、天富命をして祭祀を掌らしむ、而れども神社を建てず、唯其の場を清淨にして樹木を植ゑ、石を並べてその四方に周匝する「磯城」を築きしのみ。

崇神天皇六年（皇紀五六九）天照大御神を大和の笠縫に祀り磯城を四面に周し且神籬即ち樹木を植ゑて神宮を造る、神宮は、天皇の大殿の如く殿の正中に一丁柱を立つ是を心の御柱といふ、天皇深く天神地祇を祭る諸國に神社を造營する此より多かりき。垂仁天皇二十五年（皇紀六五六）天照大御神の廟を伊勢の度會郡五十鈴川の上に遷して神宮を建て倭姫命をして奉齋せしめ、其の他に在りては中臣、忌部の二氏專ら神事を執行せり。

孝德天皇大化二年（皇紀一三〇六）大化の新政により始めて「神宮頭」を置き、小華下忌部首作賀斯を以て之れに任し

神事を掌らしむ。文武天皇太寶二年（皇紀一三六二）二月朔日太寶命を布き、神祇官を置き太政官の上に班す祭政一致此れなり。

職官志。神祇官。天種子興天富。夾輔帝室。致孝祀於內。以施於有政。而其子孫並皆受官族。曰中臣。曰齋部。亦能世先業無墜。崇神帝方畏天威。懼常瀆神器。其六年命豐鍬。姬祭諸笠縫邑。垂仁帝二十一（又五）年。命倭姬奉神器。自笠縫遷于伊勢而廟祀焉。中臣連之遠祖曰大鹿島。實始爲之祭主。中臣氏之支族。有大中臣氏。卜部氏。興齋部以三姓稱。共世祠官。一自置神祇官。而伊勢祭主獨奉天照皇朝。職始分焉。

一條天皇萬壽二年（皇紀一六八五）花山天皇の皇孫源延信を神祇伯に任す、是より以來此家を以て神祇伯と定められ他に任するなかりき。伯に任すれば王と稱す、青蘰神社の沿革記文往々伯王の記あり、此の制明治維新の曉に及ぶ、慶應三年德川慶喜大政を奉還す、翌年二月五日神祇事務局を置く、同年四月二十一日之を廢して神祇官を置く、明治四年八月八日神祇省に改め翌五年三月十四日神祇省を廢して敎部省を置き神祇を司る、同十年一月十一日敎部省を廢止す、神祇の事務を內務省に移轉す、省中社寺局を新設して之を管せしむ。

醍醐天皇延長五年（皇紀一五八七）延喜式成る。神明帳に陸奥國一百座內大社は十五座にして小社は八十五座なり、而して本郡鎭座の神明四座にして大小各二座あり、志波彥神社鼻節神社は名神大にして、伊豆佐賣神社多賀神社は小社なり。

新撰陸奥風土記。一伊豆佐賣神社。所祭溝咋比咩なり、天武天皇二年圭田を奉神祭を行へり、利府の驛の西に隣る飯土井村の所なり、鹽竈社の末社なりと云はいかゞ、鄕人御姬の宮と云ふ、長者屋敷の北の岡に神祠あり、例祭九月九日。

一、志波彥神社。名神大。岩切村今市冠川の橋の東一丁に在り、今冠川明神と申鹽竈社の末社なりと云はいかゞ、例祭三九月二十八日。天智天皇三年始圭田を奉神事を行ふ。

一、鼻節神社。名　大。鹽竈村籠島の東南海上二里許、陸は三里餘上に有、鄕俗花淵神社と云、其下を花淵濱と云ふ、又海中に大根の神と申即奥の院なり。舒明天皇二年始て圭田を奉祭事を行ふ、圭田四十三束（略）承和十一年從五位下を授らる鼻節の神は風土記に多力雄神也と在り、今は三座猿田彥神和多都美となり。

一、多賀神社。多賀崎に在り、土人高崎村と呼、又塔の越といふ所なり、俗に高崎神明と申すは訛なり、多賀の碑の東岡なり。例祭九月十五日所祭伊弉諾尊。

第二項　本地垂跡

本邦古來神道の存在せしは歷史に將遺蹟に徵証すべきものありしは前項叙述の如し。佛敎の一派は韓國を經由して東漸せし以還、入唐見學の僧徒は歸朝し、支邦印度の日月山川を崇拜するの風習と、本邦固有的多神敎を尊敬するの慣習と合致するの點多かりき。佛徒釋敎の傳來當時にありては彼れを蕃神なりと斥け、神佛彼我の爭鬪を調和し敬神と奉佛として國民性の緩和を助長し、皇國の斯民をして歡樂の境に誘導し四海泰平國土安康ならしむるも亦往時の良計なりしなるべし。故に天照大御神は日本に垂跡し給ふも、實は毘婁遮那佛即ち大日如來は本地なりと高唱し、又源家の祖神大幡大神は觀音薩埵の垂跡なりと說破し、其他平●藤●橘の祖神も悉く皆諸佛菩薩の垂跡なりと斷定して敬神奉佛に意慢なからしめたり。推古天皇十五年（皇紀一二六七）敬神崇祖の御宸念は、遣外使の復興により愈々高かりき。中庸「宗廟之禮。所以祀其先也」

彼の文物典章は、書生僧徒の留學によりて輸入せられ、韓風變じて唐風に移りし時代なりしが故に、敎化の道も從つて興隆し、神社の祭禮を嚴かにせられたり詔に。

朕が皇祖天皇の世々を宰し給ふや、敬く神祇を禮し、山川を祀り給はざるは無し、されば朕が世に於て、爭で祭祀を怠る可げむ。百僚宜しく心を竭くして、天神地祇を崇祀すべし。

今の國幣中社鹽竈神社即ち往時の鹽竈一宮大明神の別當は法蓮寺なり、元祿十五年十二月十三日火災の當時、國老津民部に上申せる住憎快信の古文書に。

左宮武甕槌命（金剛界大日如來）經津主命（胎藏界大日如來）岐神（觀世音菩薩）鹽土翁（文殊菩薩）事勝國勝命（釋迦牟尼如來）、猿田彦命（地藏菩薩）興玉命（藥師如來）太田命（阿彌陀如來）

單り鹽竈神社のみ爾かるにあらず、今の鄉社青麻神社は往時の三光寺青麻權現なり、日・月・星の三光なるべし詳別すれば天照大御神は日にして大日如來、月讀神は月にして不動尊、天之御中主神は星にして虛空藏菩薩の垂跡なりと尊敬せられたり。

斯く本地垂跡の說は社會に容認せられ治國安民の社會政策に應用せられたる素因は、蓋し天臺山延曆寺の開祖最澄なるべし、義眞・圓澄・光定・圓仁の徒この門より出つ、最證唐に入り一心三觀の旨を持し延曆二十四年五月歸朝、嵯峨天皇弘仁五年（皇紀一四七四）宇佐八幡宮に詣て法華を講ぜし事蹟は、本地垂跡神佛混淆の動機なるべし、此の例証は鹽竈社に法蓮坊神前に看經し遂に社家を統督するの因を成せると其の撰を一にしたるが如し。

明治維新の始め本地垂跡、兩部神道の前例は排斥せられ、八幡大菩薩三島大橫現を始じめ神佛混淆の制度を廢止し、兩部神道の神は皆神籍に復歸し、諸國大小の神社別當の輩は復飾せらる、明治四年五月十四日世襲の神官を廢し精選之を補任す、序いて六年二月鄉村社祠官祠掌給、十二年十一月祠官掌祠の身分取扱、十四年五月神官職制、二十年三月官國幣社に宮司・禰宜・主典の神職、二十七年二月府社・縣社・鄉社に社司一人社掌若干人設置、二十五年官國幣社神職試驗規則の發布を始とし、神職登用規則、社司社掌試驗規則、神官神職懲戒令の發布ありて現時に及ぶ。

第三項 額

明治四年五月十四日太政官布告第二三五號を發布し、神階叙勳の古制を廢止して、官社以下定額及び神官職員規則を施行す、官社諸社の等差左に定まる。抄錄下記の如し。

官社、官幣大社・官幣中社。以上大中三十五社、神祇官所祭爲官幣社。
官幣小社・別格官幣社・國幣大社・國幣中社・國幣小社・以上六十二社、地方官所祭爲國幣社。
右官幣國幣社通計九十七神祇官管之。
諸社。府社・藩社・縣社（府藩縣崇敬之社）鄉社（鄉邑產土神）右地方官管之。
官幣國幣官社以外、府藩縣社鄉社二等を以て天下諸社の等差さす。
右官社定額の外、式內及國史見在の諸社、期年檢查を歷て更に官社に列すべし。但四時祭官幣の列は、方今神祇官に請して祭之。

第四項 定則

明治四年七月四日太政官布告第三二一號鄉社定則を頒布す。頭書に「先般被仰候神社御改正、鄉社の義は別紙定則の通取調可致事」と記せり、定則を抄錄する左の如し。

一、鄉社は凡戶籍一區に一社を定額とす。假令は二十ケ村にて千戶許ある一鄉に社五ケ所あり、一所各三ケ村五ケ村の氏子場とす此五社の中式內か或は從前の社格あるか、又は自然信仰の歸する所か、凡て最首となるべき社を以て鄉社と定むべし。余の四社は鄉社の附屬として是を村社とす。其村社の氏子は從前の通り、社職も又從前の通りにて是を〔祠掌〕とす。總て鄉社に附す（鄉社に付すと雖も、村社の氏子を鄉社の氏子に改むにはあらず、村社氏子元のままにて鄉社に付するのみ）鄉社の社職は祠官たり、村社の祠掌を合せて鄉社に祠官祠掌あること布告の如し。但祠掌は村社の數によれば幾人もあるべし。
一、從前一社にて、五ケ村の氏子場其數千戶內外にして、粗戶籍一區に合するものは自然の鄉社たり。祠官一人なれば更に祠掌を加ふも許すべし。

同八年八月十四日太政官達第一五九號、官國幣社、府縣鄉社共、古來の制式を保存せしむるの令を發布し、翌九年一月太政官達六號にて改正せらる。公文左に。

官國幣社及府縣鄉社共、古來の制式容易に變換候ては、後來共其照鑑を失ひ候柔、本社並附屬建物周圍玉垣等些少の物件に至るまで永く保存可致、就ては自今修覆再造の節用材物品等も可成舊式に不違樣可取計、此旨相達候事、

但官國幣社の內、社殿矮陋祭儀難相整向も有之候はゞ、修覆再造の節其旨委細具狀、內務教部兩省へ可差出事

第二節　國幣中社

第一項　鹽竈神社

一、神苑

國幣中社鹽竈神社は、宮城郡鹽竈町市街の西北一森山に鎭座す。老杉古松鬱然として之を環り、人をして肅然敬恪の念を深からしむ。表參道鹽竈驛より西約八丁、本鹽竈停留所より西町に入る。石階二百級を登りて山上に至り、更らに二十八級にして樓門に達す。東參道鹽竈驛より西北五丁、本鹽竈停留所より約數丁にて、入口大鳥居（竹田宮殿下御筆蹟銅製の揭額あり）左折して長短數區石磴を緩歩すれば山上の平地に達す、同三十三年五月金井之恭の書、題して「東北鎭護鹽竈神社」と刻せる石表を觀るべし、石表に面して右すれば即ち神苑なり、園池の內に白鶴群遊の狀態を見る、廿七八年の役第二師團凱旋のとき、歩兵第十七聯隊將校一同の獻納にして每年育雛せり。左丘は萬多奈の岡と稱し、明治九年六月龍駕の駐むる所なり。直行すれば右に神馬の廐舍、神馬は古來より足尖四白とす、此馬亦然り而して水澤町留主氏在地より產すと、左に繪馬堂あり、法橋川村春洋の筆、數馬天狗太郎坊の圖、片倉小十郎の獻納等を觀るを得べし。少しく進みて神樂堂を過ぐれば、唐門の前に達す、門に金字の額を揭ぐ、額は有栖川織仁親王殿下の御眞筆「東北鎭護。明治十四年秋。從駕北巡、詣鹽竈神社。因題此字」と署す。三殿の右に和泉三郎寄進の鐵灯を安じ左に日景石を置く林子平の案出なり、文化年中蝦夷地警衛の任務を果せし報賽のため、仙臺藩主伊達周宗（紹山公）の獻納の神燈を安置す。唐門の前方に樓門あり、「扁に正一位鹽竈社」裏らに一宮鹽竈大明神とありしとならん。門下は鏑馬の馬場にして直下は前記の表參道なり。

二、宮殿

現在の正殿以下數個の宮殿は、伊達政宗四世の孫綱村（肯山公）元祿十五年十一月十三日回祿後の造營なり、爾後幾多の修補を加ひしことありしも爰に略しぬ。

本殿。屋根前後兩流。切妻。全殿素木造。銅具鏤文鍍金。拜殿。屋根入母屋。破風付。金殿朱塗。銅具鏤文鍍金。

左右宮及び別宮共に同じく、檜坂葺にて棟上菊花の金章七個を附す。唐門は四脚門にして朱塗。銅具鏤文鍍金とす。正殿を分ちて左右の兩宮とし、別宮更らに向殿を安置す。正殿以下主なる社殿のその桁行梁間及び坪數を示せば左の如し。（六尺三寸間）

正殿。三宇。桁行二丈三尺、梁間一丈五尺。八坪二合づゝ。拜殿。二宇。左右宮。桁行五丈二尺九寸、梁間二丈八尺九寸、四十九坪八合。別宮。桁行三丈六尺九寸、梁間二丈二尺九寸、二十六坪七合。渡殿。二宇。左右宮。桁行八丈九尺七寸、梁間八尺七寸、十五坪一合。別宮。桁行六丈九尺四寸五分、梁間八尺七寸、二十坪。祝詞舍。三宇。桁行一丈二尺七寸、梁間八尺七寸、三坪一合づゝ。神饌所。一宇。桁行一丈二尺、梁間一丈、八坪八分。透塀。二ヶ所。左右宮、延長四十五間、別宮。三十一間唐門。一宇。桁行一丈三尺、梁間一丈二尺三寸、四坪。樓門。一宇。桁行二丈九尺、梁間一丈七尺、十二坪四合。水舍。一宇桁行八尺四寸、梁間七尺六寸、一坪八分。東西廻廊。二宇、桁行三丈二尺二寸、梁間一丈一尺、八坪。三合づゝ。東廻廊附屬舍

五坪。玉垣。周圍延長百五十間。

三、祭神

國幣中社鹽竈神社は、明治四年以前にありては、奥州一宮正一位鹽竈大明神、又は鹽竈六所大明神と崇め奉る、神位官幣●祭祀の古社なり。元祿六年九月廿六日、神祇管領卜部兼述作の鹽竈社緣起あり抄錄左に。

陸奥國一宮正一位鹽竈大明神三座。　在宮城郡多賀國府長。去國府城十八町許。

左宮。武甕槌命。　古宮。經津主命。　別宮。岐神。

是に於て、武甕槌命●經津主命●鹽土老翁命即ち岐神の三柱を奉祀し、武甕槌命と經津主命は正面の左右宮に、鹽土老翁命は東方の別宮に鎭座せられて、鹽竈神社と總稱せり。

建國の創め、武甕槌命●經津主命の二柱、豊蘆原中國を平定し給ふときに、鹽土老翁命即ち岐神を嚮道と爲し東北を經平し給ゐし後ち、武甕槌命は常陸國鹿島に留り、經津主神は下總國香取に移り、獨り鹽土老翁命のみ此の地に留まりて耕耘を教へ、蒼生をして無際の神澤を蒙らしむる、盛德鴻業の偉蹟に奉給ゐて、海潮を煑て食鹽を製し、耒耜を作りて耕耘を教へ、蒼生をして無際の神澤を蒙らしむる、盛德鴻業の偉蹟に奉謝せんがため、武甕槌命を鹿島神社、經津主命を香取神社、鹽土老翁命を鹽竈神社と崇め奉りしは即ち現代人の祖宗先人なるべし。

社家所傳及舊說曰。天孫降臨之始。經津主太神式甕槌太神。先降平定葦原中國時。以岐神爲鄕導。周流創定。終至陸道奥國。祭此三柱神於斯地。武甕槌太神鎭座于常陸國鹿島郡。經津主太神鎭座于下總國香取郡。二柱神又遷幸于大和國三笠山。岐神終止此所。或云。鹿島同體。或云。鹿島之鹽竈六所明神。或曰猿田彦。事勝國勝。鹽土老翁。岐神。與玉命。太田命。六座「同體異名神也」兄也。是先降此所之故也

祠之於別宮也。鹽土老翁。始降此浦。燒鹽以教民。故稱鹽竈浦。御釜于今在矣。別宮社人掌之。

當社左右別宮。各有社人。又有巫女各一人。祭禮之時。別宮巫女先振鈴。是神先達巫女。左右宮巫女次之。流鏑馬各三番。又先別宮。是皆武甕槌經津主兩神。以岐神爲鄕導之緣也。

當社大祭禮、七月十日也。以潮滿時供御膳。祭鹽土老翁之故也。「同月同日於常陸國鹿島。有異國歸伏之大祭禮云々」每月十日及申酉日。爲緣日也。

或曰延喜式。所謂志波彦神社是也。志波志保訓相通。彦老翁義相同。栗原郡志波姫神社同體神也。

社家及土民傳云。岐神先天降于冠川上。因祠此曰神降明神。爲鹽竈末社。或曰冠川明神。加牟武利。加牟布里。訓相通。「當多賀國府城乾。去城四十町許」

今此所曰岩切村。川曰岩切川。社傍有志波道場之跡。又傳云。岐神先降于鼻節濱。延喜式所謂。鼻節神社是也。猿田彦太神御形。鼻以有節曰鼻節神社。而後遷座于鹽竈浦。云々。鼻節神社今爲鹽竈末社「當鹽竈巽。隔二里半許」延喜式。所謂多賀神社。無所見今鹽竈社。在于多賀國府。是此三柱神。天降于此國。祠之於國府。故號多賀神社。一宮左右宮大明神。尊氏公文書載之。

田村麿東夷征伐之時。勸請三柱神於加美郡。其社于今在。三河國岡崎六所明神者。勸請當社之別宮。是東照大神産生神也。

右者陸奥守藤綱村朝臣。自幼崇神。以爲國守。崇敬異于他。風衷道徹。雜說傳世。鮮知其實者。歎之憂之年有年矣。故以社家所傳旦所訪春日。香取。鹿島及奈州六所明神社家等之諸說。參考而質之於予。予閑其疑者。撰之爲一卷。而傳後者也。于時元祿癸酉仲秋日。

神祇管領從三位左兵衛督卜部朝臣兼連。

元祿六年九月二十六日烏　基熙

右緣起者。兼連卿之所述作也。以可爲後代之證據。故加筆卷尾矣。

鹽竈社緣起追考。右正一位鹽竈大明神緣起一卷者。祖父兼連卿「後改稱兼敬」之撰。故太閤基熙公爲之跋。備後証云。中古以來擧國稱正一位。然探求神庫及國府。未嘗有神位記並官牒之可徵者。故當國主陸奥守藤原宗村朝臣。與其父左兵衛督藤原吉村朝臣。相議更命於奉仕禰宜出雲守從五位下藤原時昌阿波守從五位下藤原繁滿等。謹請神位記。今歲戊辰四月十七日。敕被可極位。奉授神位記。仍又別寫舊記。加一二追考之文。請予之一言於卷尾。故全篇繕寫了。乃加姓名及印章。

以貽與云。

寛延元年十二月二十八日

神祇道管長上卜部朝臣兼雄

這鹽竈社記一卷。正二位兼敬卿編輯。而被嫡孫兼雄卿。所以附錄其後也。實於當社之本緣事蹟。無罅漏者歟。

寛延二年二月一日　内前

鹽竈神社勘文。陸前國宮城郡鹽竈村鹽竈神社、祭神第一殿武甕槌命、第二殿經津主命、第三殿岐神なり。此神等を此所に鎭座せる由緣は、神代に武甕槌經津主二神、岐の神を嚮導として皇國内を周流し、逆命者を誅戮せし事、日本紀に見えたる如くにて、陸奥の地に至れるを以、此三神を始て此地に祭る事載せて、春日驗記等に詳也。延喜主税寮式に、陸奥國祭鹽竈神料一萬束、とあるをみれば、式内の社たらずと雖も、古來より朝家にても崇重し玉ひし事知られたり。且つ衆庶に於ても尊信淺からざるを以、文治建久の頃は、本國の一宮と稱したりし事、本社傳來の古文書にみえ、近く伊達政宗領國たりし頃、社を今の地に遷し莊麗の修營を加へ、寛延年中には朝廷へ奏請して勅額を申賜り、御維新の始迄は、社領高千三百五十二石、攝末社二十八社ありて、神威赫々祭典嚴盛、東國の人民遠く仰奉する、一大祠なる事人の知る所なり。

四、國寶指定

明治四十年五月二十七日内務省告示第六四號、古社保存法に依り、神社の寶庫に藏する「來國光」「雲生」の二刀は國寶に指定せられたり。

〔來國光〕　拵金作、鞘外白金襴袋入、黑塗箱錢黃羽二重婦久佐包。

寛永十六年伊達政宗第二子忠宗陸奥守に任じ、將軍德川家光來國光作の太刀一腰を忠宗に賜ふ。忠宗の孫綱基（改綱村）年甫め十七、延寶三年九月十九日入國、十一月十日鹽竈社に賽詣して、將軍賜ふ所の來國光刀を神前に奉納せり。即ち國寶指定の太刀是れなるか。

鹽竈神社寫眞帖解說。寶物、刀、備前雲生作、在銘なり。刀長三尺四分、鞘黑漆塗にして、作り拵悉く當初の製作を存す。來國光作。在銘なり、鞘梨地紋描金は「竹雀」なり。延寶三年陸奥守伊達綱村朝臣の奉納なり。

右二口は國寶にして、今は東京九段遊就舘に出陳しあり。

鹽社史料。延寶三年十一月十日綱基君御奉納。　東藩史稿。十六年（寛永）己卯四月十四日陸奥守に轉ず、將軍國光の刀を賜ふ、貞宗の刀を献ず。又。十九日（延寶三年九月）發駕入國す。扈從人員三千四百八十餘人。

〔銘雲生〕　黑鞘金襴袋入、黑塗之箱入、一腰。

神社へ奉納したる奉納者の氏名及び歲月詳かならず。

法蓮寺記。但往古より御當社傳來に御座候處、綱村君御代御拵御飾御奉納被遊候事。

五、歷任宮司

落合直亮	明治六年三月十五日	志波彦神社、同	八年一月九日	鹽竈神社	
遠藤信道	同	十年五月十二日	志波彦神社、鹽竈神社。		
芳賀眞咲	同	十九年十一月三十日	同	遠藤允信	同　二十四年七月十日　同
中山宗禮	同	二十九年二月五日	同	遠藤允信	同　三十年三月二日
高山昇	同	三十二年四月二十九日		水沼政載	同　三十三年十月十五日
窪田定四郎	大正元年十一月二十八日			山下三次	同十年十二月二十八日　昭和三年五月廿八日
古川右京	同				

第二項　志波彦神社

一、列格

明治四年五月十四日官社以下定額の發布と共に、志波彦神社は國幣中社に列せられたり、蓋し志波彦神社は、延喜式神名帳に、陸奥國一百座（大十五、小八十五）名神の大社たりしが故なるべし。

新撰陸奥風土記。志波彦神社「名神大」岩切村今市冠川の橋の東一丁に在り。今冠川明神と申、鹽竈社の末社なりと云はいかゝ、例祭三、九月二十八日。天智天皇三年（編註皇紀一三二四距昭和二年一二六四）始圭田を奉神祭を行ふ。

定額發布の當時、全國を擧けて官幣中社以上三十五社、又國幣中社六十二社に過ぎざりしも、式の内外を問はず國史に著明なる神社にして、調考を遂げ列格に位するもの、官幣大社五十八座、官幣中社二十六座、官幣小社五座、別格官幣社二十四座。國幣大社七座、國幣中社四十六座、國幣小社二十三座總計一百八十九座を算せり。

二、遷　座

明治七年十二月五日鹽竈神社境内へ遷座し、同月二十四日別宮に安置し奉る。その遷座の顚末に關する當時の記錄は鹽竈神社山下宮司の著「鹽竈神社史料」に審かなり抄錄下の如し。

一、明治六年宮城縣廳より、志波彦神社は荒廢甚しく改造を要するも、其社地狹隘にて建築不可能なるを以て、別に適地を求むるか若くは鹽竈神社へ移轉可然旨を教部省に伺出て、又別に神社に於ては、其廢頽を憂ひ造營官費に立たざる上は、其の修繕は神官氏子にて施行し、竣工の上屆出差支なきや、當分假に便宜の他社に神靈を奉招して、祭式執行差支なきやの二點を教部省に伺出でたるに對し、同月二十五日を以て、前者は地方官協議の上更に可申立事と指令せらる。

一、神社は其指令に基き七年一月を以て地方廳に對し、有志を募り社殿を建逆せん事を願出で、地方廳は之に對し同月二十三日を以て、右は築て教部省に伺出たる通り、他へ遷社可然と思考するに付尚勘ふべき旨を示達す。依て神社に於ては更に七年二月を以て、鹽竈神社は祭神も本社と御同神なるを以て、御遷座迄にも及ばざられず、直ちに鹽竈神社へ本社の名稱を移し奉りて祭事を執行し、現在の社は舊地舊社として神殿造營崇敬することにしたしと教部省に申立、地方廳も之に同意し教部省に添申したり今鹽竈神社名を廢し、志波彦神社と改むるは不敬なり。依て志波彦神靈を鹽竈社鹽土翁の神殿に合せ祭り、從來は鹽竈三柱なる、向後は四座に齋ひ奉り、祝詞等には鹽竈に鎭座、志波彦神●建雷神●經津主神●鹽土翁云々と、四柱の神名を以て祭典執行せば、兩神に對し不敬なることなしとの意見を以書に作りて、教部省に申立て、右具陳の爲め權宮司遠藤信道は三月十八日を以て出發上京せり。

一、斯くて七年五月五日を以て「鹽竈神社へ遷座被仰出候」旨を太政大臣より達せられたり。

明治七年二月二日教部省達書第一號を以て、官國幣社宮司へ「社務取扱所稱呼、各社異稱候趣、今後一般某神社社務所と相唱可申此旨爲心得相達候事」と通牒せり、仍りて左記の如く社務所の稱號を定む。

國幣中社志波彦神社鹽竈神社事務所

三、考　證

明治四年二月志波彦神社家加藤千尋より、大小神社明細帳書式に準じ地方廳に呈出せられたるもの並に既刊の諸書を抄錄する左に。

志波彦神社　式内名神大。一本社　六尺五尺。一御供所　三間二間●一長床　四間二間半　一鳥居一基。

一、祭神。鹽土老翁。孝照（まゝ）天皇壬申年勸請。祭日三月二十八日。

一、神位。正五位下、清和天皇貞觀元年正月、陸奥國志波彦神社奉授正五位下。

一、社地。東西百五十間、南北百間余と傳記に有之、當時裏行百間、表口二十間、南北五十間余。

一、社領理米高。天智天皇三甲子年、奉圭田六十八束三毛、由傳記有之。中古以來神官家祿無之。

一、家系。建久年中迄神主、中古以來當山派修驗役三十代、天正三年（皇紀二二三五、距昭和二年三五三）燒失緣記家譜等散失、往古之儀相知兼、天正年中より當代迄十四代。明治二年十二月復飾。加藤千尋藤原義音改稱。外社人左に。

加藤千尋藤原義音。松直人源盛孝。遠藤勇源知重。永野清藤原則正。阿部昇藤原重春。千葉琢藤原秀直●

大日本史神祇。志波彦神社（今在岩切村岩切川北曰冠川明神又志波道上宮）祀岐神（鹽竈社錄緣起）即鹽竈社部屬之神也。號曰藻鹽塲彦神、藻鹽塲姬神（鹽竈社記、本書云社地有志波道上之名。即鹽竈大神儲鹽之遺跡也。此神蓋掌煮鹽之事。故有志波彦之號也。附以供考。云々）

奥羽觀跡聞老志。在岩切河北鄉俗曰之志波道上。宮社說曰。延喜式所謂志波彦社者。乃指鹽竈焉。志波志保訓相通。彦者老翁之美稱。栗原郡志波姫神社同體神也。道上乃誤同社之語者也。冠川者今呼岩切川者是也。以其川在此邑而鄉人失其舊名者也。緣起說曰。社家里俗相傳。岐神乃鹽竈神也。先降于冠川上。因先立祠曰神降明神。而爲鹽竈末社。依後曰冠川明神。冠者着也。擬其元初之義。且夫神降。冠。其訓亦同。或曰志波彦乃所祭于木下者也。鄉俗是亦誤傳。曰白山祥于前條也。

封内風土記。志波彦神社。傳曰。或稱冠川神社。鹽竈一宮末社。而同躰神也。

神名帳考証。伊弉那岐尊。生大八州國。志波與島通。洲壤竈。栗原郡有志波姫神社。大八州竈。蓋事記云。是大八州之竈。活津彦根命。松島明神。或云柴明神。此乎。松與待同訓。稱立地之詞也。越前國柴神社同。云々。

封内名跡志。岩切の河北。鄉說是を冠川明神と云ふ（中略）

地名辭書。志波は此神を祭るに鹽、小柴さして道の往來を祝ひしに因る歟。謂ふ所の道の邊の岐神也。而かも先哲或は據に援用して、煮海鹽場の說あるは信けがたし。

鹽竈神社一考証。志波彦神社。志波姫神社は、共に延喜式の名神大社に列したるもので、其の由緒のかりそめならぬ事もわかり、神代の昔に於て此の神が、武甕槌神並びに其の子孫と共に陸前の根據地から陸中にかけて大なる活動をなし、異人種を懷柔同化するに勉められた事は明かである更に陸中に入りて斯波の郡名を後世に遺すべき事によつて想見し得らるゝのである。さうして此の岩切にあつた志波彦神社と鹽竈神社との關係を言へば、鹽竈神社の方は武甕槌神經津主神を主として岐神（猿田彦命）を配祀し、志波彦神社は志波彦即ち岐神と共に配偶たる志波姫を祀りたるなるが、夫の神たる志波彦を主としたる事は論なきと共に、栗原郡の志波姫神社は名の通り志波姫を主として祀つた事の論のないと共に、古代よりの祭祀の慣例より推して「志波彦」を配祀した事も、亦無論の事と思はる。

第三項　鹽竈神社と國史

一、圭田と神事

推古天皇二年（皇紀一二五四）新たに鹽土翁を祭るため、圭田五十六束を奉納して神事式祭を行せらる。天皇は只管佛法に心醉し造寺度僧のみにあらざしは本章第一節縷述の如し。

風土記。鹽竈神社圭田五十六束、新祭鹽土翁也。推古帝二年七月始奉圭田行神事式祭等。云々。

神社覈錄卷三十三。鹽竈神社。祭神鹽土翁。宮城郡鹽竈村に在す。愍國風土記殘缺云。鹽竈神社。圭田五十六束。所祭鹽土翁也。

推古二年甲寅七月始奉圭田行神事式祭等。有神家巫戸等。凡當社之境景日本雙一之地也。松島隘鹽嶺浦。爲左右之景地。凡朝吟暮嘯之佳。不可越之。

二、勅使と奉物

舒明天皇即位四年（皇紀一二九二）鹽竈神社に勅使を遣はし、方物を奉献したるにより宮城郡の名稱初めて國史に現る歷世の先帝韓國に事あり、日本武尊・御諸別王・田道將軍征討の擧ありし以來二百七十年間、東方經營の事なし、天皇の御宇新羅罪を謝し、三國朝貢して韓地事なきに及びて東方の經營に歩を進む、即位の四年鹽竈神社に幣を捧げ、九年上毛野形名を遣はし、兵を率ゐて異人種を征討せられたり。去れは鹽竈神社に奉幣使を下向せしめたるは、戰勝祈願の叡慮なりしが如く惟はる、

類聚國史百三十七（幾外奉勅宮社部）舒明天皇四年七月。陸奥國宮城郡鹽竈神社。奉勅使損膳良隅。奉錦布鹽竈等。

三、神　階

嵯峨天皇弘仁三年（皇紀一四七二）鹽竈神社に從二位を授け玉ふ。蓋し此歲田村麿蒐じ異人種亂を構ふ。文室綿麿征夷將軍となり、大伴今人・佐伯耳麿・坂上麿養代つて之れを鎭定し、膽澤の鎭所を改めて、鎭守府と稱し、將軍・軍監・軍曹・醫師・弩師等の職を置き、屯田一百町を其の費に充て、陸奥の國司を兼て、夷民を綏撫し、夷俘長を新置して東方を鎭定せんがため、鹽竈神社に神階奉授の勅諚にはあらざる乎。

類聚國史十六（神階部）嵯峨天皇弘仁三年壬辰七月十日。陸奥宮城郡鹽竈神社。授從二位。

四、分　靈

宇多天皇寛平七年（皇紀一五五五）左大臣源融薨ずや、大臣在世の日京都五條南上德寺に御分靈を勸請して「鹽竈明神」を祭り奉る。今尚五條通橋より西の方に鹽竈町の地名存して一千年前の俤を偲ばしむ。

雍州府志卷二。（神社上）鹽竈明神。在五條南上德寺中。相傳。左大臣源融公。斯邊構河原院。而於河邊。被模陸奥千賀鹽竈之境地。日々令人夫自擔難波浦。運潛潮汐。燔之爲鹽。被催遊興。其後建社祭之。一說。河原院在今東本願寺新屋敷地。今掘地則鹽竈所用之具。偶出。

五、神　領

醍醐天皇延長五年（皇紀一五八七）藤原時平延喜式を上る。主稅諸國出擧正稅廨雜稻の內に「鹽竈神社の神料一萬束」の記あり。

延喜式、陸奥國正稅六十萬三千束。公廨八十萬三千七百十束。國司の料六十四萬一千二百束。鎭官料十六萬二千五百十五束。祭鹽竈神料一萬束。國分寺料四萬束。學生料四千束。文殊料二千束。救急料十二萬束。

後鳥羽天皇文治六年（皇紀一八五〇）源賴朝軍令を布き、將卒をして鹽竈神社以下の社領に亂入して狼藉するを嚴重に戒む。

東鏡卷十。文治六年二月六日。方々勢共中。入鹽竈以下神領。不可現狼藉。

第四項　考　證

一、神　域

國幣中社鹽竈神社の神域は、往昔は今の簽神社鎭座の地籍に在り、この地湫隘のため藩祖政宗卿淨地を一森山の高邱に撰みて遷座し奉ると。「塩松勝譜」神祠本在山下神簽之處。藩祖貞山公之世。以舊地湫隘嘗塵肯宇。於此遷而祀焉。と、然しその歲月を錄せず「松島大觀」鹽竈神社の條に、慶長十二年六月二日伊達政宗改造遷宮す、と。由是觀此は、現座鎭座の神域は政宗卿の造意に出でたるが如きも、「觀蹟聞老志」古時廟於此。後以其地湫隘。遷祀山上。と古又後とのみあり年次と時代の記なし。一讀政宗卿時代にあらざるを知るに足るが如し、卿の神社を造營せしは歷然たりき「東藩史稿」六月二十日奧州一宮鹽竈社成る。と、神苑を一森山に卜し又神宮遷座の記なきに徵するに於ては卿の造意より神廟を平地より高邱に遷せしにはあざるべし。

二、神　域　移　徙

留主家景、十八世の孫從五位下上野介政景、天正九年（皇紀二二四一）新たに宮殿を造營し法蓮寺密僧富鏡法印を統裁とし遷座の式を行はしむ。蓋し低地より高地に移徙し奉りし時なるべし。

鹽社史料。奉新造宮。大旦那藤原朝臣政景。于時天正九年辛巳卯月二十五日丑刻。

留主氏は藤原家より出つ、祭神は藤原家祖神なり。家景留主職に任ぜらる。武甕槌命は浮島にあり浮島明神と云ひ經津主命は多賀崎にあり兩社を合祀し多賀神社と云ふ、所謂る式內四社の一なり。故に「鹽廟緣記」に今の鹽竈社は多賀國府に在りと云ふ、當時未た二柱の御神を鹽廟に合祀せざりし時代なるべし。吉野朝正平六年（觀應二年皇紀二〇一一）筑紫の人通稱平吉道名宗久鹽竈社の籠堂に通宵せしことあり、紀行の文を世に宗久紀行又は都のつと云ふ抄錄左に。

宗久紀行。日暮鹽竈浦に到神廟に謁す神の體は鹽竈なり、即ち廟前に座し夜を徹す。此の浦の東に向へる入海に、かけ橋高くかけて浦より遙に通ふ道あり、又磯のきはを廻りて、山の陰を行く道もあり。海人の家とも多く造りならべたるに、煙の立ちのぼるも、

これや鹽やくならんと見ゆ。浦漕ぐ舟の綱手も、所がらにや心ひくすぢなり。ふけゆく月に唐櫓の音たえ〴〵聞えて、いと心すごし我が御門六十餘國の中に、鹽竈といふ所に似たるなしと、古への人の言ひけんも、ことわりなりと覺えし。

有明の、月ともにや、鹽竈の、浦こぐ舟も、とほざかるらん。

宗久法師が鹽竈明神の宮殿を今の一森山に遷宮せざりし時代にありては、多賀神社の祭神二柱は未だ明神の廟社には合祀せざりし、と思はる、されど留主家の祖神たりし緣故によりて、二柱の御神を左將軍右將軍と仰ぎ奉りて留守家の武運と息災には祈誓卓められしなるべし。宗久法師が鹽竈明神に御通夜せられし九年の後ち、延文五年（皇紀二〇二〇）今の多賀城村八幡に鎭座せる八幡宮に法蓮坊と稱する密僧は鹽竈明神の社前に大般若經を轉讀し、惡魔退散の護魔祈禱の法を修行せられたり、事は鹽竈明神の社家により顯はれ爭議となる、時は本地垂跡神佛混合、祭政一致の時代なり、留主家（世代不明）の當主密僧を右けて社人の言を斥ぐ。（鹽竈明神の別當職法蓮寺をして社人の上班に列せしめたるは此の時に醞釀せり。

鹽松勝槩。法蓮寺。本稱神宮寺。天正年中。密僧富鏡。日拜蛇塚上誦經。祝人誰何。曰吾受留守君旨有所禱。祝人訴留守氏。留守氏右富鏡遂命爲本社別當。盛營堂塔。以其屬住八幡法蓮花坊。曰法蓮寺。專興祭事。位在祝人上。（中略一）祠官文書。又按祠官文書。載延文五年轉讀般若心經之事。祭典混佛。不始於富鏡也。

三、造　營

【造營一】　祖神の故なるがため、留主家景十四代の孫出羽守邦家延德二年（皇紀二一五〇）多賀神社の祭神二柱即ち左將軍右將軍を鹽竈明神に遷宮し奉る、後ち九年を經由し明應六年（皇紀二一五七）貴船● 貝淵（糾）の二柱を配祀したるは、鹽竈明神の神格をして昇格ならしむるの手段なるが如く思はる、されど諸書一ならず、考証を抄錄する左に。

東鹽氏傳。明應中鹽廟及多賀兩社共に壞圮、諸祠之を新にせんと請ふ、留主氏特に鹽廟を營す、乃ち多賀兩社を移して之を合祀す

又貴船祠を利府に、只洲祠を加瀨に移し、小祠を鹽廟の側らに營み以て配祀す。

宮城郡地誌。【鹽竈神社】　國幣中社。社地一森山面積七町一反二十五歩、村の北方にあり。別宮鹽土老翁、左宮武甕槌命、右宮經津主命を祭る。鹽土老翁、亦國別陸奥根命と稱へ、神武天皇遺慮に依て、安寧天皇九年正月、妹國分日東吾妻神を併せて俱に鎭祭。左右兩宮は、神武天皇二十年七月同鄕竹生に鎭座し、多賀神社と稱へ、又後に之を分ちて、左將軍宮右將軍宮と稱へ、其後延德二年三月當社へ遷座し、毎年三月二十六七日を以て大祭執行。又其後貴船只洲の兩社をも合祭し、陸奥一宮鹽竈六所大明神と稱す。然るに伊達氏に至り、貴船只洲を他に遷座し、宮殿を前の如く再興遷宮式を行ふ。寛延元年正一位を授らる、明治七年十一月國幣中社に列せらる。祭日七月十日、社地中杉松多繩葉樹の老樹あり。志波彦神社。延喜式宮城郡四座の一名社大社、國幣中社々地鹽竈神社域内志波彦神を祭る。又藻鹽場彦神藻鹽場姫神にて、安寧天皇十三年七月岩切村高森山に鎭座せられ、藻鹽場神社と稱す。又孝昭天皇六年勸請なりといひども、未だ其確證を得ず、明治四年五月國幣中社に列せらる。祭日二月二十九日。

鹽社史料第二十卷。水澤伊達和泉樣御下に、鹽竈大明神御立被成候處、太閤樣小田原下向之節御ち塗に付、黒川殿かさい殿抔御一同もつしゆ、岩切館御立除被成候由、其節は一宮御神主御同前之樣に申傳候。此家を留守家と申候、賴朝公御文書にも、余目留守殿と有之由、又は高森留主共申由に候、右之邊に候間、一宮を水澤へ勸請被成候由に御座候加瀨村天祥寺を御移、水澤にも有之由、御家中は何も、宮き在名にて、八幡● 高橋● 余目● 吉田● 花淵抔名乘被成候由申傳候、但岩切御立除被成候は、天正年中之由に候。

歷世の領主鹽竈明神を奉祀し祭禮の誠を盡くされし遺跡は政景封を今の岩手縣膽澤郡水澤に移さるゝに當り分靈を勸請せり、即ち大字鹽竈字中上野に鎭座せる、鹽竈神社此れなり、其の神格は國幣小社駒形神社の攝社にして、祭神五柱の內、武甕槌神經津主神の二柱神本殿、祭神鹽竈とし奉祀あるを以て相殿となせるは、往時の梯を忍ばしむるに足る。

【造營の二】　留主家新に神廟宮殿を一森山の高邱に奉安し、多賀神社の二柱を合祀したり概要前叙の如し。藩祖伊達政宗慶長八年治府を仙臺に移し、九年松島五大堂を修築し、十年瑞岩寺を造營し、十二年六月鹽竈社八月大崎八幡社の

造營を告ぐ、翌十三年六月鹽竈社に詣ひ家臣に命じて神殿幄舍を造らしむ。當時本社に鎭座し奉る祭神の合配は留主家時代と一なり。

東藩史稿。六月二十日奥州一宮鹽竈社成る。

藩祖成蹟。六月朔日、公鹽竈社に詣するや、地勝風景の衰頽せんを慮り、小田部勝成鹿又肥前佐藤助三郎に命じ、其神殿幄舍を建築せしむ。

聞老志。鹽竈神社。去多賀城址十八町余。在鹽竈村。未詳何代祀之。慶長十二年丁未、前太守黄門政宗卿、令馬塲日向監造紀州良匠鶴右衛門修造之。是歲六月二十日落成焉。但以貴船斜而祀本社東。

慶長十二年より七十五年の後、大淀三千風（伊勢國射和村の人名は友翰號は寓言堂又無悲軒）天和二年の頃鹽竈大明神に褒詞せる紀行文に、「一森山鹽竈大明神、本社南向三間に五間、左に貴布禰、糺兩社あり。石階百八十間、石の大鳥居あり、別當光明山法蓮寺眞言宗也。社人三十人。抑當社の緣起不分明、世俗にいふ、鹽を燒初たまふ神なり。然らば日本紀にいはく、紀伊國海濱鹽屋の王子は、伊弉諾尊の御子鹽土老翁、分身なるべし。又町屋のうちに御釜四口有り、口のひろさ五尺、あつさ三寸、水つねに七分、水の色別々也。此は釜に說々ありといへども更に信用にたらず。親應年中宗久法師東下りの紀行に、神體はやがて鹽竈にてわたらせ給ふとあり（中略）六社大明神といふもさだかならず。世へだたり時うつりきといひながら、緣起のなき事のほゞなさにや別當社家にたづね侍れど神秘にやとあるらん、なくてやあるらん、ほゝゆがめて、まほにかたらず。しかし神社考に實方朝臣あこの松を尋しに、今は出羽にありと教へし翁、是鹽竈の明神と侍るのみ。さすがに有智大才の道眷かんがみもらしぬるうへは、愚老なんどいふに足らず。されど神と守と時と文とさかんなれば、ちかきうちに記錄いでん事のらん、後の君子しるし給ふべし。又神前にたけ一丈一尺の鐵塔あり、むかし秀衡三男泉の三郎建立、再興寬文年中仙臺堺氏宗心、壯嚴美なり。

【造營の三】藩祖政宗四世の孫伊達綱村肯山公鹽竈神社の改造を行ふ。元祿八年十月十五日貴布禰・只淵の兩社を今の多賀城及び七北田村に地を封して遷宮し、左右兩宮に鹿島香取の二柱を、別宮に鹽土翁を鎭座し奉りしは即ち現代三座の起因なり。

鹽社史料。一元祿八年十月十五日御假殿御地行始木造御祀儀有之事、只渕社圖取候に付江戸へ申上候處（欠字）只渕宮神圖（欠字）宮城國分古内村と申儀者法蓮寺並社人共にも爲申聞可然由被仰付候而申來候間相達申候其御心得奉存候勿論社人共にも此旨可被仰聞候恐々謹言。

十一月二十五日

法蓮寺僧正御房

津田民部判

元祿九年正月十六日國老津田民部並に作事奉行本名九左工門を下して起工の式を擧行し祝宴を開く、二十五六兩日假宮に遷宮並に奉幣の儀を行ふ。此時綱村代理伊達彈正參列して、左右別宮に刀を献じ金を納む。三月二十五日献膳式を行ふ、此時左右兩宮及び別宮に一名の社人をして護衛せしめたり。

鹽社史料。左宮御もり社人さぬき（編者註小野讃岐守）右宮御もり社人いつ（同、小野伊豆椽）別宮御もり社人備中（同、鈴木備中守）

又元祿九年丙子御假宮御普請之卷覺。正月十六日御普請御取付に付諸役人衆（編者云繪圖繩張等作事奉行本名九左衛門吉田忠兵衛橋本左内土地見分津田民部山家織部）被罷下候事爲御祝儀從　公儀御酒被下置候六供社人迄に御振舞候事二十五日朝より二十六日晩從　公儀御賄被下置候事社僧社人共に

同日晩に寅刻御神躰御假宮へ奉遷候事。二十六日巳の中刻より午の中刻御幣奉遷儀式有之候事。御名代伊達彈正殿介添藤澤源兵衛殿御献納御太刀壹腰砂金一兩左宮別宮共に云々。

新撰陸奥風土記。一鹽竈神社。鹽竈村に在り、何れの世より祀と云事を知らず、神名帳にのせざれども、延喜式に、祭鹽竈神料一萬束と在り。貞山利公慶長十二年修造し給ひ、貴船・糺をもて本社の東に祀る。綱村朝臣元祿六年糺宮を城北古内村に遷し別社とし給ひ、新に經營の事を興し、武甕槌命を左宮とし、經津主命を右宮とし共に南に向ひ、岐神を別宮とし西に向ふ、三座を合せて

陸奥國一宮正一位鹽竈大明神と申す。

封内風土記。鹽竈社。在多賀城址十八町餘。所祭左宮武甕槌命。右宮經津主命共南面。別宮岐神西面。併三座而號奥州一宮正一位鹽竈大明神。不詳何時祭之。其神號出處古來所云之說。紛々而難一定。先君青山君。請之神祇管領卜部兼連卿。草緣記。關白基凞公書之。其說始定矣。後陽成帝。慶長十二年丁未。先君貞山君。令紀州良匠鵜右衛門。修造宮社。同年六月二十日落成遷宮。青山君之世。靈元帝貞享二年乙丑十二月有鹽竈邑中之年租及金二百五十兩。可毎歲計邑中戶口。而頒賜之。且免許鹽竈市居之諸役。他邦自國之商舶。材木運送之諸船。自今以來可來着于此浦之命。東山帝元祿八年乙亥八月。經始宮社造營之事。至同帝寬永元年甲申九月落成同月十日遷宮。寄附祭田百七十石之地。社家二十九人。賜五百五十二石餘之地。毎歲七月十日祭禮有流鏑馬。正月二十八日臨時祭禮。

聞老志。元祿六年癸酉後大守中將綱村朝臣。遷紀宮于城北古內邑爲別社。自是新興經營之事。以武甕槌命爲左宮。以經津主命爲右宮南面。岐神爲別宮西面。併三座而號陸奥國一宮正一位鹽竈大明神。

謹按。鹽竈神號。出處古來所傳說。紛々而難一定。於是。先君綱村朝臣。請之神祇管領卜部兼連朝臣卓緣起。關白基凞公書之。其說始定焉。

元祿十五年十一月十三日夜回祿の災禍起りて宮殿を火く。上下震愕衆皆色を失ふ、綱村極刑を社人に加んとす。儒臣遊佐治郎左門座にあり沈默言なし、綱村豁然悟る所ありて死罪を赦免す。

鹽社史料。元祿十五年十一月十三日夜、御宮御假殿燒失に付、御當社御假殿御營造、十四日夜遷宮。

鹽松勝譜。記事增補。慶長十二年。納言公造築殿堂。元祿六年青山公盛興土木。遷貴船神於市川。斜神於古內。新奉三社。定祭秩之式。極輪煥之美。十五年十一月災。神體火。公盛氣皆諸司曰。祠官失職罪當死。儒臣遊佐好生默然。左右注目。公悟。曰神體雖火。可改作。人命不可再續。減罪一等。

奥の細道。早朝鹽竈の明神に詣つ、國守再興せられて、宮柱ふとしく、彩椽きらびやに、石の階九仞に重り、朝日あけの玉垣をかがやかす。かかる道の果、塵土の境まで神靈あらたにましますこそ、吾國の風俗なれといとたふとし、神前に古き寶燈あり、かねの戸びらの面に、文治三年和泉三年寄進とあり。五百年來の俤、今目の前にうかびて、そぞろに珍し。梁は勇義忠孝の士也。佳命

今に至りて、したはずといふ事なし、誠人能道を勤め義を守るべし。名も亦是にしたがふと云へり。

四、鹽竈六所明神

別宮に鎭座せる祭神の異名同體にして、時代の通稱なるべし。六所は六つの神號を謂ふ。一猿田彦、二事勝國勝、三鹽土翁、四岐神、五興玉命、六太田命、此れなり。

倭漢三才圖會卷六十五（地部）陸奥鹽竈六所大明。在千賀浦、社領千四百石。祭神一座。味耜高彦根命。大巳貴尊之子。事代主命之弟。相傳。往昔堂社明神。始燒鹽云々。鎭座時代未考。于今土人多燒鹽。

歲月定かならざるも、德川幕府の初期に、參河に分靈して六所大明神と崇敬せしことあり。天保十年羽田野敬雄の著に兵主神社の說を揭げたり。

參河國官社考集訛兵主神社。一說に、松平村六所明神は、矢生本にも六所大明神なりといへり。按に、松平村六所大明神は、德川親氏主、陸奥國鹽竈六所明神を勸請賜へるなる由。

鹽竈神祭神考。故ゝ春村謹て按るに、當社は式內にもおはしまさず、又一宮にもましまさず、必國衙の總社なる事、さらに疑なかるべし。總社は國中大小の神社を、國司遙拜の設けとして、諸國の府中にある例と見ゆれば、當社も決めて然りとぞおぼゆる。但し諸國の總社のうちには、幸ひ便りよき式社を以て、總社に乘られけむとおぼしきなども、偶はあらずしもあらねど、そは打まかせたる事にしもあらず、大抵總社は式外の例なる事、他し國々にもおもひ合すべし（もし式社も兼られたりといはゞ、當郡中の大社なれば、志波彦の神社かとも云べし。鼻節神社も又大社なれど、是は其社地もたしかげなければ、其鼻節にはおはしきざじ）さて今當社を總社なりとゝ、うけゞりて決むる事は、むげに臆說のみにはあらず。既に云ふ如く、國府などにいへば、必總社のある例なるに、此他さるべき社も聞えず、かつ倭漢三才圖會に、鹽竈六所大明神者。勸請當社別宮也。諸說稱鹽竈六所明神久矣。ともあるども、一證と云ふべきなり（總社は多く六所なる事、近くは武藏下總などの總社も、六所なるに思合すべし。凡て式社の祭料は藏られたる例見えず）聞老志に、今鹽竈社在多賀城村と見ゆれば、當社は府內なる事もまた明らけし。さて祭

神は如何といふに、たしかなる古傳なければ、後人の臆斷に任せて、あなかしこ推究むべからず、たゞ鹽竈明神と稱してあるべし（かく鹽竈といへばとて、鹽土翁、鹽屋王の子、志波彥神社など、鹽に由緒ある社とな思ひそ、こは鹽竈の地名を以て、社號とはせられしなり。鹿島の地なる鹿島明神、香取の地なるを香取明神と稱するも亦同例なり）

さて又神階を稽ふるに、方今は正一位と決めて、恐らくは違ふべからず、其所以は、仁壽元年より明應十年に至るまで、天下の諸神增階の事、十三度に及びたれば、仁壽の度從五位下を授け奉るとしても、明應の度は正一位相當せり。

鹽松勝譜。鹽竈神廟。所祭神三座。左宮武甕槌命。右宮經津主命。別宮岐神。「岐神一名猿田彥。一曰事勝國勝。一曰鹽土老翁。一曰鹽屋王子。一稱道祖神。又稱妻神。或曰。延喜式所載宮城郡大社志波彥神社是也」太古天孫命經津主武甕槌二神。平定葦原中國。時以岐神爲嚮導。周流創定。遂到陸奧國。而武甕槌命遷。于常陸國鹿島。經津主命。遷于下總國香取。而岐神終止于此地。因始煮鹽。以教生民。於是乎。貴厥厚德。崇厥盛功。建祠以祭之。而世遠時邈。所傳神號。其說紛々難一定。且神祠本在山下神釜之處。藩祖貞山公之世。以舊地湫隘囂塵胥宇。於此遷而祀焉。以貴船糺二神配祀之。後肯山公遷于貴船於市川村。遷于糺於仙臺城北古內村。而張大規模。以武甕槌命、經津主命岐神。號陸奧國一宮正一位鹽竈大明神。而後神號歸一定云。廟宇鉅麗。彫繢滿眼。彩廊彫垣繚乎內域。繪馬之堂。調供之屋及鐘樓寶庫塡乎外邊。西乃列配食小祀。南乃廟門有閑門。左右置守護神像。像衣冠持弓矢。其南數步石階數百級。階下華表。榜曰陸奧國一宮。云々。

鹽松勝槩。鹽竈神社。左宮祀武甕槌命。右宮祀經津主命。別宮祀岐神。天祖始降。遣武甕槌。經津主二神。經略東北地方。岐神爲嚮導。討夷民梗化者。東北始平。故祀三神於此。岐神爲嚮導。故祀於別宮。舊稱鹽竈六社。一猿田彥。二事勝國勝。三鹽土翁四岐神。五興玉命。六太田命。六社異其神而一其靈。創始極古。或曰安寧天皇時遷座。稱道陸大明神。道陸。陸奧義。歷朝崇祀。陞神位附社田。發使獻物。屢見史傳。鎌倉以後。伊澤氏以留守職。城岩截。崇祀一仍舊典。或稱奧州一宮。或稱鎭守府社。明應六年留守政景。合祀貴舟糾兩神。改築殿堂。慶長十一年納言公「伊達政宗」建左右殿爲正祀。更建別殿。祀貴舟糾二神。煥然復舊。肯山公「綱村」尤敬神德。恐其濫祀典。諮林篤信吉川惟則。博考神典。發皇奧秘。定祀武甕槌經津主岐三神。請神祇伯卜部兼連。草定緣起一卷。關白近衛公「基凞」親跋之。以藏神庫。號曰陸奧一宮鹽竈大明神。附社田千三百石。壇竈、吉津、笠神、下馬、市川、加瀨六邑屬焉。供給之備。祭秩之隆。巍然爲東北之巨鎭。維新之初、沒社田廢祠官社僧。降爲鄉社。明治七年朝廷。以其歷朝所崇祀。陞社格爲國幣中社。左右宮南面。別宮西面。前置拜殿。棟桷巍峨。塗以丹碧。飾以彫鏤。地占艮位。磴道危峻。劃爲三段凡一百九十二級。老杉蓊鬱。不漏日影。神燈神獸。或石或銅若鐵。左右錯立。祠繚丹堧。內外二重。甃石井然。堧內細石。淨無一塵。門側廬舍。祝人直焉。庫藏神寶。厨理神膳。輪奐之觀、肅穆之客。使人悚然起敬。

第三節　鄉　社

第一項　青麻神社

鎭座地名。　宮城縣宮城郡岩切村青麻澤三十番地（通稱青麻山）

祭神。　天之御中主神・天照大御神・月讀神。配祀・伊豆岐能老翁（常陸坊海尊之靈）

祭日。　五月一日より七日まで（從來は天和靈驗に因み四月朔日よりの祭日）を十一月廿三日（新嘗祭と共に小祭に改む。

神苑。　一千坪內五百坪官有地第一種、五百坪境內續き社司所有地に區域を擴む。

社司社掌及總代。社司鈴木理吉、社掌鈴木堅石・伊藤政吉。總代今村喜平治・永野榮一・永野裴右衛門。

財產。神田一町八畝二步。山林二反五畝步。崇敬人員、永代講員一萬二千餘人。

社殿。御神座殿　洞窟。本殿　造間口九尺奧行七尺。透塀　高さ六尺九寸延長十一間三尺。　中門間口一間三尺奧行五尺、登細殿間口一間奧行二間。石の間間口九尺奧行二間。拜殿間口五間奧行三間三尺。隨神門間口四間奧行二間一尺。神樂殿間口四間三尺奧行二間。繪馬殿間口三間三尺奧行二間。神饌所間口三間三尺奧行二間。社務所（社司自宅供用）鳥井及燈籠等

參道。表參道東北本線岩切驛より北へ一里十五丁、裏參道利府驛より西北へ一里二十丁。高山の景色に富む、羊腸たる山徑に燃るが如き山躑躅を眺むるの興味を賞ゆ、裏參道は澗水淙々耳を洗ふの淸情、眞に神氣を養ひ仙境に逍遙するの感を懷く。

一、神寶什器。鐵鏡一面（傳へて三光窟の神座より發見仁壽以來の神寶）白銅鏡一面（八花形裏に唐草浮出花鳥模樣徑四寸二分）神道兵法明鏡卷一軸（傳へて海尊仙人の遺物と）小劍一口（八寸三分在銘久國）一大劍一口（二尺三寸無銘）短刀一口（一尺二分在銘國吉）太

刀一腰(三尺五寸在銘千手院)小刀一振(三尺在銘安綱)大長刀一振(四尺二寸八分無銘)短刀一口(一尺二寸八分在銘に曰く明治三十七年十一月吉日御寶劔影鍛作帝室御刀工菅原包則七十五歳謹作)神號額一面(藩儒新井義路等奉納)隨神像二軀(傳に秀衡時代の彫刻と)神樂面十二面、安永四年白川殿御指圖京都に需む)御詠歌短冊一葉(後奈良院御筆と了眠の極付)通宮卿・實則卿御筆短冊各一葉吉村公御筆色紙六歌十二葉(以上短冊和田爲直奉納)

一、什物。白川神祇伯資訓王殿染筆扇面二折、慶邦卿詠歌幅一軸、賀茂季鷹大人・本居大平大人・鈴木重胤大人・野々口隆正大人堀秀成大人短冊各一葉。

陸軍大臣奉納狀。戰利兵器の記。是れ明治三十七八年役戰利品の一にして我が勇武なる軍人の熱血を濺き大捷を得たる記念物なり茲に謹て之を献じ以て報賽の徽衷を表し尙皇運の隆昌と國勢の發揚とを祈る。

明治四十年三月　陸軍大臣　寺內正毅花押

品目　十五サンチ彈丸一。六サンチ彈丸三、長柄方匙一。方匙一。步兵連發銃一。

【沿革】本社の創祀は仁壽二年(皇紀一五一二)なり、故を以て恒祭を四月朔日より八日迄とす、明治四十三年大陽曆により五月一日より七日に改む。由來現社司の遠祖穗積保昌の尊信し奉れる、日月星の三光神を奉齋せるに創まる。而して他の神社の如く其地領封土藩主の奉齋にあらざるが故、奉齋者累代の身命を捧げて以て神德の普及に努め以て今日に及びたるなり。之を考ふるに仁壽年間前後の神祇思想は神祇史上の光明時代にあれば從て一に純粹なる神祇の奉齋にあるべかりしも、信仰唯一の神社にありては崇敬に伴ふ思潮たる當時の信仰上遂に兩部習合說に同じ。表三神眞秘三體など稱し、大日・不動・虛空藏の三體を眞秘法藏せるは時代に順應せる奉祀の常道なりき、去れど本社の祭事は剏創以來純粹の神祇祭事なるが故を以て社僧を副設せず。安永五年(皇紀二四三六)白川神祇伯王殿下より、鈴木儀右衛門(現社司鈴木理吉九代以前の祖)對馬の稱號を許され且つ式內伊豆佐賣社の神主を兼攝せる時代に衣冠飾裝の特許は仙臺藩國老を經て許狀の交付あり(揉大奉書縱紙)後又寬政五年(皇紀二四五三)神祇管領關東執役神職指導の重役を命せらるゝ(小奉書橫折紙)同時に諭翰一通(中奉書縱紙)を寄せらる、今尙神庫に藏す全文左に。

奧州宮城郡伊豆佐賣社神主鈴木儀右衛門事今般宜稱對馬風折烏帽子淨衣淺黃之指貫令着用、神事之節可進退之由本官所候也同許如狀件　安永五年六月二十二日　神祇伯家雜掌印

今般神祇道就改正御配下一統諸行事方並職業未熟之族爲糺明吟味役被仰付候條聊私曲依帖之取計無之樣心掛邪正承り糺し早速關東御役所江注進可有之候若以來卒爾之働等於有之者可爲越度之條可被得其意者也

寬政五年丑正月　神祇管領關東執役　大監物義政印

立烏帽子布齋服被免許之條許狀如斯畢令存知習合無之、神祇道本元乎不亂忌部之地乃締乎致中臣之天事以弖天下泰平國家安全之御祈無怠勤行可有者也　仍諭翰如件

寬政五丑年三月　神祇管領資延王關東執役　大監義政奉印

鈴木對馬殿

明治初年來一時は既成信仰團體の解散に垂んとする傾向あり、爲に神社は勿論司家に在りては、物心兩つながら現狀を維持するさへ至難に及びたりしも、千有餘年來累代努力の餘光たる各地府縣下より賽者の絕ゆることなく、縣內五等を下らざる大社班位を以て目さる。當時の社司鈴木貞次郎は現社司鈴木理吉の兵役を了はるを待ち、共に粉骨碎身信仰團體の再興に努力し、明治二十八年崇敬の基礎を築き永代講を組織し各縣を通じて已に一萬二千餘人に達し、尙例祭に於ける集團的參拜にありては、仙臺市を中心として各地に及び近年著しく增加し、鐵道にありても一周日中初中日に於て增車して便を與ふるに至りたり。大正御大典紀念事業として、如上集團參拜神前行事に狹隘を來せるを以て、大正五年より起工社殿大修繕擴張を期圖し逐年工事繼續二三を殘し竣成を告ぐ。

【藩主崇敬事蹟】延享三年六月藩主宗村卿(忠山公)江戶に於て瘧疾、心鏡院樣を始め御子樣方御立願御本復後、三ヶ年間御代參せらる。

寶曆八年三月藩主重村卿(徹山公)御參詣。明和八年十一月姬君(助子姬後ち順姬と稱し宇和島侯に嫁す)御病氣に付御祈願御代參。

文政元年八月藩主齊村卿(桂山公)松島御遠乘の時御參詣。天保十二年四月藩主慶邦卿(樂山公)生母延壽院樣御參詣。慶應三年四月十四日慶邦卿、十五日延壽院樣御參詣。

【他藩主崇敬事蹟】文政二年三月土州樣御留守居より、本藩若老を經て、本社緣起並に御守札納むべきの達に依り、本藩若老衆を經て納む。同三年六月尾州名古屋城三の丸へ御影御守札社內砂一合を納むべき旨、天王坊名儀にて申越されたるにより御屆せり(名古屋信仰者の言に、元城中御分靈社ありしを、維新の當時各社の御分靈と共に公園地內に奉遷せられし)と。天保七年三月尾州

樣御附衆成瀬隼人正殿横井伊織介殿より、本藩を經て本社縁起並に御守札納むべきの達により納む。安政五年四月南部公より、御祈願報賽として淺黄染固織巾一丈へ、「青麻岩戸三光宮」と白染抜旗二旒奉納。

社傳。仁壽二年神家遠祖穗保昌、日月星の三光神を窟中に鎭祭し青麻岩戸三光宮と稱へ、其後裔累代奉仕し以て傳ふ。文明年間農となり利府郷菅谷に、後岩切入山に數代住居したり。しも春秋の祭祀を愼み暫らくにして歸山奉仕、天和の靈驗以來專ら神事勤行

爾來近郷遠國衆庶の參詣あるに至れり。

東藩野乘。宮城郡岩戸村有窟。架梯纏鐵以登之。今建祠稱青麻岩戸三光宮。鈴木對馬者世爲祠官。其數世祖所兵衛者。天和二年罹眼疾甚明。一日有老翁來曰。汝資性朴實。不幸罹斯疾。吾深愍之。汝須深夜抵青麻窟。至誠拜天則瘉。即如其言月餘果瘉翁復至所兵衛。頓首謝恩。謹問其名。翁曰我是清悅也。頃居下野州大日窟。欲今移處于此窟中。所祭何神。所兵衛曰。爲大日不動虛空藏。翁曰善矣。遂入窟中。至今病風癘者。禱之有驗云。

封内風土記。岩切邑。青麻權現社。本邑山中在號青苧地。往古此地植麻苧。故以爲地名。有岩窟高一丈餘。古來相傳。祭大日。不動。虛空藏。邑氏久作者。後改據所兵衛。其性淳朴。正直。久患眼疾。遂爲瞽。不能爲穡之業。貧窮日逼。殆將飢渴。靈元帝。天和二年壬戌四月朔日。老人來告曰。今夜丑刻。當齋戒拜天。吾感汝性之淳朴。且憐其盲而來。從吾所教。目疾不日而愈。言畢忽去。不知其所往。所兵衛信心徹骨。拜老人之所去。其夜齋戒沐浴。及丑刻拜天。少焉星光滿目。四邊艸木亦分明。彌凝信心。每夜拜天。三十餘日。而眼疾全愈。其後彼老人復來。其相不凡。白髮朱顏。眼光衡人。問曰。汝目疾愈乎。所兵衛慇懃畏服。不能仰見之。稽顙伏答曰。幸蒙慈恩。眼疾得愈。不知其所謝。願聞尊翁姓名及居處。老人曰吾昔源廷尉之臣。常陸坊濱存也。今改名清恰。周流四方。姑隱于下野州山中大日窟。自今欲移住于此窟祭何神乎。所兵衛答曰。曾祭大日。不動。虛空藏。老人曰。幸哉吾所念日月星也。自今當稱三光窟。乃入窟。其窟高竣不易登。繼鐵鎖而上下。地僻去邑民之居五六里。人跡常稀。而來拜者少矣。近歲崇信之者多。設階梯於岩窟。造營宮社及拜殿。邑民設店供酒食。來拜者亦若干。奇怪之說。雖不可信。姑記其所傳說者也。

耳龍端之記。青麻廟の社家の曰く、往昔の清悅仙人は乃常陸海尊なり。天和年中此青麻山の洞に居れり、里人偶々見ることありき。白衣を衣て牛に乘て過ぐ、而して後其終所を見ず。其遺物今に傳て寶物となす。

元祿曰。青麻三光、青麻の訓、青そらにして大空に通ずるの訓と見へたり。日月星の三光なればなり。此宮四社なるべし。海尊仙ともに或人云ふ、青麻神は常陸翁にて座故に忠義神にて座て、世俗誤て中氣の神と思ふと。予是四白し彼仙數千歲を壽き玉ふから

は、其命數無盡なり壽て可なり。又日月星の三光を祭る、是亦天長地久不盡の三光にて、何れも不盡の神也、尊信じて感應座すべし、さりながら人々其尊信の深淺に依るべきなり。又按ずるに宮城郡古は青麻畑ありて貢す今は無し、反て東山江刺邊の山野より青麻を採るあり。

第二項　八坂神社

鎭座地名。岩切村字若宮前に鎭座す。祭神　素佐男神。祭日　六月十五日。列格　明治十二年六月。神苑　千二百六十三坪七歩。社殿　神殿六尺四方。雨屋縦二間三尺横五間。長殿縦八尺横三間。直會所縦二間横三間。氏子七百戸。社司　社掌加藤應雄。　氏子及び總代氏名。　大沼清七●池田香●永野駒吉●山田正通●鈴木紋之丞●高野彌五内●赤間德之助●門脇久治●安達林三郎●横田繁太郎。

【由緒沿革】　文治五年(皇紀一八四九)六月七日高森城主伊澤左近將監家景京都の祇園より勸請して、始め岩切村餘目に鎭座し圭田二十石の地を納む。後ち同村臺ヶ原の頂上に遷座して天王山と稱す。戰國時代に及びて祭事を欠き社殿荒廢す。伊達政宗寛永年間天王山より現在の地に遷宮し、祭田二百文を奉納して厚く神事を行ふ、本地垂迹神佛混淆の祭事を行ふに方り、祇園牛頭天王と奉唱す。明治六年今の神號に改め續いて鄉社に列格す。

八坂神社は牛頭天王社と稱す、後鳥羽天皇の文治中勸請する所にして素盞嗚尊を祭る明治四十四年神社合併の令あるや各區の鎭守社青麻神社を除く外は本社に合祀せられたり。合祀せられたる諸神社左の如し。

小物忌神社●雷神社●三社宮●神明社●八幡社●諏訪神社●天神社●若宮八幡社●熊野神社。

第三項　八幡神社

鎭座地名。多賀城村八幡區に鎭座す、往昔興ノ井の里と云ふ。俗に興ノ井八幡と稱す。祭神　譽田別尊●息長足姫尊●比賣神。神殿縦壹丈横九尺、拜殿縦二間一尺横三間二尺、長床縦五間半横二間、廻廊縦三間、横七尺五寸。境内五百六十

坪。

社司、菅野亦左衛門。氏子總代中山中。馬塲軍平・江口久太・今野虎治・菅野運太夫・大塲傳三郎・氏子二百十戸。

【由緒沿革】一、往古豐前國宇佐郡より奉遷奥羽之古社而、延曆年中坂上田村麿東夷征伐の時、數多之軍兵を率る此地に逗留之時、建立之由申傳たり。此地名往古沖井里と唱へ、末松山八幡宮と申奉り、于今末松山之内本丸・馬塲・大手崎・大橋許抔八幡宮御鎭座の節の舊名存せり。田村麿將軍軍兵方八丁え屯集地と唱え、方八丁と申地名も有之、其後天喜康平中源頼義義家征賊魁時、田村麿の古例を以て屯兵を於方八丁、祈此社有軍功。人皇八十四代順德院建保年中、將軍實朝公之時、賜此地を於平右馬介、築居城を於末松山遷座。

什寶。（詠歌）短冊一枚舊藩主伊達吉村寛永二年自筆。一筋にいのる心の誠あらばかみの誓は今も變らじ。（扁額）二面　縱三尺　一面は南山古梁筆。　横二尺　一面は天嶺筆。（棟札）一枚　長祿三年八月十三日宮司清太夫清原吉久の古札（火災に付模寫せし物なり、外二枚屋根替の棟札あり）。（鏡）一面　銘加賀田河内守正保八寸形鸞鵲松竹量二百二十目。（鈴）一箇。（劍）一口　銘白龍子長緊自鞘。（翁面）二面　右は古器にして其年月を詳する能はず當社に於ては寶物の第一とす。封内風土記。往古此社在末松山邊。而稱末松山八幡宮。祭日有流鏑馬。今邑民宅地傍。有號馬塲地。及末松山邊古昔社地。方四十間許之地。老杉一株。有古鐘。記曰。譜奉鑄鐘奥州末松山八幡宮。大檀那陸奥介平景綱。大工藤原弘光。大工加當安吉。永仁七年（編註皇紀一九五九年）二月二十五日改元）二月日。又有梁上之古牒。記曰。大旦那日本國主大將軍大行事陸奥介藤原景宗同藤原宗景八幡太郎。長祿三年（皇紀二一一九）以下略之。邑民傳曰。宗景者留守殿也。宗景及鐘銘所謂景綱者。八幡兵庫（諱不傳）者之先祖也。希文按永仁七年後伏見帝正安元年也。長祿之號後花園帝御宇也。景宗者伊澤左近將監家景十六世之孫。而稱留守相模守。實當家第十三世尚宗君之第二男也。考留守家譜。景宗繼家景十五世之孫藤王丸之家。藤王丸後小松帝明德中十歲而歿。景宗天文二十年五月十六日卒。自天文二十年至長祿三年。九十三年。而至明德改元應永之年。迴考之。則百六十年也。其年數之悠久。家譜所記固不疑。梁上古牒。記陸奥介者亦可疑。邑民所傳。以景綱爲八幡家之先祖。梁上之文。記八幡太郎藤原宗景。則八幡家亦藤氏。而非平氏。恐別人乎。

新撰陸奥風土記。與の井八幡神。宮城郡八幡村に在り、古此所を與井の里と云。夫木集に。

よもすがら袂に傳ふ白露の與の井の里に月を見る哉。

と詠る此所なり。古今集には、與の井とあり、里俗今與の井八幡共、やはた八幡共申も、國分寺と同時の草創也。廻國修行の徒納經所の第一とする國分寺、一の宮等の其一ヶ所なり。

第四節　村社

原町【村社八幡神社】鎭座地、原町南目宮城野。祭日、九月十五日。祭神應神天皇。明治四十年村社に列す。本殿四尺四方。拜殿竪二間横五間。境内千二百八十二坪五歩。氏子六百二十戸。

祉掌　久光右一。氏子總代　庄司稻吉・菅野喜右工門・渡邊久五郎・菱沼文治郎・齋藤八三郎・佐藤萬藏・永野得太郎・小島伊右工門・渡邊幸助・初田八十八・柴田勇助・菅原長太郎・淺野金次郎・木皿松三郎・渡邊美代松。

【由緒及沿革】桓武天皇延曆十七年（皇紀一四五八）田村將軍の勸請なり。往古生巢原八幡社、中世宮城野八幡社と稱し、社地境内も廣大なりしとぞ。祭日三月十五日九月十五日兩度なりしに、後年改めて一回とす。本地迹垂時代にありては役氏の奉齋にして、天正年中三春城主田村隼岐守三男清求、修驗となり清光院と號し、明治四年清來十二代の後裔復飾改名して田村榮と曰ふ。同町【村社神明神社】鎭座地、原町小田原字蟹澤。祭日、九月一日。祭神、天照皇太神。本社竪二間横六尺、拜殿竪一間半横四間。華表一基。境内七百八十七坪。氏子九十一戸。

【由緒及沿革】國分能登守盛重相模小田原より勸請、小田原鎭守と稱し、小田原創草の建置社領現米十石なりしも、明治維新の當時現米一石六斗に減ぜり、と神社明細書に見ゆ。

廣瀨村【村社諏訪神社】鎭座地、廣瀨村上愛子字宮御殿山。祭神、白幡大神（中宮）黑鳩大神（左宮）禰度大神（右宮）祭日、三月十五日より十七日まで三日間。（明治四十年以前十一月十五日）。列格、明治七年八月十日。住吉大神。宮殿、社殿間口五間三尺奥行四間三尺。長床間口七間奥行二間。境内七百七十五坪。基本財産、田地八反六畝歩、山

林六丁三反。氏子五百戸。

社掌。宮野敎元。氏子總代、澤口寛藏・佐藤儀藏・加藤要之助・庄子甚助・大岩平太郎・庄子米藏・石垣作藏・石垣彦左工門・早坂與吉・早坂榮三郎。

文治年中源頼朝の命により奥州留主職左近將監膽澤家景の建置する所にして、維新前にありては國分郷三十三ヶ村の總鎭守なり。故に國分一宮と敬稱す。明治七年八月十日村社に列し、同四十三年七月本村内鎭座の左記初載の村社及び無格社を併せて九社を本社に合祀し遷宮の式は行はれたり。左に。

村社　八幡神社（宮田別尊）　村社　鹽洗山神社（鹽土老翁尊）　無格社　山神社（大山祇神）　無格社　大伊勢澤神社（大日靈尊）
無格社　葉山神社（倉稻魂命）　無格社　熊野神社（熊野夫須美命）　無格社　關所神社（瀨織津姫命）　無格社　藥師神社（大穴牟遲尊・少名彦尊）

什器。（鰐口）茂庭綱元奉納、直徑一尺、于時寛永十二乙亥霜月吉祥日（中央二行）奉寄進鰐口愛子郷諏訪夢想明神（向て右）武運長久所茂庭了庵公綱元敬白（向て右）（甲冑）伊東七十郎着用。（扁額）國分一宮諏訪社の七文字堅四尺幅一尺。（獅子）天明八年三月十五日奉納。（和銃）二十丁。（刀劍）二十振。（手鎗）五。

【由緒沿革】一、文治年中征夷大將軍源頼朝卿平泰衡征伐の爲め發向の時、其の軍に勝を得は此社を再興せんと深く誓願す。果して勝利の得たり。茲に因て伊澤四郎家景を以て本社を建立、家景崇敬の余り拜殿長床をも建立せり。之より諏訪社と改稱、新に十五末社を建立、當山莊麓を極む。是より前信濃國佐久郡住人、源房治の後裔、佐久太郎房義・佐久次郎治義の二人頼朝に從ひ來りて社務を掌る。

一、康正二年國分下野守宗治郷六九郎再興九月二十九日棟上、同十一月二十八日遷宮、禰宜重義正重の二人之を掌る。此時（御殿山）の頂より移し奉る。此時の棟札金尺にて二尺一寸横七寸五分なり。

一、永祿二年國分能登守宗政、同丹後守宗元。息刑部左衛門政友再興、九月二十三日棟上、十一月十三日遷宮、稱宜土佐守政吉之を掌る。此時の棟札金尺にて二尺横五寸。

一、慶長三年國分殿沒落、郷六惣左衛門故有て、山岸修理助・堀江長門守・同但馬守施守と成り、愛子氏子勘成十二月朔日遷宮、禰宜伊勢守治清其の子中將之を掌る。此時の棟札金尺にて二尺五寸横七寸也。

一、元和九年藤原朝臣政宗建立宮野奉仕。此時の棟札金尺にて二尺四寸横八寸也。

一、寛永十一年十二月晦日之夜宮野長永夢想和歌一首を得たり。

和歌。　世を長く保つ心は政宗の世界しづかに住吉の松。

此時茂庭了庵綱元の廟室は下愛子に在り、綱元此和歌を伊達政宗君に奏聞す。君大に喜び金參兩奉納諏訪夢想大明神と贈號、額面を掲げらる。

一、寛永十二年仙臺中納言伊達政宗建立、造宮代官茂庭了庵綱元、奉行猪狩八右衛門元次、別當宮野長永。此時本社長床石坂別當亭室に至るまで造營輪奐の美を極む。十二月十五日遷宮。此時の棟札金尺にて二尺八寸横九寸すあり。

一、寛文三年再興願主茂庭周防守定元・森田曜岐次男治郎兵衛重治、嫡男勘左衛門重職、此時伊達家に原田の難有り、故に定元宮城國分・名取・亘理・伊具・宇田・柴田・刈田・志田・遠田・加美・桃生・牡鹿・栗原・登米・玉造・磐井・膽澤・江刺・氣仙の各郡より淨財を募り再興、美を盡せり。宮野坊密永奉仕。

一、貞享二年六月十八日、伊達綱村君名取郡秋保湯元へ發駕の時、社前に至り、諏訪万右衛門をして代拜せしめ、支倉源太左衛門御使として鳥居建立の旨を以て、金一兩並に木材を賜ふ此時建設の鳥居は赤塗（一丈二尺横八尺八寸）

一、筒鉢之神事起源年月傳曰く、文治年中より執行此神事は毎歳一月十五日の眞夜中曉近くまでに行ふ、頗る古典的である即齋主は此神事の七日前より齋戒沐浴只管身を清め十五日の十二時神前に祝詞を奏上之より神前に供へてある鍋の中に粢米と小豆と水とを入れ、篠竹又は堤の「よし」を約二寸位に切り農作物の順序に東西南北に入れ、ふたをする平年は三百六十五回閏年は三百六十六回の祝詞を奏して祈禱をなすので一回でも多くとも少くとも因るので豆を一粒宛數へて正確に祝詞を奏上此の儀式の終ると共に鍋の火を除いてよしの束を三方に取上整十六日立會人を招待して歩付をする其の方法は筒の中に入つた小豆と米の多少によりて豫定之は五穀野菜の豐熟良否日雨風靈に至るまで、農作物の參考として氏子は勿論八方より歡迎されて居る。

康正三年國分下野守宗治郷六九郎。永祿二年國分能登守宗政同丹後守宗元息刑部左工門綱元讃岐守政次息惣左工門政友。慶長三年國分殿沒落郷六惣左工門故有て山岸修理助堀江長門守同但馬守施守と成り。

元和九年藤原朝臣正宗　奉建立諏訪大神　霜月十二日

寛永十二亥(御遷宮御代官茂庭了庵綱元奉行猪狩八右工門明元次)上大工新助

奉造立諏訪三社夢想大明神宮惣戒釋迦如來大檀那仙臺中納言政宗公御建立之所也

霜月十五日

別當宮之坊吉藏

封內風土記。諏訪神社。不詳何時勸請。傳云住吉神。黑鳩神。禰渡神一社而祭四神。每歲正月十五日。煑筒粥於神前。卜其歲之豐凶。載竹四五寸許若干。各雕風雨旱穰五穀之名。入粥中而煑之。以管中所入米粒多少而知之。曰之筒粥。有古來造營梁上古牒十枚。其一。後花園帝康正三年。國分下野守宗治造營。其二。同帝元龜二年國分能登守造營。其三。正親町帝永祿三年國分能登守同丹後守。其四。後陽成帝慶長三年。山岸修理助造營。其五。後水尾帝元和九年貞山君造營。其六。明正帝寛永十二年。貞山君造鳥居。其鳥居朽敗今亡。別當相傳。寛永十一年十二月晦日。翌年正月元日兩處相續。別當宮之坊。夢中得和歌。曰。世遠長久保津心者政宗乃世界靜仁住吉之松。告貞山君。乃命夢想披。賜命。會于茂庭石見綱元入道了庵宅。有其　式。且命揭夢想大明神額。稱諏訪夢想大明神。新造營宮社拜殿坂階夕。別當祈禱處居宅。

大澤村【村社宇那禰神社】　鎭座地、大澤村芋澤字明神。祭神、桓武天皇。祭日、三月十九日。幣帛供進指定、明治四十三年四月四日(金參拾圓)。社殿、神殿三間四方。拜殿七間四面、長床三間に五間。鳥居一基。境內、四百七十坪。氏子三百二十戶。信徒略二千戶。

社掌、宮崎一。氏子惣代、東海林儀右工門●佐藤甚左工門●庄子清四郎●安達久兵衛●庄子善左工門●千田榮治●早坂源三郎●奧山要之進●庄子德吉。

【由緒沿革】　慶長十四年(皇紀二二六九)九月十九日、鄉六孫九郎義澄、鄉六より遷座せりと。明治四十三年七月十五日、日月神社●愛宕神社●天神社●八坂神社の四社を合祀す。

社記。宇那禰神社秘藏の靈札に依れば、永祿年中迄國分鄉六村に鄉六大膳宗治(鄉六孫九郎のこと)今の愛子二軒在家(森田氏の祖先)の內神として鎭座し賜ふ靈神と傳ふ。桓武天皇を奉祀したりと云ふ。從來芋澤の村社と祀りて、每年陰曆三月十九日九月十九日の兩度祭典を行ふ、今其の秘藏の樟木札四枚あり之を左に寫示せんに。

一、寫德元年丙戌十二月大旦那藤原氏御建立御陳札一枚他は不明なり。

一、天文丙申十二月大禮那藤原朝臣長沼式部少輔宗清公社堂建立との御陳札一枚。

一、永祿五壬戌十二月大檀那藤原朝臣長沼式部少輔宗清公社堂建立との御陳札一枚。

一、正保二乙酉四月大檀那藤原孫次松平陸奧守忠宗公御代御札一枚。

社地縱八十三尺橫七十五尺、社は東向七尺作、鳥居東向、長床東向縱四間橫五間、地主當本山派修驗登德山壽命院なり。封內風土記。宇那禰大明神社。不詳何時勸請。有社造營梁上古牒三枚。其一云。藤原朝臣長治伊勢守政繼。福德元年丙戌建立。其二云。藤原朝臣長治鄉六大膳宗家。永祿五年壬戌建立。希文按福德之號。歷朝無所見。誤字決矣。

同　村【村社小倉神社】　鎭座地、同村大倉下大倉天狗橋左岸。祭神、大日靈尊、大巳貴命●少彥名命●祭日、三月十九日、九月二十七日。列格、明治八年三月二十九日。

社殿。神殿、竪六尺橫四尺八寸。拜殿、竪四間三尺橫二間。鳥居一基。燈籠一基。境內百六十三坪。氏子　戶。

社掌、大宮善雄。氏子總代、結城龜治●早坂清三郎●早坂今朝之亟●菅澤養藏●小松米藏●石垣倉之助。

【由緒及沿革】　平重盛祖神式內小倉神社を尊崇す、治承三年(皇紀一八三九)重盛薨じ、後ち三年閏四月清盛薨ず。壽永二年(皇紀一八四三)平惟盛●通盛等源義仲と戰ひ、砥並●篠原に敗績す。平貞能重盛の遺骸を奉じ、戰禍を避けて大倉に潛み、後ち小倉社の分靈を勸請奉祀せるは、神社創建の濫觴なり。境內に稻荷社あり、又大正元年九月二十九日日向國下田園に鎭座の神明社を合祀せり。由諸沿革の概要社記の如し。

社記。小倉神社。山城國乙訓郡式內小倉神社は平氏一門の祖神なり。小松內大臣平重盛臣筑後守貞能卿、時勢の爲すべからざるを知り、重盛の墳墓をして敵に蹂躙せられんことを慮り、發き髓骨を收め、平氏祖神の靈璽を奉持して、常陸に隱れ剃髮して肥後入道と稱し、從臣數人を將ひて宮城郡大倉村に潛み靈璽を此地に勸請す。其後天正年間國分盛重の臣、大倉藏人武運を祈り社殿を改造す。安永三年社殿を再建す今の宮是なり。

根白石村【村社宇佐八幡神社】鎭座地、根白石字館下園。祭神、應神天皇。祭日九月十五日。列格、明治四十年三月一日神饌幣帛供進指定同日。神饌四圓幣帛料拾圓。

社殿、九尺四面。拜殿、竪五間横二間。厩、竪六尺横四尺。境内、百八十二坪。氏子二百十戸。

社掌、石川廣美。氏子總代、荒木忠治・庄子文五郎・犬飼成安。

【由緒及沿革】明治四年二月奉仕者石川祐麿の調査によれば、宇佐宮八幡大神と記せり、而して末社として大六兎口社・花輪明神社・年川明神社・北峰愛宕社・林崎明神社・熊野本宮社を境内に鎭座せり。別當本山派修驗日光院の管理に係れり。明治三年六月復飾して石川祐麿源盛俊と名を改む。本社を勸請したる先人、又は年次に三說あり、一は永正年中回國修驗の奉祀なり。二は文祿朝鮮の役より凱旋のとき藩祖貞山公佐々備中に命じて勸請せりと。三は寛文年中古内酒造の勸請に係ること後記叅照の如し。明治四十二年三月十一日朴澤區鎭座樋口・澤口兩社並に明治四十一年二月八日根白石區鎭座兎ノ口・愛宕・年川の三社並に同四十二年三月十一日朴澤區鎭座樋口・澤口兩社を合祀す。

【史料】八幡神社。寛文中古内造酒助重直の勸請する所にして、根白石町を去る東北約五丁、白石三河守の居館の趾と稱せらるる小丘にあり。老杉森々と生ひ茂りて神々しく、境内には大六天王・愛宕神社・三十三觀音等を合祀し、招魂碑及西北部には杉目御前の墓あり。一說に曰く藩祖公朝鮮役歸陣の時老臣佐々備中古内主膳重廣の父をして、宇佐八幡宮より勸請せられたる所ともいふ祭日は九月十五日にして國家に大事ある場合には村民一同社前に集り祈願を籠む。

同　村【村社鷲倉神社】鎭座、福岡字小山（拜風ヶ岳ノ祭神、大巳貴命。祭日十月廿九日。列格、大正十二年十一月十日。神饌幣帛供進指定同日。神饌四圓幣帛料拾圓。

神殿、竪一丈横一丈一丈五尺。拜殿、竪七間横二間。鳥居一基。燈籠二基。境内千五十九坪。氏子百六十三戸。

社掌、石川清。氏子總代、片倉儀治・庄司德助・鴇田清七・鴇田傳吉・鎌田小三郎・菅澤周藏。

【史料】鷲倉神社。宮殿の御坂は急坂一丁餘境内は薄苔むし、老杉鬱蒼として天を摩し晝尙ほ暗く、昔時は御山と稱し西北の斷崖に鎖鎖を設け攀登して禮拜せり。依りて今此地を鎖（くさり）と稱し又山を小山といふ。推古帝の御宇登喜多知麻呂の勸請する所にして第二の宮を奉祠せりと。一度廣場に立たゝば敬神の念禁ずる能はず。四境の幽邃なると、社殿の宏壯なるは村内を通じて冠たり、神社併合後福岡村澤の鎭守社たり。毎年祭日の前夜は村民一同夜を徹して準備をなし、壯嚴なる儀式を行ふを例とせり。明治四十二年三月十九日福岡區藥師・天神・雷・八坂四神社を本社に合祀す。

七北田村【村社賀茂神社】鎭座、上谷刈字古内糾園。祭神、日本武尊・武甕槌命、經津主命。祭日、舊四月一日。列格明治五年九月。

社殿、二棟各三間四面。長床、間口五間三尺奥行二間。境内四千八百八十五坪。氏子八十五戸。

社掌、石川清次郎・梅川万吉・若生富治・菅場惣左工門・本郷金藏。

【由緒及沿革】本社の神號一名糾神社と云ふ。「只洲」の文字を用ゐしことあり。留主家の領土たりしとき、明應六年糾・貴船の二神を遷座す、元祿八年（皇紀二三五三）伊達綱村鹽竈神廟の緣起を考證し、糾宮遷宮の事を國老津田民部に命じ、其年十一月二十五日遷座の神苑を撰定するや鹽竈神廟別當法蓮寺僧坊に牒し、（參照本章二節二項八）特に作事奉行佐々布景信普請奉行鹿又利助をして工を督さしめ、桁間十尺梁間九尺、草葺流造りの宮殿を新造せしむ。翌九年九月二十二日工竣り、翌十年正月十九日遷宮の式は如法に行はれたり。棟札を抄錄する下記に。

奉營建。奥州宮城郡國分古内村、御祖神社大檀越左近衛權中將從四位上兼行陸奥守藤原朝臣綱村君。御武運悠久御子孫繁昌。諸願成就所。

時天祿九歲舍丙子秋九月二十二日

奉行佐々布五郎右工門源景信

鹿股傳九郎藤原利助・少監河東田彌兵衛藤原重親・大工内藤五左工門藤原俊廣。

御神體箱勸請並正遷宮導師。參仕修學者大先達良覺院權律師法橋蝶眞。

當社神職禰宜鎌田信濃守藤原景直。

鎌田景直は宮奉行景家の子、所謂る宮侍即ち社人肝入格にして別當同格の神領を受け、無裝束社人の格式を有せり、持に攅みて賀茂神社に奉祀せしめたりき。

封内風土記。加荷神社。傳云。東山帝元祿九年。肯山君造營此社。舊在鹽竈社地。鹽竈造營時移于本邑。土人稱之。曰糺神社。寄附社領二十石。禰宜領二十四石之地。

神苑は北に冠川(七北田川)を望み老杉繁茂し、地勢の優美なる京の賀茂社の神苑に髣髴せりと云ふ。此の清地を探究覈査して、遷宮の地域に撰定したるが故に、鄉俗「糺」(ただし)との傳説は過ぎたる附會なるべし。神號元來「糾」神社なればなり。遷宮の當時境内に、八咫烏神社を鎭座す。神殿五尺四面。拜殿間口五間半奥行二間。社務所間口四間半奥行二間。大正四年八月上谷刈に鎭座せる八木澤神社・雲水神社を合祀す。更らに本社建置に關しては、「賀茂神社略誌」及び封内風土記あり。

封内風土記。加茂神社。傳云。東山帝。元祿九年肯山君。造營此社。舊在鹽竈社地。鹽竈造營時。移于本邑。土人稱之曰糺神社。寄附社領二十名。禰宜領二十四石之地。

同　村【村社二柱神社】　鎭座、市名坂字西浦。祭神、伊弉諾命・伊弉册命。祭日、五月八日、十一月廿三日。列格、明治三年四月。

社殿。神殿二間四面。拜殿間口五間奥行五間。鳥居一基。石造燈籠四基。境内二百六十五坪。氏子三百五十戸。

社掌、藤岡虎之進。氏戸惣代、伊藤留藏・嶺岸鶴之助・宮城久五郎・小野清之亟・櫻井小圓太・阿部襲吉・高橋善三郎・鄉湖庄太郎

【由緒及沿革】　國分家の氏神にして、仁和多利大權現と稱し、万治二年(皇紀二三一九)東浦修林檀に鎭座す。寛文二年(皇紀二三七二)現在の神苑に遷座す。修林壇は國分盛重の裔孫、藤岡重信の男修林坊春山金剛院の道場なるべし。その十二代の後孫明治三年四月復飾藤岡伊佐美藤原昌永と曰ふは現任社掌藤岡虎之進の先人なるべし。境内に、御靈神社を祀る、神社の神號石出(又留)神社と云ふ。神社は傳に、武烈天皇の御後なりしと。元和五年(皇紀二二七九)七北田村備前なるもの四尺四面の祠を建て奉祠せしに、宮殿腐朽するを以て明治十一年本社境内に遷宮奉祀せり。

封内風土記。御靈神社。傳云。後水尾帝。元和五年邑民備前者勸請。或稱石留明神。

同　村【村社熊野神社】　鎭座、松森字鹿島。祭神、熊野加夫呂岐櫛御氣神。祭日、舊三月十五日。列格、明治六年。

社殿。神殿九尺四面、拜殿間口三間奥行二間。境内百七十五坪。氏子百五十。

社掌、藤岡虎之進。氏子總代、齋藤勘四郎・齋藤勘之助・佐藤得哉・佐藤幸右衛門・鳥貫新吉・齋藤文四郎・今野慶藏・村山政太郎。

【由緒及沿革】　寶文十一年(皇紀二三三一)三月十七日續城五郎、紀州熊野の分靈を勸請し、熊野大權現と稱し、國分家の氏神なりと云ふ。其の年火災に罹り神寶紀起等燒燼せりと傳ふ。境内に白山社の鎭座あり日本武命を祀る。大正四年七月三十一日松森字内町園に鎭座せる藥師神社を合祠し遷座の式を擧ぐ、神社は大巳貴神・少毘古那神を祭神とす。明治十三年藥師神社由緒を調査申告せしことあり全文下記の如し。

創立年月等不詳。然れども古老の傳聞には此社古昔大社たりしを、天正の亂により神殿の下に存在せし奇石のみ殘りしを、慶長年中村民宮殿を再興せし由申傳ふ。其後又寶曆年中宮殿を造營して今日に傳ふ。奇石今猶宮殿の下に存す。先年兩部習合の際祀を加へて藥師堂と稱せしを、明治十二年信徒請願して藥師神社と改む。

同　村【村社須賀神社】　鎭座、野村字萩塚。祭神、素盞雄尊。祭日、舊六月、舊九月十五日。列格、明治四年。神饌幣帛供進指定、昭和二年五月三十日(參拾圓)

社殿。二間四面、拜殿竪一丈回り横二間半。長床間口六間奥行二間。鳥居一基。境内五百九坪。氏子七十戸。

社掌、藤岡虎之進。氏子總代、若生長藏・佐々木幸四郎・萱場勘藏・馬場平治・若生直治・若生豐吉。

【由緒及沿革】　神佛習合時代に「牛頭天王」と稱し、維新の當時「須神社」の社號なりしも、明治三十二年八月三十日現在に改む。大正四年七月二十四日、馬場屋敷の神明社、八幡前の八幡社、筒舩屋敷の稻荷社を合祀し遷座の式を擧行す。

社記。右社勸請之義は寛永四年御先代伊達より御改國の砌蒼溝梅津勇三郎先祖御供の節伊達より御取和氏神に祭祀候の處寛永四年同村士族白津勘之助と申者の施主にて野村一村の鎭守に奉崇敬候明治四年御改政の際當村社と改稱す。

同　村【村社神明社】　鎭座、荒巻字神明。祭神、大日靈女貴命（天照大神）。祭日、舊四月廿五日。社殿、神殿八尺四面。拜殿間口三間奥行二間。鳥居一基。境内九十六坪。氏子三十五戸。社掌、庄司一。氏子惣代、山田清治・東海林久三郎・山田子之吉。

【由緒及沿革】　今は原町の西、仙臺市鍛冶町の東端に鎭座せる神社之れなり。無格社。　八坂神社・白鳥神社・愛宕神社・石留神社・道路神社・藥師神社・雷神社等。

七郷村【村社七郷神社】　鎭座、荒井字新屋敷。祭神、伊弉諾命・天兒屋根命・白山姫命・天照大神。祭日、舊三月十五日新九月十五日。村社指定明治四十三年四月、幣帛供進額三十圓。社殿。神殿、四尺四面。鳥居一基。境内三十九坪。

社掌、荒井篤之助。氏子總代、大泉權太郎・伊藤倉之助・堀江嶌四郎・萱場富次郎・堀江五右工門。

【由緒沿革】　熊野神社の別當天台宗法性寺住僧、明治三年六月復飾名を荒井量榮藤原法光に改む、天保十二年九月十九日の棟古牒は修造なるべし。明治四十二年十一月熊野・春日・白山・皇大神宮神・明社の五社を合祀し熊野神社の神號を改るに村名を冠せり

同　村【村社保食神社】　鎭座、南小泉字松原、祭神、保食命。祭日、陰四月二十日。列格、明治四十三年七月廿二日。幣帛供進同二十四年五月廿三日。社殿、四尺四面。拜殿、間口三間二尺奥行二間三尺。回廊、竪一間三尺横二間三尺。鳥居一基。境内二百五十坪。

社掌、荒井千別。氏子總代、沼田五郎七・大泉多藏・佐藤市右工門・小島留平・菅原得名藏。

【由緒沿革】　永祿年中山城伏見稻荷社より分靈を勸請し、稻荷大明神と稱す。明治三年社號を改め保食神社に改む。天正年間、三

輪・淺間の二社を遷座し、本山派修驗善明院別當たり、明治三年善明院十三世正善源宥復飾、名を加藤虎之進藤原信良と改む。

高砂村【村社賀茂皇大神社】　鎭座、上岡田字明神東。祭神、別雷皇尊。祭日、四月十五日。列格、明治四年正月。社殿、神殿、間口八尺奥行七尺五寸。拜殿、間口五間三尺奥行二間一尺。境内、二百五十二坪。鳥居一基。

社掌、菅野亦右工門。氏子總代、菅野太左工門・鈴木久三郎・鈴木織衛・嶺岸權之助・平山平藏・二瓶賢三郎・横田源右工門・行方新之助・高橋清左工門・鈴木長三郎・加瓊卓吉。

【由緒沿革】　嘉祥（皇紀一五〇八）年間の創建にして、天正年中龍王院別當の職に任じ、川島加茂神社と稱せしことあり。明治二年十二月九日龍王院復飾名を茨城清士藤原信義と改む。

同　村【村社神明社】　鎭座、蒲生字松原。祭神、天照大御神。祭日、三月十六日。列格。社殿。神殿三尺四面。雨覆、間口二間奥行一間三尺。拜殿、間口二間奥行二間。境内、百五十坪。

社掌、大内仲。氏子總代、遠藤秀吾・遠藤源右工門・遠藤彌四郎・遠藤長松。

【由緒沿革】　鄕土の敬神家伊勢の大廟を參拜し、御幣を奉祀して遙拜所を建つ、維新前には南海生人家の附近に鎭座せしも、神威の冒瀆を恐れ遷座せしと傳ふ。

同　村【村社雷神社】　鎭座、中野字雷。祭神、大雷神・水波野賣神・御井神。列格、明治四年正月。社殿。一丈四面。遙拜所間口五間奥行二間。境内二反四畝九歩。氏子二百五十戸。

社掌、大内仲。氏子惣代、高橋清左工門・小幡貞右工門・渡邊常治・才藤深三郎・鈴木源七。

【由緒沿革】　明細調書に天祿（天は文の誤字歟）年中の頃には本村の東北に鎭座ましませしが、嘉永六年の春野火に延燒せられて古記社傳鳥有に歸す。

同　村【村社高砂神社】　鎭座、中野字高松。祭神、底綿津美神・中綿津美神・表綿津美神・伊邪那岐神・伊邪那美神。祭日、九月十九日。列格、明治四年。

社殿、間口二間奥行一間三尺。繪馬殿間口四間半奥行二間。境内二畝歩。氏子八十七戸。

社掌、大内伸。氏子總代、鈴木榮七●吉田林助●太田圓太郎。

【由緒沿革】 本社儀は萬治二年伊達藩主領地の時、米穀運行のため鹽竈村裏海より大代村を通じ蒲生村まで掘割の節、佐々木只太夫普請係りの節、此土地至て泥地にして一日堀は一夜に埋み、殆ど只太夫困却す。右太神へ新願を籠、即成就に及依て其節宮殿を建立す。其後伊達藩主巡廻の節此場所は藩州高砂浦に似れり依て社名高砂明神と公稱すべしと云へり。又藩主より延寛元年九月十九日まで御神酒等被備候と風土記に見え。延寛年中より蒲生村北方の鎭守なり。

同　村【村社二木神社】　鎭座、田子字二木。祭神、伊弉諾神。伊弉册神。祭日、三月十九日。

社殿、本社二間三尺四面、長殿間口五間奥行二間。境内五畝八歩。氏氏八十三戸。

社掌　田村安治。氏子總代　加藤卓吉●黒崎運藏●伊藤橘三郎●大泉安長●千葉三右エ門。

【由緒沿革】 元和二年三月十九日勸請、寶曆三年九月十九日再興。

同　村【村社住吉神社】　鎭座　福室字平柳。祭神、底筒男神●中筒男神●表筒雄神●息長足姫命、刻格明治四年正月。

社殿、本社四尺四面、拜殿二間四面、雨覆間口二間三尺奥行一間三尺。境内坪數　四畝歩。氏子八十七戸。

社掌　田中安治。氏子總代　遠藤十郎兵衛●淺野善次郎●淺野多利藏。

【由緒沿革】 創立未詳鎭守住吉大明神と稱す。積年破損に由り、延享四年八月再建。明治御維新の際神社に改む。

同　村【村社田村神社】　鎭座、田子字町裏。祭神、猿田彦命。祭日、六月十五日●刻格、明治六年。

社殿、神殿六尺四面。拜殿間口三間奥行一間三尺、境内一畝廿一歩。氏子九十六戸。

社掌　田村安治。氏子總代　高田忠吉●色川定吉●阿部米治●田勢源兵衛●伊藤清治●大波義藏●庄司長三郎。

【由緒及沿革】 此社は本村字福田の地未だ人民の居住なき時より此所に小祠ありて近隣の人之を崇敬したる由然れども社傳は云も更なり村老の傳聞をも何年何月何等の故にて誰勸請と云ふことを詳知するを得ず往昔より村民此社を崇敬して弘化三年宮殿を再興せり。

七ケ濱村【村社鼻節神社】　鎭座、七ケ濱村花淵濱字誰道園。祭神。猿田彦命、祭日、舊九月廿八日。

社殿、間口六尺八寸奥行六尺、長床、間口六間奥行二間。厩、間口五尺奥行六尺。境内八畝十五歩。氏子、六十五戸。

社掌　本郷勝治。氏子總代　鈴木銀作●(國府厨印像管者)寺澤愛藏●遠藤勇治郎(一木亭管理者)

【由緒沿革】 式内名神大社なり。舒明天皇二年(皇紀一二九〇)都を飛鳥岡に移す、此とき圭田四十三束を奉納して祭事を行せらる。仁明天皇承和十一年(皇紀一五〇四)從五位下を授け給ふ。爾來一千二十五年を經、明治三年六月神佛混淆を廢止す、社員民籍にありて社務に從事する者三人、鎌田三太夫藤原則光●遠藤權太郎藤原幸光●伊藤孫太夫藤原清明の三氏此れなり。境内に八幡神社●大根神社の宮あり、大根神社は石宮にして、傳へて當濱東海底に鎭座しあるを遷宮せられたりしと、その歳月詳かならず。

鼻節大明神の御緣起。大明神は道祖神と申御神にて、人王六代孝安天皇の御時、天より此所へあまくだり給ふところに、御跡よりめ神をゐかけたまひてきたり給ふにより、其所をゐかけ島と名付て今に有り。又其島の南の方に、北のわきと申いそ有り、是はめがみにてたつねきたと仰られ候、御言葉をかたどり、その所を今にきたのわきと申なり。

御社替の事。御社はじめは、ほうか崎と申山に御座在しが、風はげしき所にて、御宮度々そんじ申により、ほうか崎より、人王四十九代、光仁天皇の御宇寶龜元年に今の所へ、御やしろを移し奉る。ほうか崎には千八十一年をはしまし、今の御やしろへ移し奉て、元祿五年まで九百十九年なり、ほうか崎御やしろはじめより元祿五年まで五年に成なり。

在名始の事。此所を花淵と申事、大明神の御鼻に節たち申により、かたどりて鼻節と書候得ども、御やしろ替の折ふし所の者申候は、御鼻の文字在名に書申事おそれ有り、名のちがはざるやに文字を書替可申と、御鼻の文字は、さく花に書替、節は大明神はじめは、わにが淵にたちつかせたまふにより、淵をかたどり花淵と書替申と承傳申なり。

元文三年五月　　祖遠藤宗休　後世改め　七十三歳に而書署者也

七代繼目品替り　　治左衛門(參照口繪)

鄉土誌。鼻節神社、村社なり。當區の南方吼坊ケ岬垂水にあり、社地東四十五間、南北十七間の小社なれども、前面蒼溟渦巻く太平